

令和8年度 第4回府中市福祉のまちづくり推進審議会 次第

日時：令和8年9月11日（金）午前10時から

場所：府中市役所おもや4階 第1特別会議室

1 報告

- (1) 第2回地域福祉計画策定連携会議の開催結果について

2 議題

- (1) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度から令和8年度）の進行管理及び評価方法について
- (2) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の令和7年度実績について
- (3) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画答申案について
- (4) その他

【事前送付資料】

- (1) 資料1 令和8年第2回地域福祉計画策定連携会議 委員意見一覧
- (2) 資料2 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度から令和8年度）の進行管理及び評価方法について
- (3) 資料3 令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行管理表
- (4) 資料4 重点施策における参考指標の推移
- (5) 資料5 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(令和9年度から令和14年度)（答申案）
- (6) 資料6 府中市地域福祉計画等策定スケジュールについて（令和7・8年度）

【当日配付資料】

- (1) 次第
- (2) 席次表
- (3) 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画案に関する第3回福祉のまちづくり推進審議会からの主な変更点について

次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画案に関する第3回福祉のまちづくり推進審議会からの主な変更点について

No.	該当ページ	修正箇所	修正内容	修正理由
1	7ページ	図表1-1	府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画及び府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、府中市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画のみ網掛けで表現していたが、一部修正した。	府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画は、高齢者福祉分野、障害者福祉分野のみならず、子ども分野、保健・食育分野等の分野横断的な内容を含む計画であることから関連する個別計画を一律に表現した。
2	8ページ	図表1-2	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画のみ網掛けとする。	7ページの図表1-1の修正を受けて、当該計画のみ網掛けで表現し、読み手にわかりやすいようにした。
3	14、17、19、20、22、27、36、37ページ	各現状のまとめ	第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題について、各現状のまとめに「要点」を追記した。	各現状のまとめについて、何を表現しているのか伝わるように、「要点」の文言を追加した。
4	16～17ページ	図表2-6、2-7	人口推計の図を修正	他分野計画と合わせて差し替えをした。
5	40、45、49、52、54、56～58ページ	調査結果の課題	一般市民調査結果の(1)地域と近所づきあい～(8)府中市の福祉施策それぞれの課題に対する関連施策を追加	
6	45、49ページ	調査内容の追加	困っている人への手助けの経験、地域における課題を抱えた世帯の把握状況に関するアンケート内容を追加	第5章「重層的支援体制の構築(重層的支援体制整備事業実施計画)」に記載する内容に合わせるため追記した。
7	76～79ページ	計画の体系	施策のうち、「地域活動・ボランティア活動の充実」、「再犯防止等の推進(府中市再犯防止推進計画)」、「包括的に支援する体制の整備」、「つながりづくり、社会参加へ支援」、「成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進(府中市成年後見制度利用促進基本計画)」、「多様な人材の確保・育成・定着」、「互いを理解し、ともに生きる意識の醸成」7つを地域福祉計画の＜重点施策＞とする。	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画が保健福祉分野の上位計画となることから、包含される「成年後見制度利用促進基本計画」や「再犯防止推進計画」、「重層的支援体制整備事業実施計画」に関連する施策や関連計画で共通する施策に対して、重点施策を設定することとした。
8	81ページ	評価指標	基本目標3「いきいきと健康に暮らすための環境づくり」の取組の方針2の評価指標を「住宅に困窮する高齢者や障害のある人へ等の入居支援事業 相談件数から「府中市社会福祉協議会の在宅福祉助け合い事業の協力会員登録者数」へ変更する。	評価指標は、基本目標や取組の方針に関連するアウトプット指標を記載するよう整理していたが、当該評価指標については、別の基本目標に紐づく事業となっていたため再設定した。
9	82ページ	評価指標	①基本目標4「誰もが安心して暮らせる仕組みづくり」の取組の方針4の評価指標を「福祉サービス事業者への運営指導実績件数」から「社会福祉士資格取得費用及び介護職員初任者研修費用の助成件数」に変更する。 ②基本目標5「福祉のまちづくりの推進」の取組の方針1の評価指標を「福祉まつり来場者数」から「心のバリアフリー」という言葉を知っている割合」に変更する。	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画における重点施策を設定したことで、それに関連するアウトプット指標に変更するため。
10	87ページ	取組事業	事業番号6「市民協働に推進による地域福祉活動の拡充」の取組「多様な主体との連携」に市民協働による地域福祉事業の推進に向けて、中間支援組織等への支援の充実」を追記した。	令和8年度第2回地域福祉計画策定連携会議の委員意見を受けて追記
11	88ページ		府中市再犯防止推進計画についてコラム形式で追加した。	令和8年度第3回福祉のまちづくり推進審議会の委員意見を受けて追加
12	90ページ	取組事業	事業番号11「地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ等を通じた継続的支援」の取組事業名を「地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化」から「支援を必要とするアウトリーチと伴走支援の推進」に変更する。	事業番号11の取組事業に合うように取組事業と取組内容を修正した。
13	91ページ	取組事業	事業番号12「多機関協働による包括的相談支援の推進」 ①福祉課題の共有ー地域生活課題の共有・解決 ②相談窓口の連携強化及び部門別相談支援センターとの連携強化ー部門別相談窓口の連携強化 ③多機関協働の包括的な相談支援体制の構築の取組内容に重層的支援体制における支援会議や相談支援包括化推進会議等を追加	令和8年度第3回福祉のまちづくり推進審議会の委員意見を受けて文言修正・追加

次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画案に関する第3回福祉のまちづくり推進審議会からの主な変更点について

No.	該当ページ	修正箇所	修正内容	修正理由
14	93ページ	事業名及びリード文	事業番号15「ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携」から「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進・医療機関との連携」に修正。それに伴い、リード文も修正した。	関連計画である府中市保健計画と整合性を図るため修正
15	93ページ	取組事業	事業番号15「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進・医療機関との連携」の取組事業「こころの健康を守る取組の推進」を削除	事業番号24「自殺総合対策計画に定める取組の推進」の内容に含まれることから削除した。
16	94ページ	取組事業	事業番号17「自立支援・介護予防・重度化防止のための取組」の「健康づくり・介護予防の場と機会の提供」の取組内容を「ライフステージに応じた健康づくり～」から「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり～」に変更	関連計画である府中市保健計画と整合性を図るため修正
17	95ページ	取組事業	事業番号20「現在の外出支援策の拡充」の取組「あらゆる市民が利用しやすい移動支援の充実」の内容に「外出のサポートが必要な障害のある人が、必要な時に支援が受けられるよう、移動支援事業の充実を検討する。」を追加した。	令和8年度第3回福祉のまちづくり推進審議会の委員意見を受けて文言追加
18	98ページ		成年後見制度の「民法等の一部を改正する法律」についてのコラムを掲載予定	
19	99ページ	取組事業	事業番号29「居住支援の充実」の取組「住宅確保に関する支援」及び「居住支援」に関する内容を統合し、一つの取組として修正	主管課からの修正依頼
20	100ページ	取組事業	事業番号30「避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化」の取組 ①「避難所の課題の精査及び対応の検討」の取組内容「学校及び地域が主体となり～」→「学校及び地域と連携し～」へ修正 ②「府中市障害のある方に向けた防災ハンドブック」等に基づき、障害の種別や特性に応じた防災対策や避難時の課題を踏まえ、支援の在り方を検討する。」を追加	令和8年度第3回福祉のまちづくり推進審議会の委員意見を受けて文言追加
21	100ページ	取組事業	事業番号30「避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化」の取組「社会福祉施設等との防災協定、福祉避難所の確保」の内容に二次避難所を追記した。	福祉避難所と一次避難所と二次避難所の違いを明確にするため。
22	101ページ	取組事業	事業番号31「地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり」の取組「防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり」の内容を一部修正	令和8年度第3回福祉のまちづくり推進審議会の委員意見を受けて、自治会や自主防災連絡会、赤十字奉仕団などの具体的な組織名を追記した。
23	101～102ページ	取組事業	事業番号33「福祉サービス事業者への運営支援及び指導（生産性向上。経営支援の視点）」の取組「福祉サービス提供事業者への事業継続計画（BCP）策定の促進」を削除	事業所におけるBCPの策定が義務化されたため、当該取組は計画に掲載する内容に該当しないことから削除した。
24	102ページ	取組事業	事業番号34「福祉人材の確保・育成・定着」の取組「専門的な人材確保のための支援」の内容に同行援護者に関する内容を新たに追加	令和8年度第3回福祉のまちづくり推進審議会の委員意見を受けて文言追加
25	103ページ	取組事業	事業番号35「福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成」の取組「福祉教育・啓発活動の推進」の内容を「小中学校」から「小・中学校や高等学校」へ修正	令和8年度第3回福祉のまちづくり推進審議会の委員意見を受けて文言追加
26	104～105ページ	取組事業	事業番号37「分かりやすく利用しやすい情報提供の推進」 ①多様な媒体を活用したバリアフリー情報の提供の内容から「ケーブルテレビや出前講座、地域の掲示板等多様な情報提供を活用する」を削除 ②「情報利用のアクセスの機会の確保」の内容にハンディキャップサービスの内容を追記 ③「案内・情報のバリアフリー」の内容に文字情報等を追記した。	①に関しては、関係課との調整のうえ、削除 ②、③に関しては、令和8年度第3回福祉のまちづくり推進審議会の委員意見を受けて文言追加
27	107ページ	取組事業	事業番号42「移動のバリアフリー化の推進」の取組「福祉移送の支援」を削除	事業番号20「現在の外出支援策の拡充」の取組「あらゆる市民が利用しやすい移動支援の充実」に統合するため。
28	111～112ページ	文言の修正	重層事業に位置付いている各事業の内容について整理した。	社会福祉法第106条の4第2項に規定されている重層的支援体制整備事業の記載内容に沿って掲載するため。

次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画案に関する第3回福祉のまちづくり推進審議会からの主な変更点について

No.	該当ページ	修正箇所	修正内容	修正理由
29	113ページ	雇用事業の全体像	事業の推進として、全体像の下部に「相談支援包括化会議」及び「代表相談支援包括化推進会議」について追加した。	令和8年度第3回福祉のまちづくり推進審議会の委員意見を受けて追加
30	128ページ		相談支援機関アンケートについて、コラムとして追加	
31	153～160ページ	資料追加	11圏域別グループディスカッションでの意見を追加	
32	161～172ページ	用語集の追加	ページ数の記載はしていないが、計画内で使用されている用語について、五十音順に掲載	

令和8年第2回地域福祉計画策定連携会議 委員意見一覧

No.	連携会議委員意見	連携会議での事務局・会長回答
1	関連計画全体を通じて、人材不足が共通する大きな課題であり、地域活動においても善意や無償のボランティアだけで担い手を確保することは今後ますます難しくなると感じた。 自治会や民生委員、消防団などの担い手不足が進む中、地域のつながりを維持しながら、活動を支える新たな仕組みや人材確保の方策を検討していく必要があると考える。	各計画の中でも、居場所の確保や多様な場づくり、人材育成の必要性が示されていた。人材については、専門職に限らず、地域の中で活動を担う人材をどのように確保・育成していくかが重要である。今回の意見を踏まえ、各協議会において、居場所づくりや人材育成に関する記載を改めて精査する必要がある。
2	福祉のまちづくりを進める上では、人材不足への対応が共通の課題であり、従来の地縁団体や無償ボランティアだけに依存した地域づくりには限界があると感じた。 今後は、NPOやコミュニティビジネスなどの中間支援組織を活用しながら、多様な主体が地域づくりや参加支援の担い手となる仕組みを計画の中で明確に位置付けることが重要だと考える。 NPOを立ち上げる人を支援するなど、行政、社会福祉協議会、中間支援組織・市民活動団体という三層構造のような形も考えていただきたい。	社会福祉協議会では、地域福祉コーディネーターや「わがまち支え合い協議会」を中心に、地域住民とともに生活支援や見守り活動などの地域づくりを進めている。 地域ごとのニーズに応じて活動内容を見直ししながら、無償だけではなく一定の対価を取り入れた継続しやすい仕組みを構築しており、市としてもこうした地域福祉活動を支援していく考えである。
3	重層的支援体制整備事業について確認したい。国からどの程度の予算措置があるのか、予算規模によって実施できる内容や検討の幅も変わってくるのではないかと考えるため、その点を伺いたい。 また、いくつかの計画でロジックモデルが示されていたと考えるが、どのような考え方に基づくものなのか、また、どのような議論を経て活用することになったのか、分かる範囲で説明いただきたい。	本市では今年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、多機関協働事業を新たに位置付けて社会福祉協議会への委託により進めている。 国の補助は一部で4分の3の補助率が適用されるほか、従来の各事業に応じた補助率も含めて活用しており、本年度は重層的支援体制整備事業交付金として約3億4,000万円を見込んでいる。 次にロジックモデルは、事業を何回実施したかといった実績だけでなく、その結果として市民や地域にどのような変化や成果が生まれたかを重視する考え方である。 アウトカムの視点で事業効果を評価し、その結果を次期計画の見直しや改善につなげていくことを目的としている。
4	高齢者や障害のある方の中には、災害時に福祉避難所を利用する方も多いと考えられるが、福祉避難所の数はまだ十分とはいえない。各計画にも災害時の対応について記載されているが、「連携」や「検討」にとどまっている部分も多いように感じる。今後は、民間施設との連携や民間施設の活用も含め、より具体的に計画へ位置づけていくことが重要ではないかと考える。また、障害の種別にかかわらず共通して対応できる内容や、共通して記載した方がよい事項もあると考える。各分野が個別に進めるだけでなく、上位計画である地域福祉計画の中で方向性を示していただくことで、分野間の連携が進みやすくなるのではないかと考える。	避難支援等に関する記載については、福祉のまちづくり推進審議会でも多くの意見が出された。現在、市として、また庁内でどのように表現していくかを検討しているところである。本日いただいた意見も含め、上位計画としてどのような方向性を示すことができるかという視点から、引き続き検討していく。
5		
6		
7		
8		

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度から令和8年度）の 進行管理及び評価方法について

1 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の進行管理の方法について

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画を着実に進めていくため、年度ごとに各事業の進捗状況の確認及び評価を実施し、進行管理表として取りまとめています。

事業を構成する各取組において、「令和8年度までの取組目標（参考目標数値）」、「取組計画（PLAN）」、「取組成果（DO）」、「取組評価（CHECK）」、「次年度への課題・改善（ACT）」及び「備考」を記載しています。

令和8年度までの取組目標（参考目標数値）	計画終了年度の令和8年度において目指すべき状況（目標数値）を記載します。
取組計画（PLAN）	各年度の取組計画を記載します。
取組成果（DO）	計画に基づき実行した実績を記載します。
取組評価 （CHECK）	計画取組の実績や進捗状況を4段階で評価します。 ◎…取組計画達成し、取組目標も達成 ○…取組計画のとおり達成 △…取組計画の一部を達成 ×…取組計画が未達成
次年度への課題・改善 （ACT）	取組評価（CHECK）に基づき、次年度以降に向けた改善点等を記載します。
備考	取組評価等について、補正説明などを記載します。

2 府中市福祉のまちづくり推進審議会における評価の方法について

進行管理表の「取組評価（CHECK）」には、あらかじめ各取組の進捗状況等に基づき、取組の主管課による評価を記載しています。

事業の全体評価については、各取組の評価を数値化して評価付けをしています。

具体的には、「◎」が3点、「○」が2点、「△」が1点、「×」が0点と数値化し、各取組の平均値を以下の通り4段階で評価します。

全体評価基準			
◎：2.6以上	○：1.6以上2.6未満	△：0.6以上1.6未満	×：0.6未満

審議会では、令和7年度の進捗評価に対して、ご意見をいただき、ご審議いただきます。

資料3

令和 7 年度

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画
進行管理表

目次

目標1	地域力の強化	
1	地域の担い手の育成と支援	1 ページ
2	地域の居場所及び見守り機能の強化	2 ページ
3	市民の自主活動への支援	5 ページ
4	地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化	10 ページ
5	情報交換の場の設置	11 ページ
6	市民及び企業等との協働の取組の推進	12 ページ
7	避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化	14 ページ
8	地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり【新規】	17 ページ
9	防犯意識の向上	18 ページ
目標2	包括的支援体制の整備	
10	福祉情報提供体制の充実	19 ページ
11	身近な相談機能の充実	20 ページ
12	福祉の総合相談窓口の設置	21 ページ
13	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】	22 ページ
14	地域福祉活動推進事業の支援	24 ページ
15	成年後見制度利用促進による権利擁護の推進	25 ページ
16	様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組	26 ページ
17	再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり	28 ページ
18	生活困窮者の自立支援事業の推進	31 ページ
19	住宅確保に関する支援	33 ページ
20	就業機会の拡大	35 ページ
21	ひきこもりに関する支援【新規】	37 ページ
22	福祉サービス事業者への運営支援及び指導	38 ページ
23	専門的な人材確保のための支援	41 ページ
目標3	生き生きと暮らすための環境づくり	
24	ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携	42 ページ
25	健康に関する相談・情報提供の充実	44 ページ
26	介護予防事業の充実	45 ページ
27	住まいのバリアフリー化の支援	46 ページ
28	生活支援の充実	47 ページ
29	府中市自殺総合対策計画の推進【新規】	48 ページ
目標4	福祉のまちづくりの推進	
30	福祉のまちづくり推進事業	49 ページ
31	ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備	50 ページ
32	公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備	51 ページ
33	公園のバリアフリー化の推進	52 ページ
34	移動のバリアフリー化の推進	53 ページ
35	社会活動等への参加・参画に対する支援の充実	55 ページ
36	分かりやすく利用しやすい情報提供の推進	58 ページ
37	福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成	61 ページ

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針		(1) 地域福祉活動の促進		全体 評価	○
施策	①地域福祉を担う人材の育成と支援									
事業番号	1	ページ	100	担当部署	地域福祉推進課					
事業名	地域の担い手の育成と支援									
事業内容	地域福祉を担う人材の育成と支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援します。									
取組名	ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成				民生委員・児童委員活動への支援				関係団体への支援	
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	ボランティアセンター等を通じてボランティア活動できる環境づくりに努め、ボランティア活動に取り組む市民の増加を目指す。				・新しい福祉エリアでの民生委員活動について、協議・検討を進める。 ・令和7年12月1日に民生委員の一斉改選（定数191人）が行われる。欠員においては、推薦会委員や関係機関と連携を取りながら、追加委嘱ができるよう事務局として支援していく。				府中地区保護司会や府中市赤十字奉仕団等の活動強化のための取組を行う。	
令和7年度 取組計画 (PLAN)	府中市社会福祉協議会が運営する「府中ボランティアセンター」事業へ補助金を交付する等の支援を行い、多様な人材の確保・育成を図る。				・欠員地区及び一斉改選に伴う委員候補者の推薦手続きについて、関係機関と連携を取りながら、事務局として支援する。 ・一斉改選後の新しい福祉エリアの区分けについて、民生委員・市担当部署や関係期間と連携及び調整を進める。 ・民生委員・児童委員活動について、関係機関等にチラシ配布を行うことで周知していく。 ・オンライン化などを含めた会議等の方法について検討する。				府中地区保護司会、府中市赤十字奉仕団の事務局として、関係機関との連絡調整や、会議及び研修の開催支援等、団体運営を支援する。	
令和7年度 取組成果 (DO)	府中ボランティアセンターにおいて、ボランティア活動に関する相談や情報提供、ボランティアの紹介等を実施することにより、地域の架け橋となり、労力・技術や趣味など様々な力を活かした幅広い年齢層の活動を支援した。 ・登録ボランティア数 個人登録：412人 団体登録：58団体 ・入門研修参加者数：84人				・3年に一度の一斉改選に伴い、173名を委嘱した（内訳：再任委員139名、新任委員34名）。また、一斉改選後に4名の欠員補充を行った。 ・一斉改選後より新たな福祉エリアを基盤とした新地区割編成に変更となり、一部委員については、担当世帯数を均し負担の分散を図るため、区域の修正を行った。 ・市広報掲示板等に掲示できる活動周知用ポスターを活用し、公共施設を中心に掲示を行った。また、民生児童委員連合会作成のPR動画の放映や市民協独自で作成したチラシ・ポスターを関係機関に配布することで、民生委員活動の普及・啓発を行った。 ・都の補助金を活用し、民生委員に新たなデジタル機器（PC）を配付した。令和5年2月に立ち上げたICT推進委員会と協議し、活動記録のオンライン化等、モバイル端末の活用について推進した。				・府中地区保護司会、府中市赤十字奉仕団の活動を事務局としてサポートすることで、円滑な活動支援を行った。	
取組評価 (CHECK)	○				○				○	
次年度への 課題・改善 (ACT)	ボランティアの案内及び入門研修を開催して、掘り起こしを進める。				・一斉改選後の新しい福祉エリアでの民生委員活動について、民生委員自身が不安になることのないよう、引き続き関係課とともに連携して調整していく。また、新任委員がつつがなく業務を遂行できるよう地区委員や再任委員、社協と連携し、サポートしていく。 ・民生委員活動の普及啓発については、PR活動の機会などを増やし、地域福祉の担い手としての認知度を高めるとともに、なり手不足解消につなげていく。 ・負担軽減の一助として会議や情報提供のオンライン化を引き続き検討・推進していく。				引き続き団体の円滑な運営を支援する。	
備考										

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針	(1) 地域福祉活動の促進	全体 評価	○
施策	②地域活動・ボランティア活動の充実							
事業番号	2	ページ	101	担当部署	高齢者支援課、障害者福祉課、子育て応援課、子ども家庭支援課、保育支援課、児童青少年課			
事業名	地域の居場所及び見守り機能の強化							
事業内容	高齢者、障害のある人、子ども及び子育てをしている人等、様々な人が地域とのつながりを保つため、地域での居場所づくりと見守り機能の強化を進めます。							
取組名	高齢者に対する地域での見守り活動の充実				認知症高齢者を支えるまちづくりの推進		障害のある人の地域参加・地域交流の促進	
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会等、民生委員・児童委員、シニアクラブ、地域包括支援センター等に加えて、広く福祉関係団体とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化する。				・認知症サポーターを養成し、認知症高齢者世帯への支援体制を構築する。 ・認知症カフェの立ち上げ及び運営を支援する。		市民に対する障害啓発に努めながら、開催内容や広報活動を展開し、各イベントの来場者数増加を図る。	
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・高齢者見守りネットワークの普及啓発を行う。(随時) ・地域の関係機関と地域包括支援センターとの連携を深めるため、自治会、シニアクラブ、民生委員等が参加する高齢者地域支援連絡会を開催。				・認知症サポーター「ささえ隊」養成講座の実施 ・ステップアップ講座の実施 ・認知症カフェの立上げ及び運営の支援 ・認知症ケアの普及啓発		・WaiWaiフェスティバルを実施する	
令和7年度 取組成果 (DO)	・高齢者地域支援連絡会 29回 ・独立行政法人都市再生機構と府中グリーンハイツにおける連携協力に関する協定を締結し、同敷地内で晴見町連携づくり会議と、自由参加のいきいきカフェ晴見町を4回開催した。 ・地域における高齢者の見守り体制を強化するため、新たに1事業者と「地域の見守り活動に関する協定」を締結した。				・認知症サポーター「ささえ隊」養成講座 43回・1,481人養成・累計34,540人 ・ステップアップ講座 4回・50人 ・認知症カフェ 7か所 ・認知症カフェ補助金 1件 ・認知症に関わる講演会 1回		・WaiWaiフェスティバル 令和7年12月13日(土)～12月14日(日) 来場者数 5,011人 ※参考(令和6年度来場者数：5,297人)	
取組評価 (CHECK)	○				△		◎	
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き、地域ネットワークの構築に向け、地域住民同士、地域住民と地域包括支援センターとの顔の見える関係づくりに努めていく。また、高齢者の見守りに関する民間事業者を含む多様な主体との連携の充実を図る。				地域での支え手や見守りの重要性が高まっている中、市民や事業者を対象とした認知症サポーター養成講座を継続し、認知症に対する理解の促進を図る。また、本人ミーティングの実施やチームオレンジの立上げを目指し、認知症の人とその家族が安心して暮らせる体制の整備を推進する。		開催内容や広報活動を検討し、市民に対する障害啓発に努める。	
備考					認知症サポーター養成講座は55回の開催、累計40,000人の養成を目標(いずれも年度末時点)としていたが、目標に達しなかったため評価は△とした。		予定していた事業を無事実施できた。アンケート結果にて事業評価が好評であったため◎とした。	

評価基準・・・◎(取組計画達成し、取組目標も達成)、○(取組計画のとおり達成)、△(取組計画の一部を達成)、×(取組計画が未達成)

令和 7 年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針	(1) 地域福祉活動の促進		全体 評価	○
施策	②地域活動・ボランティア活動の充実								
事業番号	2	ページ	101	担当部署	高齢者支援課、障害者福祉課、子ども家庭支援課、保育支援課、児童青少年課				
事業名	地域の居場所及び見守り機能の強化								
事業内容	高齢者、障害のある人、子ども及び子育てをしている人等、様々な人が地域とのつながりを保つため、地域での居場所づくりと見守り機能の強化を進めます。								
取組名	地域における子育て支援事業の充実①【子育て分野】				地域における子育て支援事業の充実②【子ども分野】		地域における子育て支援事業の充実③【保育分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	身近な地域で親子が気軽に集い、交流ができる場を提供していくことで、児童虐待の一因と指摘される子育て中の親の孤立化の防止や子育てで不安の解消を図る。また、子育てに関する相談、情報提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図る。さらに、地域で子ども食堂等を実施している団体を支援し、地域の居場所づくりの促進や見守り体制の充実を図る。				要保護児童対策地域協議会が対象とする支援対象児童等の居宅を訪問するなどし、状況の把握を通じて子どもの見守り体制の強化を図る。		「地域子育て支援拠点事業」や「利用者支援事業」、「子育てひろば事業」を展開し、子育て中の家庭に対して、地域の中で支え合いながら子育てができるように支援を行っていく。 また、基幹保育所の整備にあわせ、地域子育て支援センター「はぐ」の整備を進めていく。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	市立保育所（基幹保育所）4か所で子育てひろばを実施する。 市内11か所で子育てひろばを実施する。 ・私立保育園 7か所 ・子ども家庭支援センター「たち」 ・子ども家庭支援センター「しらとり」 ・ベビーゆうゆう ・ブックントイ（R5より出張ひろばを開始） 地域で子育てひろばや子ども食堂を実施する団体の活動資金の一部に対して補助金を交付し支援する。 ・子育てひろば 1団体 ・子ども食堂 17団体				要保護児童対策地域協議会が対象とする支援対象児童等について、現状に加えて見守りが必要と判断された児童については、支援対象児童等見守り強化事業で支援する。同事業の対象者は、要支援児童等だけでなく、未就園児等見守りが必要な可能性のある児童へもアプローチし、見守りが行き届くよう支援する。		4か所の地域子育て支援センター「はぐ」を中心に、子育て中の家庭が安心して育児と向き合い、子どもたちが健やかに育っていけるよう、誰もが参加しやすい子育てひろばの開催を目指す。 また、地域子育て支援センター「はぐ」ひよしの整備を着実に進める。		
令和7年度 取組成果 (DO)	市立保育所（基幹保育所）4か所で子育てひろばを実施した。 市内11か所で子育てひろばを実施した。 ・私立保育園 7か所 ・子ども家庭支援センター「たち」 ・子ども家庭支援センター「しらとり」 ・ベビーゆうゆう ・ブックントイ（R5より出張ひろばを開始） 地域で子育てひろばや子ども食堂を実施する団体の活動資金の一部に対して補助金を交付し支援した。 ・子育てひろば 1団体 ・子ども食堂 17団体				支援対象児童等見守り強化事業 ・府中市社会福祉協議会に委託して実施 ・訪問対象世帯数72世帯 訪問対象者132人 延べ訪問回数1,626回		・市民ニーズを踏まえ、今後の子育てひろばの開催や予約方法に関する検討等を行った。 ・子育て講座の一環として、子ども家庭支援センター「たち」とルミエール府中において「はぐフェスティバル」を開催した。 ・LINEを活用した情報発信や予約管理を行った。 ・地域子育て支援センター「はぐ」ひよしの整備を行った。		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	子ども食堂の補助金交付団体については、2団体を増やし、充実を図る。				引き続き見守り支援が必要な児童の把握、支援の実施を継続していく。		引き続き市民ニーズの把握に努め、子育てひろばが少ない地域など、必要な場所で必要の人に支援が届くような取組を展開する。 また、LINEを活用した子育て情報の発信や子ども家庭支援課との連携を通じて、多くの市民に子育てひろばや地域子育て支援センター「はぐ」を利用してもらえるよう努める。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化			取組の方針	(1) 地域福祉活動の促進	全体 評価	○
施策	②地域活動・ボランティア活動の充実						
事業番号	2	ページ	101	担当部署	高齢者支援課、障害者福祉課、子育て応援課、子ども家庭支援課、保育支援課、児童青少年課		
事業名	地域の居場所及び見守り機能の強化						
事業内容	高齢者、障害のある人、子ども及び子育てをしている人等、様々な人が地域とのつながりを保つため、地域での居場所づくりと見守り機能の強化を進めます。						
取組名	地域における子育て支援事業の充実④【児童分野】						
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	人が地域とのつながりを持ち、見守り、見守られる機能を強化するため、放課後の児童を見守るボランティア活動を促進し、それぞれの地域での居場所づくりを推進する。						
令和7年度 取組計画 (PLAN)	学校、放課後子ども教室や学童クラブ等の児童の放課後の居場所から自宅への帰宅時は、犯罪や事故が起きやすい時間帯であり、見守り体制の確保が必要とされている。 見守りボランティア員の減少が課題であるため、引き続き、市ホームページや広報紙等での広報周知活動を行う。						
令和7年度 取組成果 (DO)	放課後見守り研修会を実施し、情報交換を行った。その結果、犯罪や事故の発生はなく、見守り活動による安全確保の効果を確認できた。 ボランティア募集については、市広報紙や青少年団体会合等において広報を実施した。						
取組評価 (CHECK)	○						
次年度への 課題・改善 (ACT)	見守り活動により一定の安全確保の成果は確認できたが、見守りボランティア員の減少が継続的な課題となっている。 従来の広報に加え、学校や地域団体との連携強化、研修機会の充実等により、新規参加者の確保及び継続的な参加促進に取り組む。						
備考							

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針	(1) 地域福祉活動の促進		全体 評価	○	
施策	②地域活動・ボランティア活動の充実									
事業番号	3	ページ	101,102	担当部署	健康推進課、地域福祉推進課、障害者福祉課、地域コミュニティ課、文化生涯学習課、スポーツタウン推進課、協働共創推進課、高齢者支援課					
事業名	市民の自主活動への支援									
事業内容	市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。									
取組名	自主的な健康づくりへの支援				文化センター等を活用した福祉活動の推進① 【地域福祉分野】		文化センター等を活用した福祉活動の推進② 【障害分野】			
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・健康づくりに向けた啓発を図る。 ・地域において自主的に健康づくりを実践している個人・団体を「元気いっぱいサポーター」として活動を支援する。				市に福祉団体として登録した団体が、公共施設で活動する際の支援を行う。		文化センター等を活用して、地域で進められる福祉活動の場・機会を提供するほか、学習、交流事業や相談支援など、多様な福祉活動の展開を図る。			
令和7年度 取組計画 (PLAN)	元気いっぱいサポーターリーダー養成講座を実施する。また、地域において市民が自ら健康づくりを広められるよう、リーダー向けの元気いっぱいサポーターリーダー会及び自主グループ活動を支援する。				福祉団体として登録した団体が、文化センター、生涯学習センター、ふれあい会館で活動する際に減額利用できるよう活動を支援する。		手話・点字講習会を実施する。			
令和7年度 取組成果 (DO)	・元気いっぱいサポーターの活動状況を調査するためサポーターアンケートを実施した。 ・定例会や自主グループ活動を支援した。 ・元気いっぱいサポーターリーダー養成講座を1クール実施し、19名を養成した。 ・元気いっぱいサポーターリーダー会を実施した。				福祉団体として登録した団体が、文化センター、生涯学習センター、ふれあい会館で活動する際に減額利用できるよう活動を支援した。 令和7年度福祉団体登録団体数：113団体		・手話講習会 受講人数 手話入門 昼の部 24人、夜の部 26人 手話応用 昼の部 13人、夜の部 18人 通訳基礎 昼の部 22人、夜の部 15人 通訳養成 3人 ・点字講習会 受講人数 初級8人、中級5人、中途3人			
取組評価 (CHECK)	○				○		○			
次年度への 課題・改善 (ACT)	地域において市民が自ら健康づくりを広められるよう、養成講座やリーダー会の実施、自主グループ活動を支援する。				引き続き支援を実施する。		可能な支援を継続し、講習会の周知方法を検討しながら受講生及び修了生の増加を図る。手話講習会については、市登録手話通訳者認定試験の合格者を継続して輩出していく。			
備考										

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和 7 年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針	(1) 地域福祉活動の促進		全体 評価	○
施策	②地域活動・ボランティア活動の充実								
事業番号	3	ページ	101,102	担当部署	健康推進課、地域福祉推進課、障害者福祉課、地域コミュニティ課、文化生涯学習課、スポーツタウン推進課、協働共創推進課、高齢者支援課				
事業名	市民の自主活動への支援								
事業内容	市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。								
取組名	文化センター等を活用した福祉活動の推進③ 【コミュニティ分野】				文化センター等を活用した福祉活動の推進④ 【文化生涯学習分野】		文化センター等を活用した福祉活動の推進⑤ 【スポーツ分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	文化センターを活動拠点として、地域で進められる福祉活動の場・機会を提供するほか、学習、交流事業や相談支援など多様な福祉活動の展開をサポートする。				生涯学習センターにおいて、指定管理者と協議しながら、高齢者や障害者に向けた福祉に関わる講座を充実させ、生涯学習ボランティアを通じた高齢者の生きがいがづくりを進める。		・地域体育館高齢者健康体操教室 16,000人 ・総合体育館高齢者健康づくり教室 2,300人 ・高齢者健康づくり教室（朝日フットボールパーク） 600人		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・各文化センターでの困りごと相談会の実施の支援を行う。 ・福祉に関する情報が入手しやすいように情報提供を行う。 ・高齢者福祉館の積極的に適切な利用に努める。				・生涯学習講座（けやき寿学園）1コース2回 ・教養講座 1コース2回 ・生涯学習ボランティア入門講座 1回		・地域体育館高齢者健康体操教室の開催 ・総合体育館高齢者健康づくり教室の開催 ・高齢者健康づくり教室（朝日フットボールパーク）の開催		
令和7年度 取組成果 (DO)	・週3階または週1回、困りごと相談会実施の支援を行った。 また、令和7年度中に白糸台・片町文化センターにおける相談会の実施を週1回から週3回にする支援を行った。 ・関係課から提供されたリーフレットやポスターの配架・掲示を行い、情報提供に努めた。 ・一般開放及び介護予防等の事業実施の支援を行ったとともにマッサージ機や電位治療器を設置しており、市民の健康増進を図った。				・生涯学習講座（けやき寿学園） →「生きる力の育成」をテーマに、プロの音楽家による演奏や生き方についての講演を行い、生きがいの発見と創出につなげた。開催回数 2回、参加者 225人 →教養講座 映画を楽しむ機会が減った高齢者に向けて、映画上映を行った。終活という重くなりがちなテーマも笑いを交えて描かれていてリフレッシュ効果もあり、また、家族と来場することで世代間の対話を促し、笑いや感動を通して心の健康の向上を図った。開催回数 2回、参加者 335人 ・生涯学習ボランティア入門講座 →生涯学習に係るボランティアを育成するため、講座を実施 開催回数 1回、参加者 22人		・地域体育館高齢者健康体操教室 15,333人 ・総合体育館高齢者健康づくり教室 1,901人 ・高齢者健康づくり教室（朝日フットボールパーク） 715人		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	文化センターは複合施設であるため、関係課と協力し利用者のさらなる満足度の向上に務める。 また老朽化が進んでいるため、適切な管理運営を行っていく必要がある。				・生涯学習講座（けやき寿学園）及び教養講座は、高齢者の興味や関心にマッチし、高齢者の生きがいがづくりに役に立つ内容となるよう、生涯学習センターの指定管理者と協議し、更なる受講者の増加に努める。 ・生涯学習ボランティア入門講座は、高齢者が豊かな人生経験や知識・ノウハウを現場でいかしてもらえる地域への「学び返し」のきっかけを作るものであり、生涯学習センターの指定管理者と協議し、更なる参加者の増加に努める。		・地域体育館空調設備の設置やオンラインでの周知・申込み等の浸透などハード面、ソフト面双方の改善により、全教室合計参加者数は増加した。一方で定員を超える教室も複数あるものの、対象が高齢者ということもあり、当日の体調不良や悪天候の影響による欠席が生じやすい状況にある。次年度は参加者の健康増進の観点も踏まえつつ、参加率の向上に向けたカリキュラムを検討する。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化			取組の方針		(1) 地域福祉活動の促進		全体 評価	○
施策	②地域活動・ボランティア活動の充実								
事業番号	3	ページ	101,102	担当部署	健康推進課、地域福祉推進課、障害者福祉課、地域コミュニティ課、文化生涯学習課、スポーツタウン推進課、協働共創推進課、高齢者支援課				
事業名	市民の自主活動への支援								
事業内容	市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。								
取組名	交流活動の支援				地域での自主的な福祉活動の支援① 【地域福祉分野】		地域での自主的な福祉活動の支援② 【高齢分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	市民活動センターを運営し、市民活動に取り組む市民・団体を支援するとともに、市民活動団体の活動拠点や交流の場を提供する。				地域の実情に応じた自主的な支えあい活動の増加に向けた取組を行い、支え合いのまちづくりを推進する。		高齢者が参加できるサロン数の増加 目標 85か所（令和元年度70か所）		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	市民活動団体への日常的な情報提供、アドバイスで活動をサポートし、これから何か始めたい人にも必要な援助を行う。 市民活動団体、自治会、企業、行政、教育機関等との協働により、市民協働の周知と地域活動のきっかけを提供する。				わがまち支えあい協議会等による地域の実情に応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進する。		一人暮らし高齢者等を地域で支えるためのきっかけづくりとして、市民が自主的に運営するサロンへの支援や、サロン同士の交流会等を実施する。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・一般相談 303件 ・市民活動センター登録団体数 483団体 ・市民協働まつり 出展団体数 136団体 参加者数 8,560人				地域福祉コーディネーターを各福祉エリアに配置し、わがまち支えあい協議会等の活動を支援するなど地域支援を行った。 地域支援相談件数：8,067件		・サロン交流会 1回／24人 ・サロンマップ連絡会 1回／39人 ・福祉まつり出店 1回／5人 ・ふれあいいきいきサロンマップ作成：4,000部 ・ふちゅうの福祉施設マップ：1,500部 ・ふれあいいきいきサロン支援事業補助団体数 25団体 ・高齢者が参加できるサロン数 83か所		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	協働まつりでは過去最多の136団体が実行委員として参加し、来場者及び参加団体の双方に対して、つながりの創出や協働のきっかけの場を提供することができた。登録団体数も増加し協働のまちづくりに向けた積極的な姿勢が見受けられるため、引き続き活動支援及び交流の場を提供していく。				地域の団体同士が連携できるよう、地域福祉コーディネーターによる支援を充実させる必要があるため、地域福祉コーディネーターの機能を強化する。 (参考(令和6年度)) 地域支援相談件数：6,080件		近くであって通いやすく参加しやすいサロン運営に必要な支援を引き続き継続するとともに、府中市社会福祉協議会が実施する補助事業を通じて、更なる活動の活性化及びサロンの新設につなげる。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針	(1) 地域福祉活動の促進		全体 評価	○	
施策	②地域活動・ボランティア活動の充実									
事業番号	3	ページ	101,102	担当部署	健康推進課、地域福祉推進課、障害者福祉課、地域コミュニティ課、文化生涯学習課、スポーツタウン推進課、協働共創推進課、高齢者支援課					
事業名	市民の自主活動への支援									
事業内容	市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。									
取組名	あらゆる市民の地域参加の促進				小地域活動の推進		地域活動のための自主財源の確保に対する支援			
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	市民活動センターにおいて、市民活動を始めたい市民に対する情報や機会、活動の場を提供する。				・文化センター圏域コミュニティ協議会委託事業（スポーツの生活化推進事業委託を含む）の実施に向け、安心安全に事業に参加してもらえるように感染防止策を講じ、コロナ禍以前の参加者数の取り戻しを図る。 ・高齢者福祉館利用者登録数の増加		市民活動センターにおいて、自主財源の確保に関する情報の提供を行う。			
令和7年度 取組計画 (PLAN)	市民活動入門講座を開催し、市民活動への第一歩を投じるきっかけを作る。 市民活動団体が安定的で自立した活動を継続していけるよう、組織基盤強化等に関する講座を提供する。 無関心層・潜在層の掘り起し、無関心層の活動のきっかけづくり、受講者の行動変容が期待できるような講演会を実施する。				・文化センター圏域コミュニティ協議会委託事業（スポーツの生活化推進事業委託を含む）を実施し、コロナ禍以前同様の活性化を図る。 ・高齢者福祉館の利用者数の増加。		行政や企業等が実施する助成、補助、委託事業等の情報を収集し、ホームページに掲載し登録団体等に周知する。 ファンドレイジングの一環として助成事業を運営し、個別相談や講座等を通じてサポートする。 ソーシャルビジネスの起業支援の一環として、法人設立に関するガイダンスを行う。			
令和7年度 取組成果 (DO)	・市民活動入門講座 4回、参加者延べ61人 ・市民活動専門講座 6回、参加者延べ99人 ・講演会 1回、参加者44人				・参加者数は昨年よりも減少したものの、計画通りに事業を実施することができた。 ・高齢者福祉館の利用者数が増加した。		・ホームページ「助成金情報」の更新 ・市民活動応援助成金メール 申請団体14団体、採択団体6団体 ・法人設立のガイダンス 参加者13人			
取組評価 (CHECK)	○				○		○			
次年度への 課題・改善 (ACT)	入門講座については、昨年度から回数、参加者ともに増加し、より多くの市民に活動のきっかけを提供することができた。専門講座では居心地のよい組織の作り方という基本的なテーマや、市民活動団体が直面しやすい資金やチラシデザイン等具体的なテーマについても好評を得たため、引続き日常的な相談から需要を把握し、講座内容に反映するよう努める。				・地域住民が集い、楽しむことができる事業を企画・実施していく。 ・高齢者福祉館の適切な管理に努める。		・市民活動応援助成金メールについては、例年と同等数の申請があったものの、提案内容の精度の向上が求められるため市民活動センターによる事前相談を引き続き実施していく。 ・法人設立のガイダンスについては昨年度より参加者が増加し、内容についても好評であった。引き続き相談会を実施し法人設立及び法人化の後押しを継続していく。			
備考										

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化			取組の方針	(1) 地域福祉活動の促進		全体 評価	○
施策	②地域活動・ボランティア活動の充実							
事業番号	3	ページ	101,102	担当部署	健康推進課、地域福祉推進課、障害者福祉課、地域コミュニティ課、文化生涯学習課、スポーツタウン推進課、協働共創推進課、高齢者支援課			
事業名	市民の自主活動への支援							
事業内容	市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。							
取組名	活動拠点の拡充							
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	市からの支援が公共施設の活用にとどまっている。民間スペースの活用など企業や関係団体と連携し、市民が自主的な活動ができる環境づくりを行う。							
令和7年度 取組計画 (PLAN)	地域福祉活動の拠点として、既存の公共施設のほか、空き家等の民間スペースの活用を検討及び調査を実施する。							
令和7年度 取組成果 (DO)	公共施設の会議室利用等の周知を行った。							
取組評価 (CHECK)	△							
次年度への 課題・改善 (ACT)	公共施設以外の民間スペースの活用についての検討が必要である。							
備考	空き家等の民間スペース活用のための調査を行えなかったことから評価を△（取組計画の一部を達成）とした。							

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和 7 年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化		取組の方針		(1) 地域福祉活動の促進		全体 評価	○
施策	③住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化【重点1－1】							
事業番号	4	ページ	102	担当部署	地域福祉推進課			
事業名	地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化							
事業内容	福祉エリアごとに住民や地域で活動する団体等が連携しながら、主体的に地域生活課題を解決する体制を構築します。							
取組名	地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化							
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	地域福祉コーディネーターを中心に、福祉エリアにおける「福祉相談の拠点」を市内に展開できるよう、各種取組を推進する。							
令和7年度 取組計画 (PLAN)	各福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、地域の多様な主体が連携して地域課題の解決に取り組むための調整を行う等、機能を強化する。							
令和7年度 取組成果 (DO)	各福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置した。片町文化センター及び白糸台文化センターにおいて、困りごと相談会の回数を週3日に増やして実施した。							
取組評価 (CHECK)	○							
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き、困りごと相談会の実施を行う。市民の方が困りごと相談に行きやすいよう、週3日の開催文化センターの拡充を検討する。							
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化			取組の方針	(1) 地域福祉活動の促進		全体 評価	○
施策	③住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化【重点1－1】							
事業番号	5	ページ	102	担当部署	地域福祉推進課			
事業名	情報交換の場の設置							
事業内容	福祉活動を目的とする関係団体による情報交換を行います。							
取組名	情報交換の場の設置							
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町会等及びNPO等の地域福祉活動を行う団体や各福祉分野の相談機関等による情報交換の場を設ける。							
令和7年度 取組計画 (PLAN)	次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定に向けて、福祉エリアごとに圏域別グループディスカッションを開催し、福祉課題及び解決策について洗い出しを行う。							
令和7年度 取組成果 (DO)	わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員、自治会・町会、シニアクラブ連合会、コミュニティ協議会、当事者団体、地域包括支援センターから福祉エリアごとに出席してもらい、圏域別グループディスカッションを行い、福祉課題及び解決策について整理した。 10/26、11/1 計4回実施 参加者数：139名							
取組評価 (CHECK)	○							
次年度への 課題・改善 (ACT)	洗い出した福祉課題等の解決に向けて、次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画への反映を行う。 圏域別グループディスカッションの実施を足掛かりに、情報交換の場の設置を検討する。							
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針		(2) 多様な主体との協働の推進		全体 評価	○
施策	①市民及び企業等との協働の推進									
事業番号	6	ページ	102,103	担当部署	協働共創推進課、地域福祉推進課、障害者福祉課、保育支援課					
事業名	市民及び企業等との協働の取組の推進									
事業内容	市民及び企業等との協働の取組を推進します。									
取組名	多様な主体との連携① 【協働分野】				多様な主体との連携② 【地域福祉分野】					
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	多様な主体と市との連携を推進するため、市民や職員に対し、協働に関する効果的な意識啓発を行うほか、各主体と市とが協働して地域課題を解決する機会の提供や、環境の整備を図る。 (第7次府中市総合計画 指標) 市と各活動団体が協働実施している事業数 目標値(R7) 193件				福祉と市民協働の担当部署が連携し、市民や企業等と協働の取組を推進する。					
令和7年度 取組計画 (PLAN)	協働に係る理解を深め、意識の高揚を図るとともに、協働を検討する視点や方法等を学ぶことにより、市民協働及び共創を積極的に推進することができる職員を育成する。 市民と市及び市民同士の協働を推進するため、市民から行政課題の解決に対する提案を募り、協働事業を実施する。				・府中市社会福祉協議会へ委託している「地域福祉コーディネーター事業」を通して、地域の実情に応じた地域支援を行い、協働の取組を推進する。 ・府中市社会福祉協議会へ補助金を交付しているボランティアセンター事業を通じて、協働の取組を推進する。					
令和7年度 取組成果 (DO)	市と各活動団体が協働実施している事業数 233件 うち市民協働・共創促進事業 4件 職員研修 ・市民協働推進員…実施回数1回 参加者45人 ・6年目研修…実施回数1回 参加者24人 ・管理職及び理事者…実施回数1回 参加者60人				地域福祉コーディネーターによる支援を行った。 ・個別支援相談件数：9,708件 ・地域支援相談件数：8,067件 ボランティア活動相談支援 2,208件					
取組評価 (CHECK)	○				○					
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き職員の意識の向上を図るとともに、「府中市市民協働の推進に関する条例」の制定を受け、特にコーディネート力の向上に取り組む。市民からの提案は引き続き「協働・共創の窓口」で受付し、「協働・共創促進事業」の実現に向けたコーディネートを行う。				地域福祉コーディネーターの機能強化を行い、より効果のある地域支援を行う。また、府中市社会福祉協議会への補助金を継続し、ボランティアセンター事業を通じて協働の取組を推進する。					
備考										

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化			取組の方針		(2) 多様な主体との協働の推進		全体 評価	○
施策	①市民及び企業等との協働の推進								
事業番号	6	ページ	102,103	担当部署	協働共創推進課、地域福祉推進課、障害者福祉課、保育支援課				
事業名	市民及び企業等との協働の取組の推進								
事業内容	市民及び企業等との協働の取組を推進します。								
取組名	地域との連携の推進① 【地域福祉分野】				地域との連携の推進② 【障害分野】		地域との連携の推進③ 【保育分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	府中市社会福祉協議会と連携して、市民及び企業等と協働の取組を推進する。				福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進する。		地域との連携の推進を図るため、自主的な活動に対して積極的に協力を行う。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進するため、府中市社会福祉協議会と共催で実施する「福祉まつり」を開催し、福祉団体及び福祉施設等との交流を推進する。				・ WaiWaiフェスティバルを実施する。		・ 子育て世代包括支援センター「みらい」をはじめとした関係機関と連携し、アウトリーチ事業を実施する。		
令和7年度 取組成果 (DO)	第45回福祉まつりをけやき並木及びペDESTリアンデッキにおいて開催した。 開催日：令和7年10月19日（日） 来場者数：約7,800名 参加団体数：89団体 ※令和6年度来場者数：約20,900人				・ WaiWaiフェスティバル 令和7年12月13日（土）～12月14日（日） 来場者数 5,011人 ※参考（令和6年度来場者数：5,297人）		・ 地域の子育てサークルに職員を派遣し、サークルの円滑な進行をサポートした。 ・ 市の関連部署や他の子育て支援団体と情報共有を図りながら、各種アウトリーチ事業を実施した。		
取組評価 (CHECK)	○				◎		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	けやき並木及びペDESTリアンデッキでの開催は今年度で4回目となったが、今年度は天候等の要因もあり、前年度に比べると来場者数が50%以上の減となったため、啓発方法について工夫を行っていく。次年度においてもけやき並木及びペDESTリアンデッキで開催するよう進めるが、物価高騰の影響で事業費が増大しているため、経費削減に努めつつ、福祉まつりの開催意義に関する検討を継続する。				開催内容や広報活動を検討し、市民に対する障害啓発に努める。		引き続き関係機関と連携し、情報共有を図りながら、アウトリーチ事業等を行う。		
備考					予定していた事業を無事実施できた。アンケート結果にて事業評価が好評であったため◎とした。				

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針	(3) 地域の防災対策の推進		全体 評価	○
施策	① 地域の防災対策の推進【重点1－2】								
事業番号	7	ページ	103,104	担当部署	高齢者支援課、障害者福祉課、防災危機管理本部、介護保険課				
事業名	避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化								
事業内容	高齢者や障害のある人等、自力での避難が困難な方及び一次避難所での避難生活を送ることが困難な方への支援を強化します。								
取組名	避難行動要支援者支援体制の強化① 【高齢分野】				避難行動要支援者支援体制の強化② 【障害分野】		避難行動要支援者支援体制の強化③【防災分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・ 平時から避難行動要支援者と接している介護サービス事業所と連携を図り、支援体制を整備する。 ・ 災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備する。 ・ 平時から避難行動要支援者と接している自治会・町会等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関とも連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備する。 ・ 避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やす。 ・ 避難行動要支援者名簿の登録要件を整理し、見直しを検討する。				災害時個別避難計画の策定を行う。		・ 福祉避難所、応急活動を担える福祉施設のさらなる拡充を目指す。 ・ 自力での避難が困難な方及び一次避難所での避難生活を送ることが困難な方への支援を強化する。また、避難行動要支援者制度の周知を図るとともに、自治会等団体が行う要支援者対策を支援する。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・ 避難行動要支援者名簿事業の周知及び名簿登録の推進 ・ 市と協定を締結した自治会等の地域の支援機関に向けた避難行動要支援者名簿の配付による、支援体制の強化 ・ 希望者に対する救急医療情報キットの配付 ・ 個別避難計画の作成				・ 避難行動要支援者名簿への登録推進 ・ 救急医療情報キットの配布 ・ 災害時個別避難計画の策定作成にかかる業務委託		市民や自治会等が主催の防災会や出前講座などの機会を捉えて避難行動要支援者に対する支援の必要性の周知を図る		
令和7年度 取組成果 (DO)	・ 避難行動要支援者名簿登録者数 9,106人 ・ 名簿の提供に関する協定を締結した自治会 211/374団体 ・ 救急医療情報キット配付者数 14,185人 ・ 個別避難計画作成数 48件				・ 避難行動要支援者名簿登録者数：9,106人(令和7年度末時点) ・ 救急医療情報キット配付者数：14,185人(令和7年度末時点) ・ 『障害のある方に向けた防災ハンドブック』の使用方法に関する講習会(市民向け)を開催した。 ・ 災害時個別避難計画作成数：5件		市民や自治会等が主催の防災会や出前講座などで避難行動要支援者制度の周知を図るとともに、避難行動要支援者に対する支援の必要性の周知を図った		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	・ 避難支援の実行性を高めるため、関係自治会、民生委員等、支援者となる側に対する具体的な支援方法を検討する。 ・ 個別避難計画作成事業について、作成を担当するケアマネジャーに対する呼びかけや必要な支援を通じて、作成数の増につなげる。				・ 避難行動要支援者名簿へのより一層の登録推進 ・ 『障害のある方に向けた防災ハンドブック』の活用方法、周知方法の検討 ・ 障害者支援施設との連携強化 ・ 災害時個別避難計画作成件数の増		文化センター圏域自主防災連絡会など、地域の自治会や町会が多く参加する機会をとらえて、要配慮者対策主管課と連携した周知活動を行う。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針	(3) 地域の防災対策の推進		全体 評価	○
施策	① 地域の防災対策の推進【重点1－2】								
事業番号	7	ページ	103,104	担当部署	高齢者支援課、障害者福祉課、防災危機管理本部、介護保険課				
事業名	避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化								
事業内容	高齢者や障害のある人等、自力での避難が困難な方及び一次避難所での避難生活を送ることが困難な方への支援を強化します。								
取組名	避難所の課題の精査及び対応の検討				防災マップの充実				
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	学校及び地域が主体となり、避難所開設に取り組む学校を増やすとともに、避難所として学校を利用する際のバリアフリー対応等を精査し、対応を検討する。				ハザードマップの内容の充実や周知等を行う。				
令和7年度 取組計画 (PLAN)	総合防災訓練（避難所開設訓練）の機会を捉え、避難所となる市立小中学校の体育館や武道場以外に要配慮者が利用する専用スペースを確保するため、ゾーニングの設定や要配慮者利用スペースの設営手順などを具体化した避難所開設アクションカードを整備し、地域住民と市初動班職員、学校の3者協働により訓練を実施することで福祉避難所の確保と要配慮者支援に係る市民への啓発を行う。				視覚障害者向けに音声コード付き防災ハンドブックの作成を行う。また、防災訓練や出前講座の機会をとらえてハザードマップの活用方法や避難の適切なタイミング等について高齢者をはじめとする要配慮者に指導を行う。				
令和7年度 取組成果 (DO)	訓練会場校と要配慮者利用スペースの確保について調整を行いゾーニングを行った。また、これを基に避難所開設アクションカードを作成した。さらに、訓練においては市民と市初動班職員が連携し要配慮者利用スペースの開設と必要な資器材の設置を行うなど具体的な活動を通じて要配慮者対策への理解を深めた。中学校会場では、生徒に対して要配慮者に配慮した避難所ゾーニングに係るワークショップを実施し、要配慮者への支援の必要性について意識向上を図った。				視覚障害者が音声で理解できる音声コード付き防災ハンドブックを作成した。また、防災訓練や出前講座等で水害時の避難のタイミングや車両避難が可能な避難所の紹介等を行い、風水害に求められる早期避難についての防災意識の向上を図った。				
取組評価 (CHECK)	◎				◎				
次年度への 課題・改善 (ACT)	総合防災訓練などの機会をとらえて、避難所における要配慮者支援の必要性について引き続き周知するとともに、訓練の実施やマニュアル策定等を全市的に進める必要がある。また、一部の学校において設立されている住民主体の学校避難所協議会に働きかけ継続的に避難所開設訓練が行えるよう支援を行う必要がある。				ハザードマップを活用し、風水害や土砂災害の早期避難の必要性について、各種訓練や出前講座等の機会を活用して引き続き市民に説明し防災意識を深めていく。				
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針	(3) 地域の防災対策の推進		全体 評価	○	
施策	① 地域の防災対策の推進【重点1－2】									
事業番号	7	ページ	103,104	担当部署	高齢者支援課、障害者福祉課、防災危機管理本部、介護保険課					
事業名	避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化									
事業内容	高齢者や障害のある人等、自力での避難が困難な方及び一次避難所での避難生活を送ることが困難な方への支援を強化します。									
取組名	社会福祉施設等の防災協定、福祉避難所の確保① 【高齢分野】				社会福祉施設等の防災協定、福祉避難所の確保② 【障害分野】		社会福祉施設等の防災協定、福祉避難所の確保③ 【防災分野】			
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	新たに建設される、福祉避難所として利用可能な福祉施設等と老人福祉施設等の使用に関する協定を締結し、福祉避難所のスペースを確保する。				福祉避難所、応急活動を担える福祉施設のさらなる拡充を目指す。		自力での避難が困難な方及び一次避難所での避難生活を送ることが困難な方への支援を強化する。また、避難行動要支援者制度の周知を図るとともに、自治会等団体が行う要支援者対策を支援する。			
令和7年度 取組計画 (PLAN)	福祉避難所としての使用協定を締結した各施設の状況を把握する。				・市内の障害者支援施設と福祉避難所協定を締結する(1か所)。		総合防災訓練（避難所開設訓練）の機会を捉え、避難所となる市立小中学校の体育館や武道場以外に要配慮者が利用する専用スペースを確保するためのゾーニングを行い、福祉避難所の確保を進める。			
令和7年度 取組成果 (DO)	福祉避難所としての使用協定を締結している施設に対して、施設のバリアフリー設備、トイレ、非常用発電機等の設置状況などについて調査を行った。				・当年度の実績なし。		訓練会場校と要配慮者利用スペースの確保について調整を行いゾーニングを行った。また、これに基づき避難所開設アクションカードを作成した。			
取組評価 (CHECK)	○				△		◎			
次年度への 課題・改善 (ACT)	福祉避難所について、災害時にスムーズに開設・運営を行えるよう、各施設、防災機器管理本部等と協力し、課題の解決を図っていく。また、防災危機管理本部が策定する災害対応業務マニュアルなどとリンクした福祉避難所マニュアル等を整備していく。				福祉避難所、応急活動を担える福祉施設のさらなる拡充を目指す。		総合防災訓練などの機会をとらえて、避難所における要配慮者利用スペースの確保を引き続き進めていく必要がある。			
備考					令和8年6月時点で、市内の障害者支援施設1か所と締結済みである。					

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化			取組の方針		(3) 地域の防災対策の推進		全体 評価	○
施策	① 地域の防災対策の推進【重点1－2】								
事業番号	8	ページ	104	担当部署	地域福祉推進課、防災危機管理本部				
事業名	地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり【新規】								
事業内容	地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくりを進めます。								
取組名	防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり① 【地域福祉分野】				防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり② 【防災分野】				
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	府中市社会福祉協議会との共催事業として行う「防災まち歩き」 を令和8年度までに全ての文化センターで実施する。				文化センター圏域自主防災連絡会の活動を中心に地域の連携を 図っていく。				
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・府中市社会協議会との共催事業として「防災まち歩き」を行 う。				文化センター圏域自主防災連絡会の活動の活性化に向け支援 し、継続して全圏域の組織化に向け検討する。				
令和7年度 取組成果 (DO)	・府中市社会協議会との共催事業として「防災まち歩き」を白糸 台文化センター、武蔵台文化センターにて実施した。				各圏域において地域特性に考慮し活動促進を図った。また、全 圏域の組織化を目標とし、自主防災連絡会の組織化に向けた取 り組みの支援を継続するとともに、自主防災倉庫の設置及び、 自主防災連絡会の活動助成金の活用を推進した。				
取組評価 (CHECK)	○				○				
次年度への 課題・改善 (ACT)	・「防災まち歩き」の実施回数を増やすほか、令和8年度には すべての文化センターでの実施が完了するので、ファシリテ ーターとなる人材の育成等を行い、活動を充実させる。				文化センター圏域自主防災連絡会の活動を中心とした地域の連 携を図るとともに、地域防災力の向上を支援する。また、全圏 域の組織化を推進するため、継続した支援を行う。				
備考	「防災まち歩き」 令和3年度：是政文化センター 令和4年度：押立文化センター、住吉文化センター 令和5年度：四谷文化センター、是政文化センター、武蔵台文 化センター 令和6年度：片町文化センター、中央文化センター、押立文化 センター、住吉文化センター 令和7年度：白糸台文化センター、武蔵台文化センター								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	1 地域力の強化				取組の方針	(4) 地域の防犯対策の推進		全体 評価	○
施策	①防犯意識の向上								
事業番号	9	ページ	104	担当部署	地域安全対策課				
事業名	防犯意識の向上								
事業内容	高齢者や子ども等を犯罪から守り、安全に暮らせるよう地域の防犯意識を向上します。								
取組名	防犯意識の向上				犯罪に関する情報提供の充実		自主防犯パトロール活動の支援		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・府中警察署、PTA、町内会、学校等と連携した通学路点検（年1回以上）や、登下校時の見守り活動（随時のため目標値無し）を実施する。 ・特殊詐欺被害防止のため、寸劇等の広報啓発活動（年1回以上）や日めくりカレンダー等のグッズ配布（随時のため目標値無し）を積極的に行う。				・府中市安全安心メール登録者へ防犯情報、不審者情報、交通安全情報等の配信を実施する。（配信数は犯罪の増減等に係るため目標値は設定しないが、タイムリーな発信を目指す） ・市施設や包括支援センター等に最新の特殊詐欺被害状況を掲示し（毎月）、さらに自治会回覧等も定期的に利用して情報を発信する。（年4回）		・自主防犯パトロールに必要な防犯グッズを貸出し、活動しやすい環境を醸成する。（必要に応じて購入のため目標数値は無し） ・地域安全市民のつどい等のイベントを通じ、自主防犯パトロールの重要性を伝え、防犯啓発意識の向上を図る。（年1回以上） ・自主防犯パトロールへの参加者を増やすため、地域安全リーダー講習会を実施する。（年1回以上）		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・府中警察署、PTA、町内会、学校等と連携した通学路点検（年1回以上）を実施する。 ・特殊詐欺被害防止のため、広報啓発活動や日めくりカレンダーのグッズ配布を積極的に行う。				・府中市安全安心メール登録者へ防犯情報、不審者情報、交通安全情報等の配信を実施する。 ・市施設や包括支援センター等に最新の特殊詐欺被害状況を掲示し（毎月）、さらに自治会回覧等も定期的に利用して情報を発信する。（年4回）		・自主防犯パトロールに必要な防犯グッズを貸出し、活動しやすい環境を醸成する。 ・地域安全市民のつどい等のイベントを通じ、自主防犯パトロールの重要性を伝え、防犯啓発意識の向上を図る。 ・自主防犯パトロールへの参加者を増やすため、地域安全リーダー講習会を実施する。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・小学校7校の通学路点検を実施した。 ・寸劇を1回、特殊詐欺体験会を3回開催した。日めくりカレンダーも作成し配布を行った。				・府中市安全安心メール登録者へ防犯情報、不審者情報、交通安全情報等の配信を実施した。 ・市施設や包括支援センター等に毎月府中警察署が発行する掲示板を配布した、防犯や交通安全情報を掲載した「ニュースまちかど」の自治会回覧を4回を実施した。		・自主防犯パトロール用防犯グッズの貸し出しを行った。 ・地域安全市民のつどい等のイベントを実施した。 ・地域安全リーダー講習会を実施した。		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	・府中警察署、PTA、町内会、学校等と連携した通学路点検を実施する。（年1回以上） ・特殊詐欺被害防止のため、広報啓発活動（年1回以上）や日めくりカレンダーのグッズ配布を積極的に行う。				・府中市安全安心メール登録者へ防犯情報、不審者情報、交通安全情報等の配信を実施する。 ・市施設や包括支援センター等に最新の特殊詐欺被害状況を掲示し、さらに自治会回覧等も定期的に利用して情報を発信する。		・自主防犯パトロールに必要な防犯グッズを貸出し、活動しやすい環境を醸成する。 ・地域安全市民のつどい等のイベントを通じ、自主防犯パトロールの重要性を伝え、防犯啓発意識の向上を図る。 ・自主防犯パトロールへの参加者を増やすため、地域安全リーダー講習会を実施する。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備			取組の方針	(1) 情報提供の充実		全体 評価	○
施策	①福祉情報提供体制の充実							
事業番号	10	ページ	105	担当部署	高齢者支援課、障害者福祉課、秘書広報課			
事業名	福祉情報提供体制の充実							
事業内容	誰もが相談窓口や利用できる制度についてなど、福祉に関する必要な情報を得ることができるよう、情報の内容及び情報の提供体制を充実します。							
取組名	分かりやすい情報の提供① 【高齢分野】			分かりやすい情報の提供② 【障害分野】		使いやすい制度についての情報提供		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	情報提供の手段について検討し、分かりやすく情報を提供できるよう努める。			「ふれあい福祉（障害者のしおり）」を発行する。また、あらゆる障害種別に対応できる冊子になるよう、レイアウトの統一化・見出しの作成・音声コードの付与等を検討する。		スマートフォンなどが普及し、今後幅広い世代や主体に対してデジタルツールによる情報の発信が可能となっていくことから、広報ふちゅうなどの既存媒体と並行し、SNSなどの多様な情報発信媒体を活用した情報発信を行う。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	高齢者福祉に関するサービス等をまとめた冊子「介護保険・高齢者福祉サービスガイドブックふくしのしおり」を作成・配布するとともに、ホームページに掲載する。			令和7年度版「障害者のしおり」を発行する。掲載項目の見直しやレイアウトの統一化を図る。		広報ふちゅう、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどを活用して、様々な制度についての情報提供に努める。		
令和7年度 取組成果 (DO)	「介護保険・高齢者福祉サービスガイドブックふくしのしおり」 作成部数 12,000部			「障害者のしおり」を発行した。（2,000部） 掲載項目の見直しを行ったほか、ユニボイス（音声コード）を付与した。		・ 広報紙の発行…号平均65,500部 ・ メール配信サービスの配信件数…1,167件 ・ Xの配信件数…280件 ・ Instagramでの配信件数…168件		
取組評価 (CHECK)	○			○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き、情報提供の手段について検討し、分かりやすく情報を提供できるよう努める。			引き続き、わかりやすい情報提供に努める。		引き続き、わかりやすい情報提供に努める。		
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(2) 地域における相談を包括的に受け止める相談体制の構築		全体 評価	○
施策	①身近な相談機能の充実								
事業番号	11	ページ	105,106	担当部署	地域福祉推進課、高齢者支援課				
事業名	身近な相談機能の充実								
事業内容	地域福祉コーディネーターによる文化センターでの困りごと相談会を充実する等、身近な地域における相談機能を強化します。								
取組名	身近な相談窓口の充実				利用者の立場に立った相談体制の充実		苦情相談窓口の充実		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・地域福祉コーディネーターを中心に、福祉エリアにおける「福祉相談の拠点」を市内に展開できるよう、各種取組を推進する。 ・高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実する。				高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実する。		福祉サービスの利用に関する苦情に対して、苦情相談窓口で対応し、解決に努める。必要な場合は、福祉サービス運営適正化委員会など必要な機関につなげる。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・民生委員児童委員協議会等の関係機関の会議に地域福祉コーディネーターが参加することで事業周知及び連携強化を図り相談体制の整備を進める。				・権利擁護担当者連絡会での事例検討会や研修等を実施するほか、東京都福祉財団が実施する研修等に職員を積極的に派遣し、市及び地域包括支援センターにおける相談対応力の向上を図る。 ・連絡会議・支援会議を通じて、連携体制の強化を図る。		・高齢者や障害のある方などを対象とした、弁護士による法律相談を行う。 ・介護保険や障害者総合支援法などの福祉サービスについての苦情を伝えたいがその方法がわからない時、苦情解決制度の利用方法について支援する。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・地域福祉コーディネーターが民生委員児童委員協議会等の関係機関の会議に参加した。 ・困りごと相談会 開催回数：2,351回 相談件数：6,462件				・市役所の高齢者福祉相談受付件数 延4,550件 ・地域包括支援センター相談受付件数 延41,103件 ・各種連絡会議、支援会議に参加をした。 ・地域包括支援センター職種別連絡会16回 (社会福祉士：6回、看護師・保健師：6回、主任介護支援専門員：4回)		・弁護士によるふくし法律相談 16件 ・利用者サポート事業 1,196件		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き関係機関と連携し、相談体制の整備、機能の充実を推進する。				引き続き、職員の能力向上及び関係部署・機関との連携を図る。		引き続き事業を継続し、ふくし法律相談および苦情対応・調整に尽力する。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(2) 地域における相談を包括的に受け止める相談体制の構築		全体 評価	○
施策	②複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実【重点1－3】								
事業番号	12	ページ	106	担当部署	生活福祉課				
事業名	福祉の総合相談窓口の設置								
事業内容	様々な福祉分野の問題を1か所で相談できる総合相談窓口の整備を進めます。								
取組名	総合相談窓口の整備								
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	様々な福祉分野の課題を抱えた方に寄り添い、課題解決に向けた助言・伴走支援を行い、適切な機関へつなぐ専門員の配置及び福祉と健康に関する社会資源の案内をはじめ、情報発信機能を果たす福祉総合相談窓口として整備を進める。								
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・相談に来庁する市民の抱える課題に応じて、適切な部署へつなぐとともに、必要に応じて伴走型の支援を行う。 ・庁内関係部署、関係機関及び市民に対し、福祉総合相談窓口の周知を図る。								
令和7年度 取組成果 (DO)	・相談に来庁する市民の抱える課題に応じて、適切な部署へつなぐとともに、必要に応じて伴走型の支援を実施した。 ・令和8年3月1日刊行の広報ふちゅうにて福祉総合相談の周知を実施した。 【令和7年相談実績】 延べ相談件数：297件								
取組評価 (CHECK)	○								
次年度への 課題・改善 (ACT)	庁内部署から、福祉総合相談の役割が分かりにくいとの意見が見られたことから、引き続き役割の明確化を図るとともに、周知を実施していく。								
備考									

評価基準・・・◎(取組計画達成し、取組目標も達成)、○(取組計画のとおり達成)、△(取組計画の一部を達成)、×(取組計画が未達成)

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(2) 地域における相談を包括的に受け止める相談体制の構築		全体 評価	○
施策	②複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実【重点1－3】								
事業番号	13	ページ	106	担当部署	生活福祉課、地域福祉推進課、高齢者支援課、障害者福祉課、子ども家庭支援課				
事業名	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】								
事業内容	分野ごとの相談支援体制では、解決が困難な課題について、多機関が連携して解決に向けた支援をするための体制を構築します。								
取組名	福祉課題の共有				相談窓口の連携強化① 【地域福祉分野】		相談窓口の連携強化② 【高齢分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	地域課題をより身近な地域で早期に発見・対応するために、地域福祉コーディネーターとの連携を強化し、制度の狭間の問題や複合的な問題を解決できる相談体制を構築する。引き続き、庁内及び関係機関との連携体制の構築及び情報共有を目的とした会議を開催し、ネットワークを形成して課題を解決につなげる。				地域福祉コーディネーターと生活福祉課による福祉総合相談窓口等の相談支援機関が連携するための会議体を設置することにより包括的な相談支援体制を構築する。		相談内容が複雑化し、他分野にまたがる課題をかかえるケースも増えているため、それぞれの機関が、お互いの役割・機能を知り、適切につなげていくことができるようになる。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	重層的支援体制整備事業を基盤とし、庁内の関係機関と連携を図りながら、相談支援体制の充実に努める。				関係機関の会議に地域福祉コーディネーターが参加することで連携した相談体制の整備の充実に図る。		・地域包括支援センターの各専門職間の連絡会議を開催し、市及びセンター間並びに関係機関との連携を深める。 ・各地域包括支援センターが開催する担当地区ケア会議（個別事例の支援検討会議）や地域支援連絡会等を通じて、関係機関との相互の連携を深める。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・重層的支援体制整備事業に係る定例会や研修、支援会議において、地域福祉コーディネーターをはじめ、庁内関係機関の参加を得た。 【令和7年度実績】 ●相談支援包括化推進会議5回 ●代表相談支援包括化推進会議1回 ●支援会議3回（扱った事例：2件） ●多機関協働事業を通しての研修会2回				・地域福祉コーディネーターが民生委員児童委員協議会等の関係機関の会議に参加した。 ・各文化センターで「困りごと相談会」を実施した。 困りごと相談会 開催回数：2,351回 相談件数：6,462件		・地域包括支援センター職種別連絡会 16回 （社会福祉士：権利擁護担当者連絡会6回、保健師・看護師：在宅療養担当者連絡会6回、主任介護支援専門員：連絡会4回） ・担当地区ケア会議 95回 ・地域支援連絡会 29回		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	令和8年度における重層的支援体制整備事業の本格実施に向け、引き続き、地域福祉コーディネーター及び関係機関との連携強化に努めていく。				引き続き、関係機関との連携による包括的・継続的な支援を図るための会議体の設置に向けた協議をしていく必要がある。		引き続き、他機関との連携強化に向けて、課題を整理し、改善策を検討していく必要がある。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(2) 地域における相談を包括的に受け止める相談体制の構築	全体 評価	○
施策	②複合化・複雑化した課題に対応する相談機能の充実【重点1－3】							
事業番号	13	ページ	106	担当部署	生活福祉課、地域福祉推進課、高齢者支援課、障害者福祉課、子ども家庭支援課			
事業名	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築【新規】							
事業内容	分野ごとの相談支援体制では、解決が困難な課題について、多機関が連携して解決に向けた支援をするための体制を構築します。							
取組名	相談窓口の連携強化③ 【障害分野】				相談窓口の連携強化④ 【子ども分野】		多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	地域包括支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センター、子ども発達支援センター等の相談窓口間の連携を強化する。				要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携を強化する。		・地域福祉コーディネーターと生活福祉課による福祉総合相談窓口等の相談支援機関が連携するための会議体を設置することにより包括的な相談支援体制を構築する。 ・多機関協働機関の設置により複数の分野にまたがる複合的な課題に支援できる体制を構築する。	
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・地域生活支援センター連絡会の実施 ・特定相談支援事業所連絡会の実施 ・他部門開催の連絡会等への参加 ・他部門開催の連絡会等への参加				要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議を開催するほか、必要に応じて個別ケース検討会議を開催する。		重層的支援体制整備事業移行準備事業の一環で、多機関協働事業を開始する。また、包括的な支援体制の構築を目指すために、適切かつ効果的に事業を実施するため実態調査や事業運営の指針となるような成果物の作成、事業周知を行う。加えて、多機関協働事業に持ち込まれた事例にかかる支援会議や関係機関との定例会議についても開催する	
令和7年度 取組成果 (DO)	・地域生活支援センター連絡会を12回実施した ・特定相談支援事業所連絡会を12回実施した ・他部門開催の連絡会等に参加した ・他部門開催の連絡会等に参加した。				要保護児童対策地域協議会 ・代表者会議 1回 ・実務者会議 3回 ・個別ケース検討会議 延142回		●相談支援包括化推進会議5回 ●代表相談支援包括化推進会議1回 ●支援会議3回（扱った事例：2件） ●多機関協働事業を通しての研修会2回 ●関係機関への周知活動 （地域包括センター長会議、ヤングケアラーネットワーク会議） ●多機関協働事業マニュアルの整備 ●重層的支援体制整備事業実施計画の策定	
取組評価 (CHECK)	○				○		○	
次年度への 課題・改善 (ACT)	・引き続き高齢者支援・介護保険部門との連携を強化していく ・女性相談部門との連携を強化していく ・引き続き、子育て部門との連携を強化していく。				多問題を抱える家庭の支援には関係機関のネットワークが不可欠なため、引き続き連携強化を図る。		令和8年度からの重層的支援体制整備事業本格実施に伴い、多機関協働事業と参加支援事業、アウトリーチを通じた継続的支援事業等について包括的に実施することで地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備することを段階的に進めていく。	
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(3) 社会福祉協議会との連携強化	全体 評価	○
施策	①社会福祉協議会との連携							
事業番号	14	ページ	106,107	担当部署	地域福祉推進課			
事業名	地域福祉活動推進事業の支援							
事業内容	地域福祉活動計画の推進を支援します。							
取組名	地域福祉活動推進事業の支援							
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定時において、府中市社会福祉協議会と連携し、地域福祉活動計画との整合性を図る。							
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・ 地域福祉活動計画推進委員会の委員として、計画の進行管理と評価を実施する。 ・ 府中市社会福祉協議会運営費及び府中市社会福祉協議会の実施する地域福祉活動推進事業に対して補助を行う。							
令和7年度 取組成果 (DO)	・ 地域福祉活動計画推進委員会にて、計画の進行管理と評価を実施した。 ・ 府中市社会福祉協議会運営費及び府中市社会福祉協議会の実施する地域福祉活動推進事業に対して補助を行った。							
取組評価 (CHECK)	○							
次年度への 課題・改善 (ACT)	・ 府中市社会福祉協議会の策定する地域福祉活動計画の推進には行政の支援が必要なため、引き続き連携・支援を行う。 ・ 次期地域福祉計画の策定に向けて、両輪となる地域福祉活動計画との整合性を図る。							
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(4) 権利擁護の推進、虐待防止の推進	全体 評価	○
施策	①成年後見制度利用促進による権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画）【重点2－1】							
事業番号	15	ページ	107	担当部署	地域福祉推進課			
事業名	成年後見制度利用促進による権利擁護の推進							
事業内容	成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、地域連携ネットワークの構築に向け取り組みます。また、引き続き、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施します。							
取組名	地域連携ネットワークの構築に向けた取組の実施				成年後見制度に関する相談・広報の拡充		市民後見人等の養成及び支援	
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	保健、医療、福祉及び司法といった様々な専門機関で構成される協議会の設置及び地域連携ネットワークの構築を進める。				成年後見制度についての市民の認知度が令和元年度より上がるよう取組を進める。 令和元年度調査 「内容まで知っている」33. 3% 「言葉を聞いたことがある」41. 7% 「知らない」21. 7%		市民後見人受任者数 令和8年度目標値 20人 ※令和元年度実績値 9人	
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・成年後見制度利用促進協議会を開催する。 ・地域連携ネットワークの構築、中核機関の役割を関係機関に周知する。				・関係機関向けの研修会を開催する。 ・専門職による市民向けの講演会を開催する。		・市民後見人の養成を行う。また、市民後見人向けの研修や相談を充実させる。 ・市民後見人の受任案件が増えるよう、課題解決までは専門職が引き受け、課題が解消されたら市民後見人に引き継ぐリレー方式や専門職後見人等と一緒に後見業務を行う複数後見等を視野に入れて協議する。	
令和7年度 取組成果 (DO)	・成年後見制度利用促進協議会を開催した。 開催回数2回 ・関係機関向けのパンフレットを用いて、成年後見制度の周知を図った。 配布部数 88部				・権利擁護センターふちゅうと連携し、専門職による関係機関向けの研修会を予定している。 開催回数1回 参加人数17人 ・専門職による市民向けの講演会を開催した。 開催日7月5日 参加人数70人 ・令和7年度一般市民調査 「内容まで知っている」35% 「言葉を聞いたことがある」42% 「知らない」20%		・市民後見人受任件数 25人 ・市民後見人入門講習や基礎講習を行い、市民後見人の養成を行った。 入門講習修了者 6人 基礎講習修了者 2人 ・事例検討会で候補者の受任調整を行っており、リレー方式や複数後見人等の可能性について協議を行った。	
取組評価 (CHECK)	○				○		◎	
次年度への 課題・改善 (ACT)	地域連携ネットワークの構築に向けて、成年後見制度利用促進協議会において、専門機関との連携のあり方を検討する。				・関係機関向けの研修会において、権利擁護支援の概念や制度の説明だけでなく、現場で求められる実務を学べる内容を検討する。 ・より多くの市民に参加してもらえるよう、開催日程や会場等について見直しを行う。		・受任待ちの市民後見人のモチベーション維持のための研修や取組を行う。 ・市民後見人の受任案件が増えるよう、課題解決までは専門職が引き受け、課題が解消されたら市民後見人に引き継ぐリレー方式や専門職後見人等と一緒に後見業務を行う複数後見等について、引き続き検討する。	
備考							令和8年度目標値を超えたため、◎（取組計画達成し、取組目標も達成）とした。	

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(4) 権利擁護の推進、虐待防止の推進		全体 評価	○
施策	②虐待防止の推進								
事業番号	16	ページ	108	担当部署	高齢者支援者、障害者福祉課、子ども家庭支援課、多様性社会推進課				
事業名	様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組								
事業内容	虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めます。								
取組名	虐待防止対策の推進① 【高齢分野】				虐待防止対策の推進② 【障害分野】		虐待防止対策の推進③ 【子ども分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	虐待や暴力に対する相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・対応に努める。また、虐待を予防できる支援体制・地域づくりを進める。				虐待や暴力に対する相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・対応に努める。		研修会や事例検討会などの実施を通じて、関係機関の連携強化、職員の専門性向上、市民への普及啓発等を図り、児童虐待を防止する。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・地域包括支援センターの相談窓口を周知する。 ・相談・通報を受けた場合は早期対応に努め、被虐待者の安全を確保するとともに、養護者を支援し、虐待の解消を図る。 ・関係機関との連携推進等により支援体制を強化する。 ・関係機関向けに高齢者虐待防止研修を行う。				・障害者虐待防止センターにおける相談 ・相談窓口の周知 ・通報、相談を受けた場合は早期対応に努め、被虐待者の安全を確保するとともに、養護者を支援し、虐待の解消を図る ・課内での虐待対応研修の実施		市民等を対象に、子育て支援講演会及び子育て支援活動団体と共催する子育てひろば交流会を開催する。また、関係機関研修会及び内部研修会を開催するほか、必要に応じて事例検討会を開催する。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・養護者による高齢者虐待通報・相談受付件数 185件 (うち虐待があったと判断した件数122件) ※65歳未満及びセルフネグレクトは除く ・「介護保険ガイド&おとしよりのふくし」等を活用し、市民・事業者への相談窓口の周知を図った。 ・関係機関向けに高齢者虐待防止研修を動画配信で実施				・速やかにコアメンバー会議を実施し、調査にあたった ・積極的に関係部署との連携を行った ・適宜、虐待調査の進行管理を行った ・令和7年5月に異動者向け、7月に課内職員向けの研修を行った		・子育て支援講演会 1回 ・子育てひろば交流会 1回 ・関係機関研修会 2回 ・内部研修会 2回 ・事例検討会 延20回		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	虐待の発生を予防するための取組の充実を検討する。				相談件数が増加しているとともに、他市と連携する調査が複数あった。他自治体との連携を通して、他自治体の虐待対応方法を学び、活かしていくことが望ましい。		児童虐待の未然防止及び重篤化防止に向けて、引き続き関係機関の連携強化及び職員の専門性向上に取り組むほか、市民等を対象に講演会等を開催し、児童虐待防止の普及啓発及び育児不安の軽減を図る必要がある。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備			取組の方針	(4) 権利擁護の推進、虐待防止の推進	全体 評価	○
施策	②虐待防止の推進						
事業番号	16	ページ	108	担当部署	高齢者支援者、障害者福祉課、子ども家庭支援課、多様性社会推進課		
事業名	様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組						
事業内容	虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めます。						
取組名	虐待防止対策の推進④ 【男女分野】						
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	女性問題相談の認知率が低い状況のため、計画期間を通じて認知率を上げつつ、虐待や暴力に対する相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・対応に努める。						
令和7年度 取組計画 (PLAN)	第7次府中市男女共同参画計画に基づき、女性問題相談のオンライン予約を導入し、相談しやすい環境を整備する。 令和6年施行の困難女性新法への対応として、府中市困難な問題を抱える女性等への支援に関する調整会議を新設し、支援体制の強化を図る。						
令和7年度 取組成果 (DO)	7月より女性問題相談のオンライン予約を導入することで、前年度比で新規の相談者が増加した。 また、府中市困難な問題を抱える女性等への支援に関する調整会議を新設したことで、関係課を拡充し、より円滑な支援に繋がった。						
取組評価 (CHECK)	○						
次年度への 課題・改善 (ACT)	・女性問題相談のオンライン予約の更なる周知・普及。 ・女性問題相談のWeb会議システムを活用したオンライン相談の試行実施及び本格実施に向けた調査・検討。 ・府中市困難な問題を抱える女性等への支援に関する調整会議の連携強化。						
備考							

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(5) 自立と社会参加への支援	全体 評価	○
施策	①再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）【重点2－2】							
事業番号	17	ページ	108	担当部署	地域福祉推進課、住宅課、健康推進課、子ども家庭支援課、指導室、児童青少年課			
事業名	再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり							
事業内容	犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。							
取組名	就労及び住居の確保支援① 【地域福祉分野】				就労及び住居の確保支援② 【住宅分野】		保健医療及び福祉サービスの利用促進	
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	地域福祉計画策定のための一般市民調査において、「再犯防止推進法」に関する認知度が5割弱が知らないという結果であったため、周知理解を促進する必要がある。就労確保においては、協力雇用主制度の周知を図る。				住居の確保について支援する。		薬物乱用防止については、東京都に協力し啓発活動を推進する。	
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・関係機関と情報共有を行い、協力関係を構築する。 ・社会を明るくする運動など、再犯防止推進活動の啓発活動に積極的に携わり、広報活動を行う。				住まい相談事業等を通して、住宅確保要配慮者に対する住宅確保に係る支援を行う。		若年層の薬物乱用防止啓発活動のため、市内中学校での啓発グッズ等の配布や啓発物品の貸出を行い、東京都と連携し啓発活動を推進する。若年層の啓発活動への更なる取組みや啓発活動に努める。	
令和7年度 取組成果 (DO)	・再犯防止に関わる機関、団体の担当者による打合せを開催した。 ・7月の社会を明るくする運動強調月間に合わせ、街頭広報活動を実施したほか社明関連イベントの広報周知活動を行った。 ・一般市民調査 社会を明るくする運動の認知度31.9％（内容まで知っている、言葉聞いたことがあるの合計）				住宅確保要配慮者を対象とした住宅セーフティネット住まい相談窓口を府中市社会福祉協議会に設置し、必要となる居住支援、それに伴う生活支援サービスの案内などを行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するとともに、入居後の地域生活における各種相談支援等を行った。 相談件数 200件 不動産事業者協力店への照会件数 22件 住替え決定件数（過年度相談分を含む）22件 ※相談時に犯罪歴の確認をしていないため、犯罪をした者等が相談者に含まれているか把握できていない。		東京都薬物乱用防止推進府中地区協議会として、各中学校から標語・ポスターを募集し、入賞作品は展示を行うなど若年層の薬物乱用防止啓発活動に努めた。また、デジタルサイネージを活用して掲示を行い、周知に努めた。	
取組評価 (CHECK)	○				○		○	
次年度への 課題・改善 (ACT)	・関係機関との打合せを通して情報収集する中で、就労確保につながる取組を検討していく。 ・引き続き社会を明るくする運動に携わり、再犯防止推進活動の広報活動を行う。				・福祉部局、居住支援団体等と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する。 ・府中刑務所及び保護観察所と情報交換を行う。		若年層へのより効果的な啓発活動として、デジタルコンテンツの活用や啓発グッズの配布場所等を検討し、啓発活動に努める。	
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(5) 自立と社会参加への支援		全体 評価	○
施策	①再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）【重点2－2】								
事業番号	17	ページ	108	担当部署	地域福祉推進課、住宅課、健康推進課、子ども家庭支援課、指導室、児童青少年課				
事業名	再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり								
事業内容	犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。								
取組名	非行防止等の取組の推進① 【子ども分野】				非行防止等の取組の推進② 【教育分野】			非行防止等の取組の推進③ 【児童青少年分野】	
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	子ども自身からの相談を含むあらゆる相談に対応し、子どもの健全な育成を図る。				・小中学校全校で、人権教育、道徳教育等心の育成に繋がる学習を実施する。 ・小中学校全校で、生活指導主任による生活指導主任会を開催し、生活指導に係る情報の分析・整理、生活指導についての研究・研修等を実施する。			青少年健全育成基本方針に基づき、青少年対策地区委員会、学校、警察等の関係機関との連携により、社会情勢に応じた青少年健全育成活動を推進する。	
令和7年度 取組計画 (PLAN)	電話、メール、面接等により子どもと家庭の総合相談を行う。また、支援を必要とする家庭に対し、養育が適切に行われるよう相談員が訪問等を行い、相談等の支援を行う。				・各学校において、教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育等の心の育成に繋がる学習を実施する。 ・各学校において、児童・生徒に適切な生活指導を行うため、各校の生活指導主任による連絡会を通して、生活指導に係る情報の分析・整理、生活指導についての研究・研修等を実施する。 ・市内小・中学校の児童・生徒による人権作文発表会を開催し、人権感覚を高め、自他を尊重する心を育成する。			関係機関及び地域団体と連携して、青少年の非行防止活動を推進する。	
令和7年度 取組成果 (DO)	子どもと家庭の総合相談 ・新規相談受理件数1,631件				・人権教育、道徳教育等の心の育成に繋がる学習を計画的に実施（全33校） ・各校の人権教育担当教員による連絡会5回 ・生活指導主任による連絡会7回 ・市内小・中学校全校参加の人権作文発表会を開催			警察および少年補導員と連携した補導活動を実施するとともに、青少年対策地区委員会においては、夏休み期間やお祭り後等、青少年が非行に走り易い時期を中心に夜間パトロールを実施している。 青少対による非行防止活動：17回	
取組評価 (CHECK)	○				○			○	
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き、相談に係る普及啓発を行い、子ども自身からの相談を含むあらゆる相談に対応し、子どもの健全な育成を図る。				引き続き実施することで子どもたちに対する非行防止を図る。			特殊詐欺や各種犯罪への青少年の加担を未然に防止するため、警察、学校、青少年対策地区委員会等の関係機関と連携し、青少年の非行防止活動を推進する。	
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(5) 自立と社会参加への支援	全体 評価	○
施策	①再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画）【重点2－2】							
事業番号	17	ページ	108	担当部署	地域福祉推進課、住宅課、健康推進課、子ども家庭支援課、指導室、児童青少年課			
事業名	再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり							
事業内容	犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。							
取組名	民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進				国・民間団体等との連携強化等			
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・府中地区保護司会等の活動を支援する。今後、会員減少が見込まれるため、人員確保の支援を行う。 ・社会を明るくする運動を推進する。				国、都、保護観察所、刑務所等との連携を強化し、再犯防止を推進する。			
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・府中地区保護司会の事務局として活動を支援するほか、保護司候補者検討協議会に委員として参加する。 ・社会を明るくする運動では、対面型の街頭広報活動に加えて推進大会として講演会を実施する。				・関係機関との連携強化を目的とし、定期的に集まる場を設ける。			
令和7年度 取組成果 (DO)	・府中地区保護司会の事務局として活動の支援を行った。また、地域福祉推進課長が保護司候補者検討協議会の委員として出席した。 ・社会を明るくする運動では、街頭広報活動を行った。また、推進大会においては、東京都消費生活総合センターによる出前寄席を講演会として開催した。				・東京保護観察所立川支部、府中刑務所、東京労働局ハローワーク府中、府中地区保護司会が集まる場を設け、定期的に集まる体制を整えた。 ・各機関での課題を共有し、関係機関同士が協調して具体的な取組みを開始する準備を整えることができた。			
取組評価 (CHECK)	○				○			
次年度への 課題・改善 (ACT)	・社会を明るくする運動においては、街頭広報活動を行い、市長が社明啓発物品を配布した。推進大会においては出前寄席を講演会として開催することができた。今年行うことのできた取組については引き続き継続し、また次年度以降の街頭広報活動については、その活動形態について再検討しつつ状況に応じたよりよい活動方針を策定していく。				・今後も継続していく。			
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(5) 自立と社会参加への支援		全体 評価	○
施策	②セーフティネットの充実【重点2－3】								
事業番号	18	ページ	109	担当部署	生活福祉課				
事業名	生活困窮者の自立支援事業の推進								
事業内容	生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応するため、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。								
取組名	生活困窮者の自立相談支援の充実				生活困窮者の就労支援・就労準備支援の実施		生活困窮者の住居確保給付金の支給		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言等様々な支援を 包括的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る。				・就労に必要な知識や技能が不足している方に対し、適切な相談支援を行い、早期就労につなげる。 ・就労に向けた準備が整っていない方に対し、日常生活や社会生活及び就労のための基礎能力向上を支援し、自立の促進を図る。		離職者や個人の都合によらない減収をした方のうち、誠実で熱心な就職活動を行う、家を失う恐れがある者に対して、求職期間中の家賃相当分を有期で支給し、生活再建を支える。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	各事業を安定的、効率的に運用し、幅広いニーズに応え、他の公的サービス等も提案し、効果的な支援の実現に努める。 福祉の総合相談窓口職員を専任配置し、相談の機能強化を行う。				ハローワークと連携しながら就労支援員が支援を行い、生活困窮者の早期就労を図る。 就労に向けた準備が整っていない方に対し、事務所等での相談支援を中心に、日常生活や社会生活及び就労のための基礎能力向上を支援する。		住居確保給付金の適切な運用により、居住が不安定な生活困窮者の生活再建を支える。 法改正に基づき、転居費用の補助を開始する。住居確保給付金とともに周知を図り、対象者に案内していく。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・ 自立相談支援 新規相談 503件 延べ相談 2,145件 ・ 一時生活 利用件数 10件				対象者数 123件 うち就職者数 70件 (就労支援コーナーふちゅうを含む) ・ 就労準備支援 利用者数 16人 延べ相談 330件		新規決定件数 7件 ・ 支給金額 1,542,700円		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	相談員及び現在実施している事業の質的向上に努めるとともに、各事業の効果的な連携に努める。また、法改正により、住まいに関する相談の充実が求められたため、住まい相談について強化していく。				就労準備事業と就労支援事業を一体的に実施し、利用者の状況に合わせて、2事業間を円滑に切替可能とするなど、切れ目のない支援体制としていく。		転居費用助成については、対象となる方は存在したが、相談の継続に伴い収入及び預貯金が要件を上回ったため、制度の利用に至らず、実績には結び付かなかった。引き続き、住居確保給付金とともに、支援が必要な方には確実に事業を案内し、実施していく。		
備考									

評価基準・・・◎(取組計画達成し、取組目標も達成)、○(取組計画のとおり達成)、△(取組計画の一部を達成)、×(取組計画が未達成)

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(5) 自立と社会参加への支援	全体 評価	○
施策	②セーフティネットの充実【重点2－3】							
事業番号	18	ページ	109	担当部署	生活福祉課			
事業名	生活困窮者の自立支援事業の推進							
事業内容	生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応するため、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。							
取組名	生活困窮者の家計改善支援の実施				生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援の実施			
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、対象者とともに家計の状況を明らかにして、情報提供や専門的な助言等を行うことにより、対象者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるよう支援する。				学習の機会に恵まれない生活困窮家庭の子どもに対し、学習の機会(場)を提供し、学習習慣や考える力を獲得するよう支援するとともに、進路選択等に関する支援を行うことで、貧困の連鎖の防止に寄与する。			
令和7年度 取組計画 (PLAN)	家計相談員により、生活困窮者の家計状況の把握、収支バランスの改善、負債の整理等の助言を行い、生活困窮者に対しきめ細かい支援を提供する。				学習教室の適切な運営に取り組み、子どもの健全育成を促すほか、高校進学に向けた支援を行う。			
令和7年度 取組成果 (DO)	新規 87件 ・延べ相談 549件 ・うち時間外・休日相談 8件 ・終結 90件				市内5か所で学習教室を開催 ・9月より勉強集中クラスを開催 ・登録者数 63人			
取組評価 (CHECK)	○				○			
次年度への 課題・改善 (ACT)	きめ細かい相談や夜間・休日相談を継続し、生活困窮者の家計状況の把握、収支バランスの改善、負債の整理を支援する。				引き続き適切な運営に取り組み、高校進学に向けた支援を行う。			
備考								

評価基準・・・◎(取組計画達成し、取組目標も達成)、○(取組計画のとおり達成)、△(取組計画の一部を達成)、×(取組計画が未達成)

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(5) 自立と社会参加への支援		全体 評価	○
施策	③住宅確保に関する支援								
事業番号	19	ページ	109	担当部署	地域福祉推進課、介護保険課、障害者福祉課、住宅課				
事業名	住宅確保に関する支援								
事業内容	住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する住宅確保に係る支援を進めます。								
取組名	住宅確保に関する支援① 【地域福祉分野】				住宅確保に関する支援② 【高齢分野】		住宅確保に関する支援③ 【障害分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	府中市社会福祉協議会への補助事業である民間賃貸住宅のあつ旋事業について、居住支援協議会との連携等により事業の見直しを検討する。				認知症のある高齢者が地域で共同生活するためのグループホームに係る今後の整備計画については、令和6年度から令和8年度までを計画期間として策定する高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）において、必要な施設数等を定める予定である。		ニーズに沿った障害者グループホームの整備。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	府中市社会福祉協議会の実施する住宅に困窮する高齢者や障害のある人への入居支援事業に対して補助金を交付することで支援する。				第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で計画した認知症高齢者グループホーム1施設について、公募により事業者を選定し整備を進める。		障害者グループホームの整備を進める。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・府中市社会福祉協議会の実施する住宅に困窮する高齢者や障害のある人への入居支援事業に対して補助金を交付することで支援した。 ・居住保証 相談件数 76件 申請件数 5件（更新申請を含む） 保証件数 12件（累計）				認知症高齢者グループホームの整備を進めるため、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、整備事業者の公募、選定を行った。		障害者グループホームの新規開設やユニット増設を予定している事業所当との相談を実施。		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	住宅課において「住宅セーフティネット住まい相談事業」が令和4年度から実施されたため、引き続き補助金の継続等の見直しを検討していく。				認知症高齢者グループホームについて、第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間内に整備が完了するよう、工事の進捗状況等を注視する。		引き続き、障害者グループホームの整備を進める。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(5) 自立と社会参加への支援		全体 評価	○
施策	③住宅確保に関する支援								
事業番号	19	ページ	109	担当部署	地域福祉推進課、介護保険課、障害者福祉課、住宅課				
事業名	住宅確保に関する支援								
事業内容	住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する住宅確保に係る支援を進めます。								
取組名	住宅確保に関する支援④ 【住宅分野】								
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・居住支援協議会による住宅確保要配慮者に対する住宅確保に係る支援を行う。 ・高齢者、障害のある人及びひとり親世帯向けの公営住宅の確保に努める。								
令和7年度 取組計画 (PLAN)	住まい相談事業等を通して、住宅確保要配慮者に対する住宅確保に係る支援を行う。 ・市営住宅の定期募集では、高齢者世帯やひとり親世帯を対象とした優遇抽せんを実施する。また、障害者（児）世帯を対象とした割当募集を行い、優先して確保に努める。								
令和7年度 取組成果 (DO)	住宅確保要配慮者を対象とした住宅セーフティネット住まい相談窓口を府中市社会福祉協議会に設置し、必要となる居住支援、それに伴う生活支援サービスの案内などを行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するとともに、入居後の地域生活における各種相談支援等を行った。 相談件数 200件 不動産事業者協力店への照会件数 22件 住替え決定件数（過年度相談分を含む）22件 不動産事業者協力店の登録 6店舗追加（市内事業者） 居住支援協議会の開催（協議会1回・部会1回） 居住支援に係る関係者向けセミナーの開催（1回） ・市営住宅の定期募集及び障害者（児）世帯割当募集（各1回）								
取組評価 (CHECK)	○								
次年度への 課題・改善 (ACT)	・福祉部局、居住支援団体等と連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する。 ・市営住宅の定期募集及び障害者（児）世帯割当募集について、引き続き実施していく。								
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(5) 自立と社会参加への支援		全体 評価	○
施策	④就業による社会参加への支援								
事業番号	20	ページ	110	担当部署	高齢者支援課、障害者福祉課、産業振興課、子育て応援課				
事業名	就業機会の拡大								
事業内容	高齢者、障害のある人、ひとり親等の就労機会の拡大に努めます。								
取組名	就業機会の拡大① 【高齢分野】				就業機会の拡大② 【障害分野】		就業機会の拡大③ 【産業振興分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	シルバー人材センターへ補助金を交付し、高齢者の就業機会を確保する。				障害のある人の能力に着目した職域の拡大を検討するとともに、企業等との連携を図り、障害のある人の雇用促進に努める。		高齢者無料職業紹介等就業支援事業による就職者数 ・令和8年度 250人		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	シルバー人材センターに補助金を交付し、高齢者の就業機会を確保する。				障害者就労支援センターみ～なにて障害のある人の就労を支援する。		・おおむね55歳以上の高齢者を対象に職場体験を行い、積極的に地元事業者への再就職を促す。地元事業者の慢性的な求人難を解消し、高齢者の再就職者数の増加を図っていく。 ・ハローワーク府中、シルバー人材センター、東京しごとセンター、むさし府中商工会議所等との連携を強化し、地域における高齢者の就労促進と地域の活性化を目指していく。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・シルバー人材センターに補助金を交付し、高齢者の就業機会を確保した。 ・シルバー人材センターの主催事業の開催に当たり、広報掲載等の支援を行った。				障害者就労支援センターみ～なにて障害のある人の就労を支援する。		高齢者無料職業紹介等就業支援事業による就職者数 ・令和7年度 142人		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	就労を希望する高齢者の増加が見込まれるため、シルバー人材センターが安定的な運営を図ることで、高齢者の就業機会を確保するための支援を継続する。				就労支援センターによる支援から企業内への支援に移行しナチュラルサポートによる就労定着を行うことが理想であることから、引き続き当事者だけでなく企業へも助言を行っていく。		・高齢者の就労支援は、生涯現役社会の実現や社会保障制度の支え手の確保に寄与するものと認識しているが、継続雇用年齢の引上げ等により、求職者の年齢が60歳代から70歳代へと上がり、再就職は困難な状況にある。意欲と能力を持つ高齢者が貴重な社会資源として地域の担い手となれるよう、地域独自の雇用・就業環境を整備するため、自所求人開拓に積極的に取り組むなど事業の拡充に努め、引き続き事業を継続していく。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(5) 自立と社会参加への支援	全体 評価	○
施策	④就業による社会参加への支援							
事業番号	20	ページ	110	担当部署	高齢者支援課、障害者福祉課、産業振興課、子育て応援課			
事業名	就業機会の拡大							
事業内容	高齢者、障害のある人、ひとり親等の就労機会の拡大に努めます。							
取組名	就業機会の拡大④ 【子育て分野】							
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	ひとり親の就業や資格取得を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定事業や資格取得のための給付金事業を実施し、経済的な安定と社会参加への支援を図る。							
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・母子・父子自立支援プログラムの策定 ・自立支援セミナーの実施 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付事業の実施 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付事業の実施 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の実施							
令和7年度 取組成果 (DO)	・母子・父子自立支援プログラム策定件数 18件 ・自立支援セミナーの実施 1回実施 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付事業 4件 ・母子家庭等高等職業訓練促進給付事業 支給人数11人 延支給月 120月 終了一時金 6人 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 0人							
取組評価 (CHECK)	○							
次年度への 課題・改善 (ACT)	窓口来所者に対して就労相談の周知を行った。今後もひとり親家庭の経済的安定につながるよう、声掛け及び各事業を継続していく。							
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(5) 自立と社会参加への支援		全体 評価	○
施策	⑤ひきこもりに関する支援								
事業番号	21	ページ	110	担当部署	生活福祉課				
事業名	ひきこもりに関する支援【新規】								
事業内容	ひきこもり等に悩む人や家族の支援を行います。								
取組名	ひきこもりに関する支援								
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	東京都ひきこもりサポートネット等と連携し、ひきこもり等に悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行う。								
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・ひきこもりに悩む当事者及びその家族に対し、状況に応じて、就労準備支援事業や当事者会・家族会等へのつながりを行うなどの支援を実施していく。 ・庁内において、ひきこもりに関する一次相談窓口が福祉総合相談であることについて、周知を図っていく。								
令和7年度 取組成果 (DO)	・令和7年度におけるひきこもりに関する新規相談19件のうち、3件が就労準備支援事業につながり、そのうち1名が就労に至った。 ・福祉総合相談に関するチラシを作成し、ひきこもり当事者会において配布を行ったほか、社会福祉協議会が主催するひきこもりに関する学習会においても市民向けに配布を実施した。 ・令和8年3月1日刊行の広報ふちゅうにて福祉総合相談の周知を実施した。								
取組評価 (CHECK)	、○								
次年度への 課題・改善 (ACT)	ひきこもり相談への対応にあたっては、社会資源の不足や適切なつながり先の確保が課題となっている。市内資源にとどまらず、市外を含めた利用可能な社会資源に関する情報収集に積極的に取り組んでいく。あわせて、府中市で開催されるUX女子会については、より多くの対象者へ周知を図るため、SNS等を活用した情報発信を行っていく。また、日々福祉総合相談窓口においてひきこもり相談を実施していることについても、広く市民に周知するため、SNSを活用した情報発信を行っていく。								
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(6) 福祉サービスの質の確保		全体 評価	○	
施策	①事業者・事業者団体への支援									
事業番号	22	ページ	111	担当部署	介護保険課、高齢者支援課、障害者福祉課、地域福祉推進課					
事業名	福祉サービス事業者への運営支援及び指導									
事業内容	福祉サービス提供体制及び質を確保するため、福祉事業所に対する運営支援、指導等を実施します。									
取組名	福祉サービス提供事業者への事業継続計画（BCP）策定の促進				事業者団体への支援① 【高齢分野】		事業者団体への支援② 【障害分野】			
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	福祉サービス事業者が災害時等に円滑に業務を行うための事業継続計画（BCP）作成を支援する。				福祉サービス提供事業者に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援する等、福祉サービスの安定的提供、質の確保を図る。		福祉サービス提供事業者に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援する等、福祉サービスの安定的提供、質の確保を図る。			
令和7年度 取組計画 (PLAN)	介護保険サービス提供事業所に対する集団指導等において事業継続計画（BCP）について説明を行うとともに、運営推進会議等において策定状況を確認する。				事業所連絡会等に出席することで、事業者間の情報ネットワークの構築を支援する。		精神保健福祉協議会、地域生活支援センター連絡会、特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会等の各種連絡会を定期開催し、事業所間の情報ネットワーク構築を支援する。			
令和7年度 取組成果 (DO)	・集団指導において、事業所に対し、事業継続計画（BCP）に関する説明を実施した。 ・厚生労働省及び東京都から提供される事業継続計画（BCP）の策定支援情報について、介護保険サービス事業所へ周知を行った。 ・運営推進会議において、事業継続計画（BCP）の策定・運用状況を確認し、必要に応じて支援を実施した。				府中市居宅介護支援事業所連絡会、府中市特別養護老人ホーム施設長会に定期的に出席することで事業所の状況を把握したり、市からの情報提供を行うことができて、連携強化を図ることができた。		・地域生活支援センター連絡会12回 ・精神保健福祉協議会12回 ・特定相談支援（障害児相談支援）機関連絡会12回			
取組評価 (CHECK)	○				○		○			
次年度への 課題・改善 (ACT)	介護保険制度において、令和6年度から事業継続計画（BCP）の作成が義務化されたことを踏まえ、集団指導や運営推進会議等の機会を活用し、当該計画の適切な運用・活用に向けた支援を実施する。				引き続き、事業所と連携し、課題整理を行行情報を共有することでサービスの安定的提供、質の確保を図ることに努める。		引き続き、支援機関の連携を深め、障害福祉サービスの安定的提供および質の確保に努める。			
備考										

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(6) 福祉サービスの質の確保		全体 評価	○
施策	①事業者・事業者団体への支援								
事業番号	22	ページ	111	担当部署	介護保険課、高齢者支援課、障害者福祉課、地域福祉推進課				
事業名	福祉サービス事業者への運営支援及び指導								
事業内容	福祉サービス提供体制及び質を確保するため、福祉事業所に対する運営支援、指導等を実施します。								
取組名	福祉サービス事業者への運営指導				民間活力の活用① 【高齢分野】		民間活力の活用② 【障害分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	【社会福祉法人】 適正な法人運営の確保を図るため、所轄する法人に対して指導監査を行う。 【介護事業所・障害事業所】 サービス提供事業所の質の確保及び給付の適正化等を目的に運営指導を行う。				民間事業者が提供する福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人等の健全な運営を支援し、安定的かつ効率的なサービス提供体制を確保する。		ニーズに沿った障害福祉サービス等事業所の整備。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	【社会福祉法人】 指導監査を実施し、適正な法人運営の確保を図る。 計画件数：9件 【介護事業所・障害事業所】 運営指導を実施し、適切な事業運営の確保を図る。 計画件数：介護 40件 ・障害 48件				円滑なサービス提供のために、介護サービス事業者やサービス利用者からの相談を受け、助言を行う。		新たに開所を目指す事業所等への情報提供や助言を行う。		
令和7年度 取組成果 (DO)	【社会福祉法人】 実績件数：9件 【介護事業所・障害事業所】 実績件数：介護 40件 ・障害 50件				公的保険における一定水準が保たれるよう、相談内容に応じた適切な助言を行った。利用者とのトラブルにおいては傾向を捉え、集団指導などの機会に介護サービス事業者へ情報共有することで、発生防止に努めた。		新たに開所を目指す事業所の相談を受けた。		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	【社会福祉法人】 本市が所轄する社会福祉法人に対し、適正な法人運営の確保を図るため、引き続き指導監査を実施する。 【介護事業所・障害事業所】 サービス提供事業所に対して、サービスの質の確保及び給付の適正化を図るため、引き続き、運営指導を実施する。				事故やトラブルに関する相談内容の集約・分析を行うことで、原因や問題点を把握し、引き続き未然に防ぐ取組を進める。介護サービス事業者を対象とした研修会実施により、健全な事業運営の支援を検討する。		引き続き新たに開所を目指す事業所の相談を受ける		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2 包括的支援体制の整備				取組の方針	(6) 福祉サービスの質の確保		全体 評価	○
施策	①事業者・事業者団体への支援								
事業番号	22	ページ	111	担当部署	介護保険課、高齢者支援課、障害者福祉課、地域福祉推進課				
事業名	福祉サービス事業者への運営支援及び指導								
事業内容	福祉サービス提供体制及び質を確保するため、福祉事業所に対する運営支援、指導等を実施します。								
取組名	福祉サービス第三者評価制度の普及・促進① 【地域福祉分野】				福祉サービス第三者評価制度の普及・促進② 【高齢分野】		福祉サービス第三者評価制度の普及・促進③ 【障害分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・東京都の福祉サービス第三者評価を受審する事業者に対し、 受審費用の全部または一部を助成します。 ・市民がサービスの選択に当たっての目安となる情報を提供し ます。				福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の 確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目 安となるよう情報を提供する。		東京都の方針に準じて補助を実施することにより、制度の普及 を促進し、サービスの質の確保に努める。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	引き続き、福祉サービス第三者評価受審制度費用の補助を実施 する。東京都の方針に準拠し、認知症対応型共同生活介護、認 証保育所、認可保育所、認可外保育施設（ベビーホテル等）及 び認定こども園については、補助率10/10で実施し、その他サ ービスについては、補助率1/2で実施する。また、受審の際の負担 が少ない調査・評価方式を選択することが可能であることなど を集団指導やホームページを利用し、引き続き情報提供してい く。				居宅介護支援事業所や地域密着型介護サービス事業所は、市が 指定権者となるため、指定事務手続きの際に、第三者評価の実 施について説明するとともに、必要な情報提供を行う。また、 重要事項説明書への記載や説明などの実施状況を確認し、必要 に応じて実施するように指導する。		障害福祉サービスの短期入所及び共同生活援助について、都加 算請求事業所に対し、第三者評価を受審した場合の経費を補助 する。		
令和7年度 取組成果 (DO)	(補助実績) ①障害者サービス：1件 ②高齢者サービス（③をのぞく）：6件 ③認知症対応型共同生活介護：7件 ④認可保育所：7件 ⑤認証保育所：4件 ⑥認可外保育施設：1件				第三者評価の実施状況に関する、重要事項説明書への記載や サービス利用者に対する説明状況などを確認し、未実施事業所 に対しては、実施するように指導した。		・障害福祉サービスの都加算請求事業所数 ①短期入所・・・・・・7カ所 ②共同生活援助・・・・145カ所		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	昨今の福祉ニーズの高まりが継続していることで、事業所の具体 的な情報が求められているため、第三者評価を通じて事業所が 情報を開示できるよう、引き続き東京都の方針に準拠し、補助 事業を実施する。				引き続き、新規開設事業者へ説明や情報提供をするとともに、 既設事業所の実施状況を確認し、必要に応じて実施するように 指導する。		引き続き、東京都の方針に準じて補助を実施することにより、 制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努める。		
備考							障害福祉サービスの短期入所及び共同生活援助都加算の単価に ついては、第三者評価受審経費の補助が含まれているため、第 三者評価の受審が請求要件となっている。		

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	2		包括的支援体制の整備		取組の方針	(6) 福祉サービスの質の確保		全体 評価	○
施策	①事業者・事業者団体への支援								
事業番号	23	ページ	111	担当部署	地域福祉推進課				
事業名	専門的な人材確保のための支援								
事業内容	福祉分野での人材を確保します。								
取組名	専門的な人材確保のための支援								
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・市内の福祉の専門的な人材の確保ができるよう、「社会福祉士資格取得費用助成事業」及び「介護職員初任者研修費用助成事業」の実施を行う。 ・より広く市民への周知を行うことにより、令和2年度補助実績件数を上回るようにする。 令和2年度実績 ・社会福祉士資格取得費用助成事業 3件 ・介護職員初任者研修費用助成事業 15件								
令和7年度 取組計画 (PLAN)	「社会福祉士資格取得費用助成事業」及び「介護職員初任者研修費用助成事業」の実施及び制度の周知を行う。								
令和7年度 取組成果 (DO)	・社会福祉士資格取得費用助成事業 5件 ・介護職員初任者研修費用助成事業 11件 ・制度の周知について、市内福祉サービス事業所、ハローワーク府中へ郵送などで周知を行った。								
取組評価 (CHECK)	○								
次年度への 課題・改善 (ACT)	専門的な福祉人材の不足は喫緊の課題であり、今後も高齢化の進展により、専門的な福祉人材の必要性がますます高まることが想定される。より一層の周知を行うにあたり、引き続き外部機関への制度の周知の働きかけを行う。								
備考	社会福祉士資格取得費用助成事業 予算：500,000円 介護職員初任者研修費用助成事業 予算：1,040,000円								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	3 生き生きと健康に暮らすための環境づくり				取組の方針	(1) 健康づくり・介護予防の推進		全体 評価	○	
施策	①健康づくりへの支援									
事業番号	24	ページ	112	担当部署	健康推進課、保険年金課					
事業名	ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携									
事業内容	市民が自らの健康に関心を持ち、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組むこと、また、疾病の予防及び早期発見に取り組むよう促進します。									
取組名	医療機関との連携				こころの健康を守る取組の推進		各種健康診査・検診等の実施① 【健康推進分野】			
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・医療機関と連携した健康教育事業を実施する。 ・かかりつけ医（医科・歯科・薬局）の普及を促進する。				こころの健康に関する相談窓口を充実するとともに、ストレス等への対応等、こころの健康についての啓発活動を行う。		様々な疾病の早期発見及び生活習慣病の予防のため、成人健診、特定健診、後期高齢者医療健診及び各種検診を実施し、受診率向上を図る。			
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・生活習慣病の予防や、からだやこころの健康づくりのために保健相談室ほか、各種相談事業を実施する。 ・健康応援ガイドや相談先リーフレットに健康推進課の相談窓口を記載する。				・こころの健康に関する相談が可能な窓口一覧を記載したパンフレット、カード等により広く市民に周知し、相談にしやすい体制を整える。 ・ホームページや広報等を通じて、広く知識を啓発するとともに、講演会等を定期的に開催する。		・成人・若年層健康診査は、定期的に受診することで健康の保持・増進や生活習慣病等の早期発見につながることを周知するとともに、市民が安心して受診できる体制を整え、将来的に医療費の抑制につなげる。 ・がんの早期発見、早期治療を目的に各種がん検診を実施する。 ・各種健（検）診について、健康応援ガイドや広報等を活用し、市民に対して丁寧な周知を行い、受診率の向上を図る。			
令和7年度 取組成果 (DO)	健康相談：254回 3058人 ・各種相談リーフレット等に健康推進課（保健センター）の相談窓口を記載し周知を図った。				・こころの健康に関する相談が可能な窓口一覧を記載したパンフレット、カード、啓発物品等により広く市民に周知し、相談にしやすい体制を整えた。 ・ホームページや広報等を通じて、広く知識を啓発するとともに、講演会等を定期的に開催した。 ・教育部と共催し、教職員を対象とした自殺対策研修会を開催した。（参加者：66名）		・成人・若年層健診は、昨年と同じく7月から9月の3か月間実施した。 ・がん検診は健康応援ガイドを全戸配布し、申し込み方法や検診内容等について周知した。利便性の観点から、昨年同様にオンラインで申し込み及び予約ができるようにした。 ・大腸がん検診及び乳がん検診は令和6年度をもって集団検診を廃止し、昨年度から個別医療機関方式を採用した。 ・骨粗減少を早期発見し、適切な医療へつなげるため、令和7年度から、骨粗しょう症検診の対象者として40・50・60・65・70を追加した。また、同検診は令和7年度より個別医療機関方式で実施。			
取組評価 (CHECK)	○				○		○			
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き相談窓口の周知を行い、相談機関との連携を深める。相談を希望する市民が、安心して相談できるような体制整備に努める。				継続して実施する。		継続して実施する			
備考										

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	3 生き生きと健康に暮らすための環境づくり				取組の方針	(1) 健康づくり・介護予防の推進		全体 評価	○
施策	①健康づくりへの支援								
事業番号	24	ページ	112	担当部署	健康推進課、保険年金課				
事業名	ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携								
事業内容	市民が自らの健康に関心を持ち、ライフステージに合わせた健康づくりに取り組むこと、また、疾病の予防及び早期発見に取り組むよう促進します。								
取組名	各種健康診査・検診等の実施② 【保険分野】								
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	特定健康診査受診率 令和3年度 58% 令和4年度 59% 令和5年度 60% 令和6年度 52% 令和7年度 53% 令和8年度 54% 後期高齢者医療健康診査受診率 令和3年度 67.40% 令和4年度 67.65% 令和5年度 67.90% 令和6年度 62.52% 令和7年度 63.44% 令和8年度 64.36%								
令和7年度 取組計画 (PLAN)	特定健康診査・後期高齢者医療健康診査ともに被保険者の健康保持・増進、医療費の抑制のため、受診率・参加率の向上を図る。								
令和7年度 取組成果 (DO)	受診率向上のため、東京フットボールクラブ株式会社との協働事業による受診勧奨動画やポスターを作成し、受診勧奨はがきを送付した。昨年より特定健診は受診率が0.3%減少した。 (実績) 令和7年度特定健康診査受診率（協力医療機関における受診率）48.8% 受診勧奨はがき発送者の令和7年度特定健康診査受診率 40.6% 令和7年度後期高齢者医療健康診査受診率 61.8% 受診勧奨はがき発送者の令和7年度後期高齢者医療健康診査受診率 23.7%								
取組評価 (CHECK)	○								
次年度への 課題・改善 (ACT)	特定健康診査・後期高齢者医療健康診査ともに受診率・参加率の向上のために府中市医師会と協議していく。								
備考									

評価基準・・・◎(取組計画達成し、取組目標も達成)、○(取組計画のとおり達成)、△(取組計画の一部を達成)、×(取組計画が未達成)

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	3 生き生きと健康に暮らすための環境づくり			取組の方針	(1) 健康づくり・介護予防の推進	全体 評価	○
施策	②健康に関する相談・情報提供の充実						
事業番号	25	ページ	112	担当部署	健康推進課		
事業名	健康に関する相談・情報提供の充実						
事業内容	健康に関する相談・情報提供の充実を図ります。						
取組名	健康に関する相談・情報提供の充実						
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	相談を希望する市民が安心して相談できる体制を整える。						
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・生活習慣病の予防や、からだやこころの健康づくりのために保健相談室ほか、各種相談事業を実施する。 ・健康応援ガイドや相談先リーフレットに健康推進課の相談窓口を記載する。						
令和7年度 取組成果 (DO)	健康相談： 254回 3058人 ・各種相談リーフレット等に健康推進課（保健センター）の相談窓口を記載し周知を図った。						
取組評価 (CHECK)	○						
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き相談窓口の周知を行い、相談機関との連携を深める。 相談を希望する市民が、安心して相談できるような体制整備に努める。						
備考							

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	3 生き生きと健康に暮らすための環境づくり				取組の方針	(1) 健康づくり・介護予防の推進		全体 評価	○
施策	③介護予防の推進								
事業番号	26	ページ	113	担当部署	健康推進課、高齢者支援課				
事業名	介護予防事業の充実								
事業内容	健康で生き生きと暮らし続けるため、介護予防事業の充実を図ります。								
取組名	健康づくり・介護予防の場と機会の提供				介護予防事業の充実				
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・ライフステージに応じた健康づくり、介護予防に取り組むための場や機会を提供する。 ・高齢者がいきいきと自分らしく生活するために、身近な場所で気軽に参加できる住民主体の通いの場として地域交流体操への参加者を増やす。				・市内のイベントや公共施設で実施される他の事業において、介護予防の大切さをPRする。 ・介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施する。 ・市内各地域で介護予防活動の取組みが広められるよう介護予防サポーターを育成する。				
令和7年度 取組計画 (PLAN)	会場と後日オンデマンド配信の講演会を実施する。				介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施する。				
令和7年度 取組成果 (DO)	・令和7年11月4日・5日の健康づくりについて会場と後日オンデマンド配信の講演会を開催。会場は中央文化センターひばりホール。				・介護予防推進センター ・介護予防講座 延7,711人 ・介護予防教室 延19,829人 ・介護予防相談 延410人 ・介護予防サポーター育成研修 72回 ※登録者数 184人 (R8.3.31時点) ・地域包括支援センター ・地域交流ひろば 延37,048人 ・介護予防講座 延5,788人				
取組評価 (CHECK)	○				○				
次年度への 課題・改善 (ACT)	より効果的な健康教育の開催方法、内容及び周知方法等について検討する。				・高齢者人口が増加する中で、介護予防の重要性は増しており、介護予防の普及啓発を継続していく必要がある。				
備考									

評価基準・・・◎(取組計画達成し、取組目標も達成)、○(取組計画のとおり達成)、△(取組計画の一部を達成)、×(取組計画が未達成)

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	3 生き生きと健康に暮らすための環境づくり			取組の方針	(2) 日常生活への支援		全体 評価	○
施策	①日常生活への支援							
事業番号	27	ページ	113	担当部署	介護保険課、障害者福祉課			
事業名	住まいのバリアフリー化の支援							
事業内容	高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援します。							
取組名	住まいのバリアフリー化① 【高齢分野】			住まいのバリアフリー化② 【障害分野】				
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	住環境に課題を抱える高齢者に対し、自立支援住宅改修制度をと おし、必要なサポートを適切に実施していく。			住宅改修の実施による住環境の改善及びバリアフリー化。				
令和7年度 取組計画 (PLAN)	65歳以上で日常生活の動作に困難があり、在宅での生活を確保 するために住宅の改修が必要と認められる方に対し住宅改修費を 助成し、高齢者の安心した在宅生活継続を支援する。また、リハ 職を雇用継続し、審査体制の充実を図る。			障害者の住宅改修や屋内移動設備の設置に対する助成を実施す る。				
令和7年度 取組成果 (DO)	高齢者自立支援住宅改修 給付対象者数 6名 助成対象工事件数 6件			障害者助成対象件数 小規模 3件 中規模 1件 屋内移動 3件				
取組評価 (CHECK)	○			○				
次年度への 課題・改善 (ACT)	今後も制度の適正運用のため、リハ職を雇用継続し、審査体制の 充実を図る。引き続き包括やケアマネ向けに制度に関する周知を 行う。			障害者が在宅で安心して暮らせるようにするために当事業は必要 であり、引き続き助成を実施し、住環境の改善及びバリアフリー 化を図る。				
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	3 生き生きと健康に暮らすための環境づくり				取組の方針	(2) 日常生活への支援		全体 評価	○
施策	①日常生活への支援								
事業番号	28	ページ	114	担当部署	地域福祉推進課、高齢者支援課、子ども家庭支援課				
事業名	生活支援の充実								
事業内容	公的なサービス以外の制度や様々な主体や方法による生活支援の充実を図ります。								
取組名	多様な主体や方法による生活支援の推進① 【地域福祉分野】				多様な主体や方法による生活支援の推進② 【高齢分野】		多様な主体や方法による生活支援の推進③ 【子ども分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	住民主体の生活支援のサービスの展開を支援する。				生活支援コーディネーターが中心となり、既存の地域資源や今後新たに創出された生活支援・介護予防サービスを活用し、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備する。		ファミリー・サポート・センター事業を実施し、育児と仕事の両立等による子育て家庭の負担を軽減する。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	府中市社会福祉協議会の実施する有償在宅福祉サービスや地域福祉コーディネーターによるわがまち支えあい協議会の支援を通じて、多様な主体や方法による生活支援の充実を図る。				生活支援コーディネーターを配置し、地域課題の把握及び解決に向けた取組を行う。		育児の援助を受けたい会員と行いたい会員の相互援助活動が円滑に行われるよう、会員の登録やマッチングを行う。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・生活援助・介護支援・家庭サービス等事業 (職員による訪問相談等) 利用会員：332名 訪問相談：708件 電話相談：4,249件 来所相談：423件 ・家事・介護サービス(協力会員による支援) 家事サービス：8,748回 介護支援サービス：943回 家庭支援サービス：338回 ・協力会員活動状況 協力会員登録者数：323名 活動延人数：2,127名 活動延日数：7,512日 ・食事サービス 昼夜合計：2,598食 24世帯				・生活支援コーディネーター配置人数 第1層(市全域) 1人 第2層(日常生活圏域) 22人 ・わがまちタウンミーティング 令和7年12月6日 参加者92人		・会員数 1,799人(依頼会員 1,354人、提供会員 429人、両方会員 16人)		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き、府中市社会福祉協議会と連携し、多様な主体や方法による生活支援の充実を図る。				地域の支え合い活動の更なる充実を図るとともに、それらの地域資源を効果的に活用できる体制を検討する必要がある。		事業の認知度を高めて必要な家庭に支援が行き届くよう周知広報に取り組み、親の負担軽減を図る必要がある。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	3 生き生きと健康に暮らすための環境づくり				取組の方針	(3) 自殺防止に向けた取組	全体 評価	○
施策	①府中市自殺総合対策計画の推進							
事業番号	29	ページ	114	担当部署	健康推進課			
事業名	府中市自殺総合対策計画の推進【新規】							
事業内容	府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図ります。							
取組名	府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進							
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる。 (平成27年度：16.5% 目標値(30%減)：11.6%)							
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・こころの健康に関する相談が可能な窓口一覧を記載したパンフレット、カード、啓発物品等により広く市民に周知し、相談につながりやすい体制を整える。 ・引き続き、子どもの自殺対策として、教職員向けゲートキーパー研修の実施及び連携を図る。							
令和7年度 取組成果 (DO)	・こころの健康に関する相談が可能な窓口一覧を記載したパンフレット、カード等を庁内外の窓口に設置し配布した。特に3・9月の自殺対策強化月間において、重点的に他課・他機関の協力のもと、様々な窓口における周知活動を行った。 ・教育部と共催し、教職員を対象とした自殺対策研修会を開催し、多くの教職員の参加を得た。また、教職員と関係機関の顔の見える関係づくりとして保健所、市役所の相談担当課の職員の参加も得た。(参加者：66名)							
取組評価 (CHECK)	○							
次年度への 課題・改善 (ACT)	第2次府中市自殺総合対策計画における、取組の充実を図る。 (ゲートキーパー研修の拡大、関係機関連携の拡大等)							
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進			取組の方針		(1) 物理的なバリアフリーの推進		全体 評価	○
施策	①ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進								
事業番号	30	ページ	115	担当部署	地域福祉推進課				
事業名	福祉のまちづくり推進事業								
事業内容	福祉のまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの周知、民間事業者への指導、福祉環境整備の助成等を行います。								
取組名	カラーユニバーサルデザインガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知				福祉のまちづくり推進事業の実施		福祉的環境の整備の推進		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・わかりやすく理解しやすい表現にするためカラーユニバーサルデザインガイドラインを周知する。 ・安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境を創出するため、ユニバーサルデザインガイドラインを周知する。				バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対する着工前の事前協議及び指導を徹底し、協議内容及び指導内容について、双方がわかりやすいような議事録を作成する等工夫を行う。		・助成を行い、既存建築物のバリアフリー化を推進する。 ・助成対象に合致しない等の理由で申請に至らない既存建築物があり課題となっている。対象要件等の見直しを検討する。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	福祉まつり等のイベントにおける啓発活動を行う。				府中市福祉のまちづくり条例に基づき、建築事業者に対し、着工前の事前協議及び指導を実施する。		・助成を行い、既存建築物のバリアフリー化を推進する。 ・助成対象に合致しない等の理由で申請に至らない既存建築物があり課題となっている。対象要件等の見直しを検討する。		
令和7年度 取組成果 (DO)	福祉まつりでカラーユニバーサルデザインガイドラインの周知を行った。				府中市福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者等を含むすべての人が利用しやすい施設となるよう、事前協議・指導を行った。		・令和7年度助成実績0件 ・市広報とHPでの事業周知を行った。		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き、福祉啓発のイベント等においてカラーユニバーサルデザインに関する周知を行っていく。				引き続き、建築事業者に対し、着工前の事前協議及び指導を実施する。		・助成を継続し、既存建築物のバリアフリー化を推進する。 ・対象要件等の見直しの検討を引き続き進めるとともに、効果のある周知を行う。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(1) 物理的なバリアフリーの推進		全体 評価	○
施策	①ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進								
事業番号	31	ページ	116	担当部署	地域福祉推進課、建築施設課、学校施設課				
事業名	ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備								
事業内容	学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備します。								
取組名	公共施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化の推進① 【地域福祉分野】				公共施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化の推進② 【建築分野】		公共施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化の推進③ 【学校分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・福祉のまちづくり条例及び適合項目への遵守の重要性を説明し、理解を得られるようにする。 ・当事者の意見を整備に反映できるよう、関係各課と連携し、現場確認等を行った上で協議を行う体制構築を検討する。				・公共施設を所轄する主管課より、府中市公有財産規則第4条第2項の規定による「工事施行依頼書」により依頼を受け、バリアフリー化の整備を行う。 ・公共施設マネジメントの考え方を取り入れ、劣化状況及び重要度を考慮した優先順位に従い、計画的保全に向けて工事を行う。		学校施設の整備方針にユニバーサルデザインの視点を盛り込んだ、学校施設改築・長寿命化改修計画を踏まえて、改築事業を進める。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・当事者の意見を取り入れる機会を設け、協議を進める。 ・補助金等を活用し、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮した整備を推進する。				・子ども家庭部からの依頼により、日吉保育所新築工事に係るバリアフリー化に向けたスロープ、車椅子専用駐車場等を整備する。		第二期改築実施校である府中第三小学校及び府中第六小学校の外構工事において、外部トイレのバリアフリー化等ユニバーサルデザインの視点をもって工事に着手する。		
令和7年度 取組成果 (DO)	公共施設の改修にあたり、当事者と現場確認を行った。 実施件数 24件				・日吉保育所の移転整備において、バリアフリー化を踏まえた整備を実施した。		第二期改築実施校である府中第三小学校及び府中第六小学校の外構工事において、外部トイレのバリアフリー化等ユニバーサルデザインの視点をもって工事に着手した。		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き、整備の推進を進めるとともに当事者と現場確認を行い、意見聴取できる場の設定を進める。				第4次府中市公共施設マネジメント推進プラン等の各種計画を踏まえた適正な工事を引き続き行い、バリアフリー化を実施する。		第三期改築実施校において、府中市学校施設改築・長寿命化改修計画を踏まえ、サインやエリア表示等は、色相や明度、彩度の差に配慮するとともに、視覚面や心理面での効果等を十分に検討し、バリアフリー化を含めたユニバーサルデザインの視点を反映させる。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(1) 物理的なバリアフリーの推進		全体 評価	○
施策	①ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進								
事業番号	32	ページ	116	担当部署	建築施設課				
事業名	公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備								
事業内容	市の公共施設におけるトイレのバリアフリー化や、分かりやすいサイン（案内）の表示などの整備を推進します。								
取組名	公共施設のトイレのバリアフリー化の促進				公共施設のサイン（案内）整備の拡充		音声案内の整備		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・公共施設を所轄する主管課より、府中市公有財産規則第4条第2項の規定による「工事施行依頼書」により依頼を受け、車椅子使用者便房の整備を行う。 ・公共施設マネジメントの考え方を取り入れ、劣化状況及び重要度を考慮した優先順位に従い、計画的保全に向けて工事を行う。				・公共施設を所轄する主管課より、府中市公有財産規則第4条第2項の規定による「工事施行依頼書」により依頼を受け、サインの整備を行う。 ・公共施設マネジメントの考え方を取り入れ、劣化状況及び重要度を考慮した優先順位に従い、計画的保全に向けて工事を行う。		・公共施設を所轄する主管課より、府中市公有財産規則第4条第2項の規定による「工事施行依頼書」により依頼を受け、音声案内の整備を行う。 ・公共施設マネジメントの考え方を取り入れ、劣化状況及び重要度を考慮した優先順位に従い、計画的保全に向けて工事を行う。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・子ども家庭部からの依頼により、日吉保育所新築工事に係る車椅子使用者便房を整備する。				・子ども家庭部からの依頼により、日吉保育所新築工事に係るサインを整備する。		・子ども家庭部からの依頼により、日吉保育所新築工事に係るエレベーター等の音声案内を整備する。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・日吉保育所新築工事において、車椅子使用者便房を整備した。				・日吉保育所新築工事において、サインを整備した。		・日吉保育所新築工事において、エレベーターに音声案内を整備した。		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	・第4次府中市公共施設マネジメント推進プラン等の各種計画を踏まえた適正な工事を引き続き行い、車椅子使用者便房を整備する。				・第4次府中市公共施設マネジメント推進プラン等の各種計画を踏まえた適正な工事を引き続き行い、サインを整備する。		・第4次府中市公共施設マネジメント推進プラン等の各種計画を踏まえた適正な工事を引き続き行い、音声案内を整備する。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(1) 物理的なバリアフリーの推進		全体 評価	○
施策	①ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進								
事業番号	33	ページ	116	担当部署	公園緑地課				
事業名	公園のバリアフリー化の推進								
事業内容	トイレのバリアフリー化、ベンチの設置、歩行空間の段差の解消等、公園のバリアフリー化を推進します。								
取組名	トイレのバリアフリー化の促進				ベンチ設置の拡充		歩行空間の段差解消の推進		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	トイレのバリアフリー化を進めるには、トイレの改修が必要となるため、トイレの改修を計画的に進める必要がある。				既存のベンチが老朽化しているため、老朽化対策と合わせてベンチ設置を進める必要がある。		既存の公園、緑道等の段差解消を推進するため、緑道等の改修を計画的に進める必要がある。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	武蔵台公園、桶久保公園、紅葉丘中央公園、日新町公園のトイレ改修を行い、バリアフリー化を図る。				遊具の長寿命化対策と合わせてベンチ設置等を図る。		下河原緑道の改修工事を行い、段差解消等を図る。		
令和7年度 取組成果 (DO)	武蔵台公園、桶久保公園、紅葉丘中央公園、日新町公園のトイレ改修を実施した。				遊具の長寿命化対策に伴う公園施設改修工事において、ベンチの設置を行った。工事対象公園（白糸台公園、天神町幼児公園、天神町公園、押立公園、押立町公園、美好町第2公園、片町第2公園、南町第2公園、新町西公園）		下河原緑道の改修工事を実施した。天神町幼児公園の出入口を緩やかな斜路に改修した。片町第2公園、南町第2公園において、出入口のL形側溝を2cm段差のものに取り替えて段差を解消した。		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	バリアフリー化を含むトイレの改築を計画的に進める必要がある。				老朽化対策と合わせてベンチの設置を検討する。		引き続き下河原緑道などの改修を計画的に進める必要がある。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進			取組の方針	(1) 物理的なバリアフリーの推進		全体 評価	○	
施策	①ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進								
事業番号	34	ページ	117	担当部署	道路課、まちづくり拠点整備推進本部、計画課、地域福祉推進課、地域安全対策課				
事業名	移動のバリアフリー化の推進								
事業内容	高齢者、障害のある人、子ども連れの方など移動の困難な方も含め、移動の安全性及び利便性が向上するための取組を推進します。								
取組名	道路のバリアフリー化の推進			交通事業者との連携強化① 【まちづくり拠点整備推進分野】		交通事業者との連携強化② 【計画分野】			
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	府中市バリアフリー基本計画に基づき、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の管理、電柱の占用箇所の見直し、無電柱化事業の実施など、市道のバリアフリー化を推進する。			分倍河原駅周辺のまちづくりにおいては、継続的に鉄道事業者と協議を行い、工事に向けて設計・調整を進めていく。		鉄道事業者への助成を実施し、高齢者、障害者等の移動の安全性及び利便性の向上のための施設整備の促進を図る。			
令和7年度 取組計画 (PLAN)	多磨霊園南参道において、バリアフリー化整備工事を実施する。また、桜通り等改修計画に基づき令和8年度から予定している桜通りでのバリアフリー化整備工事の実施に向けて詳細設計を実施する。			・駅改良及び自由通路整備について鉄道事業者とともに実施設計業務を行う。 ・駅改良及び自由通路整備に係る用地取得に向けた用地測量を実施する。		・鉄道事業者各社に対してホームドア整備を要請する。 ・府中市バリアフリー基本計画に基づき、公共交通のバリアフリー化を進めるために各社が実施する公共交通特定事業などを取りまとめる。			
令和7年度 取組成果 (DO)	多磨霊園南参道において、バリアフリー化整備工事を実施するとともに、桜通りのバリアフリー化整備工事の実施に向けて詳細設計を実施した。			・駅改良及び自由通路整備について鉄道事業者とともに実施設計に着手した。 ・駅改良及び自由通路整備に係る用地取得に向けた用地測量の一部が完了した。		・鉄道事業者各社に対してホームドア整備を要請した。 ・令和7年1月に策定した府中市バリアフリー基本計画に基づき、公共交通のバリアフリー化を進めるために各社が実施する公共交通特定事業などを取りまとめ、令和8年3月に府中市バリアフリー基本計画特定事業計画として公表した。			
取組評価 (CHECK)	○			○		○			
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き多磨霊園南参道でバリアフリー化整備工事を実施するとともに、桜通りのバリアフリー化整備工事に着手する。			・引き続き、駅改良及び自由通路整備について鉄道事業者とともに実施設計を進め、令和9年度中に完了する ・駅改良及び自由通路整備に係る用地取得に向けて権利者との交渉を進める（財産活用課担当）		・鉄道駅ホームの更なる安全性向上のため、市内の駅について引き続きホームドア整備を要請する。 ・特定事業計画の進捗状況を管理し、事業の実施を促進する。			
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(1) 物理的なバリアフリーの推進	全体 評価	○
施策	①ユニバーサルデザイン及びバリアフリーの推進							
事業番号	34	ページ	117	担当部署	道路課、まちづくり拠点整備推進本部、計画課、地域福祉推進課、地域安全対策課			
事業名	移動のバリアフリー化の推進							
事業内容	高齢者、障害のある人、子ども連れの方など移動の困難な方も含め、移動の安全性及び利便性が向上するための取組を推進します。							
取組名	福祉移送の支援				コミュニティバスの運行		自転車駐車場の整備	
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	高齢者、障害のある人等、移動の困難な方の移動を支援するため、交通事業者やNPOと連携した福祉移送を支援する。 登録団体の新規登録や登録更新について、団体と連携しながら進めていく。				コミュニティバスの運行を継続し、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の移動を支援するとともに、地域公共交通計画に基づき、令和7年度までに地域公共交通ネットワーク再編計画（仮）を策定し、令和8年度から路線バス・コミュニティバス路線の再編や新たな移動手段の検討等を実施する。		自転車利用者の利便性を確保するとともに、自転車の放置防止を図り、市民の良好な生活環境を確保するため、駅周辺等に自転車駐車場を整備する。（総合計画において目標数値を設定していない。）	
令和7年度 取組計画 (PLAN)	福祉移送支援の周知を強化し、福祉移送を必要とする市民が福祉移送サービスを利用できる環境づくりを進める。				・コミュニティバス運行のため、運行事業者に補助金を交付する。 ・コミュニティバスの利用を促進するため、ちゅうバス利用促進事業を実施する。 ・地域公共交通計画に基づき、地域公共交通ネットワーク再編計画を策定し実施する。		自転車利用者の利便性を確保するため、思いやりスペースを備えた自転車駐車場の維持を行う。	
令和7年度 取組成果 (DO)	多摩地域福祉有償運送運営協議会へ負担金を支出するとともに高齢者や障害者等の移動手段に関する支援を実施できた。				・コミュニティバス運行のため、運行事業者に補助金を交付した。 ・ちゅうバスの利用促進として、市民桜まつりにおいてバス路線再編周知用のポケットティッシュ及び缶バッジの作成及び配布を実施した。 ・地域公共交通ネットワーク再編計画に関して地域公共交通協議会で協議を行った。（協議会3回・部会2回） ・地域公共交通ネットワーク再編計画を令和7年7年に策定し実施した。		思いやりスペース及びオートスロープの維持を行った。 思いやりスペースについては、場内に案内表示を行い、利用者へ周知を行った。	
取組評価 (CHECK)	○				○		○	
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き、福祉移送の支援を行う。福祉移送支援事業の効果的な周知方法について検討する。				・コミュニティバス運行事業者に適正に補助金を交付し運行を継続するとともに、府中市地域公共交通計画に基づき各種施策に取り組む。 ・府中市地域公共交通ネットワーク再編計画に基づき再編したコミュニティバス路線を評価するとともに、持続可能な地域公共交通を目指す。		思いやりスペースを含めた車両スペースの適正化及びオートスロープの維持、整備を引き続き行い、利用者の利便性の確保に努めていく。	
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(2) 制度のバリアフリーの推進		全体 評価	○
施策	①幅広く使いやすい制度の推進								
事業番号	35	ページ	117	担当部署	地域福祉推進課、高齢者支援課、障害者福祉課、秘書広報課				
事業名	社会活動等への参加・参画に対する支援の充実								
事業内容	市民の誰もが希望する社会活動に参加及び参画することができるための支援を行います。								
取組名	市民参画による制度づくり				協議会等への参加促進① 【地域福祉分野】		協議会等への参加促進② 【高齢分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	社会活動等への参加支援を行うほか、それらの活動を通して顕在化した課題に対する制度づくりを行う。				地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画推進に当事者の意見が積極的に反映されるよう取り組む。		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会において、委員の一部を市民から選任する。 【目標数値】公募市民による委員2人 ※府中市附属機関等設置運営マニュアルでは、原則として、1人以上の公募委員を登用することとなっている。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	府中市社会福祉協議会へ委託している地域福祉コーディネーター事業を通して、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行う。				福祉のまちづくり推進審議会を開催し、当事者の意見を反映させる。 当事者団体からの選出委員：3名（15名中）		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会の委員のうち、2人を公募市民から選任する。 【補足】委員構成 学識経験者2人、被保険者1人、居宅サービス事業者2人、社会福祉関係団体3人、医療関係団体4人、関係行政機関1人、市民との協働を推進している団体1人、公募市民2人		
令和7年度 取組成果 (DO)	地域福祉コーディネーターを通して、地域支援を行った。 ・地域支援相談件数：8,067件				福祉のまちづくり推進審議会を4回開催し、次期計画及び現行計画の進捗管理において、当事者目線の意見をいただいた。		・対象の協議会を5回開催し、進捗管理及び次期計画策定に向けた準備を行った。		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き、地域福祉コーディネーターを通じて社会活動等への参加支援に努める。				次期計画の策定に向けて、引き続き当事者からの意見を反映させる。 評価が十分でない事業については、重点的な改善できるよう検討していく。		・引き続き、選任した公募市民枠及び市民との協働を推進している団体の構成員枠の委員の意見を取り入れながら、対象の協議会の活性化を図る。		
備考					福祉のまちづくり推進審議会運営費 令和7年度予算：1,476,000円 令和7年度決算：597,412円				

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(2) 制度のバリアフリーの推進	全体 評価	○
施策	①幅広く使いやすい制度の推進							
事業番号	35	ページ	117	担当部署	地域福祉推進課、高齢者支援課、障害者福祉課、広聴相談課			
事業名	社会活動等への参加・参画に対する支援の充実							
事業内容	市民の誰もが希望する社会活動に参加及び参画することができるための支援を行います。							
取組名	協議会等への参加促進③ 【障害分野】				市民の福祉ニーズの把握① 【広聴分野】		市民の福祉ニーズの把握② 【地域福祉分野】	
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	当事者の意見が市政に積極的に反映されるように、当事者の協議会等への参加や計画づくりへの参画を推進する。				支援を必要とする人や市民の福祉課題やニーズを把握するため、アンケート調査等を実施する。 指標（市民意識調査）：市民の意見を聞く体制整備されていないと感じる市民の割合 基準値（令和2年度）：21.8% 目標値：15.0%		関係機関と福祉課題やニーズを共有することにより、連携強化や施策への反映を目指す。	
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・障害者計画推進協議会 障害者計画、障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の評価・点検を行うとともに、次期計画の作成に向け、市民へアンケート調査等を行う。委員18人のうち当事者1人 ・障害者等地域自立支援協議会 委員18人のうち当事者4人				市政世論調査を実施する中で、その時々福祉課題やニーズを把握するための特設設問を設ける。		地域福祉コーディネーターによる、文化センターで週3日もしくは週1日の「困りごと相談会」の実施や個別支援・地域支援の中で福祉課題やニーズを把握する。把握した課題やニーズを関係機関と共有できる体制づくりを検討する	
令和7年度 取組成果 (DO)	・障害者計画推進協議会 障害者計画、障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の評価・点検を行った。また、次期計画に向け、市民へのアンケート調査を実施した。 委員18人のうち当事者1人、開催回数5回 ・障害者等地域自立支援協議会 委員18人のうち当事者4人、全体会3回、専門部会 計12回				・調査期間 5月12日～7月11日 ・対象者 1,500人 ・回収数 879人 ・回収率 58.6%		・各文化センターで「困りごと相談会」を実施した。片町文化センター及び白糸台文化センターでは、週1回半日実施していた困りごと相談会を、年度途中から週3日の開催に増やすことができた。 ・困りごと相談会 開催回数：2,351回 相談件数：6,462件 ・個別支援相談件数：9,708件 ・地域支援相談件数：8,067件	
取組評価 (CHECK)	○				○		○	
次年度への 課題・改善 (ACT)	・障害者計画推進協議会 障害者計画、障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画（第3期）の評価・点検を行うとともに、次期計画の策定を行う。 ・障害者等地域自立支援協議会 委員以外の当事者についても、意見を吸い上げる仕組みづくりを検討していく。				引き続き、回収数の維持と設問項目の充実に努める。		引き続き、福祉の課題及びニーズの把握に努める。また、把握した課題及びニーズを関係機関と共有する体制づくりの検討を進める。	
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(2) 制度のバリアフリーの推進		全体 評価	○
施策	①幅広く使いやすい制度の推進								
事業番号	35	ページ	117	担当部署	地域福祉推進課、高齢者支援課、障害者福祉課、秘書広報課				
事業名	社会活動等への参加・参画に対する支援の充実								
事業内容	市民の誰もが希望する社会活動に参加及び参画することができるための支援を行います。								
取組名	市民の福祉ニーズの把握③ 【高齢分野】				市民の福祉ニーズの把握④ 【障害分野】				
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に伴い、市民を対象としたアンケート調査を実施し、市民ニーズを把握する（アンケート3年に1回実施。令和4年度と令和7年度に実施予定）。				支援を必要とする人や市民の福祉課題やニーズを把握するため、ワークショップやアンケート調査等を実施する。				
令和7年度 取組計画 (PLAN)	次期計画の策定に向け、市内の高齢者及び介護者並びに事業者を対象としたアンケート調査を実施し、それぞれのニーズ及び傾向を把握する。				・障害者計画推進協議会 障害者計画、障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の評価・点検を行うとともに、次期計画の作成に向け、市民へアンケート調査等を行う。委員18人のうち当事者1人 ・障害者等地域自立支援協議会 当事者や関係機関等を対象に懇話会を実施する。				
令和7年度 取組成果 (DO)	次のとおり調査を実施し、ニーズ及び傾向を把握した。 （調査名/配布数/有効回収数/有効回収率） ①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査/3,600件/2,812件/78.1% ②居宅サービス利用者調査/1,800件/1,191件/66.2% ③在宅介護実態調査/457件/457件/100%（直接聞き取りのため） ④介護保険サービス提供事業者調査/306件/195件/63.7% ⑤介護支援専門員調査/136件/101件/74.3% ⑥医療機関調査/436件/306件/70.2%				・障害者計画推進協議会 障害者計画、障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の評価・点検を行った。また、次期計画に向け、市民へのアンケート調査を実施した。 委員18人のうち当事者1人、開催回数5回 ・障害者等地域自立支援協議会 当事者や関係機関等を対象に懇話会を実施。 日時：令和8年2月26日（木） 参加者数： 30名				
取組評価 (CHECK)	○				○				
次年度への 課題・改善 (ACT)	・本調査で把握したそれぞれの課題に対して必要な事業を検討し、次期計画に反映する。 ・次回（令和10年度予定）アンケートの実施に向け、回答率の向上につながる調査・研究を行う。				・障害者計画推進協議会 障害者計画、障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画（第3期）の評価・点検を行うとともに、次期計画の策定を行う。 ・障害者等地域自立支援協議会 委員以外の当事者についても、意見を吸い上げる仕組みづくりを検討していく。				
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(3) 情報のバリアフリーの推進		全体 評価	○
施策	①分かりやすく利用しやすい情報提供の推進								
事業番号	36	ページ	118	担当部署	秘書広報課、高齢者支援課、障害者福祉課、多様性社会推進課、図書館、地域福祉推進課				
事業名	分かりやすく利用しやすい情報提供の推進								
事業内容	誰もが必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体を用いた情報提供の推進を図ります。								
取組名	多様な媒体を活用した情報の提供				情報利用のアクセスの機会の確保① 【広報分野】		情報利用のアクセスの機会の確保② 【協働分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	スマートフォンなどが普及し、今後幅広い世代や主体に対してデジタルツールによる情報の発信が可能となっていくことから、広報ふちゅうなどの既存媒体と並行し、SNSなどの多様な情報発信媒体を活用した情報発信を行う。				幅広い世代や主体に応じた市政情報の発信が求められていることから、障害の有無や国籍に関わらず誰もが必要な情報を取得できるよう、多様な手段で市政情報の提供を行う。		外国人市民へのわかりやすい情報発信として、情報の多言語化ややさしい日本語の活用が求められている。また、外国人市民が情報を入手しやすい媒体についての検証も必要である。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	広報ふちゅう、ホームページ、メール配信サービス、SNSなどを活用して、様々な制度についての情報提供に努める。				・ ホームページは、誰もが利用しやすく、ユニバーサルデザインに配慮した運用に努める。 ・ 視覚障害のある方への配慮として、広報紙の全文を記載したテキストデータを市ホームページに掲載するほか、声の広報を作成し、希望者に配布する。 ・ 外国人への配慮として、ホームページの英語・中国語・韓国語への自動翻訳機能を付加するほか、10言語で翻訳・音声読み上げができる無料アプリで広報ふちゅうを配信する。		庁内各課が作成する手続き案内等の多言語翻訳を進めるとともに、多文化共生センターDIVEのSNSを活用し、やさしい日本語や多言語での情報発信を進める。		
令和7年度 取組成果 (DO)	・ 広報紙の発行…号平均65,500部 ・ メール配信サービスの配信件数…1,167件 ・ Xの配信件数…280件 ・ Instagramでの配信件数…168件				・ 広報ふちゅう全文のテキストデータ掲載・アプリでの配信、声の広報の作成・配布…月2回実施		市民税課が作成する手続き案内書類等の多言語翻訳を行ったほか、多文化共生センターDIVEのSNSを活用してやさしい日本語及び多言語での情報発信を行い、外国人住民への情報発信の充実に努めた。		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	引き続き、わかりやすい情報提供に努める。				情報の取得手段の周知		引き続き、庁内各課が作成する手続き案内等の多言語翻訳を進めるとともに、多文化共生センターDIVEのSNSを活用し、やさしい日本語や多言語での情報発信を進める。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(3) 情報のバリアフリーの推進		全体 評価	○
施策	①分かりやすく利用しやすい情報提供の推進								
事業番号	36	ページ	118	担当部署	秘書広報課、高齢者支援課、障害者福祉課、協働共創推進課、図書館、地域福祉推進課				
事業名	分かりやすく利用しやすい情報提供の推進								
事業内容	誰もが必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体を用いた情報提供の推進を図ります。								
取組名	情報利用のアクセスの機会の確保③ 【図書館分野】				情報利用のアクセスの機会の確保④ 【高齢分野】		情報利用のアクセスの機会の確保⑤ 【障害分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・より多くの点字・録音図書の収集、提供を行う。 ・来館が困難な方への資料の郵送・宅配を行う。 ・読書が困難な方への対面朗読を実施する。 ・音訳ボランティアの育成を行う。				高齢者福祉に関するサービス等をまとめた冊子「介護保険ガイド &おとしよりのふくし」を作成し、高齢者福祉に関する最新情 報を提供する。		多様な情報提供手段を活用し、高齢者、障害のある人、外国人 など、情報入手が困難な方における情報利用のアクセスの機会 の確保に努める。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・通常の活字による読書が困難な方に対して点字図書や録音図書 等の提供や対面朗読を行う。 ・来館が困難な方に対して資料の郵送や宅配を行う。 ・図書館ホームページ等でハンディキャップサービスについて情 報を提供する。 ・「りんごの棚」や特集展示などを通じて布の絵本やさわる絵本 など子ども向けの多様な媒体の資料について周知する。				高齢者福祉に関するサービス等をまとめた冊子「介護保険・高 齢者福祉サービスガイドブックふくしのしおり」を作成し、高齢 者福祉に関する情報を提供する。		音声版「声の広報」の発送 ・メール配信で広報発行のお知らせを通知		
令和7年度 取組成果 (DO)	・録音図書、録音図書再生機、点字図書、大活字本、布の絵 本、さわる絵本、LLブックを貸出した。 ・録音図書（9点）、布の絵本（1点）を作成した。 ・対面朗読を実施（304回）した。 ・郵送1, 171点、宅配437回を実施した。 ・拡大読書器等の読書支援機器類を継続して設置した。 ・音訳ボランティア養成講座（延べ42人）、デージー図書作 成編集講座（延べ27人）を開催した。				「介護保険・高齢者福祉サービスガイドブックふくしのしおり」 を12,000部作成し、ホームページにも同内容のものを掲載 した。また、各文化センター等にも配架し、身近な場所で手に 取れる環境にしている。		音声版広報「声の広報」の発送 24回 ・メール配信で広報発行のお知らせを通知（配信登録者456人※ 令和8年4月1日号時点）		
取組評価 (CHECK)	○				○		○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	・必要な方にサービスが行き届くように、引き続きPR活動を 行うとともに、利用者ニーズに沿った資料を提供するために選 書を行う。 ・音訳・対面朗読ボランティアの養成のため、継続して講座を実 施する。				引き続き、高齢者福祉に関するサービス等をまとめた冊子を発 行し、情報を提供する機会を設ける。		引き続き、視覚障害のある方が、必要な情報が入手できるよう 継続する。		
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(3) 情報のバリアフリーの推進		全体 評価	○
施策	①分かりやすく利用しやすい情報提供の推進								
事業番号	36	ページ	118	担当部署	秘書広報課、高齢者支援課、障害者福祉課、協働共創推進課、図書館、地域福祉推進課				
事業名	分かりやすく利用しやすい情報提供の推進								
事業内容	誰もが必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体を用いた情報提供の推進を図ります。								
取組名	バリアフリー情報の提供								
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	バリアフリーマップの更新については、媒体や内容を検討する必要がある。当事者意見を募りながら、協議していく。 また、情報の更新を随時行うことができるツールについては、定期的に更新を行うよう努める。								
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・公共施設のバリアフリー情報として公開したオープンデータの更新手続きを行う。 ・各公共施設のホームページにおいてバリアフリー情報をビクトグラム等で掲載するよう各課に依頼を行う。								
令和7年度 取組成果 (DO)	・各種イベント時等に、がいどまっふ府中に掲載しているバリアフリー情報を周知した。 ・各公共施設のホームページにおいてバリアフリー情報をビクトグラム等で掲載するよう各課に依頼を行った。								
取組評価 (CHECK)	○								
次年度への 課題・改善 (ACT)	バリアフリーマップの内容の更新や、公共施設のバリアフリー情報の周知方法を検討していく必要がある。								
備考									

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

令和7年度府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画進行表

基本目標	4 福祉のまちづくりの推進				取組の方針	(4) 心のバリアフリーの推進	全体 評価	○
施策	①互いを理解し、助け合う福祉意識の醸成							
事業番号	37	ページ	119	担当部署	地域福祉推進課、指導室			
事業名	福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成							
事業内容	全ての市民が、地域には、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。							
取組名	福祉意識の醸成				福祉教育・啓発活動の推進① 【地域福祉分野】	福祉教育・啓発活動の推進② 【教育分野】		
令和8年度 までの取組目標 (参考目標数値)	・様々な人たちが福祉意識を持てることを図る。 ・府中市社会福祉協議会との共催事業として行う「防災まち歩き」を令和8年度までに全ての文化センターで実施する。				府中市社会福祉協議会の実施する「福祉教育」や「ボランティア体験」事業への支援を継続により、福祉意識の醸成を図る。	・小中学校全校で、福祉に関する学習を実施する。 ・新任教員を対象とした研修の中で、福祉体験研修を実施する。		
令和7年度 取組計画 (PLAN)	・様々な人たちが互いを知り合い交流を深める場として福祉まつりを開催し、支え合いの意識の醸成を図る。 ・府中市社会福祉協議会と共催にて行う防災まち歩きの中で福祉体験を取り入れることで福祉意識の醸成を図る。				府中市社会福祉協議会の実施する「福祉教育」や「ボランティア体験」事業へ補助金を交付することで、地域における福祉教育を推進する。	・各学校において、社会科や総合的な学習の時間の授業の中で、福祉に関する学習を実施する。 ・新任教員を対象とした研修の中で、福祉体験研修を実施する。		
令和7年度 取組成果 (DO)	第45回福祉まつりをけやき並木及びベデストリアンデッキにおいて開催した。 開催日：令和7年10月19日（日） 来場者数：約7,800名 参加団体数：89団体 ・府中市社会福祉協議会との共催事業として「防災まち歩き」を白糸台文化センター、武蔵台センターにて実施した。				児童・生徒のボランティア活動を通して福祉教育を推進した。 ・府中市社会福祉協議会協力指定校 小学校 22校 中学校 11校 高校・その他 7校 ・夏のボランティア体験学習 中学生以上：89人参加 小学生と保護者：11組21人参加 ・手話・点字指導者、講師派遣 13回 肢体不自由者当事者講話 4回	・社会科や総合的な学習の時間の授業の中で、福祉に関する学習を実施（全33校） ・新任教員向け福祉体験研修 1回（47人）		
取組評価 (CHECK)	○				○	○		
次年度への 課題・改善 (ACT)	・けやき並木及びベデストリアンデッキでの開催は今年度で4回目となったが、今年度は、天候の影響もあり、前年度に比べると来場者数が50%以上の減となったため、啓発方法について工夫を行っていく。次年度においてもけやき並木及びベデストリアンデッキで開催するよう進めるが、物価高騰の影響で事業費が増大しているため、経費削減に努めつつ、福祉まつりの開催意義に関する検討を継続する。 ・「防災まち歩き」の実施回数を増やすほか、ファシリテーターとなる人材育成等を行い、活動を充実させる。				引き続き、府中市社会福祉協議会へ補助金の交付を行い、福祉意識の醸成を図る。	引き続き、実施することで福祉への理解と意識の醸成を図る。		
備考								

評価基準・・・◎（取組計画達成し、取組目標も達成）、○（取組計画のとおり達成）、△（取組計画の一部を達成）、×（取組計画が未達成）

Ⅱ 重点施策における参考指標の推移

重点施策	参考指標 (単位)	指標の説明	計画 策定時 の数値	計画 終了時の 目標値 (令和8年度)	指標の推移						関連事業
					令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
住民主体の地域課題解決の 体制づくりの強化 【1-1】	地域福祉コーディネー ターによる困りごと相 談会での相談件数 (件)	地域福祉コーディネーターによる困り ごと相談会での相談件数	577 (令和元年度)	1,120	1,380	1,832	2,909	4,165	6,462		事業番号4 地域福祉コーディネーター の配置及び機能強化 事業番号11 身近な相談機能の充実
成年後見制度利用促進によ る権利擁護の推進 【2-1】	市民後見人受任者数 (人)	判断能力の低下した高齢者や障害のあ る人の生活支援を行う市民後見人の受 任者数	9 (令和元年度)	20	10	10	12	18	25		事業番号15 成年後見制度利用促進によ る権利擁護の推進

府中市地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画

(令和9年度～令和14年度)

〔答申案〕

府 中 市

市長挨拶

目 次

第1章 計画の策定に当たって.....	1
1 計画策定の背景・趣旨.....	2
2 地域福祉・福祉のまちづくりに関する動向.....	3
3 計画の位置付け.....	7
4 計画期間.....	8
5 計画の策定体制.....	9
6 福祉エリア（日常生活圏域）の推進.....	11
第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの 現状と課題	13
1 地域福祉・福祉のまちづくり推進の現状.....	14
2 成年後見・権利擁護の推進の現状.....	36
3 再犯防止の推進の現状.....	37
4 一般市民調査の結果.....	38
5 11圏域別グループディスカッションの結果.....	59
6 前計画期間の取組について.....	60
7 地域福祉・福祉のまちづくり推進の課題.....	64
第3章 計画の基本的考え方.....	71
1 計画の理念.....	72
2 計画の基盤となる考え.....	73
3 計画の基本目標.....	74
4 計画の体系.....	76
5 評価指標.....	80
第4章 基本目標に向けた取組.....	83
基本目標1 市民協働で進める地域づくり.....	84
基本目標2 包括的な相談支援体制の推進.....	89
基本目標3 いきいきと健康に暮らすための環境づくり.....	93
基本目標4 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり.....	97
基本目標5 福祉のまちづくりの推進.....	103
第5章 重層的支援体制の構築（重層的支援体制整備事業実施計画）	109
1 事業の内容.....	110
2 事業の推進体制.....	129

第6章 計画の推進に向けて.....	131
1 計画の評価体制.....	132
2 計画の推進体制.....	134
資料.....	135
資料1 福祉エリア別の現状・地域資源.....	136
資料2 府中市福祉のまちづくり推進審議会.....	149
資料3 地域福祉計画策定連携会議.....	152
資料4 11圏域別グループディスカッションでの意見.....	153
資料5 用語集.....	161

第1章 計画の策定に当たって

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、福祉分野の計画を総合的かつ一体的に推進するため、「府中市福祉計画」（令和3年度～令和8年度）を策定、「みんなでつくる、みんなの福祉～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～」を基本理念に掲げ、「尊厳の保持（自己決定の尊重）」、「身近な地域における課題解決力の強化」、「多様な主体による協働・連携」を福祉施策の考え方として、新たな福祉11エリアで計画を推進してきました。

あわせて、「府中市福祉計画」の基本理念の実現に向けて、地域福祉・福祉のまちづくり分野の計画として、「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度～令和8年度）」を策定し、「みんなでつくる、「共に生きるまち」」を理念に、「住民に身近なエリアにおいて、地域の課題を我が事として捉え、解決できる地域づくり」の推進と、ユニバーサルデザインの実現をめざす福祉のまちづくりを目指してきました。

地域共生社会の実現に向けた国の動きは、社会福祉法の改正による地域力の強化と包括的支援体制の構築へ、さらに重層的支援体制整備事業の創設へと進み、さらには地域共生社会を形成するための諸課題の解決へと展開しています。

本市においても、福祉総合相談窓口を中心とした相談支援の仕組みのもとで重層的支援体制整備事業がスタートし、地域包括支援センター担当地区の再編も行われ、市の地域共生社会の実現に向けた推進体制の構築が進んでいます。

また本市でも、少子・高齢化が進み、一人暮らし高齢者の増加、地域での孤立等をはじめ、複雑化・複合化しつつある地域生活課題を解決していくために、一層のつながり・支え合いが必要となっており、さらに多様な主体と連携した地域づくりが必要となっています。また、福祉を取り巻く新たな課題として人材の確保・育成・定着支援やICTの活用等への対応が求められています。さらにユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含め、全ての人が安心・快適に生活できるまちを目指すことが必要です。

これらの背景、前提を踏まえ、本市の「誰ひとり取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、市民の新たなニーズを把握し、現状と課題を整理し、地域福祉を進めていくための新たな連携体制、仕組みづくり、施策の評価を進めることが課題です。

以上のことから本市では「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」を、新たに保健福祉分野計画の上位計画に位置づけ、高齢者、障害者、こども、健康分野の計画とも整合のもとに策定することとしました。また本計画に「府中市成年後見制度利用促進基本計画」、「府中市再犯防止推進計画」及び、新たに「府中市重層的支援体制整備事業実施計画」を包含し、市の福祉を総合的に進めるための方針を明らかにします。

2 地域福祉・福祉のまちづくりに関する動向

(1) 地域福祉分野の動向

① 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

(令和2年6月施行)

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、「相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）」、「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」、「地域づくりに向けた支援（地域住民同士が気かけ合う関係性の育成支援）」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

さらに、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講じています。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

- ① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
- ② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- ③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進
- ④ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- ⑤ 社会福祉連携推進法人制度の創設

出典：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要／厚生労働省

② 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月策定）

国では、第一次再犯防止推進計画に基づく取組を踏まえて、令和5～9年度までを計画期間とする第二次再犯防止推進計画が策定されています。

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

出典：第二次再犯防止推進計画（概要）／法務省

③ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和6年1月施行）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる社会の実現に向けて、7つの基本理念を定めるとともに、各種施策を通じて認知症への誤解・偏見をなくし、理解を深める啓発活動、認知症の人や家族が心ゆたかに暮らせる地域づくりを進めていくことが期待されています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法の基本理念

1. 認知症の人が自らの意思によって生活できる
2. 国民が認知症に関する正しい知識を持つ
3. 認知症の人の障壁になるものを除去する
4. 適切な保健医療サービスを提供する
5. 認知症の人及び家族に適切な支援を行う
6. 認知症の研究を推進する
7. 認知症に対する総合的な取組を行う

出典：共生社会の実現を推進するための認知症基本法について／厚生労働省

④ 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月施行）

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指して、孤独・孤立対策推進法が令和6年4月に施行されています。

また、令和6年6月に「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」が策定され、同計画が令和7年5月に一部改定されています。

孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画の基本理念

1. 孤独・孤立双方への社会全体での対応
2. 当事者等の立場に立った施策の推進
3. 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

出典：孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画のポイント／内閣府

⑤ 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和9年4月施行）

「社会福祉法等の一部を改正する法律」は、介護保険法や老人福祉法など複数の法律を束ねた制度改正であり、主に人口減少地域や小規模自治体を対象とした改正案ですが、「頼れる身寄りのない高齢者」の支援のための事業を第二種社会福祉事業とし、日常生活支援、入院・入所時の手続き支援、死後事務支援までを制度化し、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業とするとともに、成年後見制度や地域における権利擁護事業の中核的な役割を担う「地域権利擁護相談支援センター」の設置がうたわれたことが大きな改正です。

社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充
2. 福祉人材の安定的な確保及び定着支援
3. 支援基盤の強化等

出典：社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要／厚生労働省

⑥ 成年後見制度の見直し（令和8年6月法改正・施行準備中）

成年後見制度は平成12年の開始から25年を経て制度の複雑さや運用上の課題が指摘されていました。そこで令和8年2月、法制審議会により成年後見制度の利用促進を目的とした改正案の骨子が示されました。改正案では、成年後見制度の「後見」「保佐」「補助」類型を「補助」に一本化し、終身制を廃止するなど、必要な事項に限って代理や同意をしてもらえる仕組みへの転換が行われます。

令和8年1月
法務省民事局

法定後見制度の見直しの概要					
法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度				
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている				
対象者の能力	不十分		若しくは不十分		欠く常況
↓	↓		↓		↓
制度	補助		保佐		後見
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理 日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				
見直し後の制度	適用範囲の拡大				廃止
対象者の能力	不十分				欠く常況
↓	↓				↓
制度	補助				選択可
必要とする支援の内容	代理	取消し	取消しの特例		
	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し		
↓	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択				
↓	↓				
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判		特定補助人を付する処分の審判	
支援を行う者	補助人	補助人		特定補助人	
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権		特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為	

出典：法制審議会民法（成年後見等関係）部会第33回会議（令和8年1月27日開催）

(2) 福祉のまちづくり分野の動向

① 改正バリアフリー法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律） （令和7年6月施行）

高齢者や障害者を含む全ての人が安全・快適に移動・施設利用できる社会を目指すため、平成18年度にハートビル法と交通バリアフリー法を統合して成立しました。

令和7年度の改正では、多目的トイレの各階設置義務、駐車場や劇場の車椅子スペース拡充など、実際の利用者に配慮した基準が強化されています。

② 「東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）」 （令和6年3月見直し）

全ての人が安全で安心して、かつ、快適に暮らし、訪れることができるユニバーサルデザインの理念に基づいたまちづくりを進めるため、福祉のまちづくり条例に基づいて、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として策定されています。

計画の目標

誰もが、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、多様な人との違いを認め合い、共に楽しむことができる社会

5つの視点

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- 2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

出典：東京都福祉のまちづくり推進計画（令和6年度～令和10年度）／東京都

3 計画の位置付け

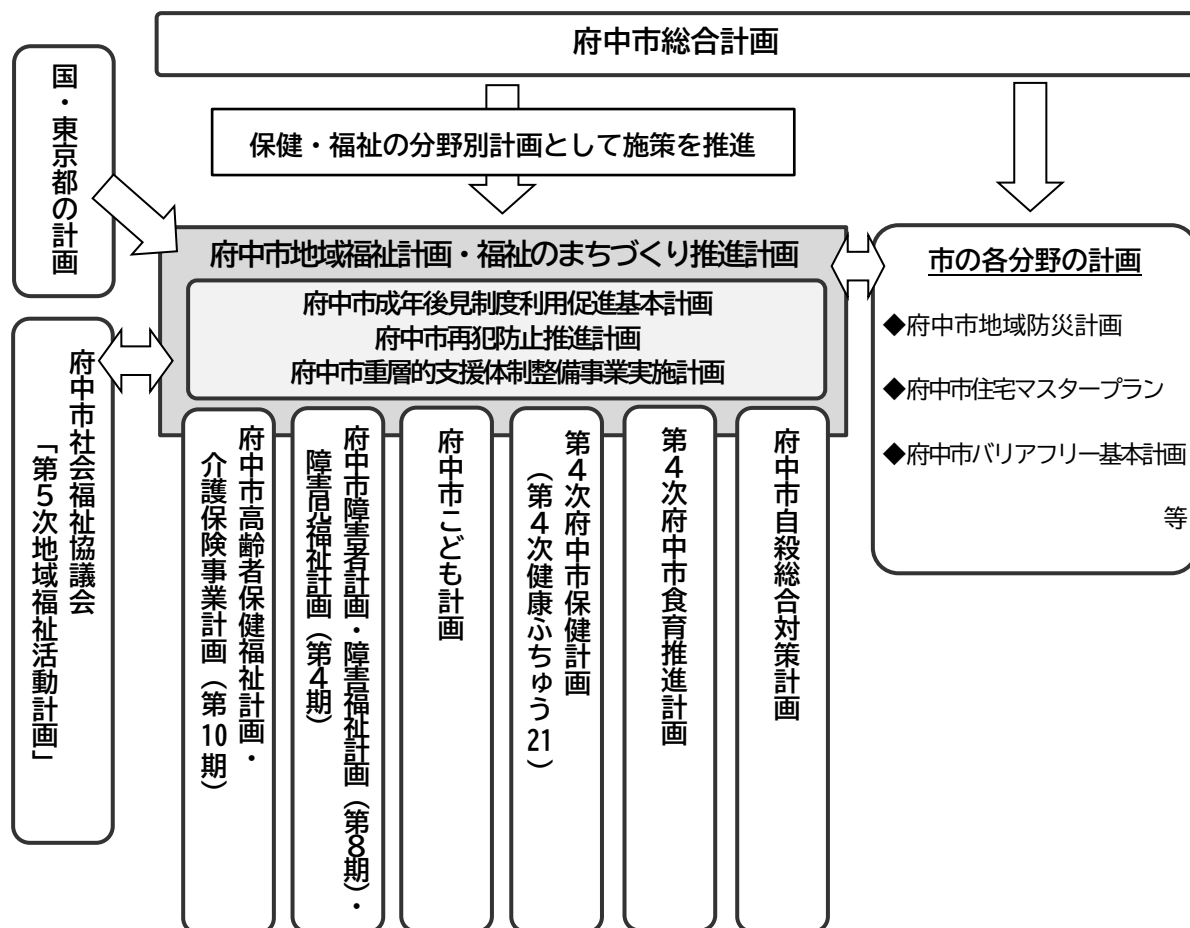
「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（以下「本計画」といいます。）」は、社会福祉法第107条に規定する「市町村地域福祉計画」及び府中市福祉のまちづくり条例第7条に規定する福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本となる計画である「福祉のまちづくり推進計画」を一体的に策定するものです。

「府中市総合計画」を上位計画とし、計画の内容には、高齢者福祉分野、障害者福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野といった分野別の個別計画に共通する施策を含みます。

また、本市の保健・福祉以外の分野計画と連携し、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との整合性を図ります。

また、本計画には、高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項として、成年後見制度の利用促進に関する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等に関する「地方再犯防止推進計画」、社会福祉法第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」を包含しています。

図表1-1 計画の位置づけ



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和９年度から令和１４年度までの６年間です。

図表１－２ 計画期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
府中市総合計画	第6次		第7次府中市総合計画							第8次府中市総合計画 (仮)		
福祉計画	福祉計画						理念や役割を継承					
【地域福祉分野計画】 地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画 (社会福祉法) (府中市福祉のまちづくり条例)等	地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画						地域福祉計画・ 福祉のまちづくり推進計画					
【高齢者福祉分野計画】 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画 (老人福祉法) (介護保険法)等	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第8期)			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第9期)			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第10期)			高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画 (第11期)		
【障害者福祉分野計画】 障害者計画 (障害者基本法)	障害者計画						障害者計画					
障害福祉計画・ 障害児福祉計画 (障害者総合支援法) (児童福祉法)	障害福祉計画(第6期) ・障害児福祉計画 (第2期)		障害福祉計画(第7期) ・障害児福祉計画 (第3期)		障害福祉計画(第8期) ・障害児福祉計画 (第4期)		障害福祉計画(第9期) ・障害児福祉計画 (第5期)					
【子ども・子育て支援】 こども計画 (こども基本法) (子ども・子育て支援法)等	第2次子ども・子育て支援計画				こども計画				第2次こども計画 (仮)			
【保健・食育分野】 保健計画(健康ふちゅう21) (健康増進法)	第3次保健計画						第4次保健計画					
食育推進計画 (食育基本法)	第3次食育推進計画						第4次食育推進計画					
自殺総合対策計画 (自殺対策基本法)	自殺総合対策計画		第2次自殺総合対策計画				第3次自殺総合対策計画(仮)					

5 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、審議会、連携会議での検討、郵送によるアンケート調査、11圏域別グループディスカッションの実施、パブリック・コメント手続の実施等、様々な形で市民参加を図っていきます。

(1) 福祉のまちづくり推進審議会での検討

公募市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において計画の内容を審議しました。

(2) 地域福祉計画策定連携会議での検討

福祉のまちづくり推進審議会、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会、保健計画・食育推進計画推進協議会、障害者計画推進協議会、子ども・子育て審議会から選出された委員で構成される「地域福祉計画策定連携会議」において計画の内容、分野横断的な施策の推進に関する基本的事項を検討・協議しました。

(3) アンケート調査（一般市民調査）

目的	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の策定に当たって、市民の近所づきあいや地域での生活・活動状況、日ごろの悩みと相談状況を把握するとともに、府中市の地域福祉及び福祉のまちづくりに関する意見、要望等を把握することを目的とする。 また、高齢者福祉分野、障害者福祉分野で実施した調査と共通質問を設定する。
対象	令和7年10月1日現在の住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の市民3,000人
調査方法	郵送配布、郵送・WEB回収（督促礼状1回送付）
調査時期	令和7年10月17日（金）～11月4日（火）
回収数・回収率	配布件数 3,000件 回収数（回収率） 1,509件（50.3%） ※うちWEB回収697件 有効回収数（有効回収率） 1,501件（50.0%）

(4) 11 圏域別グループディスカッション

目的	地域で活動している団体の方々から地域における課題と課題解決のためにできることを把握し、地域力の強化の方向性を検討する。また、府中市全体の課題と圏域別の課題を整理し、圏域別の取組を検討することを目的とする。
対象者	地域で活動している方（わがまち支えあい協議会、地域福祉コーディネーター、民生委員・児童委員、自治会・町会、シニアクラブ、コミュニティ協議会、当事者団体、地域包括支援センター等）
実施手法	①文化センター圏域ごとの2つのグループでグループディスカッション形式の懇談会 ②各グループで模造紙に意見を書き出し、最後に各グループの模造紙を貼り出し全体で結果を共有
日程・会場・対象圏域	開催日時：10月26日（日）10：00～12：00 会場：西府文化センター 対象圏域：西府文化センター圏域、武蔵台文化センター圏域、四谷文化センター圏域 開催日時：10月26日（日）15：00～17：00 会場：中央文化センター 対象圏域：中央文化センター圏域、新町文化センター圏域、紅葉丘文化センター圏域 開催日時：11月1日（土）10：00～12：00 会場：片町文化センター 対象圏域：片町文化センター圏域、住吉文化センター圏域 開催日時：11月1日（土）15：00～17：00 会場：白糸台文化センター 対象圏域：白糸台文化センター圏域、押立文化センター圏域、是政文化センター圏域
テーマ	「今ある地域の“ちから”（人・場所・活動）を福祉にどう活かせる？」 話し合い① 地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯） 話し合い② 地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること

(5) パブリック・コメント手続の実施

令和8年11月から12月に実施する予定です。

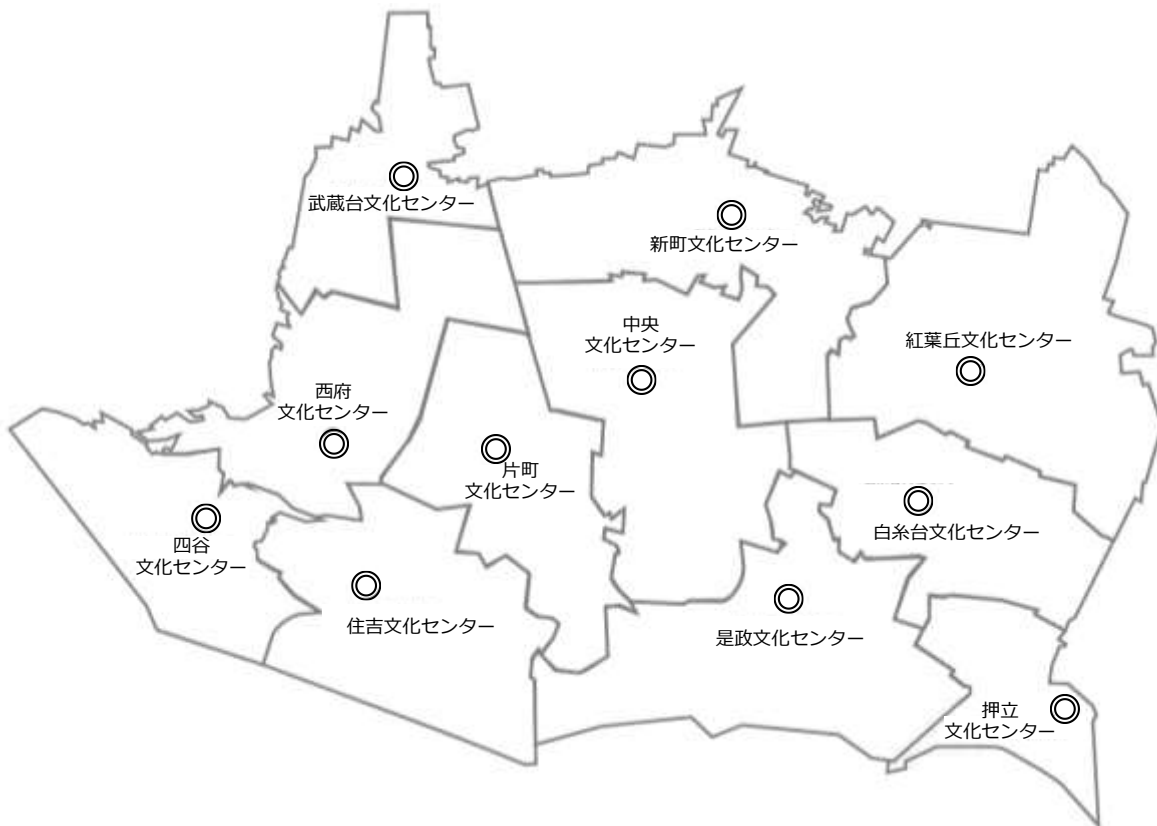
6 福祉エリア（日常生活圏域）の推進

本市には、地域に根ざし、住民に身近な文化センターが11か所あります。各文化センター圏域には、地縁のコミュニティや「わがまち支えあい協議会」等の多様な地域資源が存在し、地域における支え合いの仕組みづくりが進められています。また、文化センターを中心とした相談機能の充実を図っていることから、福祉エリア（日常生活圏域）は、文化センター圏域を基礎とした11のエリアに設定しています。

令和3年度より、福祉エリアは11のエリアに再編されました。その福祉エリアを基盤に、令和6年度には地域包括支援センターの担当地区再編、令和7年度には民生委員・児童委員協議会の地区変更等を行い、一体的な対応や高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の従来の福祉分野を超えた包括的な支援体制の構築を進めてまいりました。

今後も福祉ニーズの複雑化・複合化に伴い、個人や世帯が抱える様々な地域生活課題について、福祉エリア（日常生活圏域）を地域活動の基礎としながら支え合いの仕組みづくりを推進し、「地域力」の強化を進めていきます。

図表1－3 福祉エリア（日常生活圏域）



第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの 現状と課題

第2章 本市の地域福祉・福祉のまちづくりの現状と課題

1 地域福祉・福祉のまちづくり推進の現状

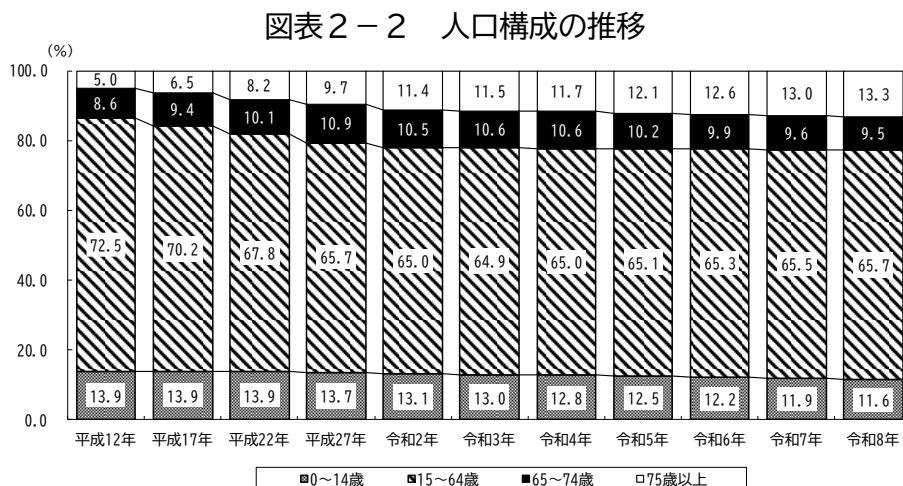
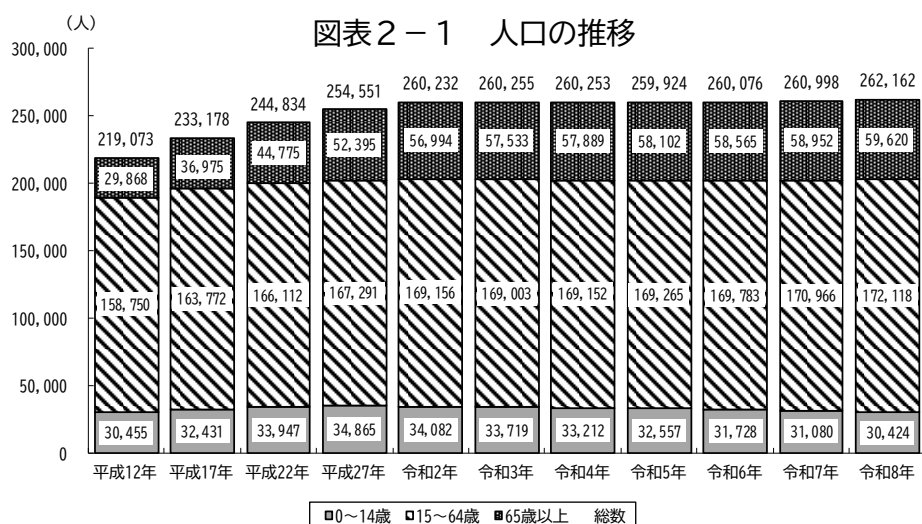
(1) 人口・世帯の現状

<要点>

- ・人口減少、高齢者人口の増加、年少人口の減少が今後も予測されている。
- ・小世帯化が進行、世帯構成も単独世帯の割合が上昇傾向である。

① 人口

本市の人口は令和2年以降26万人程度で横ばいであり、令和8年1月1日時点の人口は、26万2,162人です。そのうち、65歳以上の高齢者人口は、5万9,620人で、令和2年から令和8年までの6年間で2,626人増加しています。また、0歳から14歳までの年少人口は、3万4,244人で、令和2年以降減少傾向にあります。

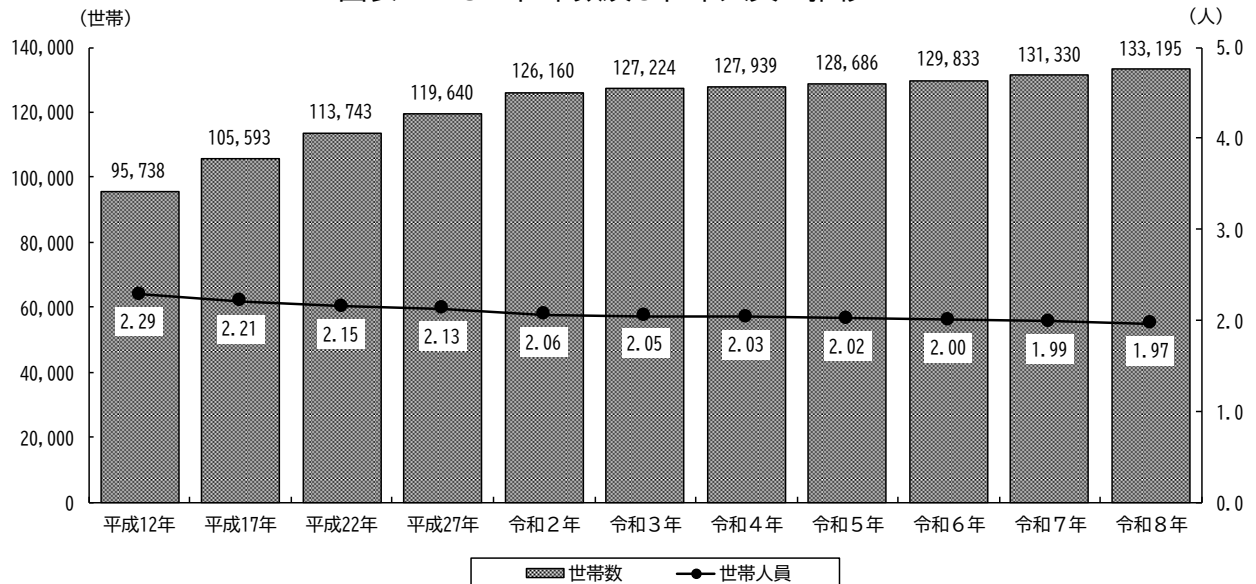


※ 平成24年7月に外国人登録制度は廃止され、外国人住民も日本人住民と同様に住民基本台帳に記載されることとなりました。
出典：府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）

② 世帯数及び世帯人員

世帯数は、増加を続けており、令和8年1月1日時点の世帯数は13万3,195世帯です。しかしながら、一世帯当たりの世帯人員は縮小傾向にあり、小世帯化が進んでいます。

図表2-3 世帯数及び世帯人員の推移

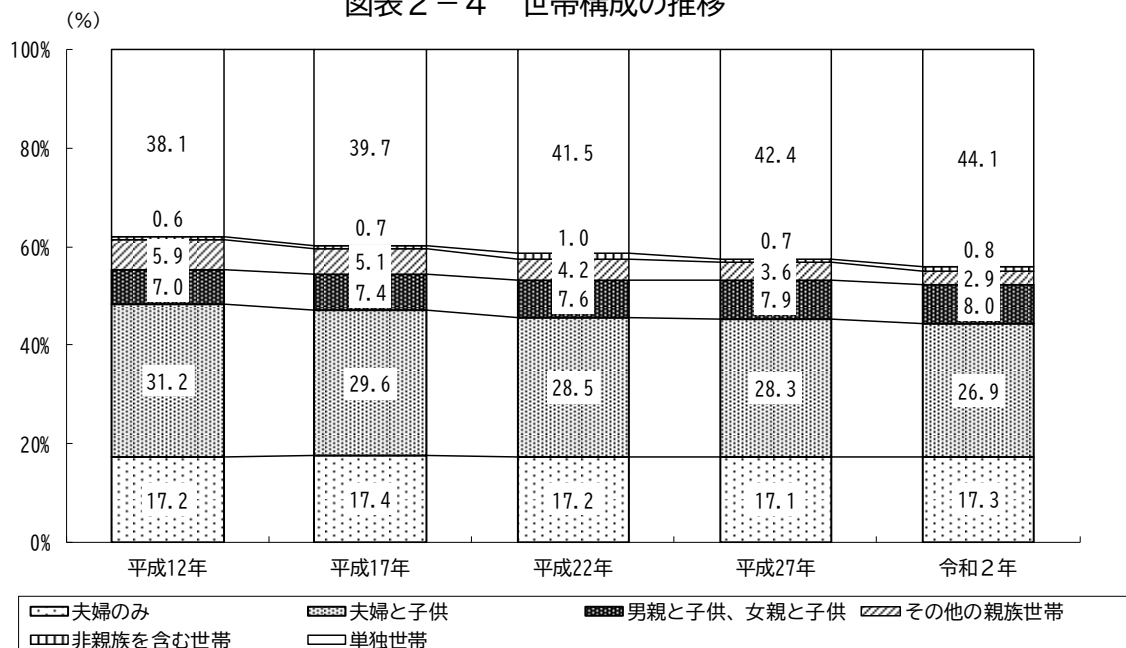


出典：府中市「住民基本台帳」(各年1月1日)

③ 世帯構成

世帯構成は単独世帯の割合が高くなっており、令和2年には全世帯の44.1%を占めています。

図表2-4 世帯構成の推移



出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

④ 昼間・夜間・流入・流出口

平成12年から令和2年までの20年間で昼間人口は約2.8万人、夜間人口は約3.6万人増加しています。令和2年の市外から市内へ通勤・通学をする流入人口は、6万1,968人であるのに対し、市内から市外へ通勤・通学をする流出人口は、7万6,264人と、市外へ通勤・通学をする市民が多いことが分かります。

図表2-5 昼間・夜間・流入・流出口の推移

区分	昼間人口 (人)	流入人口(人)			流出人口(人)			夜間人口 (人)	昼間人口指数 (夜間=100)
		総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者		
平成12年	221,456	70,447	62,615	7,832	75,638	63,120	12,518	226,647	98
平成17年	236,133	66,784	59,555	7,229	75,943	65,001	10,942	245,292	96
平成22年	246,380	64,374	58,095	6,279	78,485	66,692	11,793	255,506	96
平成27年	245,693	64,445	58,020	6,425	80,151	69,198	10,953	260,274	94
令和2年	249,891	61,968	56,425	5,543	76,264	66,933	9,331	262,790	95

※ 通学者は、15歳未満の通学者を含みます。

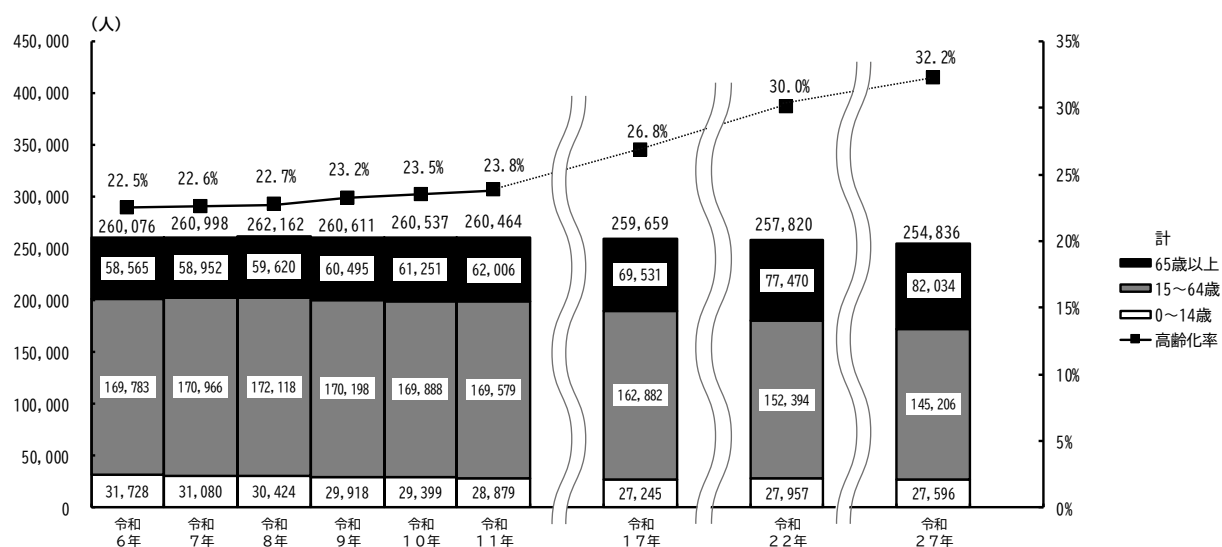
出典：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

⑤ 人口推計

人口推計によると、本市は令和27年には、団塊ジュニア世代が高齢者となり、急激に高齢化が進むことが見込まれます。その後は団塊ジュニア世代のような極端なピークを形成する年齢層はなくなるものの、年少人口の減少傾向が強まることが想定されます。

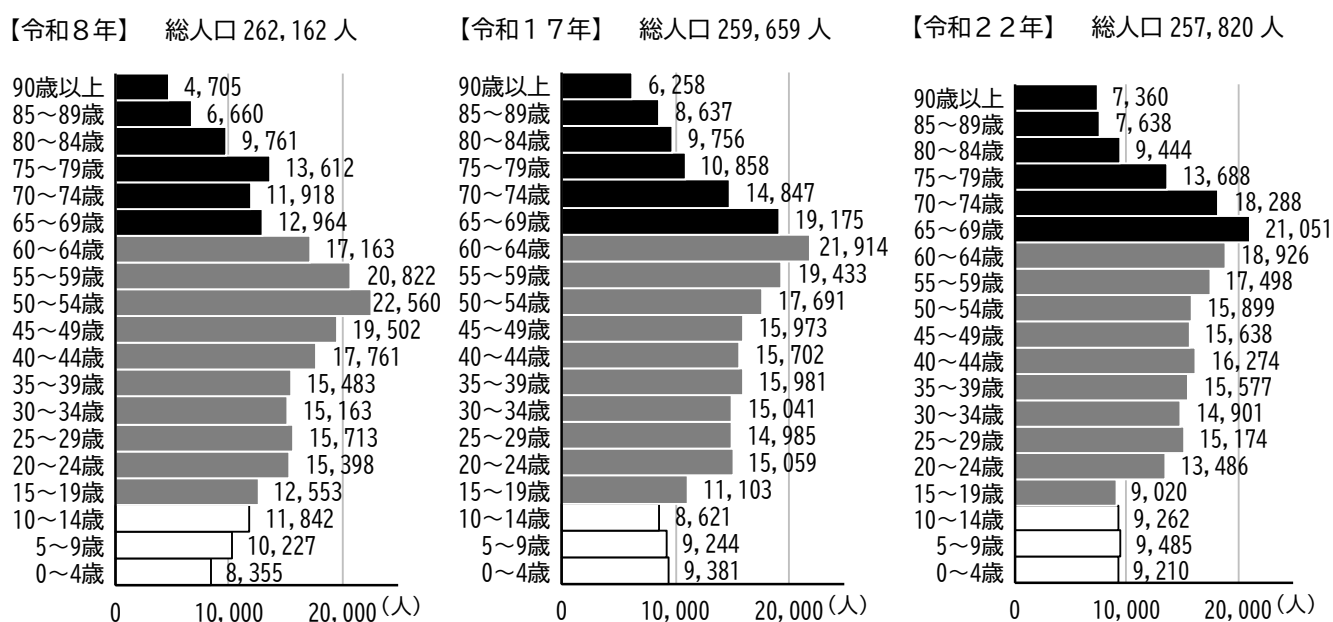
年齢階級別の人口ピラミッドをみると、令和8年は50～54歳がピラミッドのピークとなっていますが、令和17年は60～64歳、令和22年は65～69歳となっています。

図表2-6 人口の推移と推計



出典：府中市「住民基本台帳」(令和6年から令和8年までは実績/各年1月1日現在)
令和9年以降は住民基本台帳による推計(コーホート要因法、各年4月1日時点)

図表2-7 人口ピラミッドの現状・見込み



出典：府中市「住民基本台帳」（令和8年は実績／各年1月1日現在）

令和17、22年は住民基本台帳による推計（コーホート要因法、各年4月1日時点）

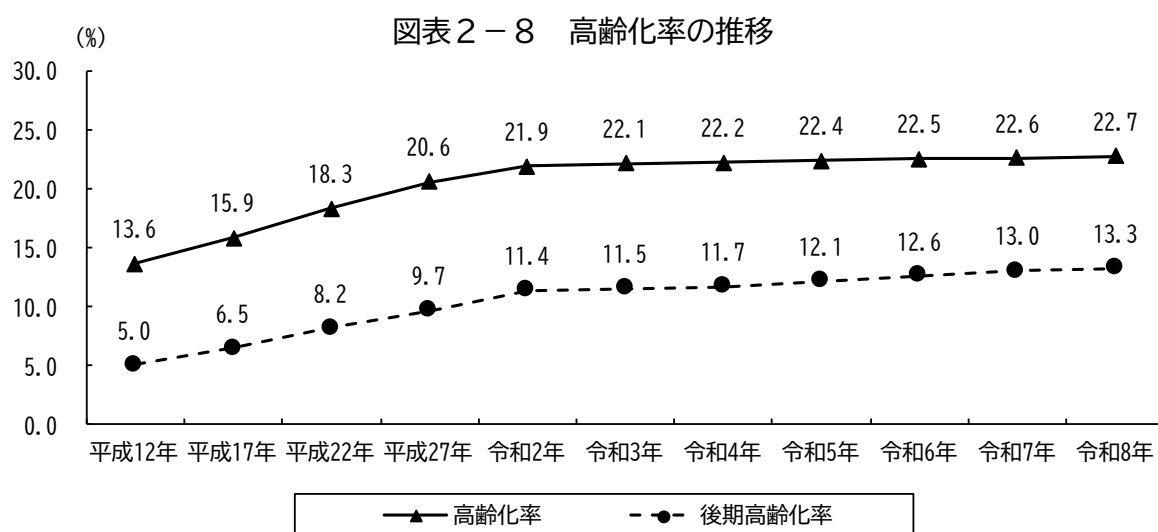
（2）高齢者に関する現状

<要点>

- ・ 高齢化率は上昇傾向、高齢者単身世帯、高齢者のみ世帯も増加傾向である。
- ・ 要介護（要支援）認定者数及び認定率は増加（上昇）傾向である。

① 高齢化率・後期高齢化率

本市の高齢化率は上昇傾向にあります。令和8年時点の高齢化率は、22.7%で、75歳以上の後期高齢化率は、13.3%です。

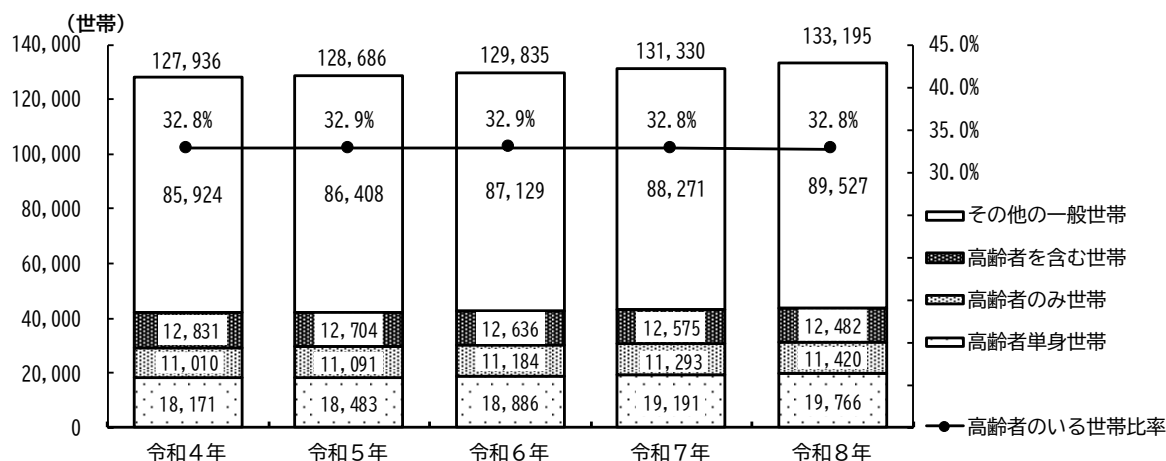


出典：府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）

② 高齢者世帯数・世帯比率の推移

令和8年の高齢者単身世帯は19,766世帯、高齢者のみ世帯は11,420世帯となっています。また、一般世帯のうち高齢者のいる世帯は43,668世帯で32.8%となっており、令和4年以降横ばいになっています。

図表2-9 高齢者のいる世帯数及び比率の推移



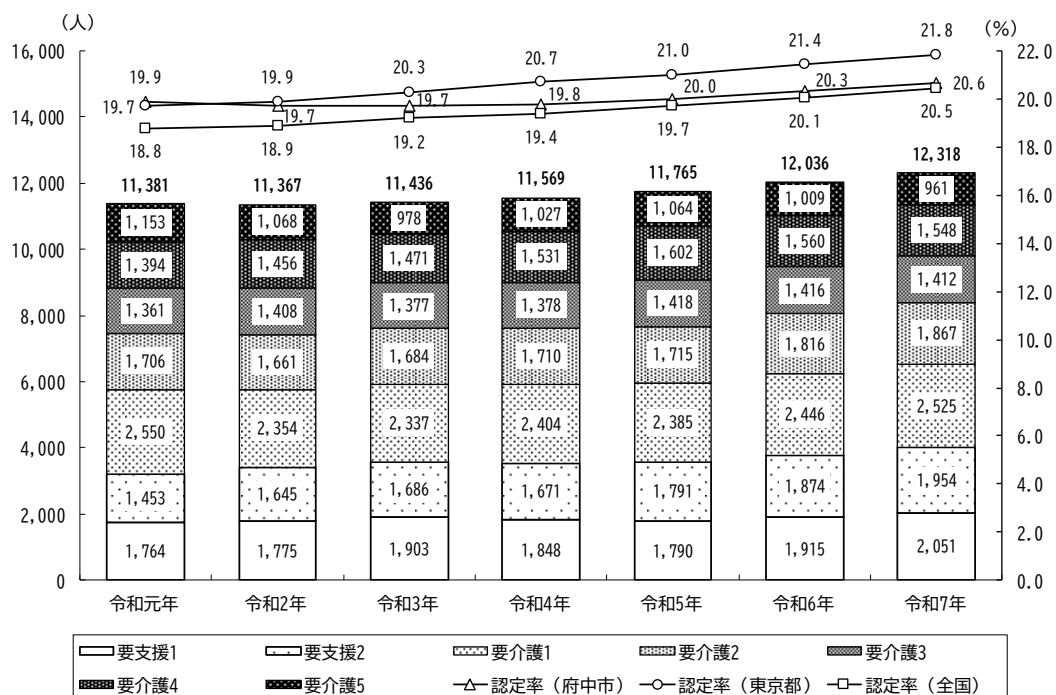
※ 高齢者を含む世帯に「高齢者単身世帯」「高齢者のみ世帯」は含まない。

出典：府中市「住民基本台帳」（各年1月1日現在）

③ 要介護認定者

本市の要介護（要支援）認定者数及び認定率は増加（上昇）傾向であり、令和7年には12,318人（認定率：20.6パーセント）となっています。

図表2-10 要介護（要支援）認定者数・認定率の推移（第1号・第2号被保険者）



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」（各年9月末現在）

(3) 障害のある人に関する現状

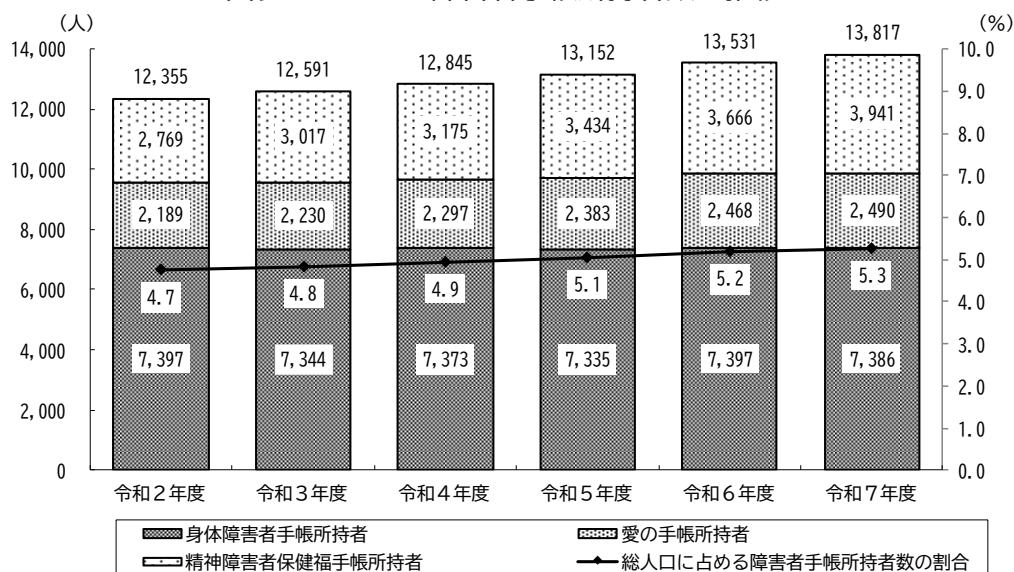
<要点>

- ・ 障害者手帳所持者、難病患者（特殊疾病認定患者）数は増加傾向である。

① 障害者手帳所持者

本市の令和7年度末（令和8年3月31日時点）の身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者を合計した人数は、1万3,817人です。総人口に占める障害者手帳所持者数の割合は、5.3パーセントとなっています。

図表2-11 障害者手帳所持者数の推移



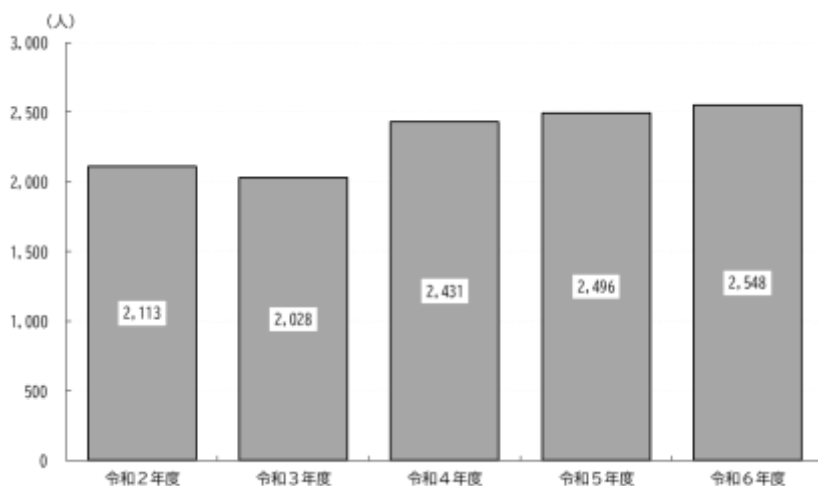
※ 重複障害者を含むため、合計は延べ人数となります。

出典：府中市「事務報告書」（各年度3月31日）

② 難病患者（特殊疾病認定患者）

難病患者（特殊疾病認定患者）数は、令和2年度から令和6年度までは増加傾向が続いています。令和6年度末（令和7年3月31日現在）は2,548人となっています。

図表2-12 難病患者（特殊疾病認定患者）数の推移



出典：府中市資料(各年度3月31日)

(4) 子どもに関する現状

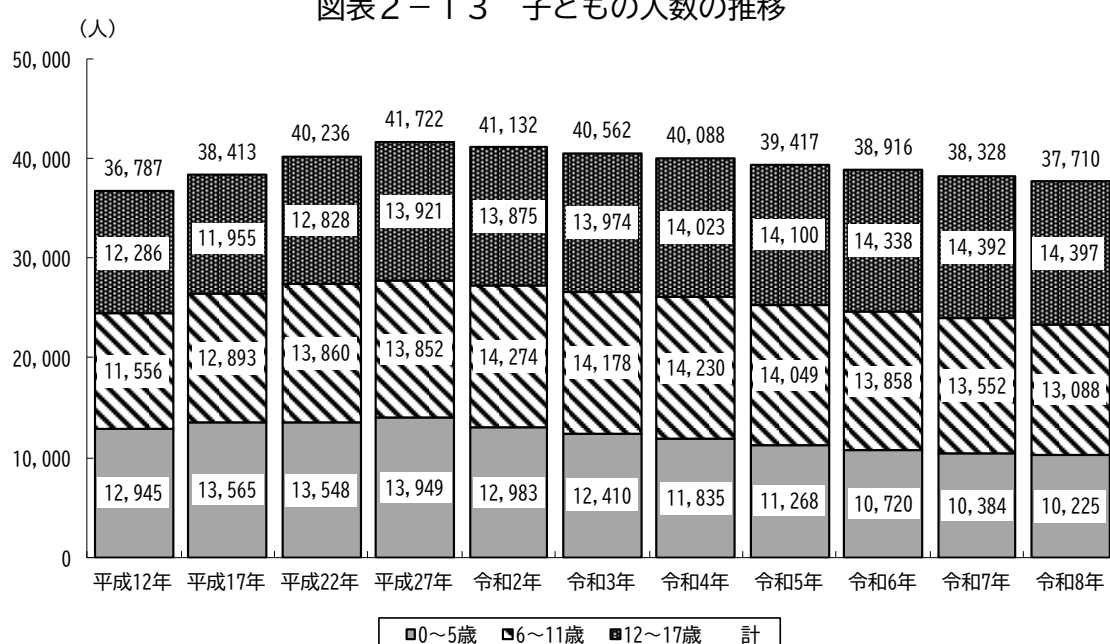
<要点>

- ・子ども（０～１７歳）の人数は減少傾向、そのうち０～５歳の乳幼児の減少が顕著である。

① 子どもの人数

子ども（０～１７歳）の人数は平成２７年以降、減少傾向にあり、令和８年１月１日時点では、３万７，７１０人です。そのうち、０～５歳の乳幼児は１万２２５人であり、令和２年から令和８年までの６年間で２，７５８人減少しています。

図表２－１３ 子どもの人数の推移

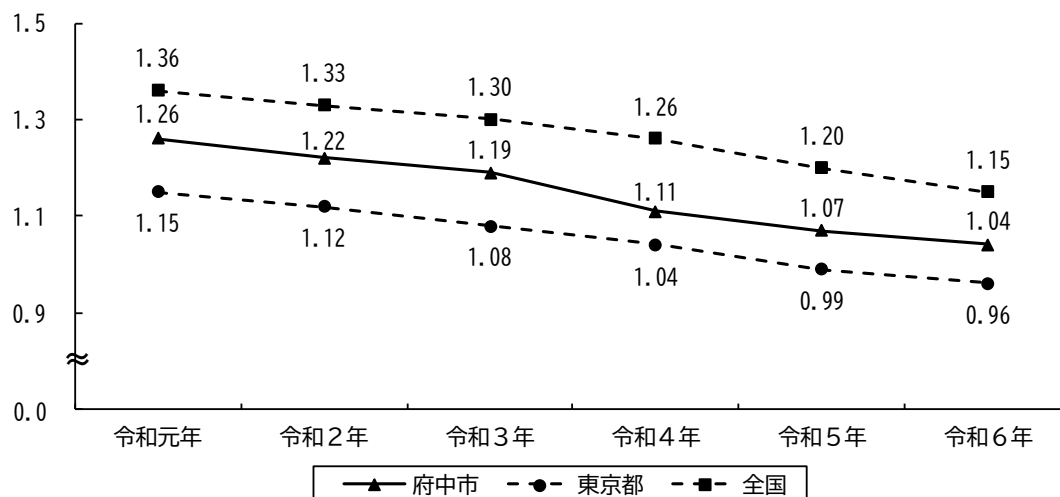


出典：府中市「住民基本台帳」（各年１月１日）

② 合計特殊出生率

本市の令和6年時点の合計特殊出生率は、1.04です。東京都の平均に比べると高い値で推移していますが、全国平均に比べると低い値で推移しています。

図表2-14 合計特殊出生率の推移（府中市、東京都及び国）

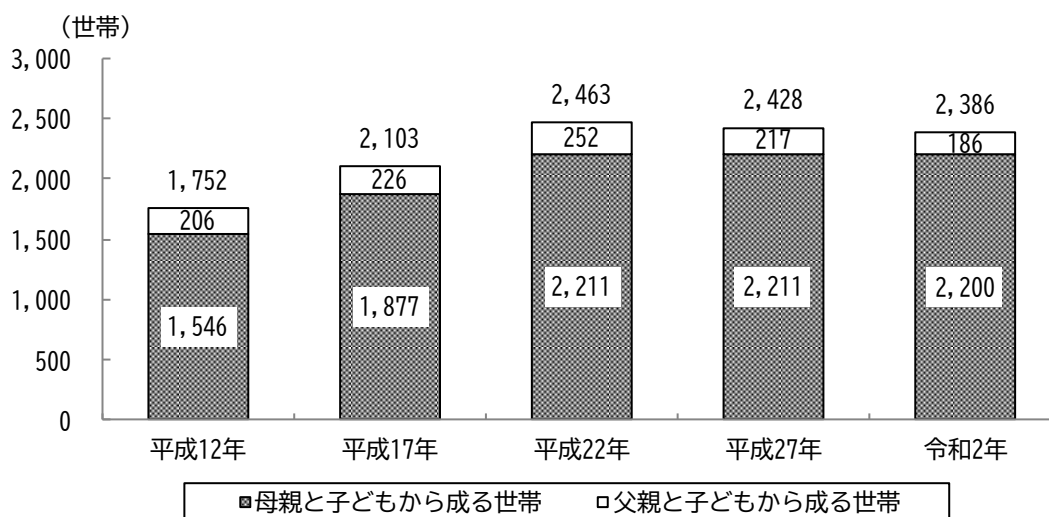


出典：東京都「人口動態統計」

③ ひとり親世帯

本市のひとり親世帯は、平成22年までは増加傾向にありましたが、平成22年から令和2年にかけては減少しています。令和2年時点のひとり親の世帯数は、2,386世帯で、その内訳は、母親と子どもから成る世帯が2,200世帯、父親と子どもから成る世帯が186世帯となっています。

図表2-15 ひとり親世帯数の推移



※18歳未満親族のいる一般世帯

出典：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

(5) 市民生活に関する現状

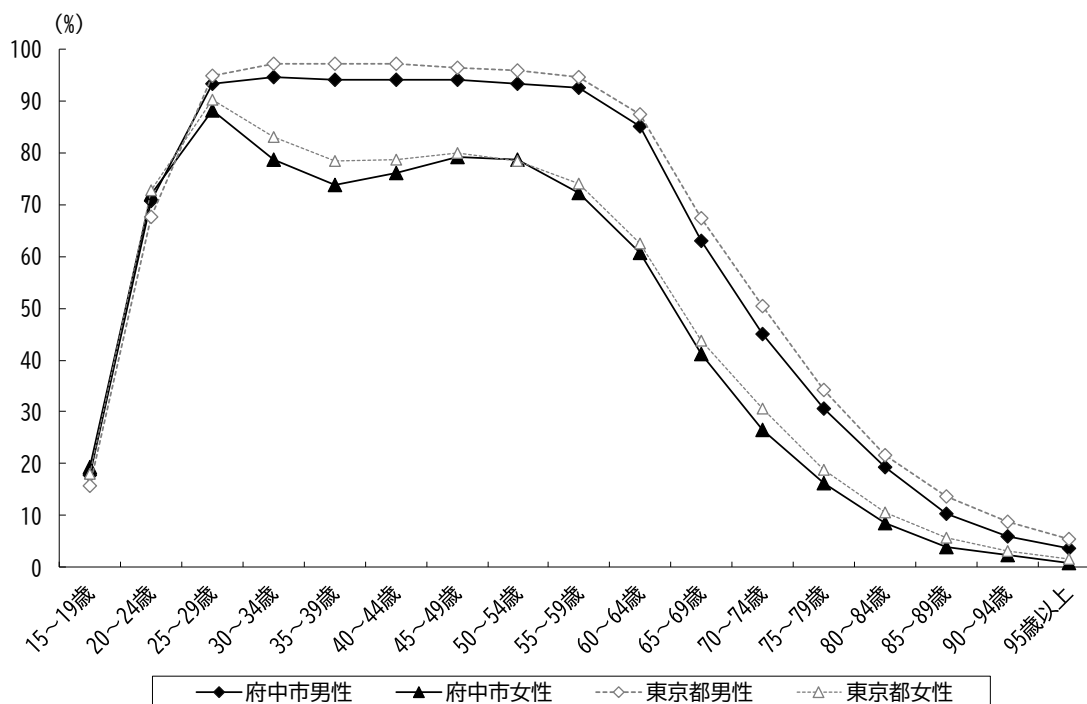
<要点>

- ・生活保護世帯数及び人員は、令和3年以降微減傾向である。
- ・外国人住民は令和4年以降増加傾向である。
- ・自治会加入割合は年々減少し、令和7年に50%未満となっている。
- ・市民活動センター「プラッツ」の登録団体数及び来館者数並びに文化センターの利用者数は令和2年度以降増加傾向である。

① 労働力率

本市の男性の労働力率は、25歳から59歳では9割を超えています。女性の労働力率は30歳代で低下し、40歳代で上昇するいわゆるM字カーブを描いています。東京都の平均値と比較すると、本市のM字の谷の方が深くなっています。

図表2-16 令和2年の男女別15歳以上年齢階級別労働力率



(単位: %)

区分		15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳
府中市	男性	17.8	70.8	93.3	94.6	94.0	94.0	94.1	93.4	92.5
	女性	19.4	72.0	88.1	78.7	73.7	76.1	79.2	78.6	72.2
東京都	男性	15.7	67.7	94.8	97.1	97.2	97.1	96.5	95.8	94.5
	女性	18.1	72.7	90.3	83.0	78.4	78.6	79.9	78.5	74.1

区分		60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	90～94歳	95歳以上
府中市	男性	85.1	62.9	45.0	30.7	19.4	10.2	6.0	3.7
	女性	60.6	41.2	26.6	16.2	8.5	3.9	2.3	0.7
東京都	男性	87.5	67.3	50.5	34.3	21.6	13.6	8.7	5.4
	女性	62.5	43.8	30.6	18.8	10.5	5.6	3.3	1.6

出典：総務省「国勢調査」(令和2年10月1日)

② 生活保護世帯及び人員

本市の生活保護世帯数及び人員は、令和3年以降、微減傾向です。令和7年3月31日時点の生活保護世帯数及び人員は、3,952世帯及び4,847人で、保護率(※)は、18.5%です。

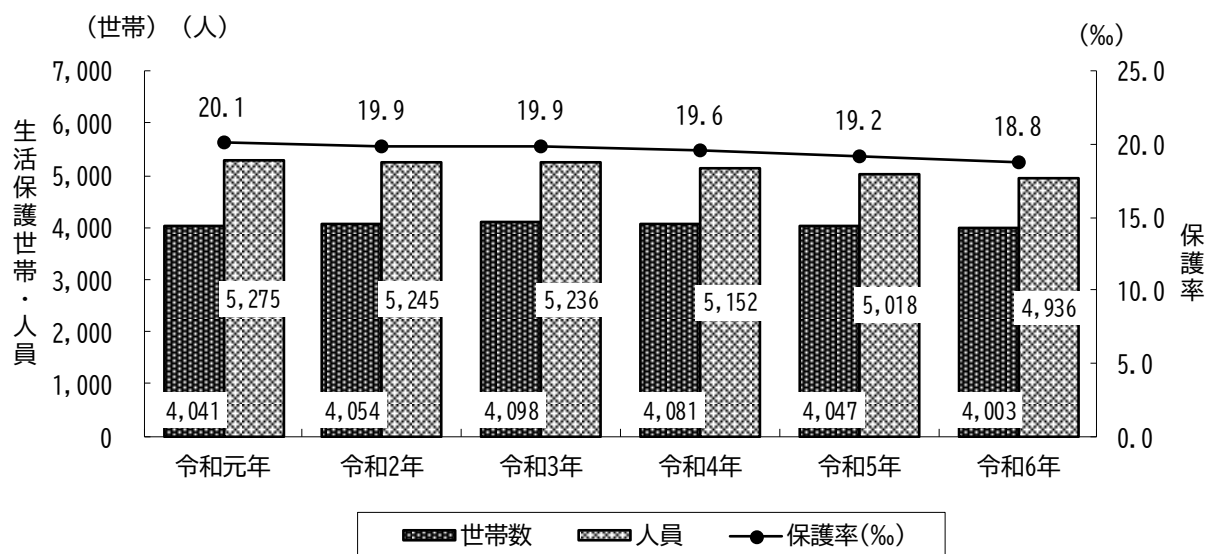
世帯類型別被保護世帯は、一貫して高齢者世帯が最も多い状況です。

※ 保護率：人口に対する保護人員の割合。1,000人当たりの比率であるパーミルで表す。

(保護人員／推計人口) × 1,000 (単位 %))

図表2-17 生活保護世帯数及び人員の推移

随時更新予定



出典：府中市「統計書」(各年3月31日)

図表2-18 世帯類型別被保護世帯数の推移

(単位：世帯)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢者世帯	1,916	1,943	1,926	1,922	1,947	1,930	随時更新予定
母子世帯	306	285	276	249	231	218	
傷病者世帯	538	499	462	447	413	394	
障害者世帯	382	378	386	368	358	362	
その他世帯	859	898	1,004	1,058	1,060	1,060	

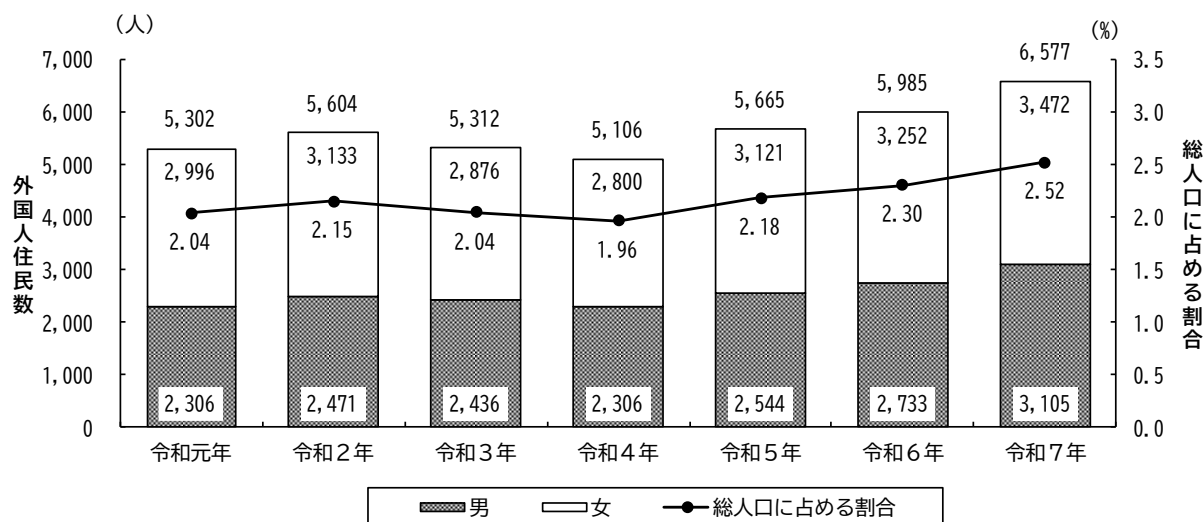
※ 停止世帯を除く

出典：府中市「統計書」

③ 外国人住民

外国人住民は、令和2年から令和4年にかけて減少しましたが、令和4年以降は増加傾向にあり、令和7年1月1日時点では、6,577人で、総人口に占める割合は2.52%です。

図表2－19 外国人住民の推移



出典：府中市「統計書」（各年1月1日）

④ 自治会・町会等

本市には、令和7年4月1日時点で379の自治会があり、6万5,244世帯が加入しています。加入世帯数を総世帯数で割った加入割合は、49.6%と50%未満となっています。

図表2－20 届出自治会数・加入世帯数の推移

区分	届出自治会数	加入世帯数	総世帯数	加入割合
令和元年度	396	70,318	125,089	56.2%
令和2年度	393	69,452	126,607	54.9%
令和3年度	391	68,819	127,832	53.8%
令和4年度	390	68,045	128,288	53.0%
令和5年度	386	66,845	128,763	51.9%
令和6年度	383	66,081	130,070	50.8%
令和7年度	379	65,244	131,430	49.6%

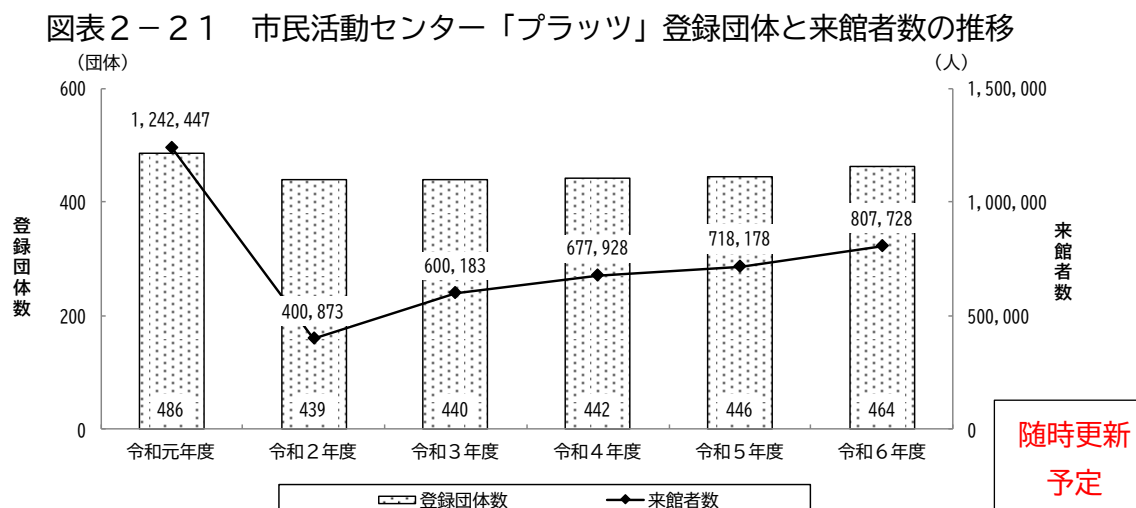
出典：府中市「地域コミュニティ課資料」（各年4月1日）

※世帯数は府中市「住民基本台帳」（各年1月1日）

⑤ 市民活動

◆市民活動センター「プラッツ」の登録団体、来館者数

市民活動センター「プラッツ」の登録団体数、来館者数は、令和元年度から令和2年度にかけて減少しましたが、令和2年度以降増加傾向にあります。令和6年度では、登録団体数は464団体、来館者数は80万7,728人です。



※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の利用を制限した。

出典：府中市「統計書」

◆NPO法人

市内のNPO法人数は、令和7年11月末現在で94法人であり、活動の分野は、「保健・医療・福祉」及び「NPO団体への助言・援助」が最も多くなっています。

図表2-22 府中市内のNPO法人数の推移 (単位：法人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
NPO法人数	93	91	95	101	97	97	94
活動の分野							
保健・医療・福祉	50	49	53	60	58	57	54
社会教育	51	50	53	57	53	52	52
まちづくり	28	28	29	31	29	31	32
観光	4	5	5	5	5	5	5
農山漁村・中山間地域	1	2	2	2	2	2	2
学術・文化・芸術・スポーツ	37	37	39	40	36	33	33
環境保全	17	17	17	18	17	18	19
災害救援	6	7	7	8	7	6	5
地域安全	11	12	13	14	13	12	11
人権擁護・平和推進	15	14	16	18	18	20	18
国際協力	20	20	20	22	22	21	19
男女共同参画	7	8	9	12	11	12	11
子どもの健全育成	50	50	54	59	57	56	54
情報化社会	15	16	15	13	12	11	5
科学技術	3	4	3	3	3	2	2
経済活動活性化	14	15	12	13	12	11	10
職業能力開発・雇用機会拡充	29	30	31	32	30	26	24
消費者保護	5	6	5	5	5	5	6
NPO団体への助言・援助	54	54	57	59	58	57	59

※ 活動の分野は複数選択を可としています。

出典：「多摩・島しょ地域データブック～多摩・島しょ地域主要統計表」

東京都生活文化スポーツ局資料「認証NPO法人一覧」(東京都生活文化局ホームページ確認)より
(公財) 東京市町村自治調査会作成 (令和6年以外は11月末現在、令和6年は12月末現在)

⑥ 文化センターの利用状況

11文化センターの合計の児童館利用者数及び高齢者福祉館利用者数は、令和元年度から令和2年度にかけて大幅に減少しましたが、令和2年度以降増加傾向にあります。施設稼働回数は令和4年度以降55,000回前後となっています。

令和6年度の各文化センターの高齢者福祉館利用者数、施設稼働回数は中央文化センターが最も多くなっています。児童館利用者数は、住吉文化センターが最も多くなっています。

随時更新予定

図表2-23 文化センターの利用状況

年度	中央文化センター			白糸台文化センター			西府文化センター		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	22,107	24,726	12,341	21,788	23,168	5,511	35,901	19,587	4,837
令和2年度	2,147	2,227	5,695	3,017	1,588	2,662	1,541	506	2,334
令和3年度	3,661	1,689	7,455	5,305	731	3,678	5,843	1,051	3,210
令和4年度	3,639	3,300	10,821	6,649	1,719	4,936	6,856	2,627	4,460
令和5年度	5,833	3,660	11,405	7,991	1,929	5,219	9,185	2,408	4,749
令和6年度	6,183	4,847	11,471	9,273	1,989	5,041	11,068	1,833	4,559
令和7年度									

年度	武蔵台文化センター			新町文化センター			住吉文化センター		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	18,626	22,941	4,165	13,438	14,539	4,616	14,339	10,978	5,647
令和2年度	2,593	586	2,002	1,282	688	2,651	2,856	1,281	2,724
令和3年度	4,884	905	2,790	1,964	958	3,294	4,663	1,306	3,911
令和4年度	4,781	2,165	3,872	2,061	2,437	4,328	7,946	4,154	5,310
令和5年度	5,716	2,274	3,855	3,511	2,598	4,259	10,116	4,761	5,481
令和6年度	7,418	2,685	3,766	5,397	3,164	4,349	11,291	4,258	5,386
令和7年度									

年度	是政文化センター			紅葉丘文化センター			押立文化センター		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	19,780	12,616	4,583	18,661	20,481	5,592	18,392	8,005	3,420
令和2年度	2,245	892	2,059	2,690	425	2,594	1,323	630	1,770
令和3年度	4,132	1,326	2,893	5,090	401	3,582	2,476	708	2,420
令和4年度	5,475	2,864	4,071	6,893	690	5,323	2,739	1,720	3,206
令和5年度	6,676	3,110	4,340	9,136	671	5,430	2,829	1,675	3,377
令和6年度	7,588	3,348	4,402	8,310	731	5,165	3,627	1,281	3,504
令和7年度									

年度	四谷文化センター			片町文化センター			合計		
	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)	児童館 利用者数 (人)	高齢者福祉 館利用者数 (人)	施設 稼働回数 (回)
令和元年度	12,854	6,099	2,618	22,343	20,717	6,595	218,229	183,857	59,925
令和2年度	2,302	787	1,210	1,793	920	3,071	23,789	10,530	28,772
令和3年度	3,547	1,020	1,782	3,926	997	4,301	45,491	11,092	39,316
令和4年度	3,204	2,316	2,359	4,063	1,937	6,098	54,306	25,929	54,784
令和5年度	3,843	2,919	2,508	4,575	1,316	6,156	69,411	27,321	56,779
令和6年度	5,065	3,890	2,582	4,977	1,249	6,033	80,197	29,275	56,258
令和7年度									

※ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般開放施設（児童館・高齢者福祉館）並びに予約貸出施設の利用を制限した。

出典：府中市「統計書」

(6) 相談及び支援等に関する現状

<要点>

- ・令和4年度に開設した福祉総合相談では、障害者福祉関係の相談が多い。
- ・障害者虐待、児童虐待の相談件数は増加傾向である。
- ・地域福祉コーディネーターの増員に伴い、相談実績、困りごと相談会対応件数も増加している。

① 福祉総合相談

福祉総合相談窓口は、令和4年度より福祉や生活の困りごとをワンストップで対応する相談窓口として、生活福祉課に再編され、令和5年8月からの新庁舎業務開始後は、市役所おもや1階に設置されています（令和8年度からは地域福祉推進課所管）。福祉に関する制度や困りごとの種類にかかわらず、様々な不安や困りごとをいったん受け止め、内容に応じて適切な支援機関や相談窓口につなぐとともに、関係機関と連携しながら解決に向けて支援を行う窓口です。相談件数は令和5年度が482件、令和6年度が286件、令和7年度が297件となっており、内訳をみると、障害者福祉関係の相談が多くなっています。その他の分野としては、高齢者福祉・介護保険や地域福祉に関する相談など、多岐にわたる相談に対応しています。

図表2-24 福祉総合相談件数の推移

(件)

分野	令和5年度 (8月～)	令和6年度	令和7年度
地域福祉	69	57	38
生活困窮・生活保護	50	17	25
高齢者福祉・介護保険	36	36	46
障害者福祉	163	66	90
その他	164	110	98
合計	482	286	297

② 高齢者

◆総合相談

高齢者支援課の総合相談への相談者数は、令和4年度から令和6年度までにかけては減少傾向にありましたが、令和6年度から令和7年度にかけては増加し、令和7年度の相談者数は、4,510人です。相談者の内訳は、「地域包括支援センター」が最も多く、次いで「本人」、「介護サービス事業者・高齢福祉関係機関」と続いています。

また、令和7年度の相談内容は、「高齢者虐待」が最も多く、次いで「高齢者日常生活相談」、「成年後見制度」と続いています。高齢者虐待に関する相談件数は、令和7年度は1,716件で、令和元年度以来、最も多くなっています。

図表２－２５ 総合相談業務の相談件数の推移（相談者の内訳）

（単位：人）

相談者区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
本人	609	804	813	563	758	445	523
同居親族	260	404	416	513	400	256	258
別居親族	403	398	486	683	452	249	307
近隣・知人	90	67	62	81	88	89	94
地域包括支援センター	1,061	1,148	1,994	2,072	1,432	1,392	1,620
ケアマネジャー	147	89	58	51	105	174	113
介護サービス事業者・ 高齢福祉関係機関	158	179	185	169	228	145	386
社会福祉協議会	87	89	71	273	42	196	19
成年後見人	35	21	17	12	183	42	182
民生委員・児童委員	11	10	2	6	3	2	6
障害者関係機関（施設）	13	15	18	20	21	17	101
地域関係機関 （銀行・商店等）	55	59	11	32	3	12	16
医療機関	132	149	213	81	177	154	231
市関係課	222	233	148	225	111	319	350
警察・消防	35	131	63	145	109	117	169
その他官公庁	62	56	89	79	31	79	66
その他	31	88	33	12	9	36	69
合計	3,411	3,940	4,679	5,017	4,152	3,724	4,510

出典：府中市「高齢者支援課資料」

図表２－２６ 総合相談業務の相談件数の推移（相談内容の内訳）

（単位：件）

相談区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
高齢者日常生活相談	207	484	448	606	866	671	363
高齢者住宅相談	179	165	193	105	169	130	138
高齢者施設相談	426	580	624	344	366	260	250
介護（保険）サービス	229	153	113	424	325	335	268
高齢福祉サービス	122	144	311	169	312	218	234
介護予防・地域支援事業	6	12	0	3	27	39	73
在宅療養	10	26	85	64	45	33	13
医療機関	201	67	11	61	22	138	158
認知症	279	369	544	409	285	210	239
精神疾患	266	127	112	105	52	93	207
高齢者虐待	520	758	980	1,420	922	1,126	1,716
成年後見制度	199	210	269	291	237	226	334
消費者被害	8	13	3	9	2	3	10
熱中症に関すること	11	28	4	143	18	3	17
生活保護	153	85	24	86	61	263	193
障害者福祉施策	33	18	6	18	22	26	50
ひとり親家庭・DV・子ども	33	23	26	7	2	6	29
見守り相談	85	368	550	253	422	160	106
緊急対応・安否確認	91	205	297	266	147	67	138
震災関係	8	0	1	30	3	0	0
その他相談	211	381	226	155	180	174	169
合計	3,277	4,216	4,827	4,968	4,485	4,181	4,705

出典：府中市「高齢者支援課資料」

◆高齢者虐待

地域包括支援センター等関係機関との連携による高齢者虐待の通報・相談件数について、養護者による高齢者虐待は、虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例が令和元年度から令和7年度の7年間で計426件となっています。養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待の事実が認められた事例が令和7年度は6件と多くなっています。

図表2-27 養護者による高齢者虐待

(件数)

内訳	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
通報・相談件数	78	110	117	136	141	131	185
虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例	48	69	44	38	36	69	122
虐待ではないと判断した事例	1	4	8	4	12	3	11
虐待の判断に至らなかった事例	29	35	65	94	93	39	40
事実確認中の事例						20	12

※高齢者虐待に準ずるもの（セルフ・ネグレクト、被虐待者が65歳未満）は除く。

図表2-28 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(件数)

内訳	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
通報件数	2	6	8	14	9	8	10
虐待の事実が認められた事例	1	1	1	0	1	2	6
虐待の事実が認められなかった事例	0	3	1	0	0	1	2
虐待の事実の判断に至らなかった事例	1	2	0	1	3	4	1
事実確認中の事例			6	13	5	1	1

③ 障害者

地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」において実施している委託相談支援事業の令和7年度の相談件数は、1万8,025件です。

また、障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）に寄せられた障害者虐待に関する相談件数は令和7年度が90件で、令和5年度以降は90件前後で推移しています。

図表2-29 委託相談支援事業（相談件数）の推移

（単位：件）

年度	相談件数
令和元年度	16,626
令和2年度	15,592
令和3年度	13,673
令和4年度	12,546
令和5年度	17,286
令和6年度	20,817
令和7年度	18,025

出典：府中市「障害者福祉課資料」

図表2-30 障害者虐待に関する相談件数の推移

（単位：件）

年度	相談件数
令和元年度	25
令和2年度	18
令和3年度	27
令和4年度	66
令和5年度	95
令和6年度	87
令和7年度	90

出典：府中市「障害者福祉課資料」

※令和2年度以降：府中市障害者計画推進協議会資料「障害者計画進行管理一覧表」から

④ 子ども・子育て

市の総合相談事業における新規相談受理件数は令和3年度をピークに減少傾向にあります。相談の内訳をみると、一貫して養育困難が最も多く、次いで児童虐待、育児相談となっています。なお、児童虐待の件数は増加傾向です。

図表2-31 子どもと家庭に関する総合相談の新規相談受理件数の推移

(単位：件)

区分	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
児童虐待	376	401	487	389	503	502	随時更新予定
養育困難	548	985	1,087	1,004	931	794	
育児相談	142	131	88	110	95	74	
育成	62	56	58	61	69	58	
不登校	12	9	4	18	15	3	
障害等	8	19	4	14	13	11	
保健相談	43	32	21	19	8	8	
非行等	3	3	1	1	1	0	
その他	53	31	22	30	33	33	
合計	1,247	1,667	1,772	1,646	1,668	1,483	

出典：府中市調べ

⑤ 生活困窮者

生活福祉課の暮らしとしごとの相談コーナーでは、暮らしや仕事の困りごとについて相談支援を実施しており、一人ひとりの状況に応じて、自立に向けた支援計画を作成し、就労支援、家計相談支援、子どもの学習・生活支援、住まいの確保に向けた支援等を行っています。

令和6年度の2, 169件の相談のうち、487件が新規の相談です。

図表2-32 生活困窮者の支援に関する事業等の推移

区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
暮らしとしごとの相談コーナー	相談件数 (うち新規)	2,176件 (624件)	3,283件 (1,243件)	2,078件 (670件)	2,183件 (527件)	2,178件 (481件)	2,169件 (487件)	随時更新予定
	就労支援利用 件数	116件	300件	335件	192件	99件	114件	
家計改善支援事業	延相談件数	599件	800件	642件	563件	434件	408件	
	利用件数	56件	117件	98件	59件	55件	70件	
子どもの学習・生活支援事業	登録者数	77人	68人	60人	46人	56人	60人	
住居確保給付金支給事業	申請件数	16件	641件	135件	57件	16件	4件	
	支給月数	延べ49月	1,739月	451月	173月	56月	12月	
一時生活支援事業	利用件数	6件	9件	7件	4件	4件	6件	
就労準備支援事業	利用者数	21人	22人	20人	23人	24人	19人	
	延相談件数	471件	735件	476件	751件	662件	595件	
	延セミナー等参加者数	107人	76人	91人	165人	227人	201人	
ホームレス巡回相談	相談件数	2,834件	1,721件	1,980件	2,344件	2,043件	1,426件	
	年度末人数	13人	11人	17人	14人	11人	11人	
自立支援金支給事業	支給件数	—	—	175件	36件	—	—	
	再支給件数	—	—	41件	43件	—	—	
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	支給件数	—	—	18,131件	8,129件	—	—	
価格高騰緊急支援給付金	支給件数	—	—	—	24,868件	—	—	
住民税非課税世帯等価格高騰重点支援給付金	支給件数					24,055件	—	
住民税非課税世帯等物価高騰対応重点支援給付金	支給件数					23,728件	21,932件	

出典：府中市「統計書」

⑥ 女性問題相談

男女共同参画センター「フチャール」が実施している家庭、子育て、配偶者等からの暴力（DV）、生き方等の女性に関わる日常の悩みごとに関する相談の令和6年度の相談件数は、1, 113件です。

図表2-33 女性問題相談の相談件数の推移

(単位：件)

年度	総数	面接相談	電話相談
令和元年度	1,098	287	811
令和2年度	928	91	837
令和3年度	1,294	132	1,162
令和4年度	1,492	282	1,210
令和5年度	1,283	257	1,026
令和6年度	1,113	269	844
令和7年度			

随時更新予定

出典：府中市「統計書」

⑦ 民生委員・児童委員による支援

本市の民生委員・児童委員の定数は、191人（令和7年12月1日～）です。令和7年度の相談・支援件数は、2,385件で、相談内容は、「日常的な支援」が最も多く、次いで「子どもの地域生活」、「子どもの教育・学校生活」、「生活環境」と続いています。

図表2-34 民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移（内容別）

(単位：件)

相談・支援内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
在宅福祉	131	97	104	136	98	87	147
介護保険	93	67	51	69	52	63	55
健康・保健医療	287	198	341	197	205	218	164
子育て・母子保健	102	96	108	82	83	64	75
子どもの地域生活	156	105	83	90	112	134	227
子どもの教育・学校生活	146	135	156	119	140	185	225
生活費	67	69	53	62	72	55	139
年金・保険	21	12	8	8	2	20	2
仕事	17	12	11	11	12	19	19
家族関係	148	124	171	155	188	157	134
住居	62	69	69	60	57	66	63
生活環境	167	145	154	151	130	225	192
日常的な支援	346	338	276	325	252	332	358
その他	860	587	489	610	574	641	585
合計	2,603	2,054	2,074	2,075	1,977	2,266	2,385

出典：府中市「地域福祉推進課資料」

⑧ 地域福祉コーディネーターによる支援

令和3年度から全ての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置しています。そして、令和8年度は統括1名、エリアリーダー3名、拠点22名の26名体制となっています。

それに伴い、相談実績、困りごと相談会対応件数も増加傾向にあります。

図表2-35 地域福祉コーディネーターの配置数

	人数	備考
平成28年度	2名	2圏域に各1名
平成29年度	3名	3圏域に各1名
平成30年度	4名	4圏域に各1名
令和元年度	6名	6圏域に各1名
令和2年度	6名	6圏域に各1名
令和3年度	11名	11圏域に各1名
令和4年度	12名	統括1名、拠点11名
令和5年度	16名	統括1名、エリアリーダー1名、拠点14名
令和6年度	19名	統括1名、エリアリーダー2名、拠点16名
令和7年度	22名	統括1名、エリアリーダー3名、拠点18名
令和8年度	26名	統括1名、エリアリーダー3名、拠点22名

図表2-36 地域福祉コーディネーター活動実績

(件)

	個別支援								
	相談経路					相談内容			
	訪問	電話	メール	来所	計	関係形成	個別支援	連絡調整	計
令和元年度	999	3,749	-	740	5,488	494	3,447	2,036	5,977
令和2年度	868	3,967	-	640	5,475	346	3,894	1,586	5,826
令和3年度	1,642	4,616	1,177	1,663	9,098	568	6,300	2,624	9,492
令和4年度	2,322	4,866	1,598	1,985	10,771	1,200	6,932	3,500	11,632
令和5年度	2,294	4,468	1,012	2,105	9,879	433	7,415	2,828	10,676
令和6年度	2,907	5,202	838	2,355	11,302	611	9,004	3,285	12,900
令和7年度	2,403	5,871	1,207	3,136	12,617	1,132	9,708	3,442	14,282

※メールの件数は令和3年度より計測

(件)

	地域支援									
	相談経路					相談内容				
	訪問	電話	メール	来所	計	関係形成	立上支援	運営支援	連絡調整	計
令和元年度	1,910	2,150	-	361	4,421	604	383	2,124	1,731	4,842
令和2年度	1,088	3,392	-	343	4,823	171	442	1,931	2,553	5,097
令和3年度	1,918	2,276	3,221	631	8,046	159	120	5,342	2,765	8,386
令和4年度	2,303	2,121	2,588	607	7,619	477	98	5,113	2,586	8,274
令和5年度	3,108	1,672	1,776	944	7,500	139	42	5,690	2,068	7,939
令和6年度	3,783	1,283	2,174	811	8,051	363	60	6,080	3,025	9,528
令和7年度	5,022	1,777	3,208	1,205	11,212	654	49	8,067	4,462	13,232

出典：府中市社会福祉協議会「地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター活動報告」

図表2-37 地域福祉コーディネーター相談実績

(人)

	実相談対象者数
令和元年度	687
令和2年度	649
令和3年度	930
令和4年度	1,169
令和5年度	1,482
令和6年度	1,835
令和7年度	2,027

(件)

	相談対象者分類				
	高齢者	障害者	子ども	その他一般	計
令和元年度	1,909	1,388	166	664	4,127
令和2年度	1,800	1,124	173	960	4,057
令和3年度	2,983	1,411	575	1,272	6,241
令和4年度	3,635	939	1,006	1,117	6,697
令和5年度	2,921	1,767	1,741	1,047	7,476
令和6年度	3,620	1,857	784	1,895	8,156
令和7年度	4,599	2,369	140	2,567	9,675

(件)

	相談内容分類										計
	暮らし	環境	家族関係	近隣関係	保健・医療	権利擁護	ひきこもり	ボランティア	制度・サービス	その他	
令和元年度	1,633	94	165	237	446	54	58	707	340	373	4,107
令和２年度	1,845	124	166	254	452	41	68	479	407	270	4,106
令和３年度	3,622	215	202	288	534	104	89	1,052	459	567	7,132
令和４年度	4,288	159	225	382	345	47	114	1,103	1,018	980	8,661
令和５年度	3,535	387	347	305	695	121	139	1,319	2,262	443	9,553
令和６年度	4,239	720	403	321	1,021	145	130	1,285	2,546	393	11,203
令和７年度	5,449	659	448	395	995	139	135	1,728	1,089	663	11,700

図表2-38 困りごと相談会対応件数

(件)

	開催回数	延べ相談件数	相談実人員
令和元年度	233	577	273
令和2年度	214	530	242
令和3年度	547	1,380	429
令和4年度	863	1,832	580
令和5年度	1,310	2,909	609
令和6年度	1,869	4,165	847
令和7年度	2,351	6,462	1,219

※半日を1回で集計

出典：府中市社会福祉協議会「地域福祉コーディネーター・生活支援コーディネーター活動報告」

2 成年後見・権利擁護の推進の現状

<要点>・市民後見人受任者数は令和5年度以降増加している。

本市は、地域における権利擁護を担う中核的な機関として、権利擁護センターふちゅうを設置し、その運営を府中市社会福祉協議会へ委託しています。同センターでは、成年後見制度を始めとする様々な制度や社会資源を活用することにより、判断能力の不十分な高齢者、障害のある人等が不利益を被ることなく住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるように支援しています。

なお、本市の成年後見制度利用者数は、令和2年以降370～380件台で推移しています。成年後見関係事件の申立件数は、令和2年以降60～70件台で推移しています。また、市民後見人受任者数は、令和4年度以降増加し、令和7年度は25人となっており、市民後見人が活躍しやすい環境を整えています。

図表2-39 成年後見制度の利用者数（府中市）

（単位：人）

年	後見	保佐	補助	任意後見	合計
令和元年	281	53	15	9	358
令和2年	304	49	16	9	378
令和3年	294	59	13	8	374
令和4年	295	62	12	8	377
令和5年	293	71	16	7	387
令和6年	284	76	19	9	388
令和7年	282	73	19	8	382

出典：「東京家裁統計情報」を府中市にてデータ加工

図表2-40 成年後見関係事件の申立件数（府中市）

（単位：件）

年	後見開始	保佐開始	補助開始	任意後見 監督人選任	合計
令和元年	40	5	5	1	51
令和2年	52	9	1	0	62
令和3年	52	12	2	0	66
令和4年	56	13	3	1	73
令和5年	53	7	3	0	63
令和6年	47	10	3	3	63
令和7年	57	9	2	2	70

出典：「東京家裁統計情報」を府中市にてデータ加工

図表2-41 市民後見人受任者数の推移（府中市）

（単位：人）

年度	合計
令和元年度	9
令和2年度	11
令和3年度	10
令和4年度	10
令和5年度	12
令和6年度	18
令和7年度	25

出典：府中市「地域福祉推進課資料」

3 再犯防止の推進の現状

<要点>

- ・令和6年の本市の再犯者率は東京都（警視庁）及び全国を下回っている。

本市（府中警察署管轄区域）の刑法犯総数は、令和2年から230～250件台で推移しています。再犯者率は令和2年から令和5年までは50％でしたが、令和6年は44.4％となっており、東京都（警視庁）及び全国を下回っています。

図表2－42 初犯者・再犯者別検挙人員の推移

【府中警察署】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和2年	254	122	132	52.0%
令和3年	241	117	124	51.5%
令和4年	237	114	123	51.9%
令和5年	235	110	125	53.2%
令和6年	252	140	112	44.4%

【警視庁】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和2年	20,943	10,325	10,618	50.7%
令和3年	19,086	9,277	9,809	51.4%
令和4年	18,931	9,273	9,658	51.0%
令和5年	19,725	9,968	9,757	49.5%
令和6年	20,948	10,982	9,966	47.6%

【全国】

年	刑法犯総数	初犯者	再犯者	再犯者率
令和2年	164,678	81,294	83,384	50.6%
令和3年	159,692	79,883	79,809	50.0%
令和4年	154,033	77,783	76,250	49.5%
令和5年	163,870	83,683	80,187	48.9%
令和6年	169,552	87,857	81,695	48.2%

注1 「再犯者」とは、刑法犯、特別法犯（道路交通法違反を除く。）の別を問わず、前科又は前歴を有する者をいう。

注2 犯行時年齢が20歳以上の者を計上している。

出典：法務省矯正局提供資料

4 一般市民調査の結果

(1) 地域と近所づきあい

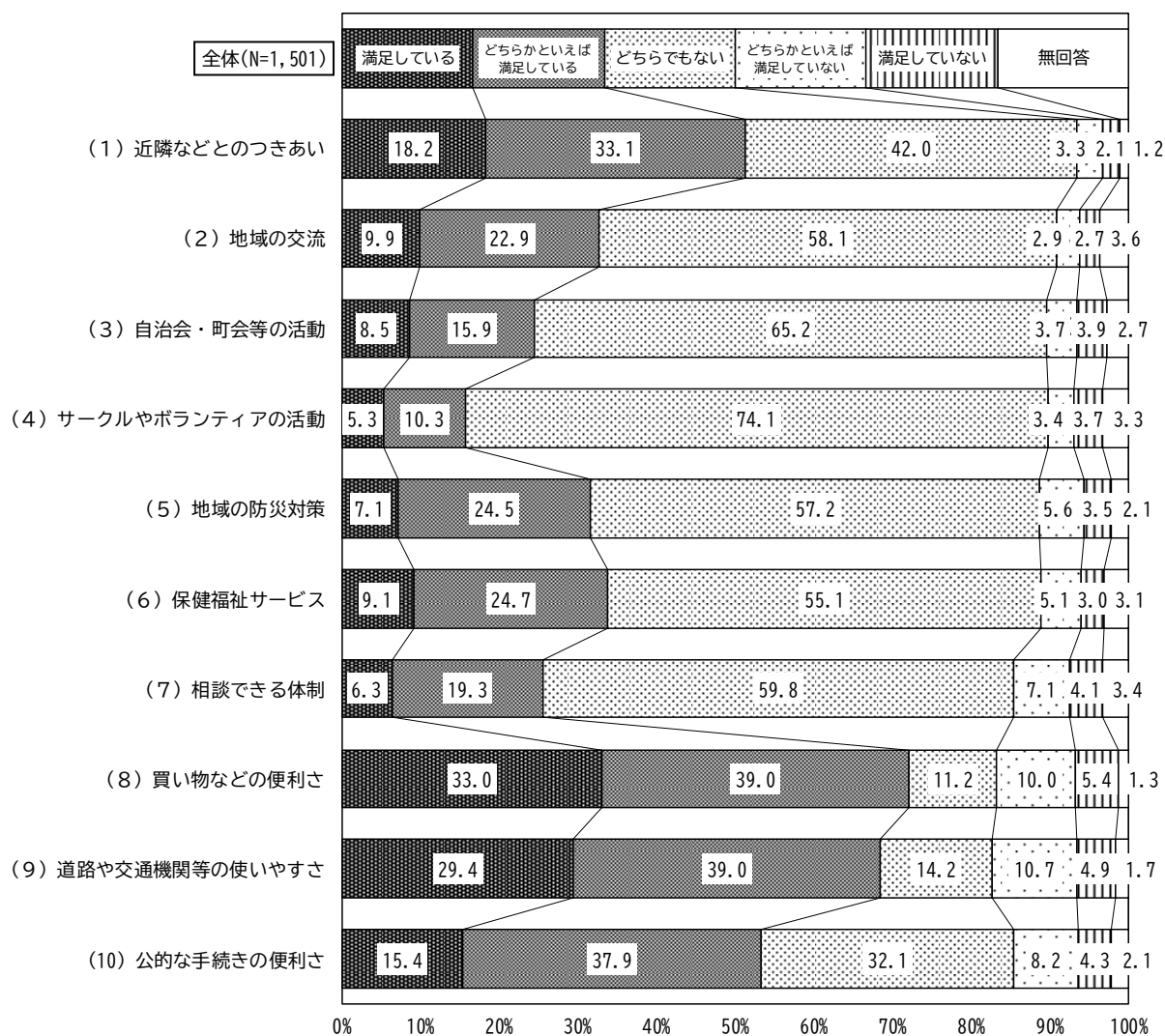
① 居住地域の満足度

居住地域の満足度は、《満足》の割合が『(8) 買い物などの便利さ』(72.0%)、『(9) 道路や交通機関等の使いやすさ』(68.4%)で高くなっている。一方、《不満》の割合も『(8) 買い物などの便利さ』(15.4%)、『(9) 道路や交通機関等の使いやすさ』(15.6%)で高くなっている。

※《満足》・・・「満足している」と「どちらかといえば満足している」の合計

※《不満》・・・「満足していない」と「どちらかといえば満足していない」の合計

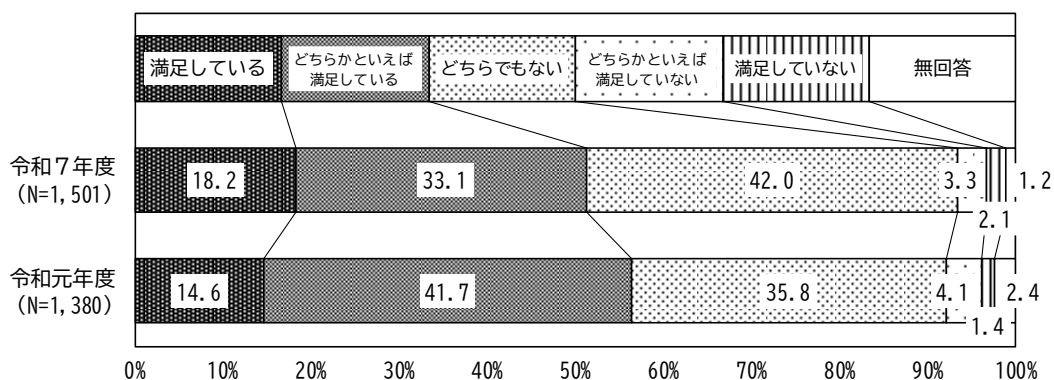
図表2-43 居住地域の満足度（全体）



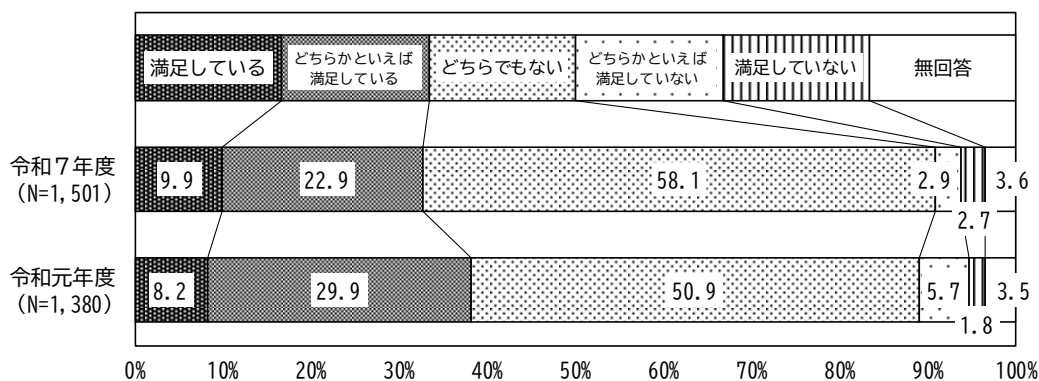
居住地域の満足度について、前回調査と比較すると、『(3) 自治会・町会等の活動』、『(2) 地域の交流』、『(1) 近隣などとのつきあい』で、『満足』の割合がそれぞれ9.5、5.3、5.0ポイントと、5ポイント以上低くなっている。一方、『(10) 公的な手続きの便利さ』では、『満足』が4.4ポイント高くなっている。

図表2-44 居住地域の満足度（全体）【前回比較】

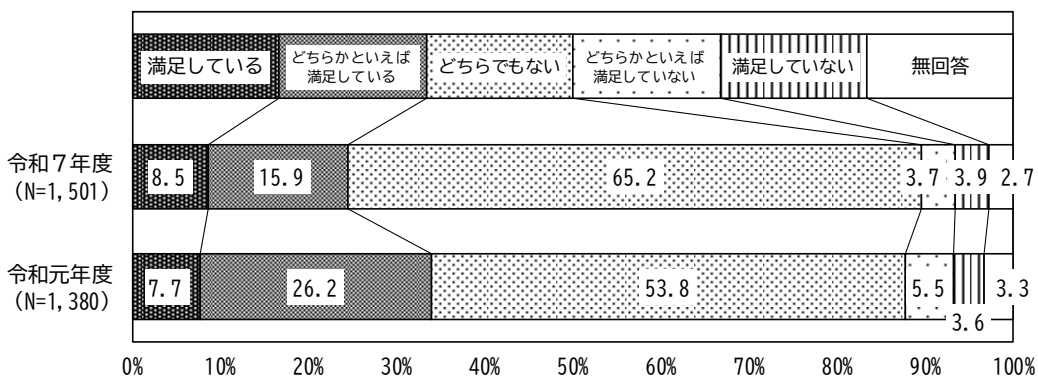
(1) 近隣などとのつきあい



(2) 地域の交流



(3) 自治会・町会等の活動

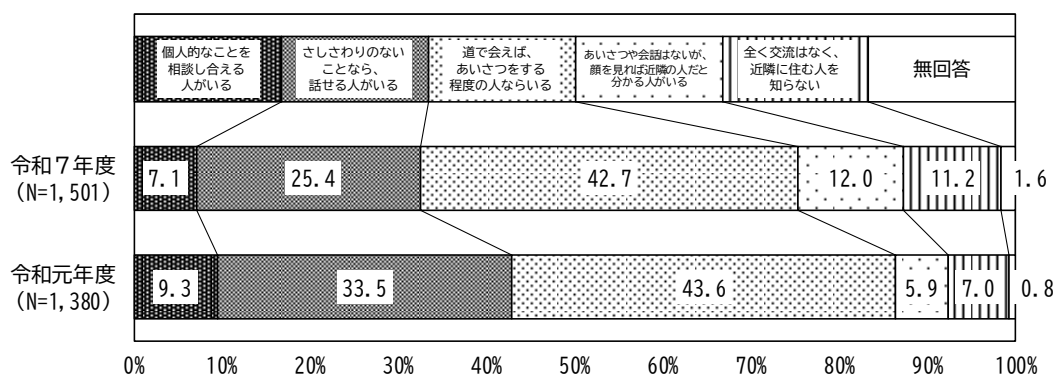


② 近所づきあいの現状

近所づきあいの現状は、「道で会えば、あいさつをする程度の人ならいる」が42.7%で最も多く、次いで「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」が25.4%、「全く交流はなく、近隣に住む人を知らない」が11.2%と続いている。

前回調査と比較すると、親しく近所づきあいをしている「個人的なことを相談し合える人がいる」（今回：7.1%、前回：9.3%）と「さしさわりのないことなら、話せる人がいる」（今回：25.4%、前回：33.5%）は、いずれも割合が低くなっている。

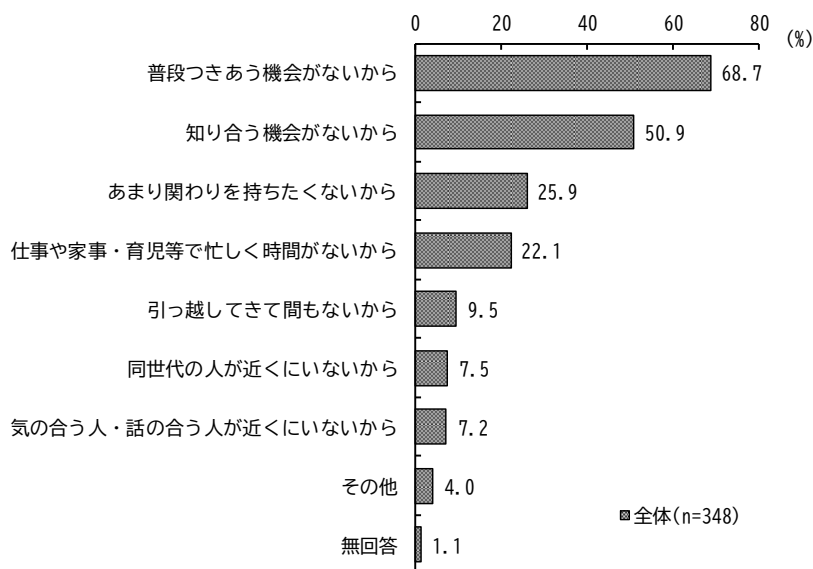
図表2-45 近所づきあいの現状（全体）【前回比較】



③ 近所づきあいのない理由

近所づきあいを（ほぼ）していない人の近所づきあいのない理由は、「普段つきあう機会がないから」（68.7%）が最も多く、次いで「知り合う機会がないから」（50.9%）、「あまり関わりを持ちたくないから」（25.9%）と続いている。

図表2-46 近所づきあいのない理由（近所づきあいを（ほぼ）していない人：複数回答）



<課題>

・地域住民が日ごろから交流する機会、きっかけづくりが必要である。

→関連施策：基本目標1 取組の方針（1） 施策② 地域活動・ボランティア活動の充実（85ページ） ※以降は「基本目標」、「取組の方針」、「施策」の記載を省略

(2) 地域活動・ボランティア活動

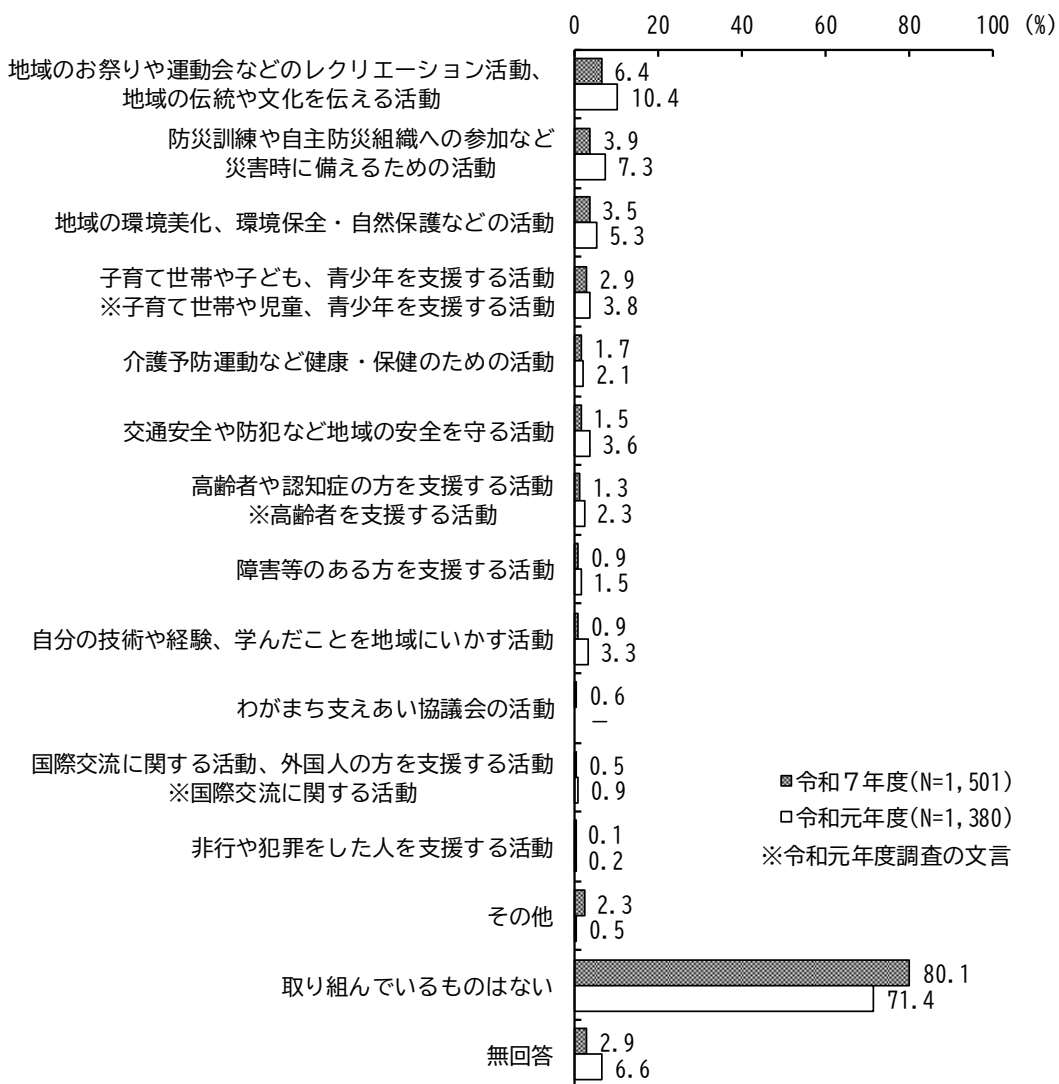
① 地域活動・ボランティア活動の取組状況

17.0%の人が地域での活動やボランティアに取り組んでいる。

取り組んでいる内容としては、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」(6.4%)が最も多く、次いで「防災訓練や自主防災組織への参加など災害時に備えるための活動」(3.9%)、「地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動」(3.5%)と続いている。

前回調査と比較すると、全ての活動で取り組んでいる割合は前回調査より低くなっており、「取り組んでいるものはない」は71.4%から80.1%と8.7ポイント上昇している。

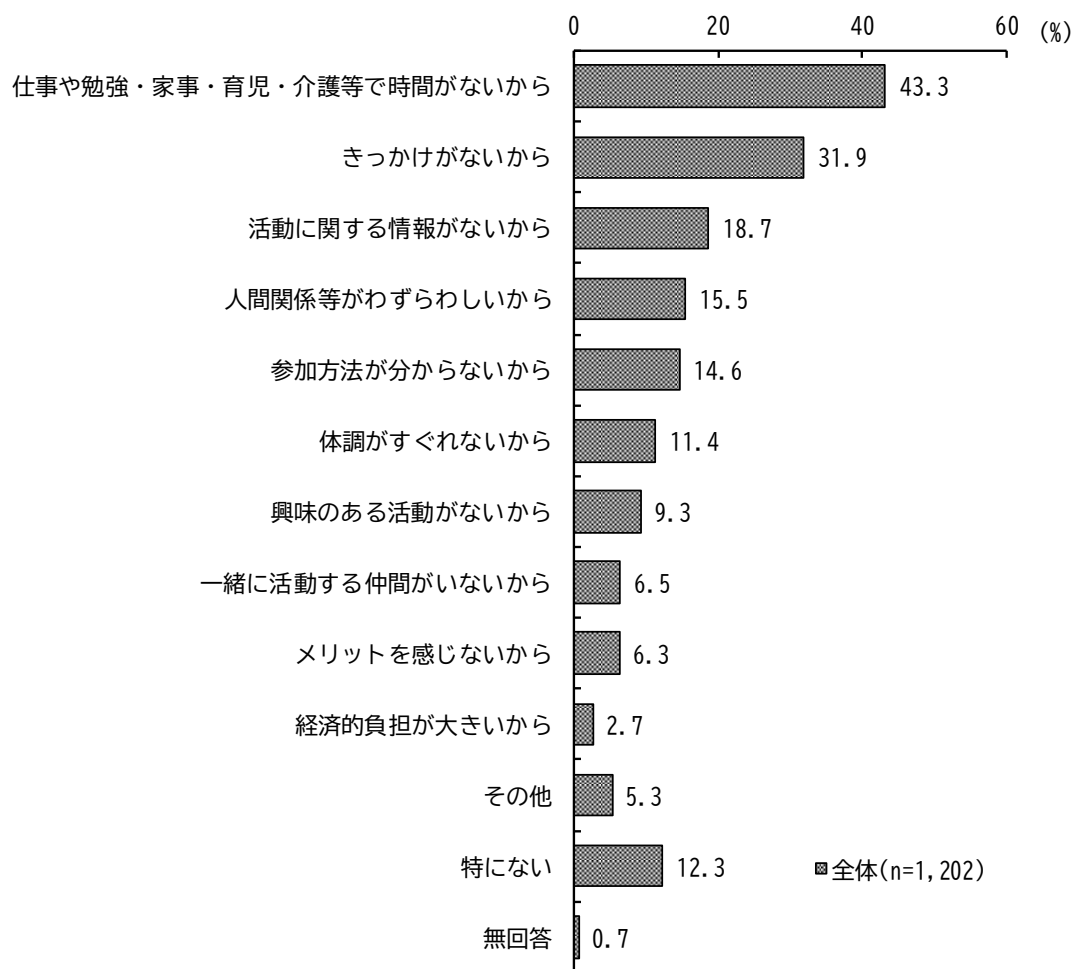
図表2-47 地域活動・ボランティア活動の取組状況（活動内容）
（全体：複数回答）【前回比較】



② 地域活動・ボランティア活動をしていない理由

地域活動・ボランティア活動をしていない人の活動をしていない理由は、「仕事や勉強・家事・育児・介護等で時間がないから」（４３．３％）が最も多く、次いで「きっかけがないから」（３１．９％）、「活動に関する情報がないから」（１８．７％）と続いている。

図表２－４８ 地域活動・ボランティア活動をしていない理由
（地域活動・ボランティア活動をしていない人：複数回答）

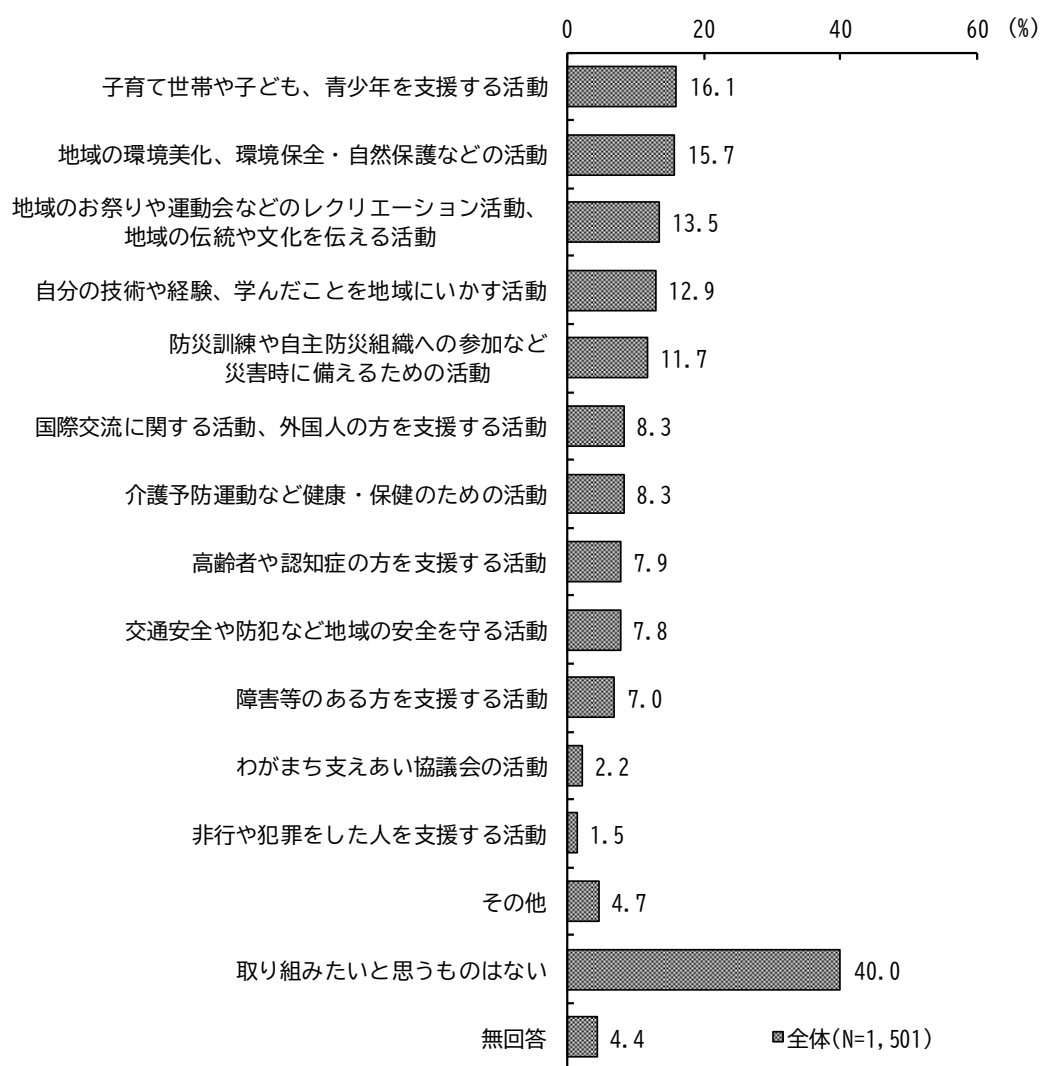


③ 地域活動・ボランティア活動の取組意向

地域活動・ボランティア活動の取組意向は、55.6%の人が今後、何らかの地域活動・ボランティア活動に取り組んでみたいと思っている。

活動では「子育て世帯や子ども、青少年を支援する活動」(16.1%)が最も多く、「地域の環境美化、環境保全・自然保護などの活動」(15.7%)、「地域のお祭りや運動会などのレクリエーション活動、地域の伝統や文化を伝える活動」(13.5%)と続いている。

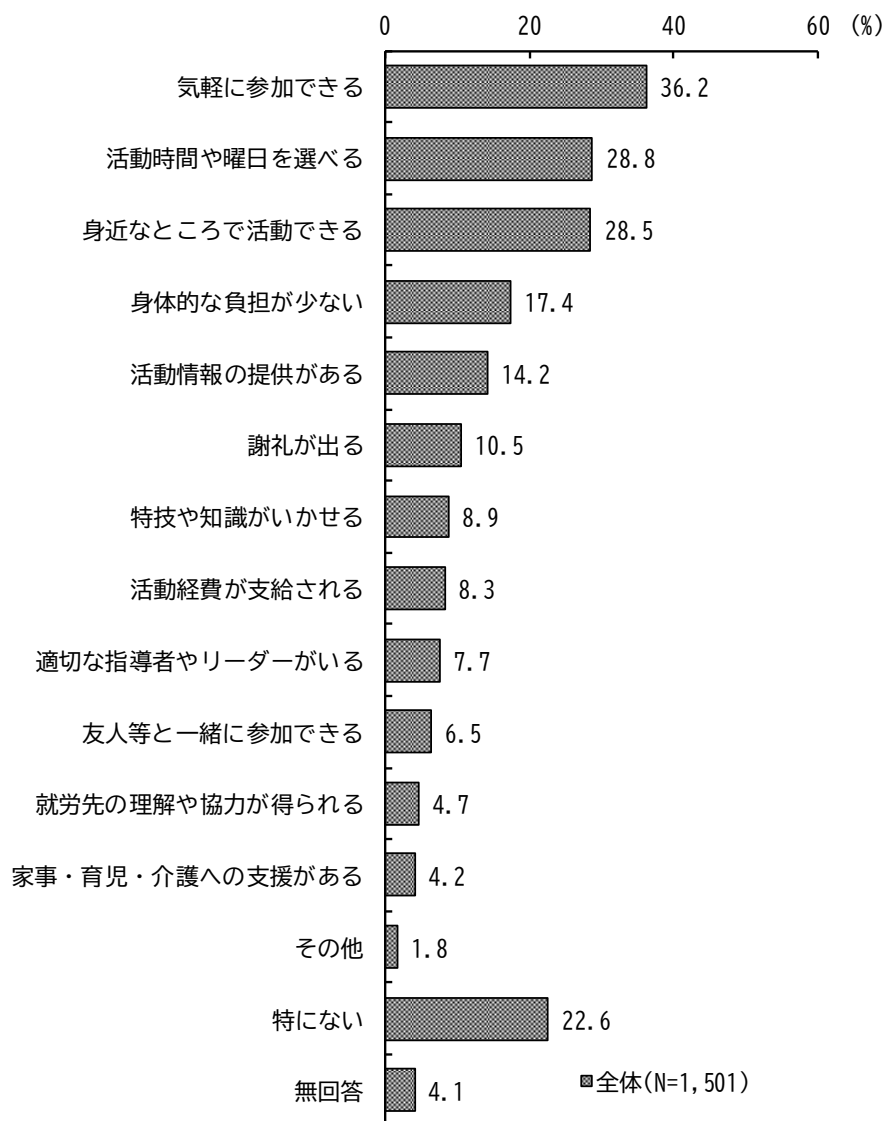
図表2-49 地域活動・ボランティア活動の取組意向（活動内容）（全体：複数回答）



④ ボランティア活動等に参加しやすい条件

ボランティア活動等に参加しやすい条件は、「気軽に参加できる」(36.2%)が最も多く、次いで「活動時間や曜日を選べる」(28.8%)、「身近なところで活動できる」(28.5%)と続いている。

図表2-50 ボランティア活動等に参加しやすい条件（全体：複数回答）

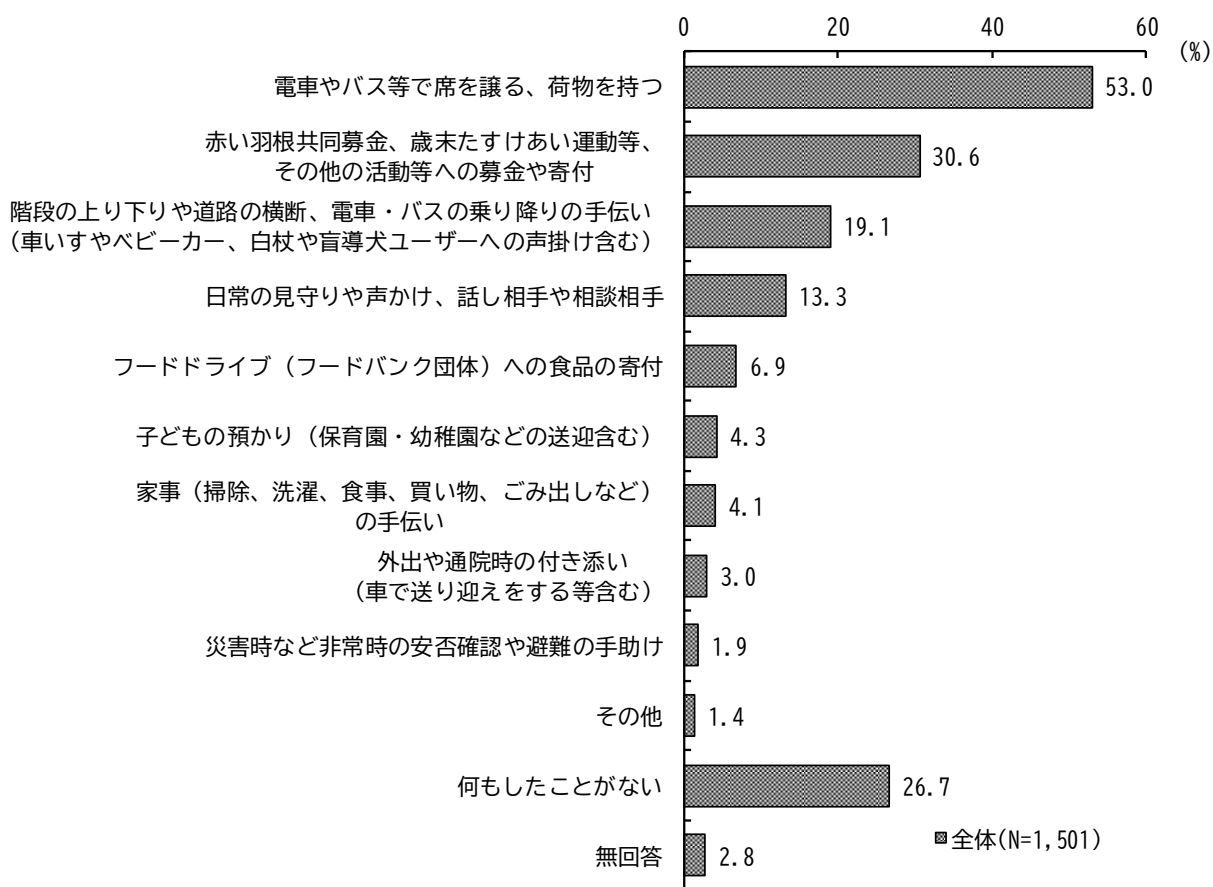


⑤ 困っている人への手助けの経験

70.5%の人が家族以外の高齢者や障害等のある方、子育てなどで困っている人への手助けの経験がある。

経験の内容は、「電車やバス等で席を譲る、荷物を持つ」(53.0%)が最も多く、「赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動等、その他の活動等への募金や寄付」(30.6%)、「階段の上り下りや道路の横断、電車・バスの乗り降りの手伝い(車いすやベビーカー、白杖や盲導犬ユーザーへの声掛け含む)」(19.1%)と続いている。

図表2-51 困っている人への手助けの経験(全体：複数回答)



<課題>

・半数以上の人が何らかの地域活動・ボランティア活動に取り組んでみたいと思っているものの、実際に取り組んでいる人は17.0%であるため、市民が地域活動・ボランティア活動に取り組むきっかけづくりや、地域とのつながりづくりが必要である。

→関連施策：1(1)①地域福祉を担う人材の育成と支援(84ページ)

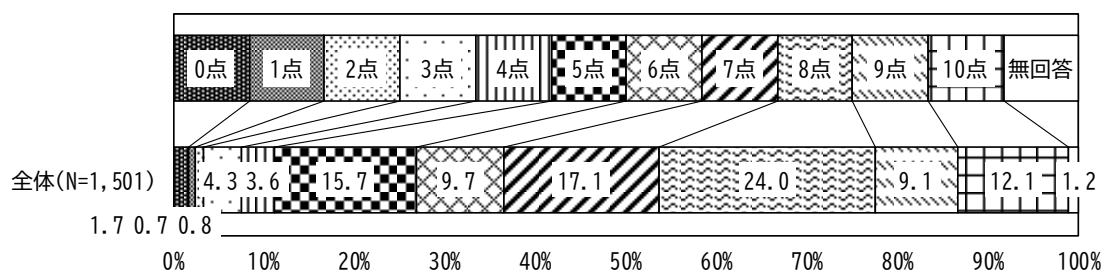
1(1)②地域活動・ボランティア活動の充実(85ページ)

(3) 日ごろの生活と悩み

① 主観的幸福度

主観的幸福度は、「8点」(24.0%)が最も高く、次いで「7点」(17.1%)、「5点」(15.7%)と続いている。平均点は6.9点となっている。なお、4点以下の割合は11.1%となっている。

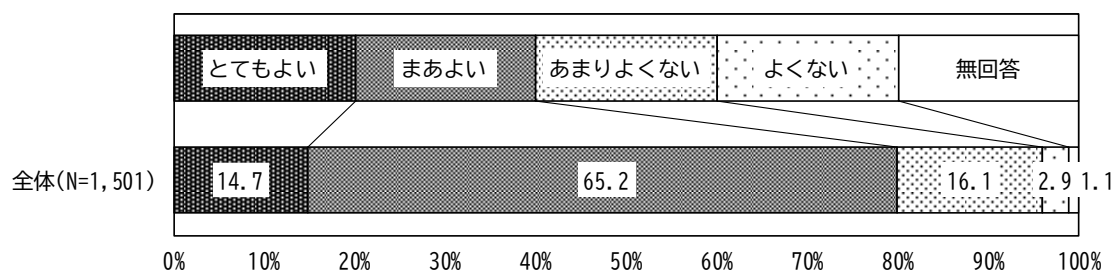
図表2-52 主観的幸福度(全体)



② 主観的健康観

主観的健康観は、「とてもよい」(14.7%)と「まあよい」(65.2%)を合計した《よい》が79.9%、「あまりよくない」(16.1%)と「よくない」(2.9%)を合計した《よくない》が19.0%となっている。

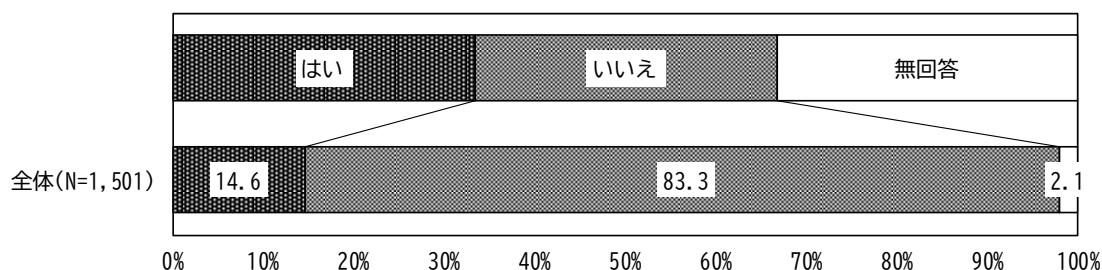
図表2-53 主観的健康観(全体)



③ どこに相談したらよいか分からない悩みはあるか

どこに相談したらよいか分からない悩みはあるかは、「はい」が14.6%、「いいえ」が83.3%となっている。

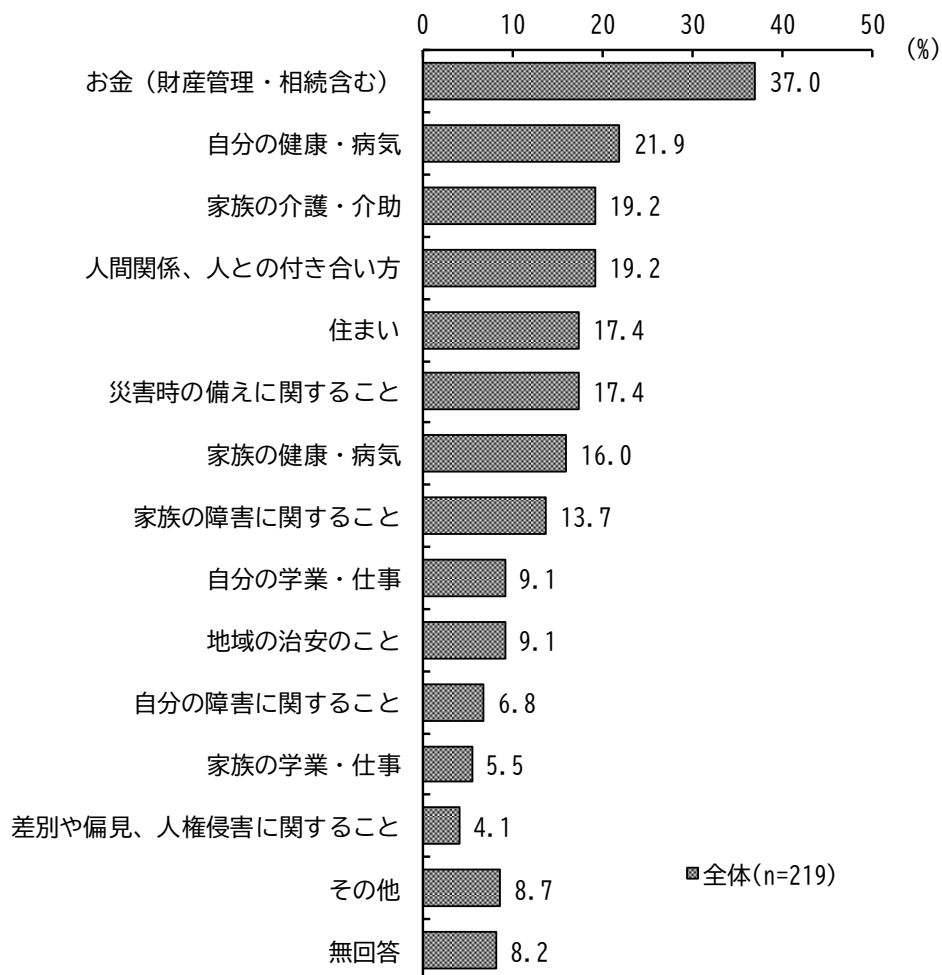
図表2-54 どこに相談したらよいか分からない悩みはあるか(全体)



④ 悩みの内容

どこに相談したらよいか分からない悩みがある人の悩みの内容は、「お金（財産管理・相続含む）」（37.0%）が最も多く、「自分の健康・病気」（21.9%）、「家族の介護・介助」（19.2%）・「人間関係、人との付き合い方」（19.2%）と続いている。

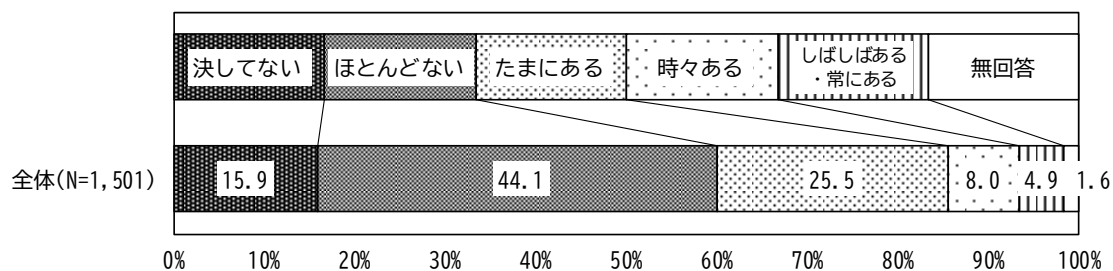
図表2-55 悩みの内容（どこに相談したらよいか分からない悩みがある人：複数回答）



⑤ 孤独を感じる程度

孤独を感じる程度は、「たまにある」（25.5%）、「時々ある」（8.0%）、「しばしばある・常にある」（4.9%）を合計すると38.4%となっている。

図表2-56 孤独を感じる程度（全体）

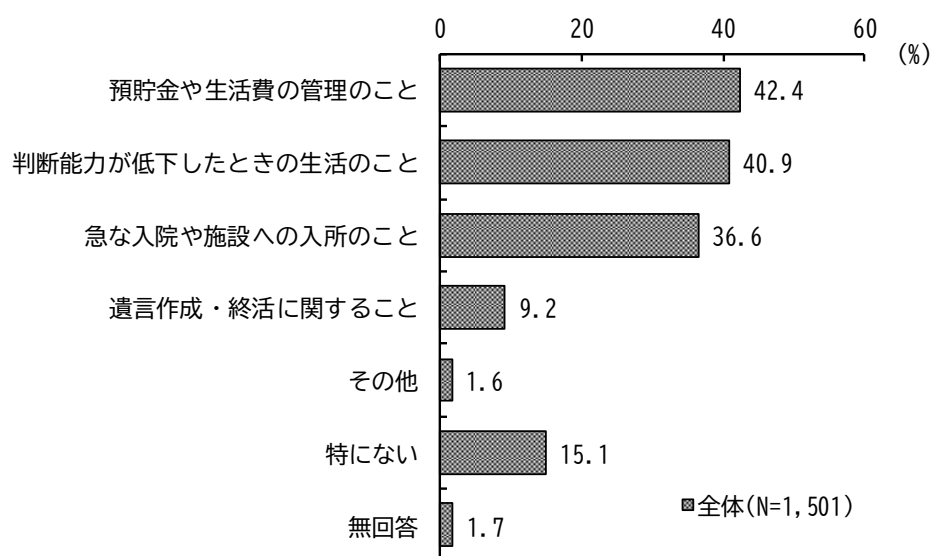


⑥ 将来の備えへの不安

83. 2%の人が将来の備えに不安を感じている。

不安の内容は、「預貯金や生活費の管理のこと」(42. 4%) が最も多く、「判断能力が低下したときの生活のこと」(40. 9%)、「急な入院や施設への入所のこと」(36. 6%) と続いている。

図表2-57 将来の備えへの不安（全体：複数回答）

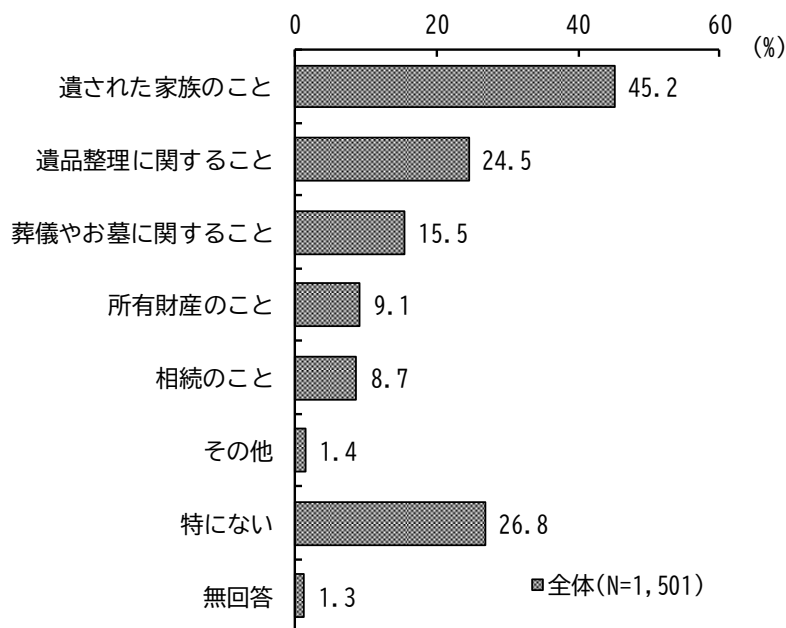


⑦ 亡くなった後のことでの不安

71. 9%の人が亡くなった後のことで不安を感じている。

不安の内容は、「遺された家族のこと」(45. 2%) が最も多く、「遺品整理に関すること」(24. 5%)、「葬儀やお墓に関すること」(15. 5%) と続いている。

図表2-58 亡くなった後のことでの不安（全体：複数回答）

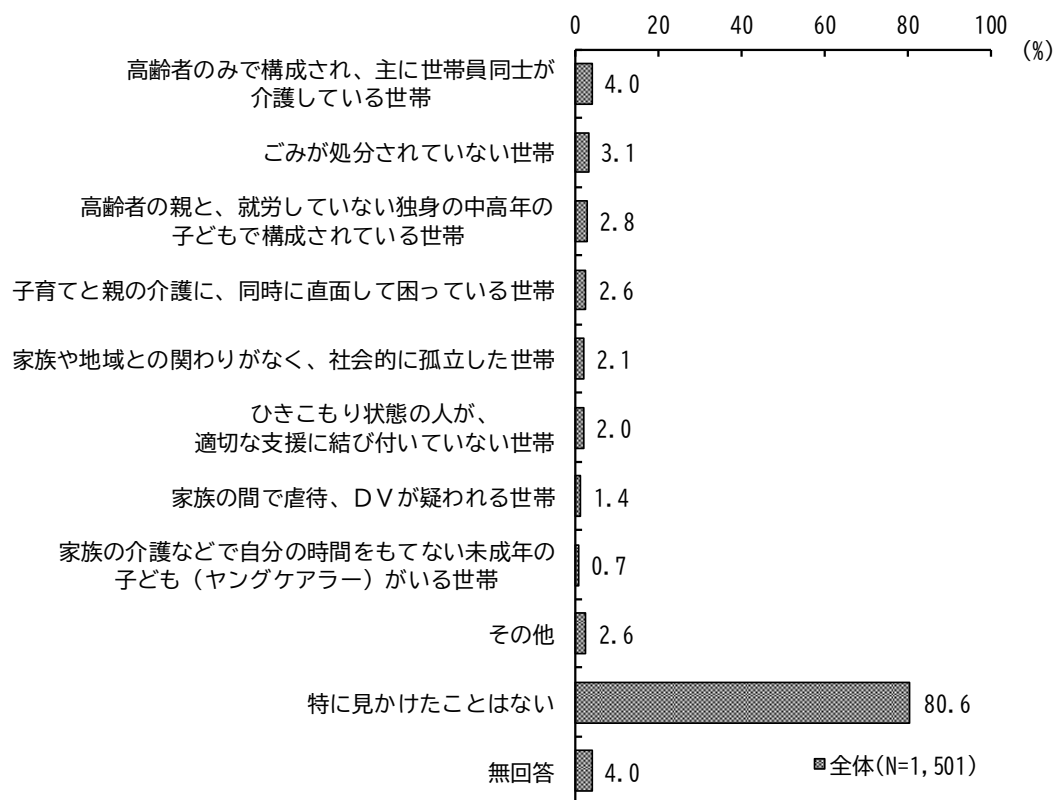


⑧ 地域における課題を抱えた世帯の把握状況

15. 4%の人が地域の中で困っている世帯を見かけたり、相談を受けたりしたことがある。

世帯としては、「高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯」(4.0%)が最も多く、次いで「ごみが処分されていない世帯」(3.1%)、「高齢者の親と、就労していない独身の中高年の子どもで構成されている世帯」(2.8%)と続いている。

図表2-59 地域における課題を抱えた世帯の把握状況（全体：複数回答）



<課題>

・38.4%の人が孤独を感じており、14.6%の人がどこに相談したらよいか分からない悩みがある。また、将来の備えに不安を感じている人、亡くなった後のことで不安を感じている人も多い。身近な地域で個人や家族が抱える様々な悩みを受け止められるとともに、アウトリーチができる仕組みが必要である。

→関連施策：2(2)①多様なニーズに対応した相談体制の充実(89ページ)

2(2)②包括的に支援する体制の整備(90ページ)

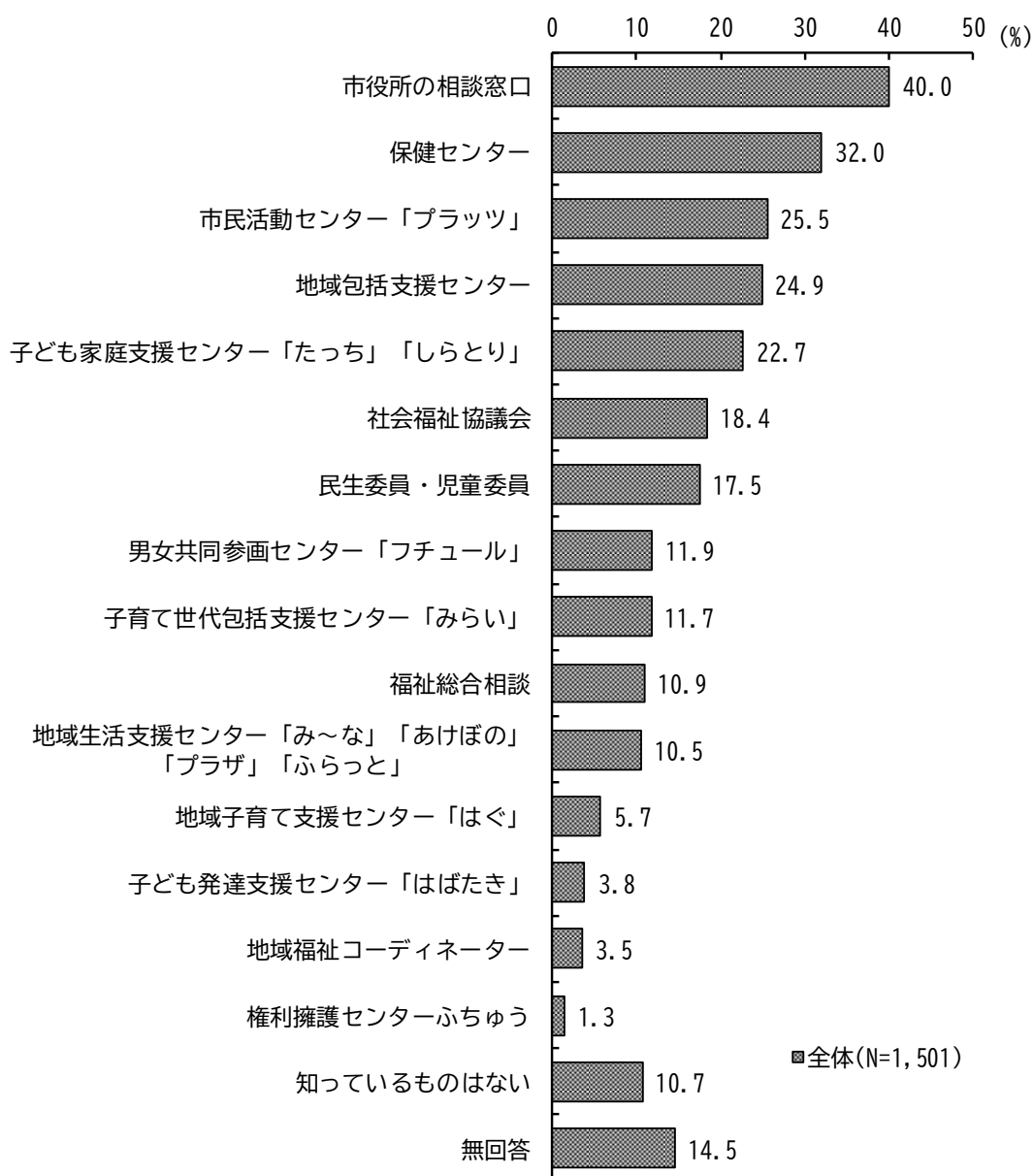
3(3)①つながりづくり、社会参加への支援(95ページ)

(4) 相談と情報

① 本市の相談窓口の認知度

本市の相談窓口の認知度は、「市役所の相談窓口」(40.0%)が最も多く、次いで「保健センター」(32.0%)、「市民活動センター「プラッツ」」(25.5%)と続いている。「知っているものはない」は10.7%となっている。

図表2-60 相談窓口の認知度(全体:複数回答)

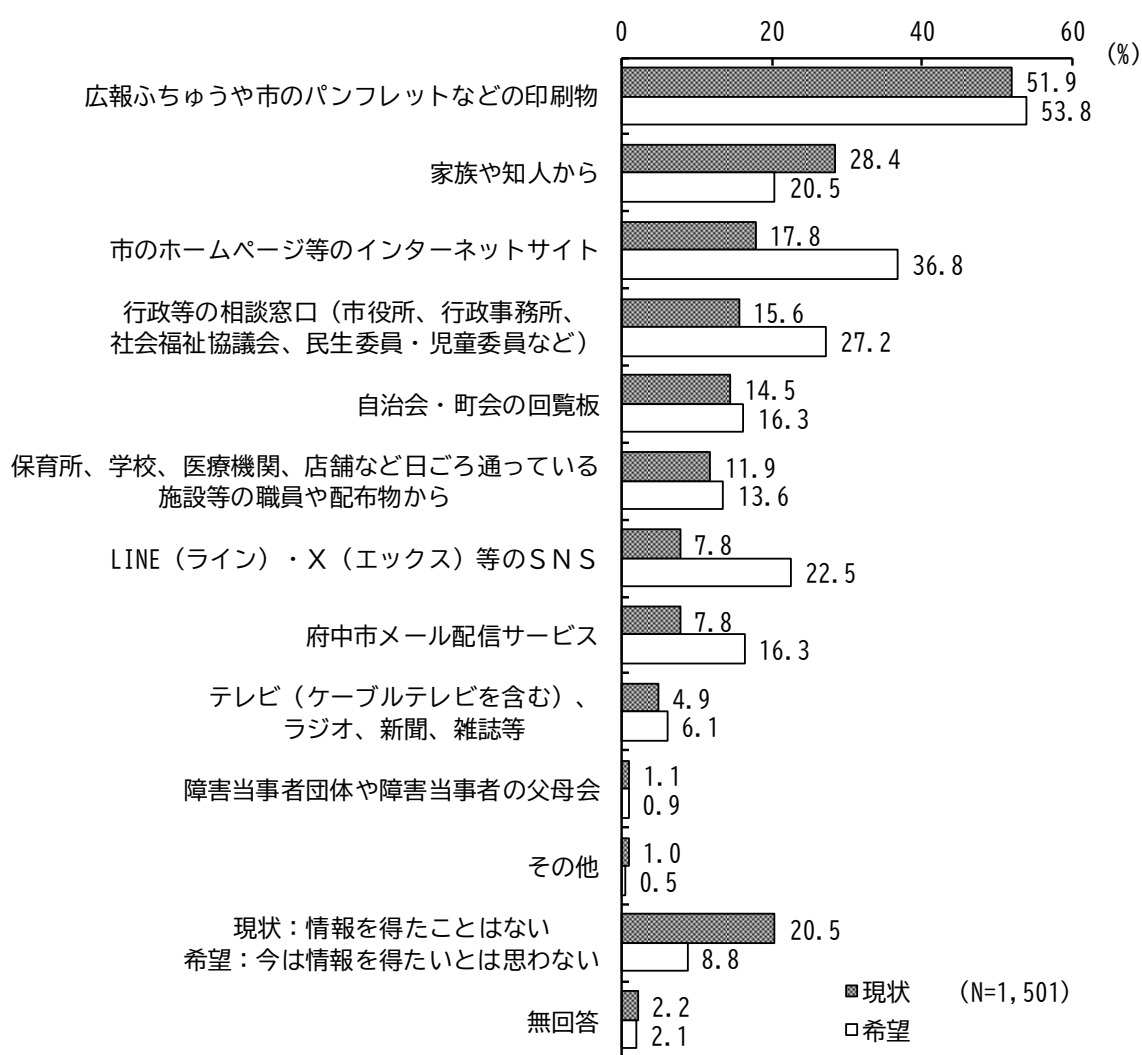


② 市の福祉に関する情報の入手先

市の福祉に関する情報の入手先の現状は、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」（５１．９％）が最も多く、次いで「家族や知人から」（２８．４％）、「市のホームページ等のインターネットサイト」（１７．８％）と続いている。

希望では、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」（５３．８％）が最も多いことは現状と同様だが、「市のホームページ等のインターネットサイト」（３６．８％）、「行政等の相談窓口（市役所、行政事務所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など）」（２７．２％）と続いている。

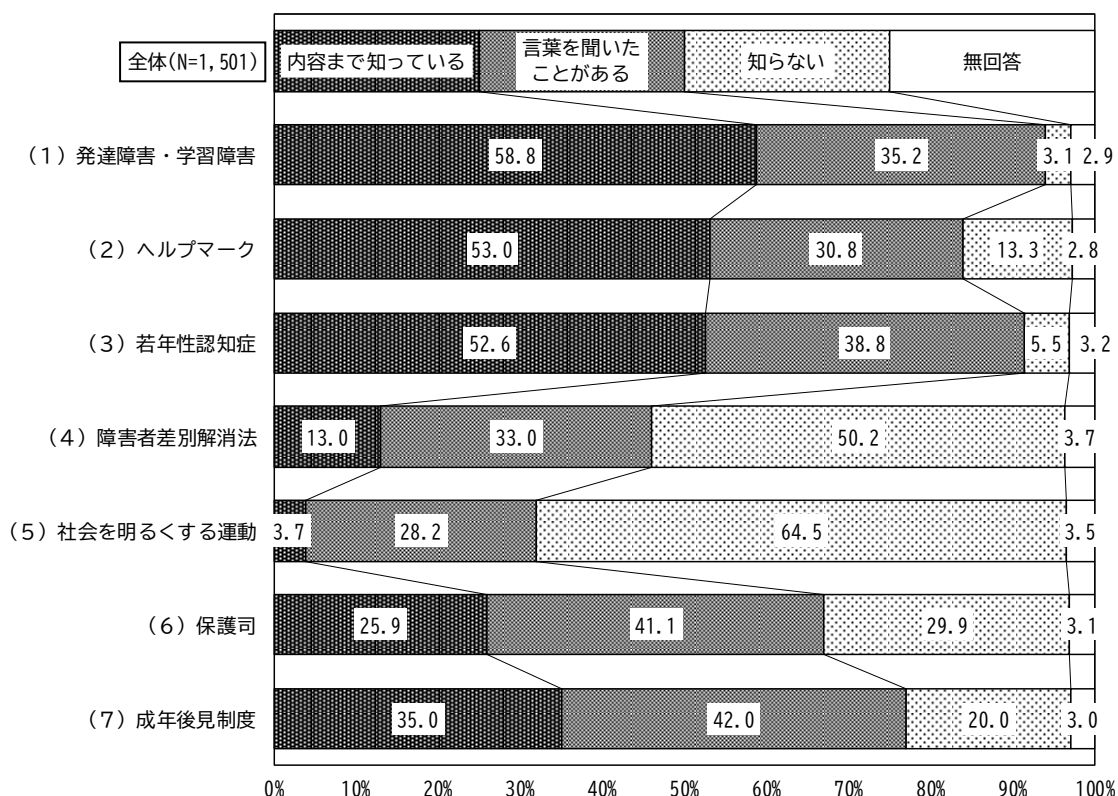
図表２－６１ 市の福祉に関する情報の入手先の現状と希望（全体：複数回答）



③ 福祉に係る用語の認知度

福祉に係る用語の認知度は、「内容まで知っている」が『(1) 発達障害・学習障害』は58.8%、『(2) ヘルプマーク』は53.0%、『(3) 若年性認知症』は52.6%と50%を上回っている。一方、『(4) 障害者差別解消法』は13.0%、『(5) 社会を明るくする運動』は3.7%と低くなっている。

図表2-62 福祉に係る用語の認知度（全体）



<課題>

・多様な媒体・手段による福祉に関する情報提供の充実を図る必要がある。

→関連施策：2（1）①福祉情報提供体制の充実（89ページ）

5（2）①あらゆる人のための情報提供の推進（104ページ）

(5) 福祉のまちづくり

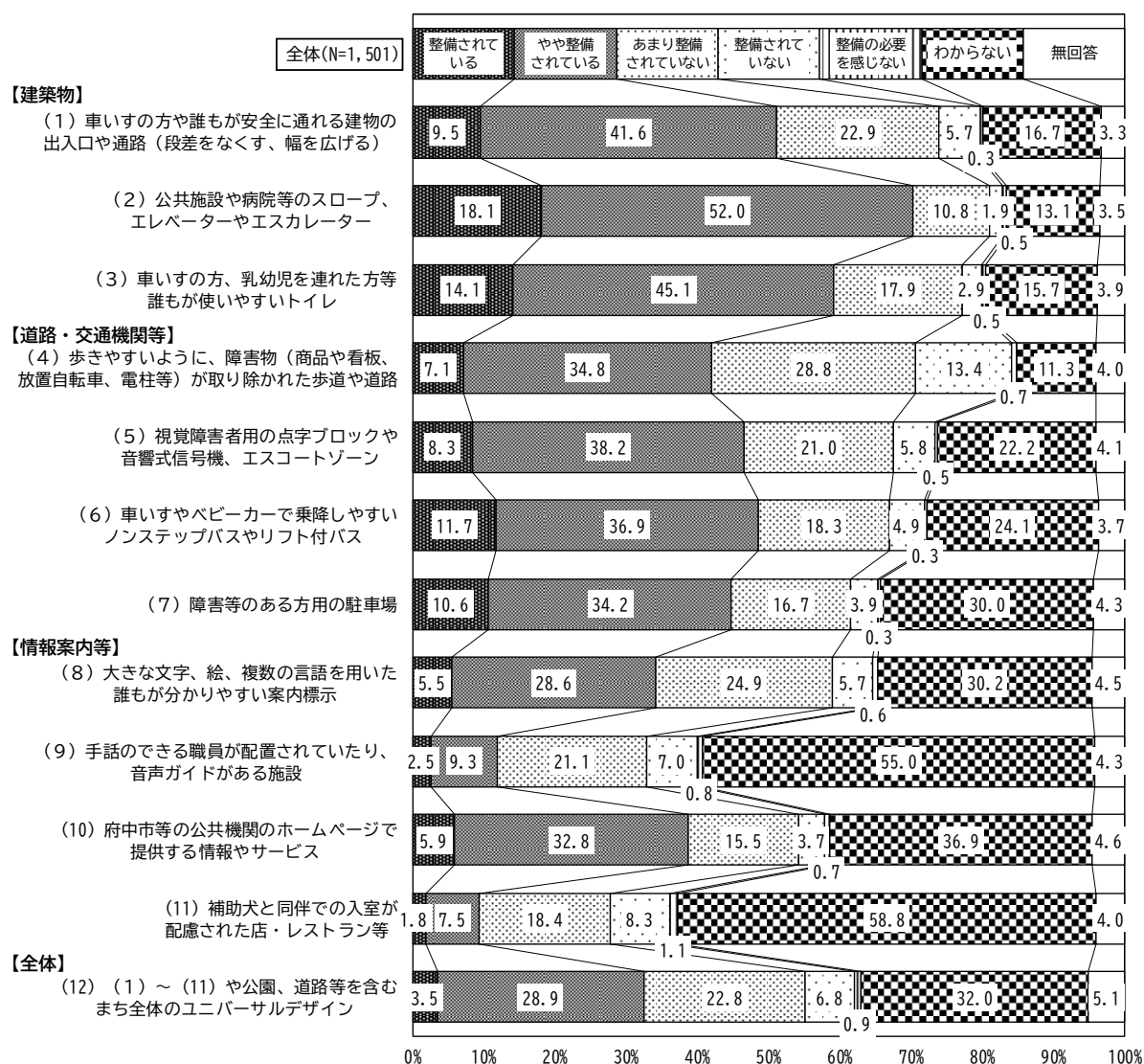
① 福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況

福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況は、『整備されている』の割合が【建築物】の『(2) 公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター』は70.1%、『(3) 車いすの方、乳幼児を連れた方等誰もが使いやすいトイレ』は59.2%、『(1) 車いすの方や誰もが安全に通れる建物の出入口や通路（段差をなくす、幅を広げる）』は51.1%と高くなっている。一方、【情報案内等】の『(9) 手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設』は11.8%、『(11) 補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストラン等』は9.3%と低くなっている。

※《整備されている》・・・「整備されている」と「やや整備されている」の合計

※《整備されていない》・・・「整備されていない」と「あまり整備されていない」の合計

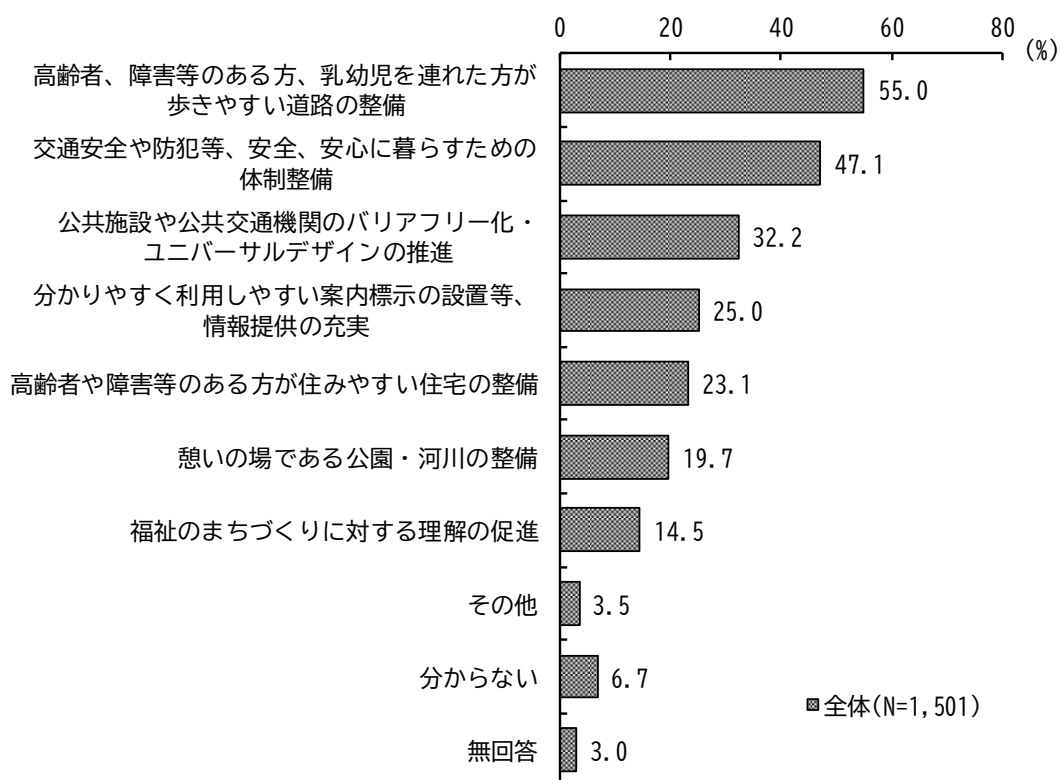
図表2-63 福祉のまちづくり（建築物、インフラ、情報案内）の状況（全体）



② 福祉のまちづくりのために優先的に取り組むこと

福祉のまちづくりのために優先的に取り組むことは、「高齢者、障害等のある方、乳幼児を連れた方が歩きやすい道路の整備」（５５．０％）が最も多く、次いで「交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備」（４７．１％）、「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」（３２．２％）と続いている。

図表２－６４ 福祉のまちづくりのために優先的に取り組むこと（全体：複数回答）



<課題>

・道路整備、安全・安心に暮らすための体制整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー・ユニバーサルデザインの実現に向けて取り組んでいくことが求められている。

→関連施策：５（２）①あらゆる人のための情報提供の推進（１０４ページ）

５（３）①バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進（１０５ページ）

５（４）①全ての人が参加・参画できる制度の推進（１０７ページ）

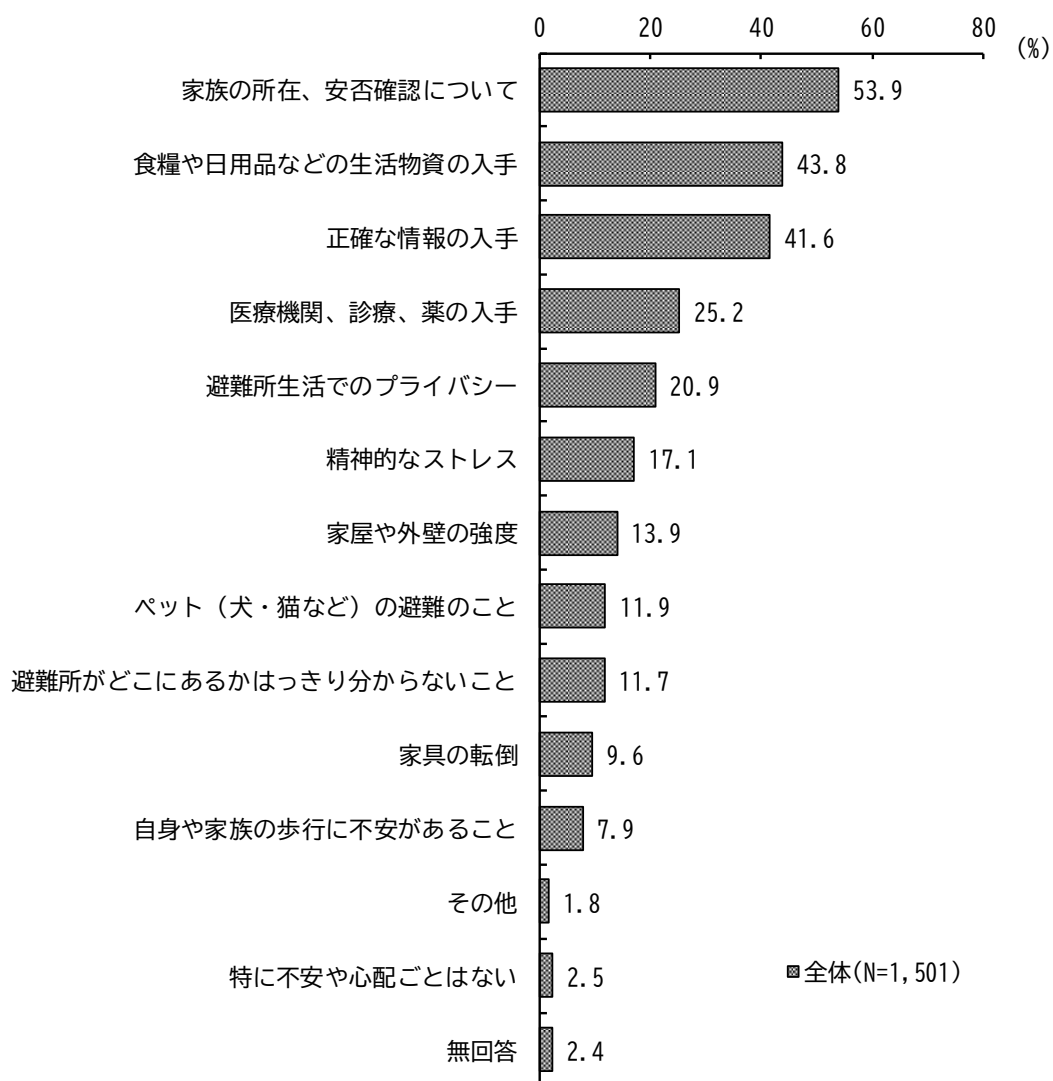
(6) 災害時の支え合い

① 災害時の不安や心配ごと

95.1%の人が災害時の不安や心配なことがある。

不安や心配なことの内容は「家族の所在、安否確認について」(53.9%)が最も多く、次いで「食糧や日用品などの生活物資の入手」(43.8%)、「正確な情報の入手」(41.6%)と続いている。なお、「特に不安や心配ごとはない」は2.5%となっている。

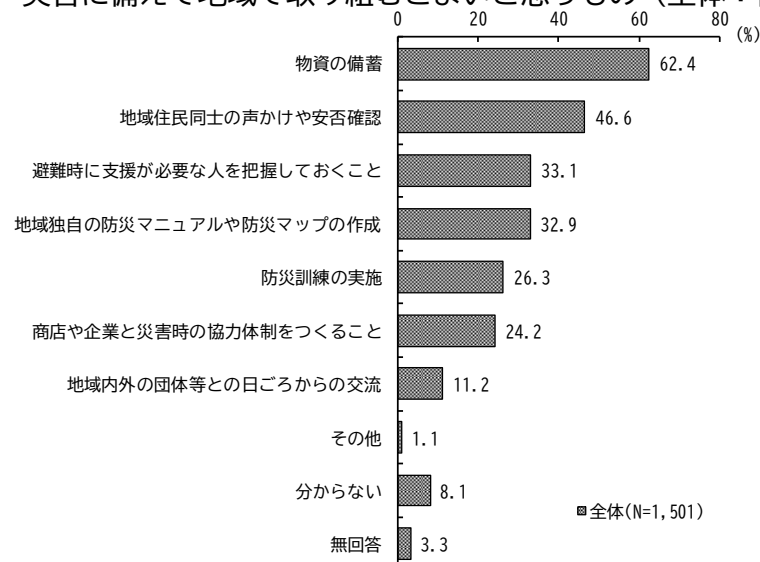
図表2-65 災害時の不安や心配ごと（全体：複数回答）



② 災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの

災害に備えて地域で取り組むとよいと思うものは、「物資の備蓄」(62.4%)が最も多く、次いで「地域住民同士の声かけや安否確認」(46.6%)、「避難時に支援が必要な人を把握しておくこと」(33.1%)と続いている。

図表2-66 災害に備えて地域で取り組むとよいと思うもの(全体：複数回答)

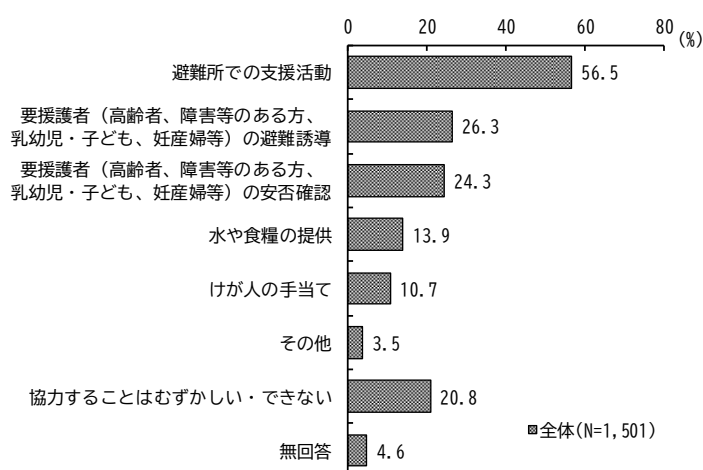


③ 災害時に手助けが必要な方にできること

74.6%の人が災害時に手助けが必要な方にできることがある。

「避難所での支援活動」(56.5%)が最も多く、次いで「要援護者(高齢者、障害者のある方、乳幼児・子ども、妊産婦等)の避難誘導」(26.3%)、「要援護者(高齢者、障害者のある方、乳幼児・子ども、妊産婦等)の安否確認」(24.3%)と続いている。

図表2-67 災害時に手助けが必要な方にできること(全体：複数回答)



<課題>

・多くの人を巻き込みながらの防災対策、避難行動要支援者の支援を検討することが必要である。

→関連施策：4(3)①地域の防災対策の推進(100ページ)

(7) 福祉に対する考え方

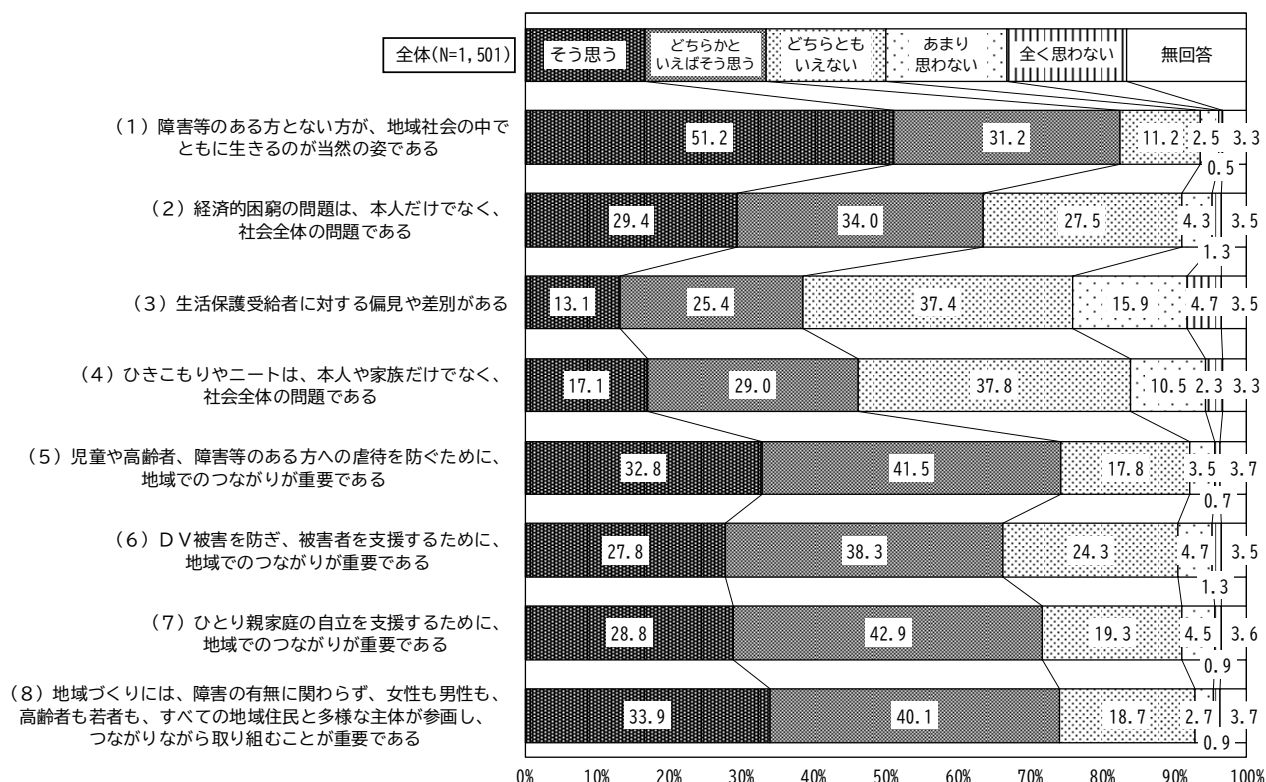
① 福祉に関する考え方

福祉に関する考え方は、《そう思う》の割合が『(1) 障害等のある方とない方が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である』(82.4%)、『(5) 児童や高齢者、障害等のある方への虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である』(74.3%)、『(8) 地域づくりには、障害の有無に関わらず、女性も男性も、高齢者も若者も、全ての地域住民と多様な主体が参画し、つながりながら取り組むことが重要である』(74.0%)、『(7) ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要である』(71.7%) で高くなっている。一方、『(4) ひきこもりやニートは、本人や家族だけでなく、社会全体の問題である』(46.1%)、『(3) 生活保護受給者に対する偏見や差別がある』(38.5%) で低くなっている。

※ 《そう思う》・・・「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計

※ 《そう思わない》・・・「あまり思わない」と「全く思わない」の合計

図表2-68 福祉に関する考え方(全体)



<課題>

・生活に困っている方やひきこもりの方に関する理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図る必要がある。

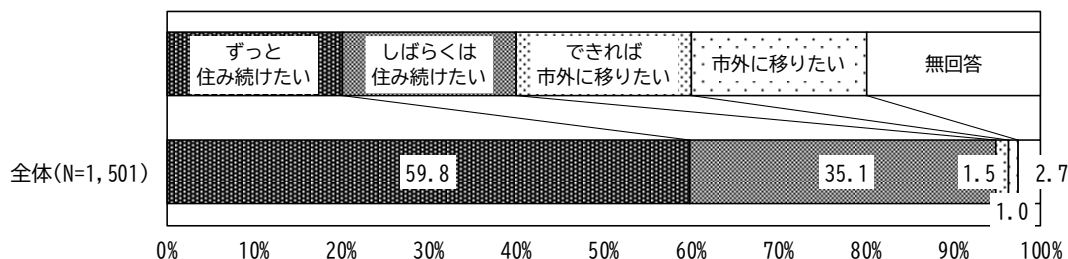
→関連施策：5 (1) ①互いを理解し、ともに生きる意識の醸成(103ページ)

(8) 府中市の福祉施策

① 今後の府中市への居住継続意向

今後の府中市への居住継続意向は、「ずっと住み続けたい」(59.8%)と「しばらくは住み続けたい」(35.1%)を合計すると、94.9%に居住継続意向がある。

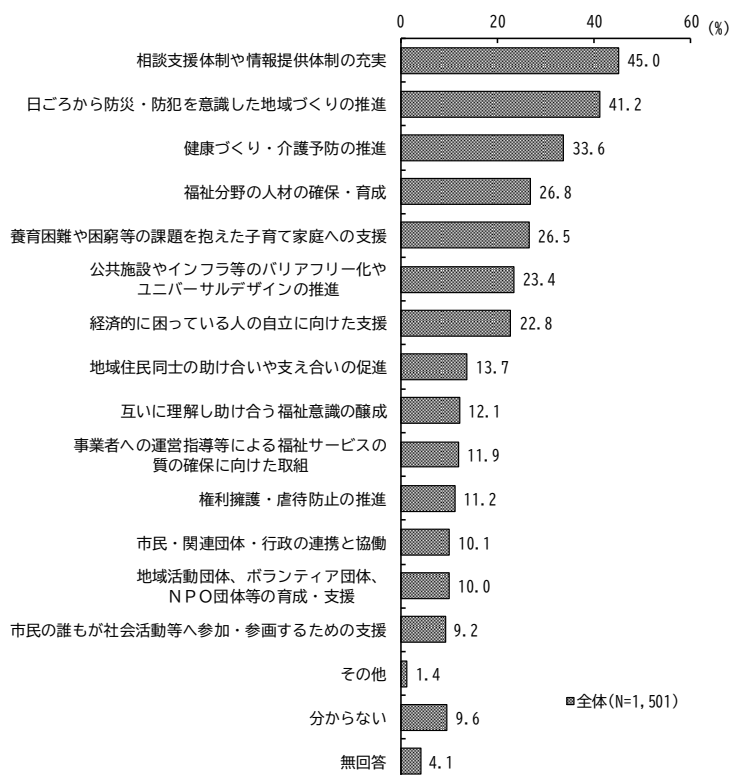
図表2-69 今後の府中市への居住継続意向(全体)



② 優先的に取り組むべき福祉施策

優先的に取り組むべき福祉施策は、「相談支援体制や情報提供体制の充実」(45.0%)が最も多く、次いで「日ごろから防災・防犯を意識した地域づくりの推進」(41.2%)、「健康づくり・介護予防の推進」(33.6%)と続いている。

図表2-70 優先的に取り組むべき福祉施策(全体：複数回答)



<課題>

・相談支援体制や情報提供体制の充実、日ごろから防災・防犯を意識した地域づくりの推進、健康づくり・介護予防の推進が求められている。

→関連施策：2(1)①、2(2)①、②、3(1)①、②、4(3)①、②、5(2)①(89, 90, 93, 94, 100, 101, 104ページ)

5 1 1 圏域別グループディスカッションの結果

『地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯）』としては、「地域のつながり・活動・担い手不足」、「困りごとを抱える人・世帯」について多くの課題が出されています。

また、地域の課題をもとに話し合った『地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること』でも「地域のつながり・活動の活性化、担い手充実」、「困りごとを抱える人・世帯の支援」について多くの解決策、できることの意見をいただいています。

地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯） ※5圏域以上で出された意見			
困りごとを抱える人・世帯	地域のつながり・活動・担い手不足	防災・防犯の課題	地域資源・インフラの課題
・ 高齢の単身者や高齢者のみ世帯の増加、見守りの必要性、身寄りのない方の増加 ・ 孤独・孤立している人・世帯の存在 ・ 障害者支援の課題 ・ 子どもの居場所や遊び場の不足、見守りの必要性 ・ 情報格差がある	・ 自治会・町会等への加入者の減少、存続不安 ・ 居場所、交流の機会の不足 ・ シニアクラブへの加入者の減少、存続不安 ・ 地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）、無関心 ・ 地域のつながりの希薄化 ・ 地域の人がわからない、個人情報の壁あり ・ 地域活動団体、関係機関の連携不足 ・ 地域・活動の情報の収集と発信が困難	・ 防災対策、災害時要援護者の課題 ・ ゴミ等のマナーが悪い ・ 防犯対策が必要（詐欺が多い等） ・ 交通マナーが悪い	・ 道路の危険、整備が不十分（バリアフリーの課題） ・ 買い物が不便、店が少ない ・ 交通の便が悪い、移動困難 ・ 空き家の増加

地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること ※5圏域以上で出された意見			
困りごとを抱える人・世帯の支援	地域のつながり・活動の活性化、担い手充実	防災・防犯対策	地域資源の活用・インフラ整備
・ 見守り・訪問・傾聴 ・ 買い物支援、移動販売の充実 ・ 助け合い活動 ・ 高齢者支援、認知症支援等 ・ 困りごと、地域生活課題を解決する仕組みづくり	・ あいさつ、声かけ、関係づくり ・ 行事・イベントの実施等 ・ 交流・居場所づくり ・ 地域活動団体、関係機関同士、行政の連携強化 ・ （地域）情報の発信の工夫 ・ 自治会・町会等の活性化（団体同士の連携） ・ 担い手の確保・育成、若い世代 ・ （個人）情報の提供及び共有の仕組みづくり ・ シニアクラブの活性化 ・ 活動への参加	・ 防災・災害時対応（防災訓練、防災について話し合える場づくり、情報の周知、避難行動要支援者への対応策の検討）	・ 文化センター等の地域資源の活用（拠点化） ・ 空き家・スペースの活用 ・ 公共交通の充実、移動支援 ・ 道路整備、バリアフリーの推進

6 前計画期間の取組について

(1) 事業内容の評価（37事業）

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（令和3年度から令和8年度まで）に掲載されている事業の実績や進捗状況について、府中市福祉のまちづくり推進審議会に諮りながら評価を行いました。評価は次の4段階で行い、評価に基づき、次年度以降に向けた改善点等を検討しました。

「◎：取組計画を達成し、取組目標も達成、○：取組計画のとおり達成、

△：取組計画の一部を達成、×：取組計画が未達成」

目標1 地域力の強化

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、令和3年度から全ての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置し、令和8年度は統括1名、エリアリーダー3名、拠点22名の26名体制となっています。また、令和3年度以来、全ての福祉エリアでわがまち支えあい協議会が活動を展開してきました。令和6年10月からは地域包括支援センターの担当地区も11の福祉エリアに再編されています。

そのほか、避難行動要支援者名簿事業の周知及び個別避難計画の作成、府中市社会福祉協議会とともに防災の意識啓発、支え合いの体制づくりを進めています。

事業 番号	事業名	評価				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
1	地域の担い手の育成と支援	○	○	○	○	随時更新予定
2	地域の居場所及び見守り機能の強化	○	○	○	○	
3	市民の自主活動への支援	○	○	○	○	
4	地域福祉コーディネーターの配置及び機能強化	○	○	○	○	
5	情報交換の場の設置	○	○	△	○	
6	市民及び企業等との協働の取組の推進	○	○	○	○	
7	避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化	○	○	○	○	
8	地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり	○	○	○	○	
9	防犯意識の向上	○	○	○	○	

目標2 包括的支援体制の整備

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、福祉総合相談窓口を令和4年度から開設しています。また、令和8年4月から重層的支援体制整備事業を本格的に実施しています。

そのほか、成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施しています。

事業 番号	事業名	評価				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
10	福祉情報提供体制の充実	○	○	○	○	随時更新予定
11	身近な相談機能の充実	○	○	○	○	
12	福祉の総合相談窓口の設置	○	○	○	○	
13	多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	○	○	○	○	
14	地域福祉活動推進事業の支援	○	○	○	○	
15	成年後見制度利用促進による権利擁護の推進	○	○	○	○	
16	様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組	○	○	○	○	
17	再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり	○	○	○	○	
18	生活困窮者の自立支援事業の推進	○	○	○	○	
19	住宅確保に関する支援	○	○	○	○	
20	就業機会の拡大	○	○	○	○	
21	ひきこもりに関する支援	○	○	○	○	
22	福祉サービス事業者への運営支援及び指導	○	○	○	○	
23	専門的な人材確保のための支援	○	○	○	○	

目標3 生き生きと暮らすための環境づくり

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施しています。また、子どもや女性も含めライフステージにあわせた健康づくりを進めています。

そのほか、府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図っています。

事業 番号	事業名	評価				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
24	ライフステージに合わせた健康づくりの推進・医療機関との連携	○	○	○	○	随時更新予定
25	健康に関する相談・情報提供の充実	○	○	◎	◎	
26	介護予防事業の充実	○	○	○	○	
27	住まいのバリアフリー化の支援	○	○	○	○	
28	生活支援の充実	○	○	○	○	
29	府中市自殺総合対策計画の推進	○	○	○	○	

目標4 福祉のまちづくりの推進

全ての事業において、予定の計画内容に取り組みました。

具体的には、福祉まつりの開催、社会福祉協議会とともに福祉教育・啓発活動を推進しています。

また、公共施設のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進、各分野で情報利用のアクセス機会の確保、バリアフリー情報の提供等を進めています。

事業 番号	事業名	評価				
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
30	福祉のまちづくり推進事業	○	○	○	○	随時更新予定
31	ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備	○	○	○	○	
32	公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備	○	○	○	○	
33	公園のバリアフリー化の推進	○	○	○	○	
34	移動のバリアフリー化の推進	○	○	○	○	
35	社会活動等への参加・参画に対する支援の充実	○	○	○	○	
36	わかりやすく利用しやすい情報提供の推進	○	○	○	○	
37	福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成	○	○	○	○	

評価一覧のまとめ

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
◎：取組計画達成し、取組目標も達成	無し	無し	1事業	1事業	随時更新予定
○：取組計画のとおり達成	37事業	37事業	35事業	36事業	
△：取組計画の一部を達成	無し	無し	1事業	無し	
×：取組計画が未達成	無し	無し	無し	無し	

(2) 重点施策

令和3年度から令和8年度までの計画期間では、「住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化」及び「成年後見制度利用促進による権利擁護の推進」を重点施策として取組を進めました。

「住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化」の指標である「地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数」は、令和7年度の時点で計画最終年度（令和8年度）目標値を大きく上回り達成しています。

「成年後見制度利用促進による権利擁護の推進」の指標である「市民後見人受任者数」は、令和7年度の時点で計画最終年度（令和8年度）目標値を上回り達成しています。

① 住民主体の地域課題解決の体制づくりの強化

参考指標 (単位)	指標の説明	計画策定時 数値	計画最終年度 (令和8年度) 目標値	令和7年度 実績値
地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数（件）	地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数	577 (令和元年度)	1,120	6,462

② 成年後見制度利用促進による権利擁護の推進

指標名 (単位)	指標の説明	計画策定時 数値	計画最終年度 (令和8年度) 目標値	令和7年度 実績値
市民後見人受任者数(人)	判断能力の低下した高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人の受任者数	9 (令和元年度)	20	25

7 地域福祉・福祉のまちづくり推進の課題

本市の現状、計画策定のための調査結果及び令和３年度から令和８年度までの取組を踏まえ、今後の地域福祉・福祉のまちづくり推進に当たっての課題を、次のとおり整理しました。

(1) 市民協働で進める地域づくり

① 地域福祉活動の促進

本市では、市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行っています。その中で令和３年度以来、市内１１の福祉エリアで「わがまち支えあい協議会」が活動を展開してきました。また、地域福祉を担う人材の育成と支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援しています。

一般市民へのアンケート調査では、親しく近所づきあいをする人の割合は前回より下がり、近所づきあいない主な理由として「普段つきあう機会がないから」という回答が最も多くなっています。また、グループディスカッションでは、自治会・町会の加入者減や担い手不足、若い世代の参加の課題も出されています。

しかしながら、一般市民へのアンケート調査では、現在何らかの地域活動に取り組んでいる割合は１７．０％で、前回の２２．０％を下回っていますが、全体の半数以上が何らかの活動へ取組意向があると回答し、きっかけやつながりづくりが課題となっています。

これからの地域福祉は、市民が「地域に関心を持ち、日ごろから近隣の人と関わりを持つ」ことができるよう、きっかけづくりやつながりづくり、さらに身近な地域で多様な主体との協働の仕組みづくりをとおして、担い手を増やしていく必要があります。また、「わがまち支えあい協議会」をはじめとする身近な圏域での活動の強化が課題となっており、そのための活動の場、居場所が必要です。

② 多様な主体との協働の推進

本市では、市民及び企業等との協働の取組を推進しています。また、本市と府中市社会福祉協議会と共催で実施している「福祉まつり」や、障害のある方への理解と協力を深めていただく機会として開催している「Wa i Wa i フェスティバル」では、福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進しています。

グループディスカッションでは、自治会・町会等やシニアクラブへの加入者の減少、地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）という地域の課題が多く出されましたが、地域の“ちから”を活かしてできることとして、多様なアイデアが出され、企業の参加や施設の誘致も提案されました。

今後は、本市に居住する人だけではなく、働く人、学ぶ人、事業所・企業等も含めた多様な市民が地域の一員として参加・協働できる地域づくりを進める必要があります。

③ 再犯防止の地域づくり

本市（府中警察署管轄区域）の刑法犯総数は、令和2年から230～250件台で推移しています。再犯者率は令和2年から令和5年までは50%でしたが、令和6年は44.4%となっており、東京都（警視庁）及び全国を下回っています。

本市では、犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、関係機関と連携しながら、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進のほか、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び府中刑務所見学会など市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行っています。

一般市民へのアンケート調査では、用語の認知度について、内容まで知っている割合は、「保護司」が25.9%、「社会を明るくする運動」が3.7%と低くなっています。

今後は、これまでの活動を継続するとともに、より一層、再犯防止に関わる周知理解を促進する必要があります。

（2）包括的な相談支援体制の推進

① 情報提供の充実

本市では、広報ふちゅう、ホームページ、冊子、メール配信サービス、SNSなど多様な媒体を活用して、福祉に関する相談窓口や利用できる制度等について、情報提供しています。

一般市民へのアンケート調査では、今後の市の福祉に関する情報の入手先について、「広報ふちゅうや市のパンフレットなどの印刷物」、「市のホームページ等のインターネットサイト」、「行政の相談窓口」へのニーズが高くなっています。

グループディスカッションでは、情報の格差の課題として、インターネットを使えない、情報を調べられるが正しい内容なのか判断が難しい、情報が必要な人に届かない、情報リテラシーが不足している等の課題が出されています。

また、福祉のまちづくり推進審議会からは、障害のある人の情報の取得に関する課題もあげられています。今後も多様な媒体・手段による福祉に関する情報提供の充実を図るとともに、当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援が必要です。

② 相談支援の充実

本市では、令和4年度より福祉や生活の困りごとをワンストップで対応する相談窓口として、福祉総合相談窓口を設置するとともに、令和3年度から全ての福祉エリアに地域福祉コーディネーターを配置しており、その後も体制を充実し、令和8年度には統括1名、エリアリーダー3名、拠点担当22名の26名体制となっています。そして、令和8年4月から重層的支援体制整備事業を本格的に実施しています。

一般市民へのアンケート調査では、どこに相談したらよいか分からない悩みがある割合は14.6%で、その内容は、自分の健康や家族の健康の割合が高くなっています。他調査でその割合は、【高齢】居宅サービス利用者調査が22.8%、【障害】障害のある人の調査

が30.1%、子どもの育ちや発達に関する調査が42.4%であり、介護・ケアが必要な方ほど高い割合となっています。

グループディスカッションでは、地域の課題として、単身世帯増、複合的問題を抱える世帯増、情報共有の問題への意見が出され、相互理解をとおして地域で共に暮らせる仕組みを作ることとそのための理解と行動が必要であることが示されています。

今後は、継続して身近な相談機能の充実を図るとともに、多機関協働による包括的な相談支援をより一層推進する必要があります。地域では、住民主体で解決する取組や情報共有する仕組みとあわせて、身近な地域での課題解決の仕組みを作っていくことが課題です。

③ 関係機関との連携強化

本市では、府中市社会福祉協議会と連携・協働をしながら、施策・事業に取り組み、地域福祉の推進を進めています。今後も、本計画と両輪となる府中市社会福祉協議会の地域福祉活動計画と整合性を図りながら、取り組むことが重要です。

さらに、グループディスカッションでは、障害の有無に関わらず、全ての人が相互理解をとおして、地域でともに暮らせる仕組みを作ることという意見が示されており、関係機関の更なる連携が課題となっております。

本市では、医療的ケアが必要になった場合でも在宅で安心して生活が続けられるよう、医療と介護の連携及び相互理解のための研修会や検討会を実施しておりますが、全ての人が安心して自分らしい暮らしを送ることができるように、医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制の構築をさらに進める必要があります。

(3) いきいきと健康に暮らすための環境づくり

① 心身ともに健康に過ごす支援

本市では、介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施しています。また、子どもや女性も含めライフステージにあわせた健康づくりを進めています。

一般市民へのアンケート調査では、主観的幸福度は10点満点で平均が6.9点であり、主観的健康感《よい》(「とてもよい」と「まあよい」の合計)の割合が79.9%となっています。そして、優先的に取り組むべき福祉施策では、「健康づくり・介護予防の推進」(33.6%)が3番目に多く、ニーズが高くなっています。

地域の幸福や健康は、地域コミュニティの資源や人とのつながりから生まれるといわれることから、今後も地域福祉の推進により、人とのつながりをとおした健康な環境づくり、年代やライフステージごとの健康づくりを進めていく必要があります。

② 自立を支えるための支援

本市では高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援しています。また、生活支援コーディネーターが中心となり、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備しています。

さらに府中市社会福祉協議会が実施する在宅福祉助け合い事業や地域福祉コーディネーターによるわがまち支えあい協議会の支援を通じて、多様な主体や方法による生活支援の充実を図っています。

グループディスカッションでは、地域の健康づくりのために、移動支援や通院支援のようなモビリティ支援などの取組のアイデアが出されました。

今後は、これまでの取組を継続するとともに、府中市社会福祉協議会と連携し、地域における生活支援・モビリティ支援の更なる充実を図る必要があります。

③ 孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援

本市では、高齢者、障害のある人、ひとり親等の就労機会の拡大に努めています。また、東京都ひきこもりサポートネット等と連携し、ひきこもり等に悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行っています。

グループディスカッションでは、地域の課題として、高齢ひとり暮らし世帯の増加、身寄りのない方の増加、孤立している人・世帯の存在が出されており、地域の“ちから”を活かしてできることとして、高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の情報共有（見守りなど）、「助けてほしい」気持ちを表出できるような呼びかけ、困りごとを抱える人・世帯の支援について関係者で検討できる仕組みづくりが出されました。

今後は、これまでの取組を継続し、令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」、国の「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」も踏まえながら、誰もが孤立しないで生きがいと役割を持てる社会参加を進めていく必要があります。さらに、関係機関や地域（市民）に対し、ひきこもり相談窓口（福祉総合相談内で実施）の周知を推進するとともに、地域福祉コーディネーターなど関係機関同士の連携、地域と関係機関の連携を充実する必要があります。

④ こころと命を支え合う支援

本市では、新型コロナウイルス感染症の流行以前から自殺者数の増加傾向が続いており、関係機関の報告からは、それぞれの自殺に至る経緯や事情は、家庭問題、社会的な問題、健康問題など、複雑化・多様化していることが確認できます。また、一般市民へのアンケート調査では、38.4%と多くの人が孤独を感じることもあると回答しています。

本市の自殺対策に係る取組は、「府中市自殺総合対策計画」で定めて推進を図っています。今後も関係機関における様々な支援と連携し、生きることの包括的な支援として、追い込まれた現状の把握を強化し、強固な地域連携体制の下、総合的な自殺対策の推進・強化を図ります。

(4) 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

① 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援

本市の高齢化率は上昇しており、高齢者世帯、要介護認定者数も増加傾向にあります。また、障害者手帳所持者数も増加傾向です。その中で、本市では成年後見制度の利用促進による権利擁護の推進のため、成年後見制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施しています。

一般市民へのアンケート調査では、将来の備えへの不安、亡くなった後のことへの不安を抱えている人も多く、特に身寄りのない方への新たな支援策の検討、権利擁護支援の充実が必要です。なお、「権利擁護センターふちゅう」は認知度が低く、役割・機能も85.8%の人が知らないため、周知が重要です。

グループディスカッションでは、地域の課題として、高齢ひとり暮らし世帯の増加、身寄りのない方の増加等が出されました。

今後は、身寄りのない方への支援策の検討、地域連携ネットワークの構築や市民・関係機関への周知等の権利擁護支援の充実が必要です。また、虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めることも重要です。

② 困難を抱える人への支援

本市では、生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に「くらしと仕事の相談」で対応し、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行っています。また、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する住宅確保に係る支援を進めています。

一般市民へのアンケート調査では、将来の備えへの不安では「預貯金や生活費の管理のこと」が42.4%で最も多くなっています。

今後も継続して取組を進めるとともに、「くらしと仕事の相談」の相談員及び現在実施している事業の質的向上に努めるとともに、各事業の効果的な連携に努める必要があります。また、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅部局と福祉部局の連携をより一層強化する必要があります。

③ 自然災害や犯罪から身を守るための支援

本市では、避難行動要支援者名簿事業の周知及び個別避難計画の作成、府中市社会福祉協議会とともに防災の意識啓発、支え合いの体制づくりを進めています。

一般市民へのアンケート調査では、地域の防災対策に満足しているのは31.6%であり、災害時の不安や心配ごとを抱えている人は多くなっています。

グループディスカッションでは、地域の防災対策の課題、避難行動要支援者の課題（防災意識が低い、避難所に行けない、要援護者の避難の支援）、詐欺が多い等の課題が出されており、地域の“ちから”を活かしてできることとして、防災訓練、防災について話し合える場づくり、避難所の情報の周知、避難行動要支援者への対応策の検討、防犯対策が出さ

れました。

障害者福祉団体、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査では、地震や災害など緊急時にひとりで避難できる人は半数にとどまることから、多くの人を巻き込みながらの防災対策、避難行動要支援者の支援を検討することが必要です。

④ 福祉サービスを安心して利用するための支援

本市では、福祉サービス提供体制及び質を確保するため、事業継続計画（BCP）の作成支援、事業者間の情報ネットワークの構築支援、福祉サービス事業者への運営指導、福祉サービス第三者評価制度の普及・促進を行っています。また、市内の福祉の専門的な人材の確保ができるよう、「社会福祉士資格取得費用助成事業」及び「介護職員初任者研修費用助成事業」を実施しています。

介護保険サービス事業者へのアンケート調査では、介護職は若い世代の人材の確保・育成が課題となっており、障害福祉サービス事業所へのアンケート調査では、人材の確保・育成・定着についての課題は、「採用募集をかけても応募がない」が6割となっています。

さらに高齢者や障害のある人のアンケート調査では安心してサービスを受けられる体制へのニーズが多数出されており、それらの結果も受けて地域福祉の分野では、今後は高齢、障害分野と連携しながらサービス提供体制の充実や人材の確保・育成・定着支援に向けた取組が必要です。

（５）福祉のまちづくりの推進

① 心のバリアフリーの推進

本市では、全ての市民が、地域には、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちが持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図っています。

一般市民へのアンケート調査では、福祉の諸問題は社会の課題であると考えてる人は多いものの、福祉用語についてはいずれも「言葉を知っているが内容は知らない」が3～4割おり、全般的に福祉への理解が必要です。また、一般市民と高齢者へのアンケート調査で共通質問とした「認知症」について、内容を知っている人は一般市民が多かったものの、認知症になった場合の暮らし方では一般市民が高齢者より「介護施設（入所施設）などで必要な支援を受ける」を選択する割合が高く、当事者や介護者、地域の視点からの対話が必要です。

グループディスカッションでは、参加者から、外国人の方の支援や障害者支援の課題も出され、受け身から能動へ、市民の意識と行動を変えるための具体的方法が出されました。

あらゆる主体が地域を理解し、福祉を理解することとあわせ、市民が心のバリアフリーの意識、当事者意識をもって能動的に支え合い・助け合いに参加すること、それをもって共生社会や地域共生社会の実現をめざしていくことが必要です。

② 情報・物理的・制度のバリアフリーの推進

本市では、障害物が取り除かれた歩道や道路等の物理的なバリアフリー、誰もが希望する社会活動に参加及び参画することを支援することによる制度のバリアフリー、分かりやすい案内標示や手話通訳の配置や音声ガイド等による情報のバリアフリーに取り組んでいます。

一般市民へのアンケート調査では、『公園、道路等を含むまち全体』が＜整備されている＞と感じる割合は32.4%であり、福祉のまちづくりのために優先的に取り組む必要があることは「高齢者、障害等のある方、乳幼児を連れた方が歩きやすい道路の整備」、「交通安全や防犯等、安全、安心に暮らすための体制整備」、「公共施設や公共交通機関のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進」が多く、ハード面でのバリアフリー・ユニバーサルデザインが望まれる結果となっています。

グループディスカッションでは地域資源不足（医療、福祉）、買い物が不便、店が少ない、移動困難や空き家の課題も出されましたが、企業等とも連携した空き家の活用・リノベーション、文化センターを気軽に立ち寄れる場所にする、外出しやすい環境整備もアイデアとして出されました。

今後は、道路整備、安全・安心に暮らすための体制整備、公共施設や公共交通機関のバリアフリー・ユニバーサルデザインの実現に向けて、継続して取り組んでいくことが必要です。

第3章 計画の基本的考え方

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の理念

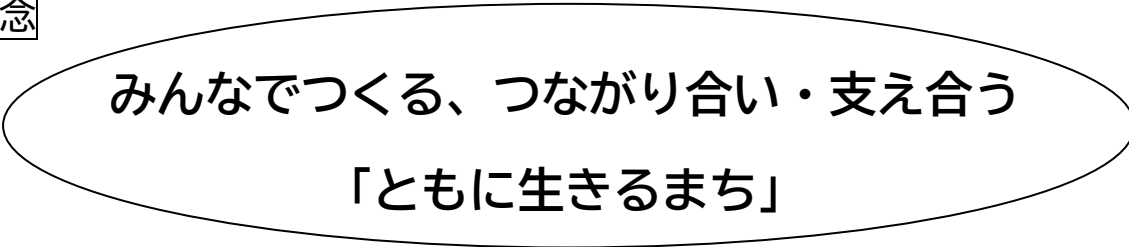
本市では、まちづくりの基本指針である総合計画において、「きずなを紡ぎ、未来を拓く 心ゆたかに暮らせるまち 府中」を将来像に掲げ、基本目標の一つを保健福祉分野の基本目標として「人と人が支え合い 誰もが幸せを感じるまち」とし、総合的・計画的に施策を推進しています。

本市の福祉施策は、これまで福祉計画（上位計画）の「みんなでつくる、みんなの福祉～つながりあい、支え合い、安全で安心して暮らせるまちの実現へ～」を基本理念に、「尊厳の保持」、「身近な地域における課題解決力の強化」、「多様な主体による協働・連携」の考え方のもとで福祉施策を推進してきました。

社会福祉法等に基づき、地域福祉計画を上位計画として策定するにあたり、本市では、福祉計画並びに地域福祉計画の基本理念や考え方を継承するとともに、関連計画での考え方も取り込み、改めて、制度及び分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる、包摂的な地域や社会をつくる、本市に相応しい「地域共生社会」を目指していきたいと考えています。

以上を踏まえ、本市では新たな計画の基盤となる考えを基に、市と市民、市と関係機関等、多様な主体の協働による、地域共生社会の実現を目指し、下記の理念のもと、新たな地域福祉計画・福祉のまちづくり計画として施策を進めていきます。

理念



みんなでつくる、つながり合い・支え合う
「ともに生きるまち」

2 計画の基盤となる考え

本市の課題に対応し、地域福祉及び福祉のまちづくりを推進するため、次の3つの考えを計画の基盤として取組を進めていきます。

(1) 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）

社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは、年齢、性別、国籍、障害の有無、性的指向、宗教、価値観などの違いを持つ人々が、排除や差別を受けることなく、平等に機会を得て社会に参加できる状態を指します。

また、社会的包摂は、教育や職場、地域社会など様々な場面で実践され、全ての人が参加できる環境づくりを目指す考え方です。

本市では、高齢者も障害のある人も子どももみんなが地域を支え合う存在であるという、ソーシャル・インクルージョンの理念に基づく、福祉施策を推進します。

(2) 尊厳の保持

尊厳の尊重は、一人ひとりの基本的な人権、担い手として、利用者としての権利を守り、その人らしい自立した生き方を支援することです。

あらゆる人の尊厳が保持されるよう、差別の禁止、虐待防止、日常生活における権利擁護、本人の自己決定を尊重した意思決定支援、尊厳を守るケア、地域社会とのつながりの確保等を重視します。

(3) ウェルビーイング（一人ひとりの幸福・地域の幸福）

ウェルビーイング（Well-being）は、身体的健康だけでなく精神的・社会的な充足を含む健康状態を指す概念であり、一人ひとりの幸福は、地域の幸福とつながるものである、といわれるようになっていきます。

本市においてもあらゆる市民が心身ともに健やかで、その人らしく、自立して、暮らせる地域社会と福祉の実現を図ります。居場所とつながりづくりを通して地域コミュニティの強化を図ります。

3 計画の基本目標

「みんなでつくる、つながり合い・支え合う「ともに生きるまち」」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 市民協働で進める地域づくり

全ての市民が日頃から地域に関心を持ち、孤立することなくつながり合える地域社会の実現に向けて、地域住民が相互に知り合い、交流を深めるための機会や場の創出を推進します。また、地域住民自身による地域の課題への気付きや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

【取組の方針】

- 地域福祉活動の促進
- 多様な主体との協働の推進
- 再犯防止の地域づくり

(2) 包括的な相談支援体制の推進

複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

【取組の方針】

- 情報提供の充実
- 相談支援の充実
- 関係機関との連携強化

(3) いきいきと健康に暮らすための環境づくり

いつまでも生き生きと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

【取組の方針】

- 心身ともに健康に過ごす支援
- 自立を支えるための支援
- 孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援
- こころと命を支え合う支援

(4) 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

【取組の方針】

- 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援
- 困難を抱える人の支援
- 自然災害や犯罪から身を守るための支援
- 福祉サービスを安心して利用するための支援

(5) 福祉のまちづくりの推進

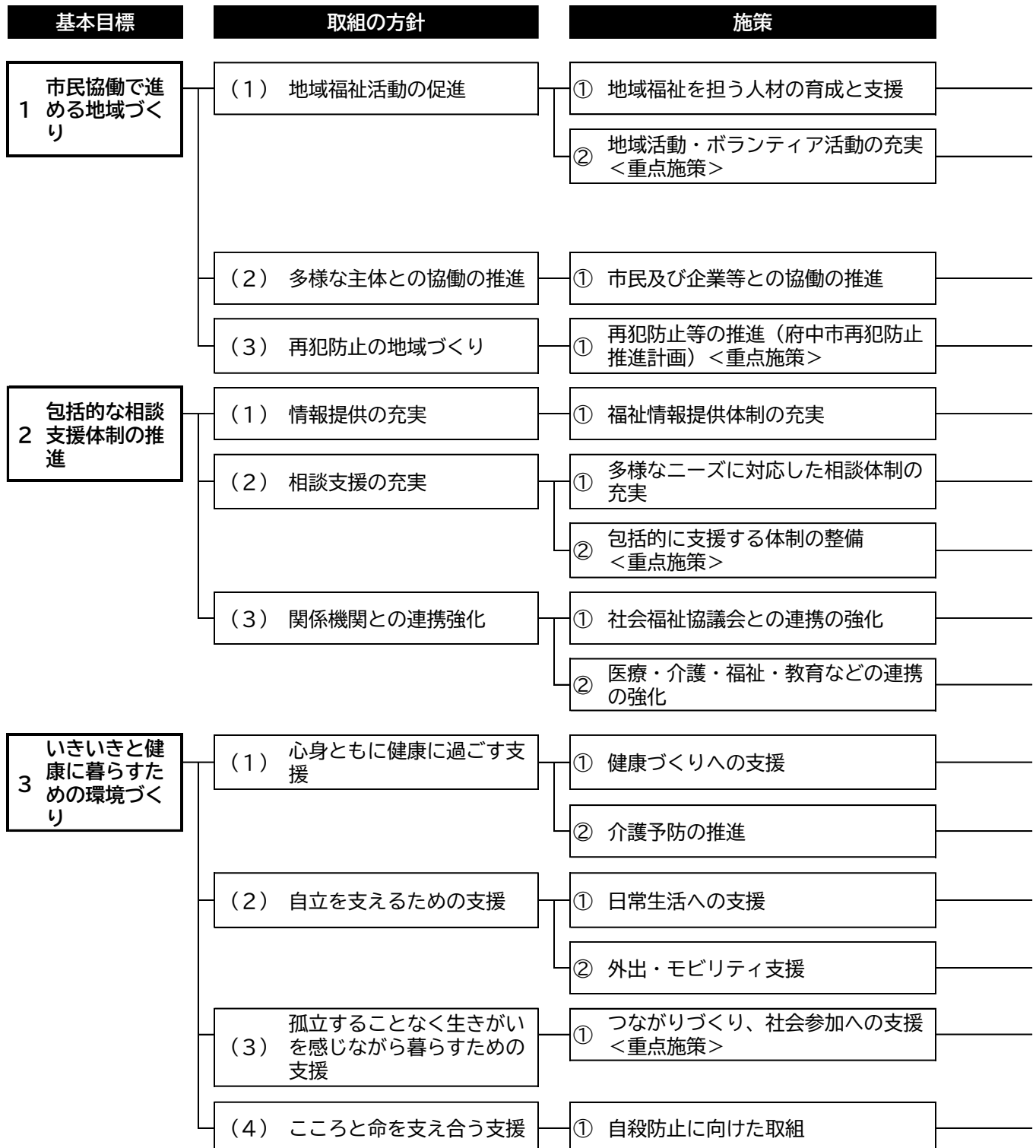
年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

【取組の方針】

- 心のバリアフリーの推進
- 情報のバリアフリーの推進
- 物理的なバリアフリーの推進
- 制度のバリアフリーの推進

4 計画の体系

本計画の理念、基本目標の達成を目指し、ソフトとハードの両面からの一体的な地域福祉と福祉のまちづくりの推進に向けて、施策及び事業を展開します。なお、本計画では、他の施策推進を牽引する効果のある施策を＜重点施策＞と位置づけることとします。



<重点施策>：本計画の重点施策

★：府中市重層的支援体制整備事業実施計画（第5章参照）に位置付けた取組を含む事業

<新規>：新規事業

【高齢重点】：「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」の重点施策に関連する事業

【障害重点】：「府中市障害者計画・障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）」の重点施策に関連する事業

事業

1 ★地域における多様な人材の確保・育成・支援【高齢重点】

2 ★地域における見守り・交流機能の強化【高齢重点】

3 ★地域における多様な活動の場や居場所づくり【高齢重点】

4 ★市民の自主活動への支援【高齢重点】

5 情報交換の場の拡充

6 市民協働の推進による、地域福祉活動の拡充

7 再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり

8 当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援

9 ★身近な相談機能の充実【高齢重点】

10 ★福祉の総合相談窓口の充実

11 ★地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ等を通じた継続的支援

12 ★多機関協働による包括的相談支援の推進【障害重点】

13 ★地域福祉活動推進事業の支援

14 ★多職種による連携及び協議の場の設置・推進<新規>

15 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進・医療機関との連携

16 健康に関する相談・情報提供の充実

17 ★自立支援・介護予防・重度化防止のための取組【高齢重点】

18 住まいのバリアフリー化の支援

19 ★生活支援の充実

20 現在の外出支援策の拡充<新規>

21 ★就業機会の拡大

22 ★ひきこもりに関する支援

23 孤独・孤立防止の啓発、つながりづくり

24 自殺総合対策計画に定める取組の推進

基本目標	取組の方針	施策
4 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり	(1) 尊厳をもって自分らしく暮らすための支援	① 成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画）＜重点施策＞
		② 虐待防止の推進
	(2) 困難を抱える人への支援	① 生活困窮者への支援
		② 住まいに関する支援の充実
	(3) 自然災害や犯罪から身を守るための支援	① 地域の防災対策の推進
		② 地域の防犯対策の推進
	(4) 福祉サービスを安心して利用するための支援	① 事業者・事業者団体への支援
		② 多様な人材の確保・育成・定着＜重点施策＞

【福祉のまちづくり推進計画】

5 福祉のまちづくりの推進	(1) 心のバリアフリーの推進	① 互いを理解し、ともに生きる意識の醸成＜重点施策＞
	(2) 情報のバリアフリーの推進	① あらゆる人のための情報提供の推進
	(3) 物理的なバリアフリーの推進	① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
	(4) 制度のバリアフリーの推進	① 全ての人が参加・参画できる制度の推進

＜重点施策＞：本計画の重点施策

★：府中市重層的支援体制整備事業実施計画（第5章参照）に位置付けた取組を含む事業

＜新規＞：新規事業

【高齢重点】：「府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）」の重点施策に関連する事業

【障害重点】：「府中市障害者計画・障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）」の重点施策に関連する事業

事業

25 成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進

26 多様なニーズに対応した意思決定支援のための情報提供及び相談の充実＜新規＞

27 様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組

28 ★生活困窮者の自立支援事業の推進

29 ★居住支援の充実

30 避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化

31 地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり

32 防犯意識の向上

33 福祉サービス事業者への運営支援及び指導（生産性向上、経営支援の視点）

34 福祉人材の確保・育成・定着【高齢重点】【障害重点】＜新規＞

35 福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成

36 多様性の尊重・共生社会の推進【高齢重点】＜新規＞

37 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

38 福祉のまちづくり推進事業

39 ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備

40 公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備

41 公園のバリアフリー化の推進

42 移動のバリアフリー化の推進

43 社会活動等への参加・参画に対する支援の充実

5 評価指標

本計画の推進に当たっては、施策の実効性及び成果を明確に把握するため、ロジックモデルに基づく評価を導入します。

ロジックモデルは、事業や政策が最終的に目指す変化や効果を実現するための道筋を図示化した体系であり、施策の計画・実施・評価の各段階で、関係者間で「何を目指し、何を行い、どのように変化するか」を共通認識化するためのツールとして有効です。

本計画では、ロジックモデルの考え方を取り入れ、基本理念を最終アウトカムとして、基本目標ごとの指標を中間アウトカムとして設定することとします。

計画の見直しに当たっては、データやアンケート調査等を通して市民の状況を測定して、計画進行管理組織の評価に諮りつつ、計画の見直しを行うことが考えられます。

【地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画全体のアウトカム】

評価指標		現状値	目標（R14）
基本理念 （全体）	主観的幸福度の平均点 【一般市民調査】	6.9点 （R7）	上昇

【地域福祉計画】

基本目標1 市民協働で進める地域づくり

評価指標		現状値	目標（R14）
基本目標	地域活動・ボランティア活動に取り組んでいる割合 【一般市民調査】	17.0% （R7）	上昇
取組の方針1	ボランティアセンター登録ボランティア数 【現計画進行管理表 P1】	個人登録:425人 団体登録:56団体 （R6）	増加
取組の方針2	市と各活動団体が協働実施している事業数 【現計画進行管理表 P12】	198件 （R6）	増加
取組の方針3	再犯者率	44.4% （R6）	低下

基本目標2 包括的な相談支援体制の推進

評価指標		現状値	目標
基本目標	居住地域の満足度「相談できる体制」に満足している割合（「満足している」＋「どちらかといえば満足している」） 【一般市民調査】	25.6% (R7)	上昇 (R14)
取組の方針1	①介護保険ガイド&おとしよりのふくし ②障害者のしおり 発行部数	①14,000部 ②2,000部	—
取組の方針2	地域福祉コーディネーターによる困りごと相談会での相談件数	6,462件	増加
取組の方針2・3	課題が混在する複雑な事例のうち、最初に受け付けた機関のみで対応すべき関係機関の整理を完了した割合 【相談支援機関等アンケート調査】	86% (R7)	90% (R11)

基本目標3 いきいきと健康に暮らすための環境づくり

評価指標		現状値	目標 (R14)
基本目標	健康状態がよいと考えている人の割合（「とてもよい」＋「まあよい」） 【一般市民調査】	79.9% (R7)	上昇
取組の方針1	特定健康診査受診率 【現計画進行管理表 P43】	49.1% (R6)	上昇
取組の方針2	府中市社会福祉協議会の在宅福祉助け合い事業の協力会員登録者数 【現計画進行管理表 P47】	329人 (R6)	増加
取組の方針3	ひきこもり新規相談件数 【現計画進行管理表 P37】	13件 (R6)	増加
取組の方針4	自殺死亡率	15.33人 ／10万人 (R7)	低下

基本目標4 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

評価指標		現状値	目標（R14）
基本目標	暮らしの問題や福祉などの困りごとの相談相手がいない割合 【一般市民調査】	4.3% (R7)	低下
取組の方針1	判断能力の低下した高齢者や障害のある人の生活支援を行う市民後見人の受任者数	25人 (R7)	増加
取組の方針2	生活困窮者の自立相談支援 新規相談件数	487件 (R6)	増加
取組の方針3	避難行動要支援者名簿登録者数 【現計画進行管理表 P14】	9,167人 (R6)	増加
取組の方針4	①社会福祉士資格取得費用助成件数 ②介護職員初任者研修費用助成件数 【現計画進行管理表 P41】	①6件 ②14件 (R6)	増加

【福祉のまちづくり推進計画】

基本目標5 福祉のまちづくりの推進

評価指標		現状値	目標（R14）
基本目標	まち全体のユニバーサルデザインが整備されていると思う割合（「整備されている」＋「やや整備されている」） 【一般市民調査】	32.4% (R7)	上昇
取組の方針1	「心のバリアフリー」という言葉を知っている割合 【総合計画に関する市民意識調査】	39.5% (R7)	上昇
取組の方針2～4	バリアフリー基本計画に位置付けられた特定事業計画における各施設設置管理者が実施した特定事業件数	●件	●件

更新予定

第4章 基本目標に向けた取組

第4章 基本目標に向けた取組

基本目標1 市民協働で進める地域づくり

全ての市民が日頃から地域に関心を持ち、孤立することなくつながり合える地域社会の実現に向けて、地域住民が相互に知り合い、交流を深めるための機会や場の創出を推進します。また、地域住民自身による地域の課題への気付きや課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に気軽に取り組める仕組みづくり、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進の支援等、地域力の強化を推進します。

取組の方針（1）地域福祉活動の促進

地域住民自身が地域生活課題に気付き、課題の解決に向けた活動やボランティア活動等に参加するなどの地域福祉活動の促進のため、地域福祉を担う人材の育成、地域活動・ボランティア活動の支援、地域における多様な活動の場や居場所づくり、各団体が連携できる仕組みづくりを行います。

施策① 地域福祉を担う人材の育成と支援

事業番号1. 地域における多様な人材の確保・育成・支援 【重層事業】【高齢重点】

地域福祉を担う人材の確保・育成・支援を進めるため、民生委員・児童委員、ボランティア等、様々な形による地域の福祉への参加を促し、活動を支援します。

取 組	内 容
ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成	・ 幅広い年齢層の参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図る。
民生委員・児童委員活動への支援	・ 民生委員・児童委員の活動内容を周知するとともに、福祉エリアを基礎とする地区割においても民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくりに努める。
関係団体への支援	・ 府中地区保護司会や府中市赤十字奉仕団等の活動強化のための取組を行う。
福祉分野におけるボランティア活動の推進	・ 高齢者の社会参加、介護予防、地域支え合い体制の強化及び介護現場の負担軽減を図ることを目的に、福祉分野におけるボランティアの実態を把握し、各ボランティアを再整理することで、活動者が利用しやすい仕組みを構築し、ボランティア活動を促進させる仕組みを検討する。

施策② 地域活動・ボランティア活動の充実 <重点施策>

事業番号2. 地域における見守り・交流機能の強化 【重層事業】【高齢重点】

高齢者、障害のある人、子ども及び子育てをしている人等、様々な人が地域とのつながりを保つため、地域における見守り・交流機能の強化を進めます。

取 組	内 容
高齢者に対する地域での見守り活動の充実	見守りの必要な高齢者を支援するため、地域住民や自治会・町会等、民生委員・児童委員、シニアクラブ、地域包括支援センター等に加えて、広く福祉関係団体やマンション管理組合等とも連携を図り、見守りネットワークによる地域連携を強化する。
認知症高齢者を支えるまちづくりの推進	- 認知症サポーターを養成し、認知症のある人と家族の支援体制を構築する。 - オレンジサロンを実施するとともに、チームオレンジの立ち上げ及び運営を支援する。
障害のある人の地域参加・地域交流の促進	障害のある人が地域の一員として地域に参加することを促進するため市民主体の地域交流、地域活動を支援する。
地域における子育て支援事業の充実	子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）、子どもの居場所づくりなど、地域における子育て支援事業の充実を図る。

事業番号3. 地域における多様な活動の場や居場所づくり 【重層事業】【高齢重点】

身近な地域において、住民主体による多様な活動拠点づくりを進めるとともに、居場所づくりや交流の場づくりを推進し、市民が地域に参加・参画するきっかけとつながりを作ります。

取 組	内 容
文化センター等を活用した福祉活動の推進	- 市に福祉団体として登録した団体が、公共施設で活動する際の支援を行う。 - 文化センターもしくは圏域別の多様な拠点を活用し、地域で進められる福祉活動の場・機会の提供を行うほか、学習、交流、相談など、多様な福祉活動の支援を行う。
多様な活動の場や居場所づくりの推進	- 身近な地域において、住民ニーズに即した多様な福祉活動を広げるため、子ども・若者、高齢者、障害者等地域での活動の場、居場所を増やす取組を進める。 - 幅広い世代の市民活動を促していくため、居場所機能もある多世代交流拠点の設置も検討する。
活動拠点の拡充	地域のニーズに即した福祉活動の拠点として、既存の公共施設のほか、空き家等の民間スペースの活用を検討する。

事業番号4. 市民の自主活動への支援 【重層事業】【高齢重点】

市民の自主的な地域福祉活動を推進するための支援を行います。

取 組	内 容
自主的な健康づくり・介護予防・フレイル予防への支援	・ 介護予防推進センターでの教室・講座・研修、「地域交流ひろば」(通いの場)の活用を通して、健康づくり・介護予防・フレイル予防を展開する。あわせて専門職の支援による市民の健康の管理も行う。 ・ 地域において自主的に健康づくりを推進する個人・団体を「元気いっぱいサポーター」として登録し、その活動を支援する。
交流活動の支援	・ 市民活動センターの運営を通じて、市民活動に取り組む市民・団体を支援するとともに、市民活動団体の活動拠点や交流、相談の場を提供する。
地域での自主的な福祉活動の支援	・ わがまち支えあい協議会等による地域の実情・ニーズに応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進する。
あらゆる市民の地域参加の促進	・ 知識や経験をいかして地域で活躍できるよう、定年後のシニア世代や活動を始めたい人、外国人住民への情報提供、機会や活動の場の確保を支援する。
小地域活動の推進	・ 自治会・町会をはじめとする小地域活動による助け合い・支え合いの活動を推進するための支援を行う。
地域活動のための自主財源の確保に対する支援	・ 市民活動団体の自主財源の確保に関する情報を紹介する。また、事業収益の確保等に関する窓口相談や専門相談を実施する。

事業番号5. 情報交換の場の拡充

福祉活動を目的とする関係団体による情報交換を行います。

取 組	内 容
情報交換の場の拡充	・ 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自治会・町会等及びNPO等の地域福祉活動を行う団体や各福祉分野の相談機関等も含めた情報交換を行うとともに、コミュニティ協議会や自主防災連絡会など、福祉エリアで活動する他分野の団体等との交流、連携・協働を推進する。

取組の方針（２）多様な主体との協働の推進

地域の課題解決のための活動をより広く展開していくため、多様な主体が協働する仕組みづくりを推進します。

施策① 市民及び企業等との協働の推進

事業番号６．市民協働の推進による、地域福祉活動の拡充

市と市民及び企業等との協働の取組を推進します。

取 組	内 容
多様な主体との連携	・ NPO・ボランティア団体、大学、事業者等との連携による福祉事業を推進し、地域福祉活動の拡充を図る。 ・ 福祉と市民協働の担当部署が連携し、市民と行政との協働の意義や必要性についての働き掛けを行う。 ・ 市民協働による地域福祉事業の推進に向けて、中間支援組織等への支援を充実していきます。
地域との連携の推進	・ 福祉団体及び福祉施設等と地域との交流を推進する。 ・ 保育所・地域包括支援センターなどの福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して、情報提供、相談事業を行うなど、地域との連携を推進する。

取組の方針（３）再犯防止の地域づくり

様々な課題を抱える人も含めた全ての人が、自立や社会に参加しながら暮らすことができるよう、相談支援、就労や住居確保のための支援など社会参加に向けた支援を行います。

施策① 再犯防止等の推進（府中市再犯防止推進計画） ＜重点施策＞

事業番号７．再犯の防止等の推進による安全で安心して暮らせる地域づくり

犯罪をした者等が、孤立せず社会を構成する一員となり、再び罪を犯すことなく、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるため、就労及び住居確保に係る支援、保健医療及び福祉サービスの利用の促進、子どもたちに対する非行防止に係る取組、民間協力者の活動の促進及び市民に対する再犯防止等についての広報・啓発活動の推進等を行います。

取 組	内 容
就労及び住居の確保支援	・ ホームページ、広報紙において、協力雇用主制度の周知を図る。 ・ 関係機関等と連携し、就労及び住居の確保について支援する。

取 組	内 容
保健医療及び福祉サービスの利用促進	・ 必要な保健医療及び福祉サービスにつなげる。 ・ 薬物乱用防止については、東京都に協力し啓発活動を推進する。
非行防止等の取組の推進	・ 青少年の健全な育成のための事業を推進する。
民間協力者の活動の促進等、広報・啓発活動の推進	・ 府中地区保護司会等の活動の促進を支援する。 ・ 「社会を明るくする運動」や「国際更生保護ボランティアの日」の周知を含め、更生保護及び再犯防止に関する広報・啓発を推進する。
国・民間関連団体等との連携強化等	・ 刑務所、保護観察所、東京都のほか、保護司会、更生保護女性会やＢＢＳ会などの民間団体との連携を強化し、再犯防止を推進する。

コラム

府中市再犯防止推進計画について

【再犯防止とは】

犯罪をした者等の中には、望まない孤独や社会的孤立などの生きづらさを抱えており、立ち直りの過程で多くの困難に直面する人が少なくありません。これらの課題に対応し、再犯を防止していくためには、社会に復帰したときに地域から孤立することなく、自分らしく暮らしていくことのできる、地域共生社会の実現が鍵となります。このことから、本市ではこの「再犯防止推進計画」を、地域共生社会の実現を目指す「地域福祉計画」に包含して策定し、推進しています（「再犯の防止等の推進に関する法律」（第8条））。

【基本的施策】

府中市再犯防止推進計画は、国の基本的施策に基づき、保護司や民間事業主と連携しながら、次のような施策を推進しています。

○就労・住居の確保等を通じた自立支援 ○保健医療・福祉サービスの利用促進のための取組
 ○学校等と連携した就学支援等の実施 ○民間協力者の活動の促進、広報啓発活動の推進
 ○安心できるまちづくりでの取組

【社会を明るくする運動とは】

「社会を明るくする運動」は、再犯防止推進計画を推進するために、犯罪や非行の防止と、過ちを犯した人の立ち直りを地域で支える全国的な運動です。誰もが孤立することなく、地域の中で支え合いながら暮らせる社会を目指す点で、地域共生社会の実現にもつながる取組です。府中市では、国や保護司会をはじめとする関係団体等と連携し、府中刑務所見学会、街頭広報活動や講演会、国際更生保護ボランティアの日（4月17日）のライトアップ事業などを通じて理解促進に取り組み、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進しています。

基本目標２ 包括的な相談支援体制の推進

複合的な課題を抱えた人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられる等、誰もが安心して生活できる地域とするため、分かりやすい情報提供体制や相談窓口の充実、庁内及び関係機関の連携等、包括的な相談支援体制の整備を進めます。

取組の方針（１）情報提供の充実

支援を必要とする人や福祉サービスを利用する人が、必要とする福祉に関する情報を得ることができるよう、多様な媒体による分かりやすい情報提供を行います。

施策① 福祉情報提供体制の充実

事業番号８．当事者の視点に立った情報提供体制と情報の取得支援

誰もが相談窓口や利用できる制度についてなど、福祉に関する必要な情報を得ることができるよう、情報の内容及び情報の提供体制を充実します。

取 組	内 容
分かりやすい情報の提供	- 福祉情報冊子・パンフレット等による、分かりやすくきめ細やかな情報提供を行う。 - 情報を分野別に収集し、必要な情報が入手しやすいように情報提供を行う。
使いやすい制度についての情報提供	多様な広報手段により、誰もが社会活動に参加できるように、様々な制度について情報提供の充実に努める。

取組の方針（２）相談支援の充実

身近な地域で相談支援につながる仕組みづくりを進めるとともに、複合化・複雑化した課題の解決に向けて包括的に支援する体制を構築します。

施策① 多様なニーズに対応した相談体制の充実

事業番号９．身近な相談機能の充実 【重層事業】【高齢重点】

地域福祉コーディネーターによる文化センターでの困りごと相談会の更なる周知を図るなど、身近な地域における相談窓口の活用を促進します。

また今後は、介護者（ケアラー）が孤立することなく、生きる権利が守られ、豊かな生活を送れるようにする介護者（ケアラー）支援を充実します。

取 組	内 容
身近な相談窓口の充実	身近な相談窓口である民生委員・児童委員及び地域福祉コーディネーターの周知を図るとともに、市民が必要な時に気軽に相談できる環境づくりを進める。

取 組	内 容
利用者の立場に立った相談体制の充実	・ 市民、団体、民間等とも連携し、当事者、当事者家族の視点からの相談を充実する。 ・ 高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制を充実する。
苦情相談窓口の充実	・ 福祉サービスの利用に関する苦情に対して、苦情相談窓口で対応し、解決に努める。
介護者（ケアラー）への支援	・ 高齢者や認知症のある人、障害者、医療的ケア児等の介護を行う介護者（ケアラー）の実態を把握し、相談支援につながるとともに、民間とも連携した情報提供を行う。 ・ ヤングケアラーネットワーク会議への参加を通して、介護者（ケアラー）への相談支援、情報提供等を実施する。

事業番号１０．福祉の総合相談窓口の充実 【重層事業】

年齢や属性にかかわらず福祉に関する相談を幅広く受け、内容に応じて必要な支援を受けられる窓口へ丁寧につなぐなど、制度の狭間にあるような課題、どこに相談したらいいかわからない課題への必要な支援のきっかけとなるように総合相談窓口の強化に努めます。

取 組	内 容
福祉総合相談窓口の充実	・ 福祉総合相談窓口において、年齢や属性を問わず、福祉に関する相談を幅広く受け止めて、アセスメントを行い、適切な部署、支援につなげる。

施策② 包括的に支援する体制の整備 <重点施策>

事業番号１１．地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ等を通じた継続的支援【重層事業】

複雑化・複合化した課題を抱えていることにより、必要な支援が届かない人に対して、地域福祉コーディネーターを中心にアプローチし、支援につなげます。

取 組	内 容
支援を必要とする人へのアウトリーチと伴走支援の推進	・ 民生委員、行政、住民（地域住民や関係機関）等から入る情報に対して、地域福祉コーディネーターが訪問、近隣の聞き取り、ポスティング等によるアプローチを実施する。 ・ 支援が届きにくい人へは、地域福祉コーディネーターがアウトリーチを行い、継続的に個別支援を実施する。

事業番号12. 多機関協働による包括的相談支援の推進 【重層事業】【障害重点】

分野ごとの相談支援体制では、解決が困難な課題について、多機関が連携して解決に向けた支援をするための体制を構築します。

取 組	内 容
地域生活課題の共有・解決	地域生活課題の共有・解決のため、庁内及び関係機関との連携体制の確保に努める。
部門別相談窓口の連携強化	地域包括支援センター、基幹相談支援センター、地域生活支援センター、子ども家庭支援センターたち・しらとり、子ども発達支援センターはばたき等の相談窓口間の連携を強化する。
多機関協働の包括的な相談支援体制の構築	- 市役所内および社会福祉協議会内の各部署に相談支援包括化推進員を配置し、各部署内における日々の相談業務や必要な支援機関との連携のバックアップを行う。 - 複合的な課題を抱える人・世帯について、支援関係機関による役割分担が望ましいケースについて、情報提供・情報共有、見守りと支援方針の理解と検討、緊急対応の検討、支援チームでの役割分担を目的として、相談支援包括化推進員が参加する支援会議・重層的支援会議を開催する。 - 相談支援包括化推進員が出席する相談支援包括化推進会議を定例で開催し、包括的な相談支援体制の構築を推進する。

取組の方針（3）関係機関との連携強化

府中市社会福祉協議会の活動を支援し、地域福祉の推進のための取組を連携して進めます。また、包括的支援体制の拡充に向けて、多職種連携及び協議の場をより一層深化・発展させます。

施策① 社会福祉協議会との連携の強化**事業番号13. 地域福祉活動推進事業の支援 【重層事業】**

地域福祉活動計画の推進を支援します。

取 組	内 容
地域福祉活動推進事業の支援	地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画と連携する地域福祉活動計画の推進を支援する。

施策② 医療・介護・福祉・教育などの連携の強化

事業番号14. 多職種による連携及び協議の場の設置・推進 【重層事業】＜新規＞

包括的支援体制の拡充に向けて、地域包括ケアシステム推進のために設置・推進されてきた多職種連携及び協議の場を、より一層深化・発展させていきます。

取 組	内 容
多職種による連携及び協議の場の設置・推進	・ 包括的支援体制の拡充に向けて、医療・介護・福祉・教育のさらなる連携強化を図るため、「在宅医療・介護連携会議」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議」、「医療的ケア児支援推進連携会議」等の協議の場を充実させる。

基本目標3 いきいきと健康に暮らすための環境づくり

いつまでも生き生きと健康に暮らせるよう、市民が主体的に健康づくりや介護予防等に取り組むことができる環境づくりを推進します。

取組の方針（１）心身ともに健康に過ごす支援

生き生きと健康に暮らし続けるためには、市民一人ひとりが日頃から自らの健康に関心を持ち、健康づくりに取り組むことが必要です。それぞれのライフコースアプローチを踏まえた健康づくりへの支援と、介護予防の推進を図ります。

施策① 健康づくりへの支援

事業番号15. ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりの推進・医療機関との連携

健康状態が生活習慣や社会環境の影響を受け、次世代の健康にも影響する可能性があることから、ライフコースアプローチの視点に立ち、各ライフステージに応じた健康づくりに取り組み、医療機関との連携を推進します。

取 組	内 容
医療機関との連携	・ 医療機関と連携した健康教育事業を実施する。 ・ かかりつけ医等（医科・歯科・薬局）の普及を促進する。
各種健康診査・検診等の実施	・ 様々な疾病の早期発見及び生活習慣病の予防のため、成人健康診査、特定健診、後期高齢者医療健診及び各種検診を実施する。

事業番号16. 健康に関する相談・情報提供の充実

健康に関する相談・情報提供の充実を図ります。

取 組	内 容
健康に関する相談・情報提供の充実	・ 健康に関する相談・情報提供の充実を図る。

施策② 介護予防の推進

事業番号１７．自立支援・介護予防・重度化防止のための取組 【重層事業】【高齢重点】

健康で生き生きと暮らし続けるため、介護予防事業の充実を図ります。

取 組	内 容
健康づくり・介護予防の場と機会の提供	・ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに取り組むための場や機会を提供する。
介護予防事業の充実	・ 介護予防の必要性等について周知する。 ・ 介護予防推進センターや地域包括支援センター等において介護予防事業を実施する。 ・ 各地域で介護予防活動の取組が広められるよう介護予防サポーター等の地域人材を育成する。 ・ 介護予防の自主グループの立ち上げや活動の継続を支援する。

取組の方針（２）自立を支えるための支援

全ての人が地域でつながりあい、自己決定をしながら、心身ともに自立し、自分らしく暮らせるようになるための支援を行います。

施策① 日常生活への支援

事業番号１８．住まいのバリアフリー化の支援

高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成による住まいのバリアフリー化を支援します。

取 組	内 容
住まいのバリアフリー化	・ 高齢者や障害のある人が住み慣れた家で安心して生活が続けられるよう、改修のための相談や費用助成を行い、住まいのバリアフリー化を支援する。

事業番号１９．生活支援の充実 【重層事業】

公的なサービス以外の制度や様々な主体や方法による生活支援の充実を図ります。

取 組	内 容
多様な主体や方法による生活支援の推進	・ ファミリー・サポート・センター事業や社会福祉協議会の在宅福祉助け合い事業など、住民主体の生活支援のサービスの展開を支援する。 ・ ボランティア等による生活支援のサービスの充実と担い手の増加を図る。

施策② 外出・モビリティ支援

事業番号20. 現在の外出支援策の拡充 <新規>

市民の日常生活や社会参加を支えるために、現在行われている外出支援を拡充します。

取 組	内 容
あらゆる市民が利用しやすい移動支援の充実	・ 鉄道、路線バス、コミュニティバス等、既存の地域公共交通の維持を図る。 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業を見直していくなかで、日常生活圏域ごとの取組も参考にしながら、必要に応じて新たなサービスの拡充を検討する。 ・ 外出のサポートが必要な障害のある人が必要な時に支援が受けられるよう、移動支援事業の充実を検討する。

取組の方針（3）孤立することなく生きがいを感じながら暮らすための支援

誰もが社会的孤立に陥ることなく生きがいを感じながら暮らすための相談支援や、就労機会の拡大を図ります。また、社会福祉法の改正に伴う、頼れる身寄りのない高齢者等への支援に関する新たな事業についても、今後検討を進めていきます。

施策① つながりづくり、社会参加への支援 <重点施策>

事業番号21. 就業機会の拡大 【重層事業】

高齢者、障害のある人、ひとり親等の就労機会の拡大に努めます。

取 組	内 容
就業機会の拡大	・ 高齢者の知識や経験をいかせるよう、シルバー人材センターと連携し、就業等の活動機会の提供及び社会参加の機会を拡大する。 ・ いきいきワーク府中やハローワーク等と連携し、高齢者の就業を支援する。 ・ 障害のある人の能力に着目した職域の拡大を検討するとともに、企業等との連携を図り、障害のある人の雇用促進に努める。 ・ ひとり親の経済的な自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定事業や資格取得のための給付金事業により就業を支援する。

事業番号２２．ひきこもりに関する支援【重層事業】

ひきこもりに悩む人や家族の支援を行います。

取 組	内 容
ひきこもりに関する支援	・ 社会福祉協議会をはじめとした関係機関等と連携し、ひきこもりに悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行う。

事業番号２３．孤独・孤立防止の啓発、つながりづくり

多様な機関と連携したフォーラムやイベント、相談・電話相談。居場所づくりやつながりサポーター養成を行い、協働・共創による孤独・孤立対策を推進します。

取 組	内 容
企業、NPO、医療・福祉関係機関等と連携した事業の推進	・ 企業・NPO、医療・福祉関係機関等と連携し、社会的孤立を考える官民連携での事業を推進する。 ・ 孤独・孤立ダイヤルの啓発とともに相談や地域とのつながりづくり・居場所づくりを進める。
身寄りのない高齢者等への支援	・ 生活の安全・安心の支援策、老い支度相談、関係機関や民間とも連携した、頼れる身寄りのない高齢者等への支援策を検討する。

取組の方針（４）こころと命を支え合う支援

「こころといのちを支えあうまち」を目指して策定された府中市自殺総合対策計画を推進します。

施策① 自殺防止に向けた取組**事業番号２４．自殺総合対策計画に定める取組の推進**

府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図ります。

取 組	内 容
府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進	・ 府中市自殺総合対策計画に定める取組の推進を図る。

基本目標4 誰もが安心して暮らせる仕組みづくり

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

取組の方針（１）尊厳をもって自分らしく暮らすための支援

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な方の生活が守られ、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護を推進します。また、高齢者、障害のある人、子ども等に対する虐待の防止を推進します。

施策① 成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進（府中市成年後見制度利用促進基本計画） ＜重点施策＞

事業番号25. 成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進

成年後見制度をはじめとする権利擁護の推進のため、地域連携ネットワークの構築に向け取り組みます。

成年後見制度は今後制度改正が予定されていることから、その動向を注視するとともに、今後は新たな制度のもとで、引き続き、制度に関する相談支援、制度の広報及び市民後見人等の育成、活動支援等を実施します。

取 組	内 容
地域連携ネットワークの構築に向けた取組の実施	・ 地域における権利擁護の中核機関である権利擁護センターふちゅうについて、地域連携ネットワークのコーディネートを担えるよう機能強化を図る。 ・ 日常的に支援が必要な方を見守り、必要な対応を行う本人に身近な親族、福祉、医療等の関係者及び後見人等で構成されるチームに対し、専門機関等が必要な支援を行えるよう、医療、福祉及び司法等の様々な専門機関から構成される成年後見制度利用促進協議会を運営する。
成年後見制度に関する相談・広報の拡充	・ 権利擁護センターふちゅうの相談機能及び広報機能を拡充する。成年後見制度に関する講座を実施するなど、制度についての周知と利用促進を図る。
市民後見人等の養成及び支援	・ 市民後見人養成のための講習を実施するとともに、後見人同士の情報交換会の実施等、後見人の円滑な後見活動のための支援を行う。

事業番号26. 多様なニーズに対応した意思決定支援のための情報提供及び相談の充実 <新規>

障害や認知症により自ら意思決定を行うのが困難な人々が、日常生活や社会生活で自己の希望や価値観に基づいた選択を行えるようにするため、自己尊重の視点から、情報提供、相談支援、意思決定のプロセスを重視した支援を目指した取組を行います。

取 組	内 容
意思決定支援のための情報提供及び相談の充実	・ 福祉サービス事業者や相談支援事業者が、利用者本人の思いを大切にして、本人を中心とした支援をしていくために、サービス利用者の多様なニーズに対応し、意思決定支援のプロセスを大切にすることの重要性を既存の連絡会等で伝える。また、相談支援、ケアマネジメントに意思決定支援の視点が反映されるよう既存の連絡会等で事例検討会や研修等を行う。

コラム

成年後見制度の「民法等の一部を改正する法律」についてのコラムを掲載予定。

施策② 虐待防止の推進

事業番号27. 様々な福祉分野における虐待や暴力に対する取組

引き続き、子ども、高齢者、障害者等様々な福祉分野における虐待や暴力防止のための包括的な対策を進め、虐待相談窓口の周知、虐待を見逃さない地域づくりを進めます。

取 組	内 容
虐待防止対策の推進	・ 虐待や暴力に対する相談窓口の周知を図り、虐待の防止及び早期発見・対応に努める。

取組の方針（2）困難を抱える人への支援

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応し、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。また、住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害のある人、子どもを養育している方、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々）に対する居住支援を進めます。

施策① 生活困窮者への支援

事業番号28. 生活困窮者の自立支援事業の推進 【重層事業】

生活困窮者自立支援制度に基づき、仕事や暮らし等、様々な課題を抱える方の相談に対応するため、就労、住居確保、家計の見直し及び子どもの学習・生活等に対する支援を行い、生活困窮者の自立に向けた支援を行います。

取 組	内 容
生活困窮者の自立相談支援の充実	・ 生活困窮者の自立のための相談支援を実施する。
生活困窮者の就労支援・就労準備支援の実施	・ ハローワーク等と連携し就労支援を行い、早期就労を図る。 ・ 生活リズムの崩れや就労経験がないなど、就労に向けた準備が整っていない方に対し、基礎能力向上を支援する。
生活困窮者の住居確保給付金の支給	・ 居住が不安定な離職者等に対して、求職期間中の家賃を支給し、生活再建を支える。
生活困窮者の家計改善支援の実施	・ 家計の改善のため、家計状況の把握、収支バランスの改善、負債整理等を支援する。
生活困窮家庭の子どもの学習・生活支援の実施	・ 生活困窮家庭の子どもへの学習・生活支援により、健全な育成の促進、進学・就職に向けた支援を行う。

施策② 住まいに関する支援の充実

事業番号29. 居住支援の充実 【重層事業】

住宅確保要配慮者の住まいの確保から入居後の生活までを一定的に支援できるよう、関係機関との連携を強化し、円滑な支援体制の充実を図ります。

取 組	内 容
住宅確保要配慮者の住まいの確保・居住支援	・ 不動産関係団体、居住支援団体、建築関係団体、地方公共団体で構成される居住支援協議会と連携し、住宅確保要配慮者の住まい探しから入居後の生活までを一体的に支援できるよう、支援体制の充実を図る。 ・ 公営住宅の維持管理及び情報提供を行い、住宅に困窮する低額所得者等の入居機会の確保に取り組む。 ・ 認知症高齢者、障害者が地域で共同生活するためのグループホームの整備を推進する。 ・ 住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅へ入居するための居住保証等の支援を行う。

取組の方針（３）自然災害や犯罪から身を守るための支援

高齢者や障害のある人等、日常生活の中で手助けを必要とする人たちが災害時等も安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。

また、地域における防災対策のための取組が、市民の地域への関心の向上や地域活動への参加の契機につながるよう図ります。

施策① 地域の防災対策の推進

事業番号３０．避難行動要支援者及び要配慮者に対する支援体制の強化

高齢者や障害のある人等、自力での避難が困難な方及び一次避難所や二次避難所での避難生活を送ることが困難な方への支援を強化します。

取 組	内 容
避難行動要支援者支援体制の強化	・ 災害時に支援の必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、災害時に必要に応じて活用できるように整備する。整備にあたり、平時から避難行動要支援者と接している自治会・町会等、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス提供事業者、障害者団体等の福祉関係者や医療機関と連携を図り、避難行動要支援者の支援体制を整備する。 ・ 避難行動要支援者名簿の周知を図り、登録者を増やす。 ・ 避難行動要支援者名簿作成者を対象とする「個別避難計画」の作成を支援する。
避難所の課題の精査及び対応の検討	・ 学校及び地域と連携し、避難所開設に取り組む学校を増やすとともに、避難所として学校を利用する際のバリアフリー対応等の課題を精査し、対応を検討する。 ・ 「府中市障害のある方に向けた防災ハンドブック」等に基づき、障害の種別や特性に応じた防災対策や避難時の課題を踏まえ支援の在り方を検討する。
防災マップの充実	・ ハザードマップの内容の充実や周知等を行う。
社会福祉施設等との防災協定、福祉避難所の確保	・ 災害時に一次避難所や二次避難所での避難生活を送ることが困難な要配慮者のための福祉避難所として、福祉施設等を利用できるよう防災協定を結び、要配慮者が安心して避難生活を送れる環境を整備する。

事業番号31. 地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり

地域の協力による自主防災活動を充実していくとともに、地域における防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくりを進めます。

取 組	内 容
防災をテーマとする意識啓発と支え合いの体制づくり	- 自治会等の防災訓練や自主防災連絡会、赤十字奉仕団等の地域における防災活動を通じて、防災（自助・共助・公助）についての意識啓発や、防災をテーマとした情報交換等を行うなど、発災時に備え平時から住民同士が支え合う体制づくりを支援する。 - 府中市社会福祉協議会とともに「災害ボランティアセンター」の活動を推進する。そのため平時から開設・準備の訓練やボランティアの育成、事業の周知・啓発を支援する。

施策② 地域の防犯対策の推進**事業番号32. 防犯意識の向上**

高齢者や子ども等を犯罪から守り、安全に暮らせるよう地域の防犯意識を向上します。

取 組	内 容
防犯意識の向上	詐欺や窃盗等の被害から守るため、生活者自身の防犯意識を高める啓発活動の充実を図る。また、地域の自主防犯意識の啓発活動や支援活動の充実を図る。
犯罪に関する情報提供の充実	詐欺や窃盗等の被害から守るため、犯罪についての情報提供の充実を図る。
自主防犯パトロール活動の支援	府中警察署及び府中防犯協会等と連携し、防犯意識向上啓発活動及び住民による自主防犯パトロール活動を支援する。

取組の方針（４）福祉サービスを安心して利用するための支援

利用者が適切なサービスを利用できるよう、福祉サービス提供事業者への運営指導や支援を通して、サービスの質の向上を図ります。

施策① 事業者・事業者団体への支援**事業番号33. 福祉サービス事業者への運営支援及び指導（生産性向上、経営支援の視点）**

福祉サービス提供体制及び質を確保するため、福祉事業所に対する運営支援、指導等を実施します。

取 組	内 容
事業者団体への支援	福祉サービス提供事業者に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援する等、福祉サービスの安定的提供、質の確保を図る。
福祉サービス事業者への運営指導	福祉サービス提供事業者である社会福祉法人等への指導検査を実施し、サービスの質の確保を図る。
民間活力の活用	民間事業者が提供する福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人等の健全な運営を支援し、安定的かつ効率的なサービス提供体制を確保する。
福祉サービス第三者評価制度の普及・促進	福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報を提供する。

施策② 多様な人材の確保・育成・定着 <重点施策>

事業番号34. 福祉人材の確保・育成・定着 【高齢重点】【障害重点】<新規>

専門的な福祉人材の確保支援だけでなく、多様な福祉人材の確保・育成・定着のための取組を進めます。

取 組	内 容
専門的な人材確保のための支援	- 社会福祉士資格取得費用助成事業、介護職員初任者研修費用助成事業を実施し専門的な人材の確保について支援する。 - 障害者の意思疎通や外出を支援する同行援護者やガイドヘルパー、手話通訳、点字、要約筆記者等さまざまな専門職の研修と養成を支援する。
多様な福祉人材の確保・育成・定着	福祉人材の確保・育成・定着に向け、介護現場における生産性向上や業務負担の軽減につながる取組を支援する。また、高齢者や外国人など多様な人材の活躍の促進やＩＣＴ活用等による効率的なサービス提供の推進に向け、国及び東京都からの情報提供を踏まえ、必要な取組を進める。

基本目標5 福祉のまちづくりの推進

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できる生活環境その他の環境を作り上げるユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ快適に暮らし、又は訪れることができるまちを目指し、福祉のまちづくりを推進します。

取組の方針（1）心のバリアフリーの推進

子どもから大人まで、全ての市民が地域に関心を持ち、高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

施策① 互いを理解し、ともに生きる意識の醸成 <重点施策>

事業番号35. 福祉教育・啓発活動の推進による福祉意識の醸成

全ての市民が、地域には、高齢者、障害のある人、子ども、外国人等、多様な人が生活していることへの理解を深め、助け合い、支え合う気持ちを持てるよう、地域福祉への理解と意識の醸成を図ります。

取 組	内 容
福祉意識の醸成	- 様々な広報媒体、福祉まつり等のイベントや地域共生社会の理解を深める様々な福祉教育を通じて、ソーシャル・インクルージョン及びノーマライゼーションの理念の普及に努める。 - 高齢者や障害のある人等の支援を必要とする人への理解を深め、共に支え合う気持ちを持てるよう、福祉意識の醸成を図る。
福祉教育・啓発活動の推進	- 小・中学校や高等学校での福祉教育やボランティア体験等の充実を図り、高齢者や障害のある人への理解を深め、支え合う気持ちを育む。 - 教員を対象として福祉研修を実施し、各学校の理解の深化につなげる。 - 社会福祉協議会のボランティア体験などを活用し、地域における福祉教育を推進する。

事業番号36. 多様性の尊重・共生社会の推進【高齢重点】＜新規＞

性別や年齢、価値観、障害の有無など互いに違いを認め合い、尊重する取組や地域で活動する人々や事業者が、互いに理解し協力しながら共に生きる社会をつくるための施策を推進します。

取 組	内 容
多様な利用者への適切な配慮	・ 高齢者や障害者等が日常生活で利用する生活関連施設等において、多様な利用者に対し適切な配慮がなされるよう、施設設置管理者等に普及啓発を行う。 ・ 障害者差別解消法の改正により、事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されたことを受けて、啓発、研修、情報提供を充実する。
「新しい認知症観」の普及・促進	・ 認知症になったら何もできなくなるのではなく、「認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる」という考え方である「新しい認知症観」の理解促進・普及啓発を行う。 ・ 認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座への参加を広げ、認知症があってもなくても心ゆたかに暮らすことができる地域づくりを進める。

取組の方針（２）情報のバリアフリーの推進

高齢者、障害のある人、外国人などを含め、誰もが必要とする情報を確実に入手できるよう、多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実を図ります。また、読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるよう制定された「読書バリアフリー法」の趣旨を踏まえ、図書館等における読書環境の充実など、情報アクセシビリティの向上に取り組めます。

施策① あらゆる人のための情報提供の推進

事業番号37. 分かりやすく利用しやすい情報提供の推進

誰もが必要とする情報を確実に入手できるように、多様な提供手段、媒体を用いた情報提供の推進を図ります。

取 組	内 容
多様な媒体を活用したバリアフリー情報の提供	・ 広報、ホームページ、SNS等による情報の即時性を向上させる。 ・ 新たな情報提供手段を検討する。

取 組	内 容
情報利用のアクセスの 機会の確保	- 多様な情報提供手段を活用し、高齢者、障害のある人、外国人など、情報入手が困難な方における情報利用のアクセスの機会の確保に努める。 - 通常の活字による読書が困難な方や、図書館へ来館することが困難な方など、図書館利用に障害のある方へハンディキャップサービスを提供する。
案内・情報のバリアフリ ー	生活関連施設・経路において、多様な利用者に分かりやすい案内表示、音声や光、文字情報、アプリ等による情報伝達機器、視覚障害者誘導用ブロックの整備を推進する。

取組の方針（３）物理的なバリアフリーの推進

多くの市民が利用する公共施設、道路、公園、公共交通施設等について、高齢者、障害のある人を始め、全ての市民が円滑に利用できるよう、ユニバーサルデザインの理念に基づいて整備を進めます。

施策① バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

事業番号38. 福祉のまちづくり推進事業

福祉のまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの周知、民間事業者への指導、福祉環境整備の助成等を行います。

取 組	内 容
カラーユニバーサルデザインガイドライン及びユニバーサルデザインガイドラインの周知	- 分かりやすく理解しやすい表現にするためカラーユニバーサルデザインガイドラインを周知する。 - 安全で快適な生活を営むことができる良好な生活環境を創出するため、ユニバーサルデザインガイドラインを周知する。
福祉のまちづくり推進事業の実施	バリアフリー整備基準の徹底を図るため、建築事業者に対する着工前の事前協議及び指導を実施する。
福祉的環境の整備の推進	福祉のまちづくり条例の整備基準に基づく改修工事費用の一部を助成する。

事業番号39. ユニバーサルデザイン及びバリアフリーに配慮した公共施設の整備

学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備します。

取 組	内 容
公共施設のユニバーサルデザイン及びバリアフリー化の推進	学校など市の公共施設を新たに整備又は改修する際は、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して整備する。

事業番号40. 公共施設における誰もが利用しやすい設備の整備

市の公共施設におけるトイレのバリアフリー化や、分かりやすいサイン（案内）の表示などの整備を推進します。

取 組	内 容
公共施設のトイレのバリアフリー化の促進	高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、公共施設のトイレのバリアフリー化を順次進める。
公共施設のサイン（案内）整備の拡充	ユニバーサルデザイン、バリアフリーに配慮して、ピクトグラムなど見えやすく分かりやすいサインの整備を拡充する。
音声案内の整備	視覚障害者の安全性及び利便性を確保するため、音声による案内を整備する。

事業番号41. 公園のバリアフリー化の推進

トイレのバリアフリー化、ベンチの設置、歩行空間の段差の解消等、公園のバリアフリー化を推進します。

取 組	内 容
トイレのバリアフリー化の促進	誰でも利用できるようトイレのバリアフリー化を順次進める。
ベンチ設置の拡充	自然や環境に親しめるよう、公園、緑道及び水辺周辺に誰でも休めるベンチを設置する。
歩行空間の段差解消の推進	階段のスロープ化や園路や通路の付け替えなどに取り組み、既存の公園、緑道等の段差解消を推進する。

事業番号42. 移動のバリアフリー化の推進

高齢者、障害のある人、子ども連れの方など移動の困難な方も含め、移動の安全性及び利便性が向上するための取組を推進します。

取 組	内 容
道路のバリアフリー化の推進	・ 段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの改修、街路樹の管理及び電柱の占用箇所の見直し等市道のバリアフリー化を推進する。
交通事業者との連携強化	・ 子ども連れの方や妊婦、高齢者、障害のある人など誰もが安全かつ快適に移動できるようにするため、駅舎、駅構内、バス停、駅前広場、ホームドア等の整備について、交通事業者との連携を強化する。
コミュニティバスの運行	・ コミュニティバスを運行し、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の移動を支援する。
自転車駐車場の整備	・ 自転車利用者の利便性を確保するとともに、自転車の放置防止を図り、市民の良好な生活環境を確保するため、駅周辺等に自転車駐車場を整備する。

取組の方針（４）制度のバリアフリーの推進

障害等のあるなしにかかわらず、全ての市民が希望する社会活動等に参加及び参画ができるための制度づくりや必要とされる福祉ニーズの把握を行います。

施策① 全ての人が参加・参画できる制度の推進**事業番号43. 社会活動等への参加・参画に対する支援の充実**

市民の誰もが希望する社会活動に参加及び参画することができるための支援を行います。

取 組	内 容
市民参画による制度づくり	・ できる限り多くの市民が希望に沿った社会参加・参画ができる制度づくりに努める。
協議会等への参加促進	・ 当事者の意見が市政に積極的に反映されるように、当事者の協議会等への参加や計画づくりへの参画を推進する。
市民の福祉ニーズの把握	・ 支援を必要とする人や市民の地域生活課題やニーズを把握するため、ワークショップやアンケート調査等を実施する。

第5章 重層的支援体制の構築 (重層的支援体制整備事業実施計画)

第5章 重層的支援体制の構築

(重層的支援体制整備事業実施計画)

1 事業の内容

(1)「重層的支援体制整備事業」の概要

重層的支援体制整備事業（以下、「重層事業」という。）とは、社会福祉法第106条の4第2項に規定されている以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業です。

		機能	既存制度の対象事業
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの(地域介護予防活動支援事業)
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成	新

(※)「既存制度の対象事業」欄の【 】内の文言は実施根拠となる法令を示しております。

【介護】：介護保険法 【障害】：障害者総合支援法 【子ども】：子ども・子育て支援法 【困窮】：生活困窮者自立支援法

重層事業においては、自治体の各種施策に係る支援機関等が相互に連携し、当事者や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要です。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するためのプロセスが必要不可欠となります。

重層事業は、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、ケースに関わる支援者等が「支援チーム」となって支援していく仕組みです。「支援者支援」の機能を担い、一つの機関で「支援困

難ケース」を抱え込まないよう「支援チーム」が一丸となり、全ての地域住民を対象に伴走支援を通じた繋がり続ける支援体制を構築します。

(2) 重層事業に位置付いている各事業の内容

①包括的相談支援事業

○ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める

各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。

○ 支援機関の既存のネットワークで対応する

受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行います。

○ 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ

受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行います。

②参加支援事業

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

重層的支援体制整備事業の利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、利用者と支援メニューのマッチングを行います。また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、利用者や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくります。

○ 利用者への定着支援と受け入れ先の支援を行う

利用者と支援メニューをマッチングしたのち、利用者の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

③地域づくり事業

○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。

○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせます。また、地域を超えたより広い圏域でも

コーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。

○ **地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る**

多様な人々が出会い、協議するプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

④ **アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**

○ **支援が届いていない人に支援を届ける**

複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けます。

○ **会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける**

各種会議や支援関係者との連携を通じて、地域の状況などにかかる情報を幅広く収集し、ニーズを抱える相談者を見つけます。

○ **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**

本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行います。

⑤ **多機関協働事業**

○ **市全体で包括的な相談支援体制を構築する**

重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

○ **重層事業の中核を担う役割を果たす**

重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市全体の体制として伴走支援ができるように支援します。

○ **支援関係機関の役割分担を図る**

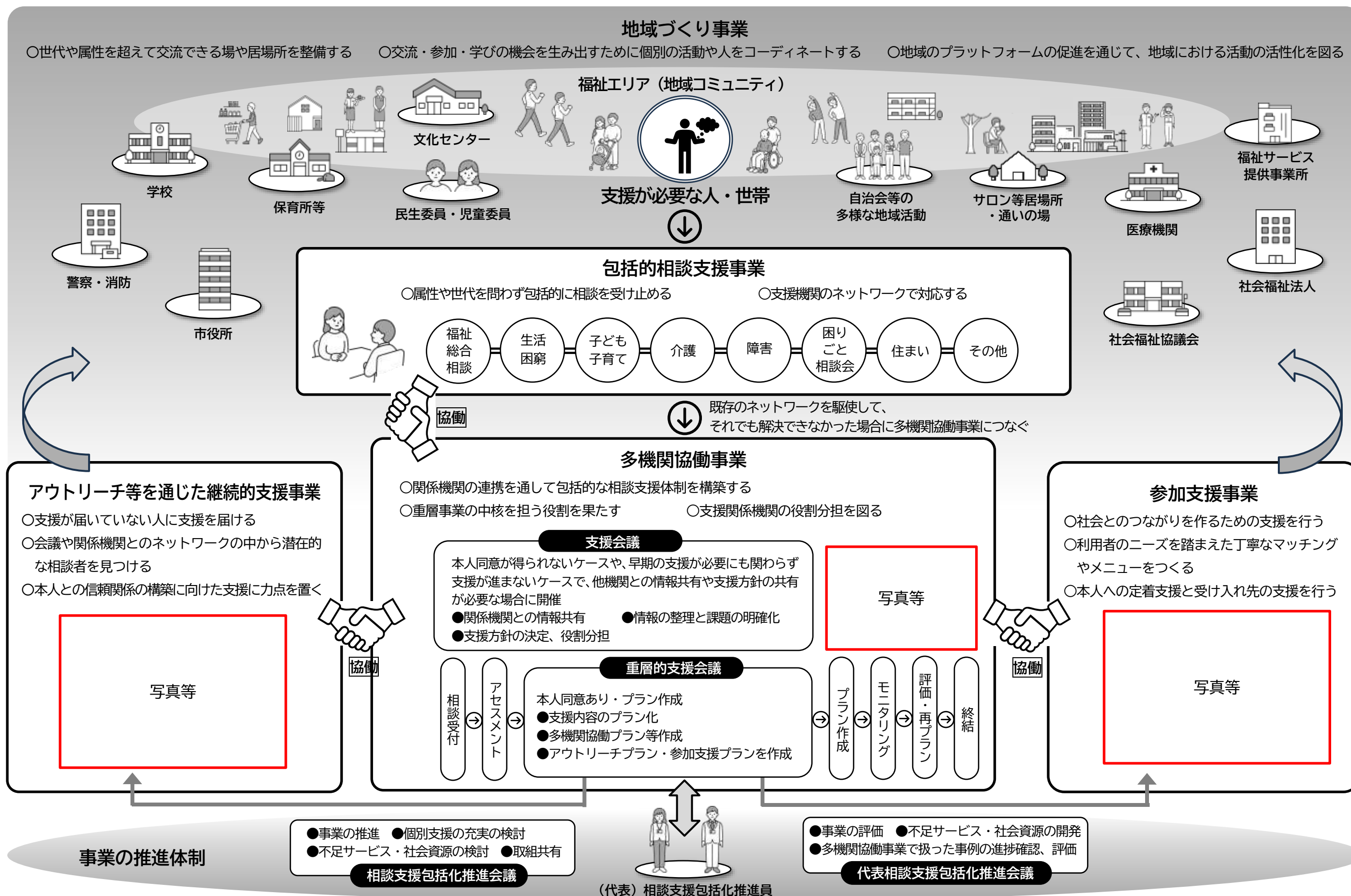
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

(3) 府中市の重層事業の考え方

本市の重層事業は、これまでの市の相談支援機関のネットワークを生かしつつ、庁内の各部門に実務者である相談支援包括化推進員を幅広く配置することで、部署間の垣根を越えた連携を図ります。そして必要に応じて支援会議及び重層的支援会議を随時開催し、多機関協働事業を展開していきます。

また、文化センター圏域を基礎とした11の福祉エリアに配置された地域福祉コーディネーターが必要に応じて各種支援機関や地域住民等と共に継続的に生活を見守ります。

(3) 重層事業の全体像



(5) 重層事業に位置付けている各事業

① 包括的相談支援事業

本市では、各相談支援窓口で相談者の属性・世代・相談内容を包括的に受け止める「断らない相談」を目指し、各相談支援窓口で受け止めた相談のうち、単独の相談支援窓口で解決が難しい事例は、本市独自の「つなぐシート」を活用し、相談を抱え込まず関係部署・関係機関へつなぐことで、どこかの窓口が必ず相談を受け止める相談支援体制の構築を図っています。

特に制度の狭間にある課題については、福祉総合相談窓口が受け止める体制となっており、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、支援会議及び重層的支援会議で検討を行い、各種支援機関等と連携を図ります。また、福祉の制度の狭間にある課題解決を目指すため、相談支援包括化推進員を福祉部門のみならず福祉分野以外の関係課からも選定し、設置することで、庁内全体で「断らない相談」の意識醸成を図っています。

◆法定事業

事業名	内容		所管課
地域包括支援センターの運営 【介護保険法】	・ 身近なところで福祉に関する様々な相談が受けられるよう、地域包括支援センターにおける相談体制を充実させます。		高齢者支援課
	設置か所数	11か所	
	主な対象分野	高齢者分野	
	設置形態		
	運営形態		
	対象圏域		
障害者相談支援事業 【障害者自立支援法】	・ 障害のある人が、どこに相談をしても適切な支援が受けられるように、市と委託相談支援事業所「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」及び「ふらっと」が連携し、有機的な総合的相談体制を確立します。		障害者福祉課
	設置か所数	4か所	
	主な対象分野	障害者分野	
	設置形態		
	運営形態		
	対象圏域		

事業名	内容	所管課
利用者支援事業 【子ども・子育て支援法】	子育て家庭が幼稚園や保育所、各種子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報の収集・提供や利用に係る相談支援等を身近な地域で行います（基本型の「たち」及び「はぐ」は、地域子育て相談機関を兼ねる。）。	子ども家庭支援課、保育支援課
	設置か所数	
	●か所	
	主な対象分野	
	子ども分野	
	設置形態	
自立相談支援事業 【生活困窮者自立支援法】	生活に困窮する市民に対し、課題の共有、支援プランの作成、就労支援、各種制度の利用支援、関係機関への同行支援などを行うことで、課題の解決に向けた支援を行います。	生活福祉課
	設置か所数	
	●か所	
	主な対象分野	
	生活困窮分野	
	設置形態	
	運営形態	
	対象圏域	

◆主な事業

事業名	内容	所管課
福祉総合相談窓口	年齢や属性を問わず、福祉に関する相談を幅広く受け止める最初の窓口となり、アセスメントを行った結果、適切な部署、支援につなげます。	地域福祉推進課
地域福祉コーディネーター事業	- 制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行います。 - 民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。	地域福祉推進課
	担当機関	
	社会福祉協議会	

事業名	内容	所管課
子どもと家庭の総合相談事業	・ 子ども家庭支援センター「たち」や子育て世代包括支援センター「みらい」で、子育て中の方や子ども自身からの様々な相談に応じます。	子ども家庭支援課
青少年総合相談事業	・ 青少年の抱える悩みに関する本人又はその親族等からの相談に応じ、関係機関の紹介や助言を行います。	児童青少年課
教育相談	・ 学校生活における困りごとなど児童・生徒に関する心配事や悩みについて、臨床心理士等の専門職が相談に応じます。 (相談については、府中市子ども発達支援センター「はばたき」で実施しています。)	教育部指導室
ひとり親家庭自立支援相談事業	・ ひとり親家庭からの相談に応じ、必要な情報の提供や支援を行い、自立を促します。	子育て応援課
困難な問題を抱える女性等への支援事業	・ 女性問題相談を通じて、家族のこと・育児のこと・配偶者のこと・離婚やDV相談等の日常の困りごとに関する相談に応じ、困難な問題を抱える方に包括的な支援を行います。	多様性社会推進課
外国人相談事業	・ 多文化共生センターDIVEでは、外国人住民の生活に関する困りごとの一次相談窓口として、庁内各課や関係機関と連携し、外国人住民本人が問題を解決できるようサポートを行います。	多様性社会推進課
保健相談室	・ からだ・こころ・歯と口の健康、食事などの健康に関する相談を保健師・看護師・栄養士・歯科衛生士が相談を受け付けます。	健康推進課

府中市の現状は？

◆高齢者福祉・障害者に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
認知症に関する相談窓口を知っている	高齢者(ニーズ調査) 36.7%
相談機関等に求めること	障害者(障害のある人)
希望したときに相談に応じてもらえる	55.9%
必要に応じて、他の相談機関や専門機関につないでもらえる	53.7%

② 参加支援事業

本市では、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない当事者や世帯のニーズ等に対応するため、地域福祉コーディネーターが地域資源を活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行います。

当事者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、自立支援、リカバリーの視点から、当事者と支援メニューのマッチングを行います。

さらに、当事者と支援メニューをマッチングしたのち、当事者の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをします。また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをします。

◆主な事業

事業名	内容	所管課
地域福祉コーディネーター事業 【再掲】	- 制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行います。 - 民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。	地域福祉推進課
	担当機関 社会福祉協議会	
ひきこもりに関する支援	社会福祉協議会をはじめとした関係機関と連携し、ひきこもりに悩む人や家族の相談を受け、就労準備等社会参加に向けた支援を行います。	地域福祉推進課
居場所支援	継続支援しているケース児童（中学生）同士が交流できる場（小集団規模）を定期的に設定しています。	教育部指導室

事業名	内容	所管課
就労支援事業を中心とした就労支援体制	・ 府中市立心身障害者福祉センター「きずな」内の地域生活支援事業「府中市障害者就労支援センターみ～な」が実施する就労支援事業を中心として、就労に関する相談を行うことにより、一人ひとりの状態や日常生活に合わせた総合的な支援を行うとともに、就労した後の職場での定着を支援します。 ・ 障害のある人に対する就労に関する情報の提供や就労支援事業の内容の広報に努めます。 ・ 精神障害に対応する就労支援相談体制を強化します。	障害者福祉課
ひとり親家庭自立支援事業	・ ひとり親家庭に対して、資格取得の支援や就業支援を行うことで経済的な自立を促すほか、ホームヘルパーを派遣して日常生活の援助を行い、安定した生活が維持できるよう支援します。	子育て応援課
住宅確保要配慮者への居住支援	・ 高齢者・低額所得者・障害者・子どもを養育する者等の住宅確保要配慮者が、適切な住宅を確保し、安定した居住を継続できるよう、住宅部門と福祉部門が連携し、府中市居住支援協議会（市内の不動産関係団体・建築関係団体・居住支援団体・府中市で構成）による住宅確保に係る支援を行います。	住宅課 府中市居住支援協議会

府中市の現状は？

◆高齢者福祉・障害者に関するアンケート調査（令和7年度）

項目	現状値
健康づくりや趣味等の地域づくり活動に参加者として参加したい割合（「是非参加したい」+「参加してもよい」の合計）	高齢者（ニーズ調査） 53.2%
健康づくりや趣味等のグループ活動に企画・運営（お世話役）として参加したい割合（「是非参加したい」+「参加してもよい」の合計）	高齢者（ニーズ調査） 30.2%
働くために必要なこととしてどのようなことを希望するか	障害者（障害のある人）
自分の近くに働く場所がある	38.9%（※1）
健康状態とあわせた働き方ができる	37.5%（※2）

※精神障害者では ※1)53.3%、※2)56.7%

③ 地域づくり事業

地域での孤立化防止と生活課題の解決に向けて、地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。本市では、特に地域福祉コーディネーターが地域で実施されている個別の活動や地域人材を把握した上で、「人與人」や「人と居場所」などを有機的につなぎ、地域における支え合いの基盤づくりを進めます。

さらに、わがまち支えあい協議会等の地域での自主的な福祉活動を支援し、多様な地域づくりの担い手が出会い、協議するプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図ります。

◆法定事業

事業名	内容	所管課
地域介護予防活動支援事業 【介護保険法】	- 運動習慣の継続の場として、また、仲間同士で好きな活動をするきっかけの場として、その参加者同士が学んだ体操などを通じて交流する「地域交流ひろば」を開催することで、身近な場所で市民が主体的に介護予防に取り組むきっかけを創出します。 - 各地域包括支援センターに配置した介護予防コーディネーターにより、介護予防の普及・啓発を目的に、文化センターや地域包括支援センターにおいて、介護予防講座の開催、市内の各種イベントへの参加及び相談への対応を行います。 - 社会資源の発掘や自主グループ活動の支援など、地域における介護予防の取組を支援します。	高齢者支援課
	担当機関	
	設置か所数	
	対象分野	
	設置形態	

事業名	内容	所管課
生活支援体制整備事業 【介護保険法】	- 生活支援コーディネーターを配置し、既存の地域資源や、今後新たに創出される生活支援・介護予防サービスを活用し、安全・安心な在宅生活を継続できるよう生活支援体制を整備します。 - 一部の生活支援コーディネーターは、地域共生社会の実現に向けて取り組む地域福祉コーディネーターの役割も兼ねており、高齢者、障害者及び子どもを含めた全ての方が暮らしやすい地域づくりに取り組みます。	高齢者支援課
	担当機関	
	設置か所数	
	対象分野	
	設置形態	
地域活動支援センター事業 【障害者自立支援法】	障害のある人の創作的活動等の機会の提供、社会との交流等を行います。	障害者福祉課
	担当機関	
	設置か所数	
	対象分野	
	設置形態	
地域子育て支援拠点事業 【児童福祉法】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談支援、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子ども家庭支援課、保育支援課
	担当機関	
	設置か所数	
	対象分野	
	設置形態	
生活困窮者の共助の基盤づくり事業【生活困窮者自立支援法】	生活に困りごとを抱える人が、問題を深刻化させる前に地域の中で気づかれ、つながり、支援につながるよう、地域福祉コーディネーターを中心に地域住民・民生委員・行政などが一体となった“共助”の基盤づくりに取り組みます。	地域福祉推進課
	担当機関	
	設置か所数	
	対象分野	
	設置形態	

◆主な事業

事業名	内容	所管課
地域福祉コーディネーター事業 【再掲】	・ 制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行います。 ・ 民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。	地域福祉推進課
	担当機関 社会福祉協議会	
地域での自主的な福祉活動の支援	・ わがまち支えあい協議会、ふれあいいきいきサロン等による地域の実情に応じた自主的な支え合い活動等を支援し、支え合いのまちづくりを推進します。	社会福祉協議会
ボランティアセンター等の活用による多様な人材の確保・育成	・ 幅広い年齢層の参加促進に努め、多様な人材の確保・育成を図ります。	社会福祉協議会
チームオレンジの推進	・ ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症のある人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジの設置を進めます。	高齢者支援課
地域子ども・子育て応援事業	・ 地域で子育てひろば活動や子ども食堂を実施する団体の活動資金を補助します。	子ども家庭支援課
外国につながる児童・生徒の居場所事業	・ 外国につながる児童・生徒を対象に、東京外国語大学の学生ボランティア及び市民ボランティアとの協働により、放課後の時間帯に学習支援やレクリエーション活動を行います。	多様性社会推進課

事業名	内容	所管課
元気いっぱいサポーターの活動支援	・ ソーシャルキャピタルの醸成により、健康づくりを広げていくことを目的に、保健計画・食育推進計画の趣旨を理解し、共に健康づくりを推進する市民を元気いっぱいサポーターとして登録します。さらにサポーターリーダーの中から元気いっぱいサポーターおよび食育推進リーダーを養成します。主にサポーターリーダーで構成される自主グループを支援します。	健康推進課

府中市の現状は？

◆高齢者福祉に関するアンケート調査(令和7年度)

項目	現状値
ボランティアグループに参加している人の割合 ※「週4日以上」、「週2日～3日」、「週1回」、「月1～3回」、「年に数回」の計	高齢者(ニーズ調査) 9.5%

④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

本市では、地域福祉コーディネーターをはじめとした相談支援機関が各種会議、支援機関同士との連携、行政、民生委員、住民等の地域から入る情報を基に、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届かない人、届いていない人に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。そして、当事者と継続的な関わりを持ちながら、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、当事者に伴走して寄り添い、継続的な支援を行います。

◆主な事業

事業名	内容	所管課
地域福祉コーディネーター事業 【再掲】	- 制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人ひとりに寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人ひとりの困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行います。 - 民生委員、行政、住民から入る情報に対して、状況の確認のための訪問、近隣の聞き取り、ポスティングによるアプローチ等を実施します。	地域福祉推進課
	担当機関 社会福祉協議会	

府中市の現状は？

◆高齢者福祉・障害者（児）に関するアンケート調査（令和7年度）

項目	現状値
どこに相談すればいいか分からない生活上の困りごとを抱えている人の割合	高齢者（ニーズ調査） 16.1%
	高齢者（居宅サービス利用者） 22.8%
	障害者（障害のある人） 30.1%
	障害児（保護者、育ちと発達） 42.4%

⑤ 多機関協働事業

本市では、複雑化・複合化した事例の調整役として関係機関の実務者である相談支援包括化推進員を福祉部門のみならず福祉分野以外の関係課からも選定・配置し、相談支援包括化推進会議を定期開催して、その運営を行うとともに、社会福祉法に定める多機関協働事業として「支援会議」・「重層的支援会議」の2つの会議を随時開催し、支援プラン作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）を行い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

◆主な事業

事業名	内容	所管課
相談支援包括化推進員の配置	- 市役所内および社会福祉協議会内の各部署に配置し、多機関協働事業における各部署の窓口になる担当者として、各部署内における日々の相談業務や必要な支援機関との連携のバックアップを行う等、多機関協働事業の要になる機能を担います。 - また、一次相談支援機関等が多機関協働事業に提出を検討している事例について、連絡・相談を受け多機関協働事業につなぐ役割、および支援会議や重層的支援会議等に参加し、事例検討を行います。 - さらに、相談支援包括化推進員が出席する相談支援包括化推進会議を定例で開催し、重層事業実施及び評価を行い、事業全体を推進します（詳細はP129参照）。	地域福祉推進課
	設置方法 ●●	
支援会議の開催	複合的な課題を有しており、支援関係機関による役割分担が望ましいケースについて、情報提供・情報共有、見守りと支援方針の理解と検討、緊急対応の検討、支援チームでの役割分担を目的として、会議を開催します。	地域福祉推進課
重層的支援会議の開催	支援会議で検討した結果、市として支援方針及びサービスの決定が必要な場合等に会議を開催します。	地域福祉推進課

支援会議（社会福祉法 106 条の 6）

構 成 員：当該事例に係る関係課の推進員、支援チーム等、事務局

開催頻度：随時開催

事務局ミーティングにて、支援会議での検討が適当とされた場合に、事務局が各相談支援包括化推進員、支援チーム等を招集して、支援会議を開催します。

支援会議では各分野の推進員を交え、多角的な視点で検討を行います。会議体の構成員には社会福祉法第106条の6第3項に基づいて本人同意がなくても情報共有が可能となっています。また、構成員は、気になる事例の情報提供・情報共有、各支援機関同士の共通認識のもとでの支援方針の明確化、見守りや機関内での支援体制の構築、緊急性がある事案への対応等の役割を担います。

複雑化・複合化した課題を有する人には、当事者に問題意識がない場合や、過去の経験等から支援を拒否しているなど、支援に関する同意が得られない場合も少なくありません。支援会議には守秘義務が課せられていることから、特に自ら支援を求めることが困難な人や支援が必要な状況にあるにも関わらず支援が届いていない人への支援を行うための効果が期待されています。支援会議で話し合われる内容については、前述の構成員が担う役割のとおりですが、想定される動きとして、現在進行形で実施されている個別支援プラン等の支援の経過から成果や課題を把握し、当事者の意識や状況の変化に応じて個別支援プラン等の見直しをすることも検討内容に含まれています。

重層的支援会議

構 成 員：当該事例に係る関係課の代表相談支援包括化推進員、相談支援包括化推進員、事務局

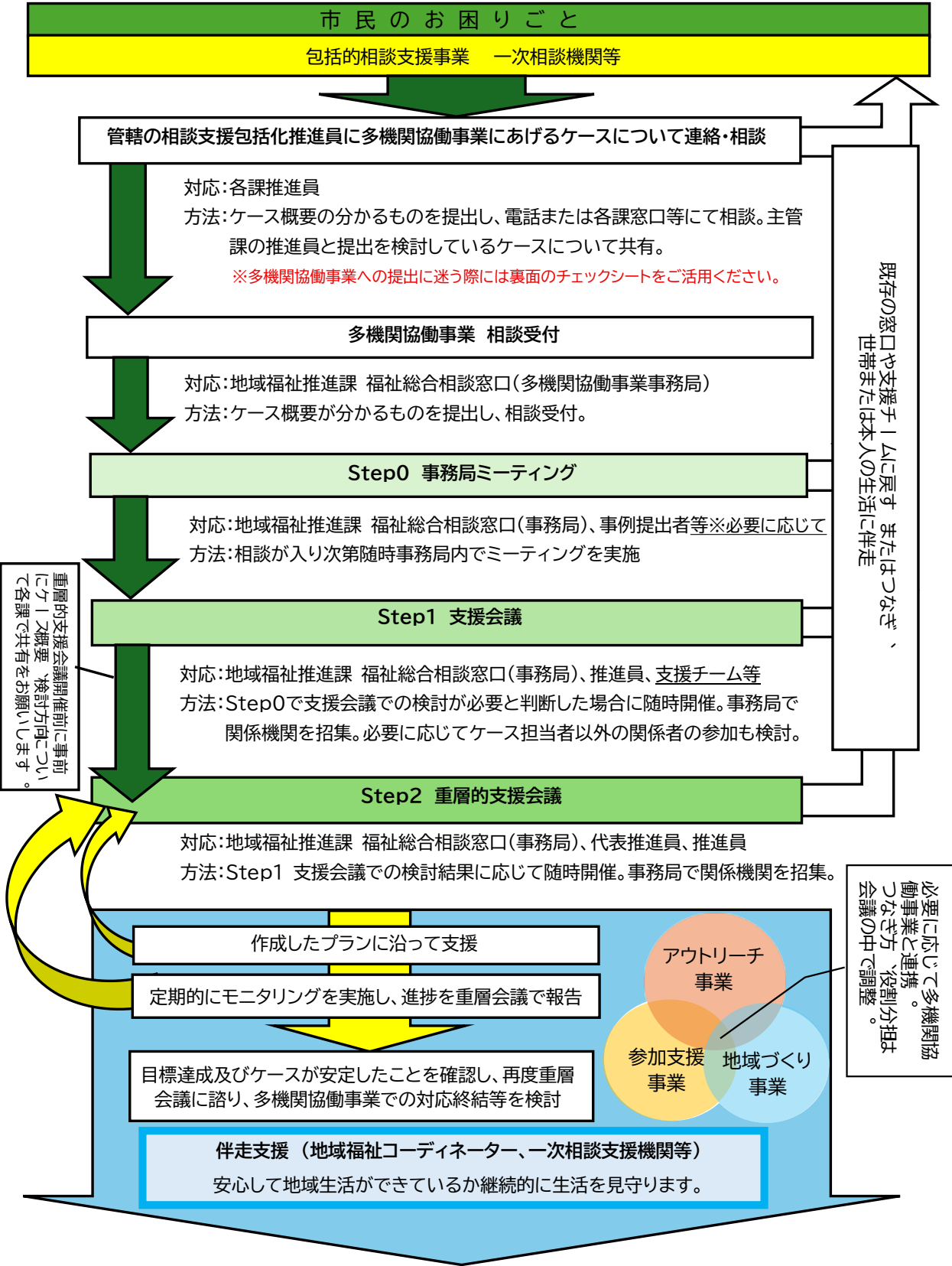
開催頻度：随時開催

支援会議で検討した結果、本市として支援方針及びサービスの決定が必要な場合等に事務局が上記の構成員を招集し、重層的支援会議を開催します。支援会議同様、支援会議から重層的支援会議に諮るまでの時間や対応は、ケース状況に応じて異なります。

重層的支援会議では、本市としての決定が必要と想定されることから、相談支援包括化推進員に加えて、代表相談支援包括化推進員が参加し、課を超えた調整が期待できる場となっています。重層的支援会議の構成員は、本市としての支援方針及び垣根を超えたサービスの決定、不足しているサービスや社会資源の開発に必要な課題の整理・認識の共有（地域課題共有）、プラン作成やプランの適切性の判断、再プラン作成等の役割を担います。

重層的支援会議はプラン作成や適切性の判断等を目的としていることから、会議後には、支援チームがプランをもとに当事者及び世帯に対する支援を実施します。既に個別支援プランがある場合には、重層的支援会議で決定した方針や新たに作成したプランに合わせた個別支援プランの見直しが必要となります。多機関協働事業等でのプランと個別支援プランの内容の整合性がとれて初めて一体的な支援が可能となります。

図表5-1 府中市多機関協働事業対応システムフロー



相談支援機関が抱える対応困難ケース

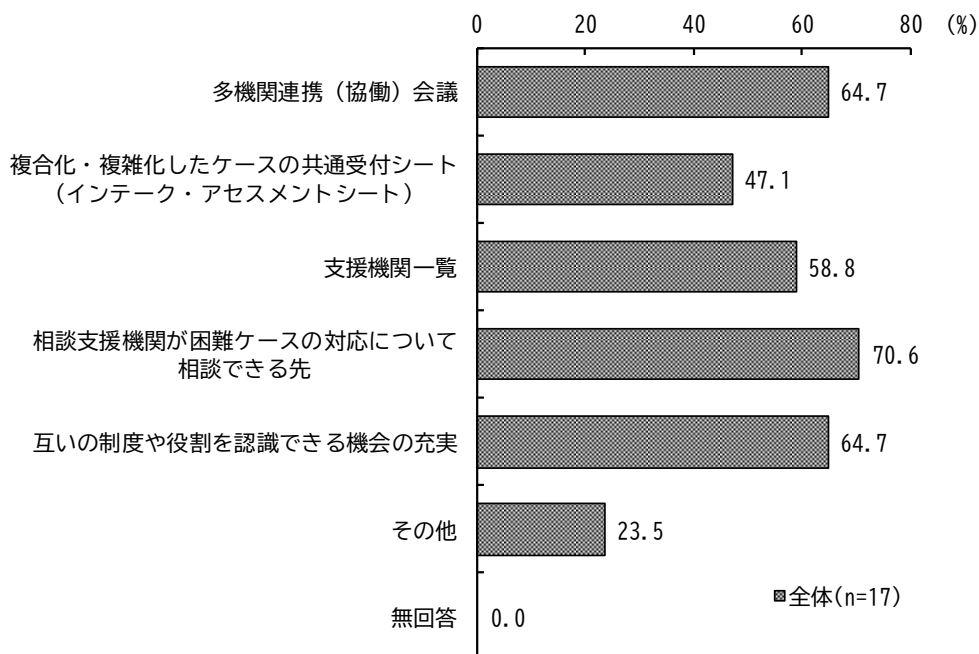
相談支援包括化推進員のいる本市の各部署、社会福祉協議会など24機関を対象に、令和7年6月に実施した相談支援機関等へのアンケート調査では、相談支援を行う上で7割に対応困難ケースがあることが分かりました。

具体的な対応困難ケースとして57件の事例があげられましたが、それぞれのケースは複合的な課題がある場合が多く、事例を要素ごとに分類すると、精神障害（疑い、精神不安含む）がある人、生活困窮・生活保護が多くなっていました。

対応困難ケースの年間実件数は4部署が30件以上と回答しており、すべての部署を合計すると年間414件となっています。また、困難ケース対応のためにあったらよい仕組みは、「相談支援機関が困難ケースの対応について相談できる先」、「多機関連携（協働）会議」、「互いの制度や役割を認識できる機会の充実」が6割を超えて、「支援機関一覧」が5割台、「複合化・複雑化したケースの共通受付シート（インテーク・アセスメントシート）」が4割台となっており、多様な仕組みが必要とされていました。

そのため、本市では令和8年度からの重層的支援体制整備事業の本格実施にあたり、本計画で示すように多様な仕組みを構築しています。

■困難ケース対応のためにあったらよい仕組み＜対応困難ケースがある機関＞



2 事業の推進体制

本市では、包括化支援推進体制の構築にあたり、市・関係機関の実務を担う相談支援包括化推進員を配置し、推進体制の中核を担っていきます。

具体的には、多機関協働事業の中心となる「支援会議」及び「重層的支援会議」を円滑に運営していくために、庁内関連機関の担当者で構成する「相談支援包括化推進会議」及び課長級職員で構成する「代表相談支援包括化推進会議」を開催し、事務局機能を担うとともに事業実施及び評価を行い、事業全体を推進します。

会議名	相談支援包括化 推進会議	代表相談支援包括化 推進会議	支援会議	重層的支援会議
出席者	推進員	代表推進員	当該事例に係る 関係課の推進員	当該事例に係る 関係課の代表推進員 と推進員
開催 頻度	定例開催 (年5回程度)	定例開催 (年1～2回)	随時開催	随時開催
会議 内容	・ 重層的支援体制推進に関する事項 ・ 個別支援の充実に 関する事項 ・ 不足しているサー ビスや社会資源の 開発に関する事項 ・ 各関係機関の取組 の共有 など	・ 相談支援包括化推 進会議の事業計画 や実績、評価に関 する事項 ・ 不足しているサー ビスや社会資源の 開発に関する事項 ・ 多機関協働事業で 扱った事例の進捗 確認、評価 など	・ 気になる事例の情 報提供・情報共有 ・ 見守りと支援方針 の理解と検討 ・ 緊急性がある事案 への対応等の検討 ・ 支援チームでの役 割分担 など	・ 府中市として世帯 全体の支援方針及 びサービスの決定 ・ 役割分担の明確化 ・ 不足しているサー ビスや社会資源の 開発に関する事項 ・ プラン策定、中断、 終結等の検討 など

推進員：相談支援包括化推進員 代表推進員：代表相談支援包括化推進員 のこと

図表 5－2 相談支援包括化推進員選出部署一覧（令和 8 年 4 月 1 日現在）

福祉保健部地域福祉推進課
福祉保健部生活福祉課（生活保護相談担当）
福祉保健部生活福祉課（自立生活支援担当）
福祉保健部高齢者支援課（相談担当）
福祉保健部介護保険課
福祉保健部障害者福祉課（サービス支援担当）
福祉保健部障害者福祉課（サービス支援担当 精神・発達）
福祉保健部障害者福祉課（基幹相談支援担当）
福祉保健部障害者福祉課（子ども発達支援センター発達支援担当）
福祉保健部健康推進課（成人保健係）
子ども家庭部子育て応援課（母子・父子自立支援担当）
子ども家庭部子ども家庭支援課（母子保健係）
子ども家庭部子ども家庭支援課（相談担当）
子ども家庭部保育支援課
子ども家庭部児童青少年課
市民協働推進部地域コミュニティ課
市民協働推進部多様性社会推進課（男女共同参画推進係）
市民協働推進部多様性社会推進課（多文化共生係）
都市整備部住宅課
教育部指導室
教育部教育センター
生活環境部産業観光課
市民部保険年金課
市民部納税課
府中市社会福祉協議会 地域活動推進課
府中市社会福祉協議会 権利擁護課

第6章 計画の推進に向けて

第6章 計画の推進に向けて

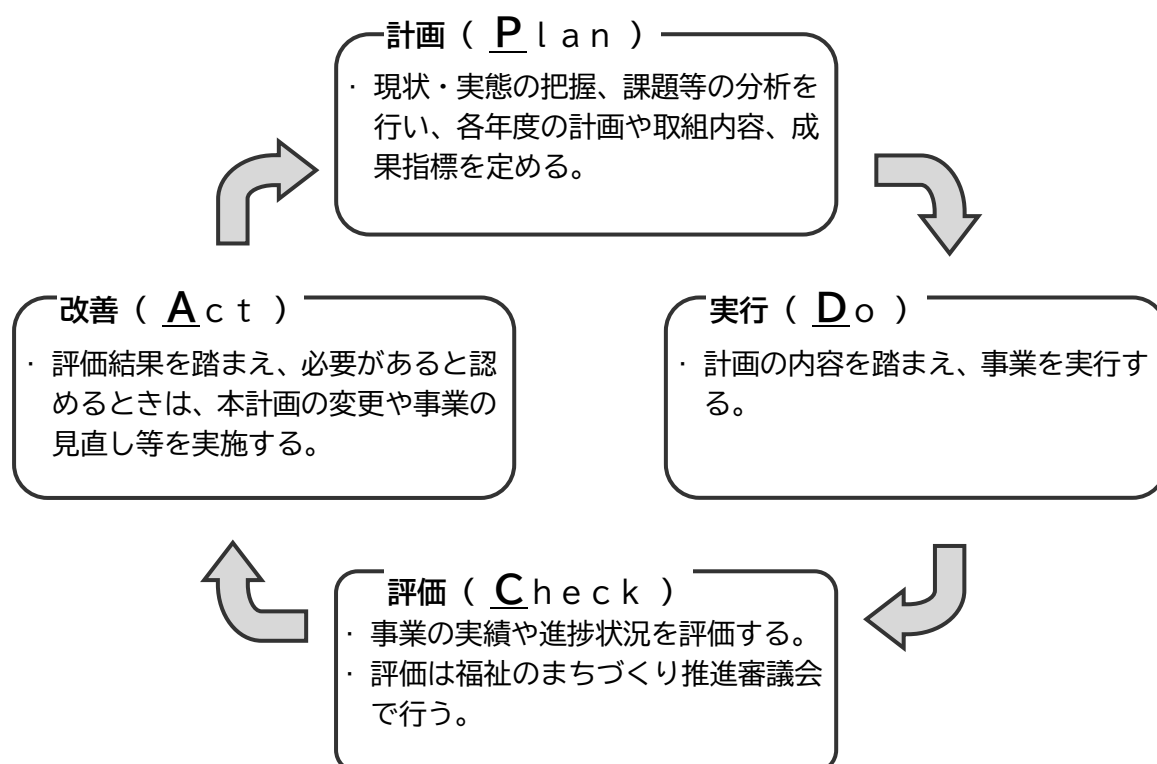
1 計画の評価体制

(1) 検討組織による計画の評価、推進

本計画の推進のため、引き続き、市民、学識経験者、関係機関・団体等から選出された委員で構成される「福祉のまちづくり推進審議会」において、事業の取組実績等を報告し、計画の進捗状況について評価を行います。

計画の進捗状況や本計画に影響を及ぼす事由が発生した際には、必要に応じて、本計画の変更や事業の見直し等を実施します。

図表6-1 PDCAサイクルの図



(2) ロジックモデルの考え方に沿った指標設定及びモニタリング

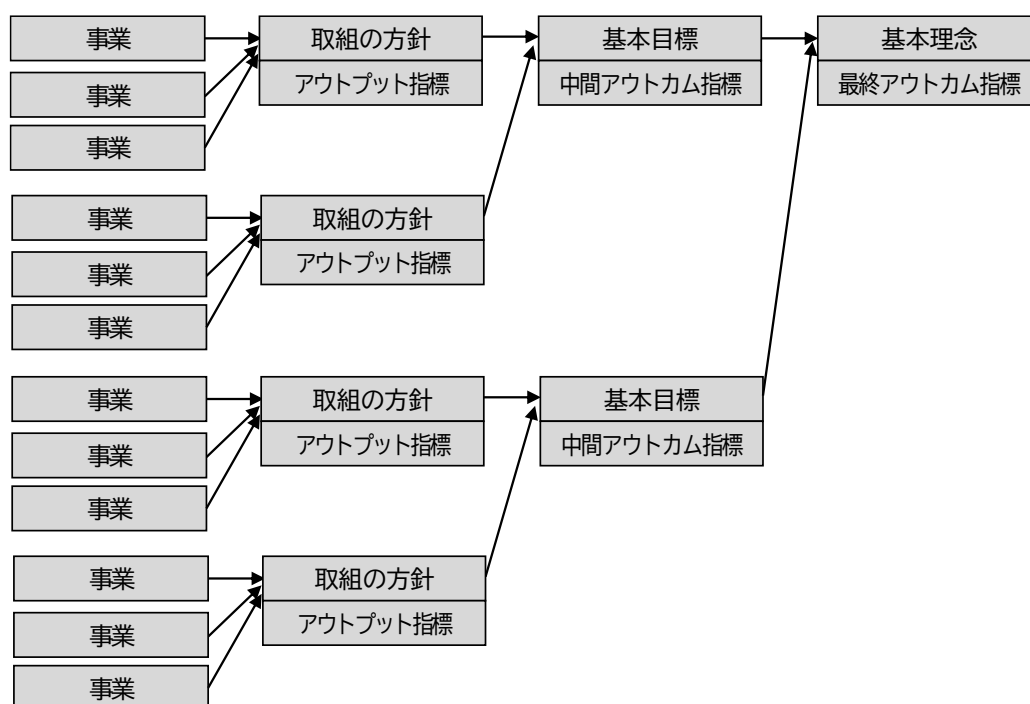
本計画では、ロジックモデルの考え方を取り入れ、基本理念を最終アウトカムとして、基本目標ごとの指標を中間アウトカムとして設定しています。

ロジックモデルは、PDCAサイクル評価手法の一つであり、事業や政策が最終的な目標を達成するまでの道筋を体系的に示した政策評価の手法です。

従来の評価指標がアウトプット（件数や回数）を評価指標としてきた一方で、ロジックモデルでは、アウトカム指標（対象となる市民の意識や行動変容、地域の変化等）を評価指標とし、その効果と影響を把握することで、施策の評価を行うものです。このアウトカム指標を積み重ねた結果として、どのような成果や変化が生まれたのかを確認し、その結果を次期計画の見直しや改善につなげていくという考え方です。

本市では、ロジックモデルの考え方に沿った指標を設定し、事業評価と一体となった施策評価を進めます。

図表6-2 ロジックモデルの構造



2 計画の推進体制

(1) 庁内連携の強化

地域福祉及び福祉のまちづくりは様々な分野に関係しており、課題も複合化しています。課題を解決し、取組を推進するため、庁内関係部署との横断的な連携の強化を図ります。

(2) 地域、国・東京都との協働・連携

市民、民生委員・児童委員、自治会・町会等の地縁組織、様々な市民活動団体及び社会福祉法人等の事業者並びに国・東京都の関係機関と、協働・連携して地域福祉及び福祉のまちづくりを推進します。

その中でも、府中市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」とは、本市の地域福祉の推進という共通の理念のもと、整合性を図り取組を進めます。

(3) 計画及び事業内容の周知

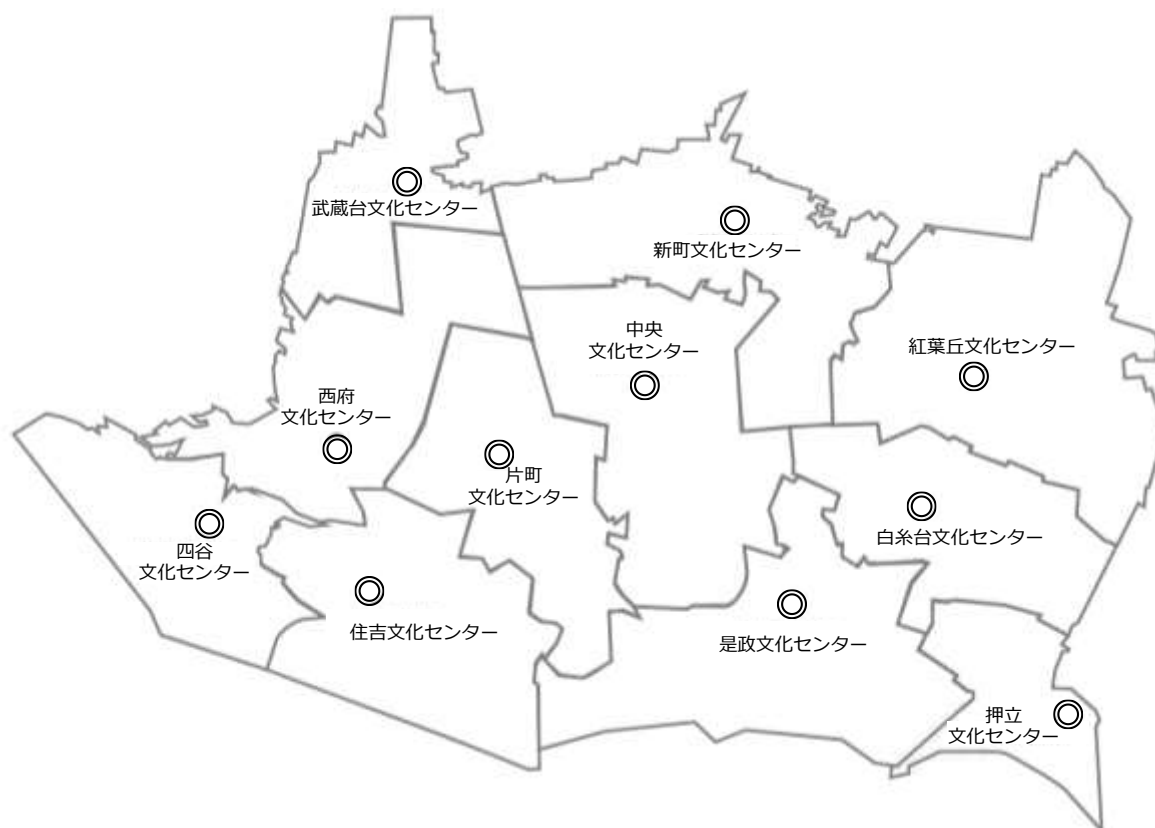
本計画を推進していく上で、本市の課題や本計画の目指す理念等について、市民、活動団体、関係機関、事業者等に共通認識を持ってもらうことが必要です。

そのため、市の広報やホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知していきます。

卷 末 資 料

資料 1 福祉エリア別の現状・地域資源

福祉エリア



◆福祉エリア

エリア	該当地域
中央福祉エリア	天神町（１・２丁目）、幸町、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町（１丁目）、寿町、晴見町（１・２丁目）
白糸台福祉エリア	白糸台（車返団地除く）、小柳町（１・３丁目）、若松町（１・２丁目）、清水が丘（３丁目）
西府福祉エリア	東芝町、本宿町、日新町、西府町
武蔵台福祉エリア	武蔵台、北山町、西原町
新町福祉エリア	浅間町、天神町（３・４丁目）、新町、晴見町（３・４丁目）、栄町
住吉福祉エリア	南町、分梅町（２～５丁目）、住吉町
是政福祉エリア	小柳町（２・４～６丁目）、清水が丘（１・２丁目）、是政
紅葉丘福祉エリア	多磨町、朝日町、紅葉丘、若松町（３～５丁目）
押立福祉エリア	押立町、車返団地
四谷福祉エリア	四谷
片町福祉エリア	矢崎町、本町、片町、宮西町（２～５丁目）、分梅町（１丁目）、日鋼町、美好町

中央文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	3.66km ²	
地域	天神町(1・2丁目)、幸町、府中町、緑町、宮町、八幡町、日吉町、宮西町(1丁目)、寿町、晴見町(1・2丁目)	
世帯 (全市に占める割合)	24,170世帯 18.4%	
人口 (全市に占める割合)	45,912人 17.6%	
3 区 分 人 口	0～14歳	5,561人 12.1%
	15～64歳	30,632人 66.7%
	65歳以上	9,719人 21.2%
	75歳以上(再掲)	5,439人 11.8%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	131,330世帯	
人口	260,998人	
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高 齢 者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター安立園
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・安立園特別養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム信愛緑苑
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム安立園 ・特別養護老人ホーム信愛緑苑
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・生活協同組合パルシステム東京 グループホーム府中陽だまり
	特定施設入居者生活 介護(介護付き有料老人 ホーム)	・メディカル・リハビリホーム くらら京王東府中 ・デンマークINN府中 ・SOMPOケア ラヴィーレ府中 ・リアンレーヴ府中 ・やかた三本木
	その他	・府中市シルバー人材センター(ふれあい会館内)
障 害 の あ る 人	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターあけぼの
	指定特定相談支援事業所	・エンパワメントふちゅう ・地域生活支援センターあけぼの ・ふくし・生活の相談 and ・サポートにんな
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターあけぼの
	日中活動系施設	・FLAGS design ・manaby府中駅前事業所 ・童里夢工房 ・カンタービレ ・LITALICOワークス府中 ・manaby 府中駅前事業所 ・Cocorport 府中駅前office ・府中共同作業所 ・ワークセンターこむたん ・社会福祉法人府中市社会福祉協議会「は～もにい」 ・府中さくらの杜 ・ウェルビー府中駅前センター
	障害児通所施設	・放課後等デイサービス ふあんふあん 天神町 ・放課後等デイサービス ふあんふあん 府中町 ・スポーツひろばプレイス 府中教室 ・放課後デイサービス ぽーと ・放課後等デイサービスリアン府中緑町 ・Tossie ・マーシーアーティスト
	グループホーム	・けやきの樹 ・グループホームあけぼの

地域資源		
子ども・子育て	子ども家庭支援センター	・子ども家庭支援センター「たっち」 ・子育て世代包括支援センター「みらい」
	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」さんぽんぎ
	市立保育所	・中央保育所 ・八幡保育所 ・三本木保育所
	私立保育園	・府中愛児園 ・晴見保育園 ・府中めぐみ保育園 ・そよかぜハーモニー保育園 ・よつば保育園 ・第2キッズランド府中保育園 ・このめ保育園 ・まなびの森保育園府中 ・府中緑町・学びの保育園
	認証保育所	・府中プチ・クレイシュ ・ビジョンランド府中 ・ポピンズナーサリースクール府中 ・みのり保育園 ・ぱる★キッズ府中
	地域型保育事業	・保育ルームひよこっこはちまん
	幼稚園	・私立府中文化幼稚園 ・私立府中天神町幼稚園 ・私立あおい第一幼稚園
	小学校	・市立府中第一小学校 ・市立府中第二小学校
	中学校	・市立府中第一中学校
	学童クラブ	・第一学童クラブ本館・分館 ・第二学童クラブ本館・分館
保健		・多摩府中保健所(府中合同庁舎内) ・保健センター ・府中市医師会 ・府中市歯科医師会 ・府中市薬剤師会
その他	文化・コミュニティ	・中央文化センター ・府中の森芸術劇場分館 ・ふるさと府中歴史館 ・市民会館(ルミエール府中内) ・旧府中グリーンプラザ分館 ・市民活動センター「プラッツ」 ・中央図書館(ルミエール府中内) ・宮町図書館(ふるさと府中歴史館内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所府中駅北第2庁舎 ・中央防災センター(東京消防庁府中消防署内) ・市政情報センター ・消費生活センター ・府中国際交流サロン(府中駅北第2庁舎内) ・いきいきワーク府中 ・府中市社会福祉協議会(ふれあい会館内) ・府中ボランティアセンター(ふれあい会館内) ・ふれあい福祉相談(ふれあい会館内) ・権利擁護センターふちゅう(ふれあい会館内) ・生活福祉資金貸付事業相談窓口(ふれあい会館内) ・府中地区保護司会サポートセンター(ふれあい会館内) ・多摩交流センター(府中駅北第2庁舎内) ・東京消防庁府中消防署 ・警視庁府中警察署 ・府中防犯協会(府中警察署内) ・武蔵府中郵便局 ・府中三郵便局 ・府中八幡宿郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

白糸台文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	2.34km ²	
地域	白糸台(車返団地除く)、小柳町(1・3丁目)、若松町(1・2丁目)、清水が丘(3丁目)	
世帯 (全市に占める割合)	15,979世帯 12.2%	
人口 (全市に占める割合)	30,671人 11.8%	
3 区 分 人 口	0～14歳	3,583人 11.7%
	15～64歳	20,824人 67.9%
	65歳以上	6,264人 20.4%
	75歳以上(再掲)	3,482人 11.4%

※面積・世帯・人口は白糸台を全て含む。

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	131,330世帯	
人口	260,998人	
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター白糸台
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ファミリート府中
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホームたちばなの園 白糸台
	短期入所生活介護	・たちばなの園白糸台
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ファミリート府中
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・ぐるーぷほーむ 白糸台
	小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護 なぎの木
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・メディカル・リハビリホームボンセジュール白糸台 ・グランダ府中白糸台
障害のある人	住宅型有料老人ホーム	・ベストライフ府中
	地域生活支援センター(委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターふらっと
	指定特定相談支援事業所	・し〜ま ・ケアチーム大芽 ・地域生活支援センターふらっと
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターふらっと
	日中活動系施設	・ギャロップ ・ケアチーム大芽 ・わかまつ共同作業所 ・むさし結いの家 ・作業所TOTTO
	障害児通所施設	・ちゃいころ児童デイサービス府中 ・放課後等デイサービスリアン府中白糸台 ・放課後等デイサービス オンリーワン
子ども・子育て	私立保育園	・山手保育園 ・キッズルームこっこ保育園 ・山手こひつじ保育園 ・白糸さくらんぼ保育園 ・太陽の子清水が丘三丁目保育園 ・ふちしらコスモ保育園 ・まなびの森保育園東府中
	幼稚園	・府中白糸台幼稚園 ・府中佼成幼稚園
	小学校	・市立白糸台小学校 ・市立小柳小学校 ・市立府中第四小学校 ・市立南白糸台小学校
	学童クラブ	・第四学童クラブ ・白糸台学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・白糸台文化センター ・白糸台図書館(白糸台文化センター内)
	上記以外の主な公共施設	・府中市役所東部出張所(白糸台文化センター内) ・府中白糸台郵便局 ・府中車返団地内郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

西府文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.80km ²
地域		東芝町、本宿町、 日新町、西府町
世帯 (全市に占める割合)		9,424世帯 7.2%
人口 (全市に占める割合)		20,172人 7.7%
3 区 分 人 口	0～14歳	2,732人 13.5%
	15～64歳	13,631人 67.6%
	65歳以上	3,809人 18.9%
	75歳以上(再掲)	2,212人 11.0%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターにしふ
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム鳳仙寮
	短期入所生活介護	・鳳仙寮ショートステイ ・ショートステイ ソラスト西府
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・グループホームえがおの家西府 ・ニチイケアセンター西府
	小規模多機能型居宅介護	・ケアホームこまつ府中営業所
	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	・ベストライフ西府 ・フローレンスケア聖蹟桜ヶ丘 ・アビリティーズ・気まま館 ブルーベリーコート府中 ・チャーム府中日新町
	住宅型有料老人ホーム	・コートウエスト府中
障害のある人	日中活動系施設	・西府いこいプラザ ・就労移行支援事業所ハピネスサポーター西府 ・みらい
	障害児通所施設	・児童デイサービス サンフラワー府中 ・根っこくらぶ ・放課後等デイサービスリアン府中美好教室
	グループホーム	・ベリイーズ ・西府いこいプラザ ・Method
子ども・子育て	市立保育所	・西保育所
	私立保育園	・府中保育園分園 ・まなびの森保育園西府 ・第2府中保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園分園 ・トレジャーキッズぶばい保育園
	認証保育所	・府中エンゼルホーム ・リブリエンゼル府中
	幼稚園	・私立府中あおい幼稚園
	小学校	・市立府中第五小学校 ・市立本宿小学校 ・市立日新小学校
	中学校	・市立府中第十中学校
	学童クラブ	・第五学童クラブ本館 ・第五学童クラブ分館 ・本宿学童クラブ ・日新学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・西府文化センター ・国史跡武蔵府中熊野神社古墳展示館 ・西府図書館(西府文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中市役所西部出張所(西府文化センター内) ・府中日新郵便局 ・府中西府町郵便局

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

武蔵台文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.68km ²
地域		武蔵台、北山町、西原町
世帯 (全市に占める割合)		7,064世帯 5.4%
人口 (全市に占める割合)		13,897人 5.3%
3 区 分 人 口	0～14歳	1,506人 10.8%
	15～64歳	8,492人 61.1%
	65歳以上	3,899人 28.1%
	75歳以上(再掲)	2,390人 17.2%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】

令和7年1月1日現在。

【出典】

住民基本台帳より。

地域資源		
高 齢 者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センター泉苑
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム信愛泉苑
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム信愛泉苑
障 害 の あ る 人	日中活動系施設	・東京都立府中療育センター ・食彩さしすせそ
	障害児通所施設	・ドリームボックス武蔵台
	障害児入所施設	・小児総合医療センター ・東京都立府中療育センター
	グループホーム	・コスモス ・ケアホーム はんもつく ・クオーレ武蔵台グループホーム
	特別支援学校	・都立武蔵台学園 ・都立武蔵台学園府中分教室 ・都立府中けやきの森学園 くぬぎ分教室
	障害児支援機関	・都立府中療育センター ・都立小児総合医療センター
	その他	・東京都多摩難病相談・支援室(東京都立神経病院内)
子 ど も ・ 子 育 て	子ども家庭支援センター	・子ども家庭支援センター「しらとり」
	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」きたやま
	市立保育所	・北山保育所
	私立保育園	・千春保育園
	地域型保育事業	・ねぎし保育園
	幼稚園	・私立北山幼稚園
	小学校	・市立府中第七小学校 ・市立武蔵台小学校
	中学校	・市立府中第七中学校
そ の 他	学童クラブ	・第七学童クラブ ・武蔵台学童クラブ
	文化・コミュニティ	・武蔵台文化センター ・武蔵台図書館(武蔵台文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中北山郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

新町文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.91km ²
地域		浅間町、天神町 (3・4丁目)、 新町、晴見町 (3・4丁目)、 栄町
世帯 (全市に占める割合)		12,382世帯 9.4%
人口 (全市に占める割合)		25,920人 9.7%
3 区 分 人 口	0～14歳	2,835人 11.2%
	15～64歳	15,797人 62.5%
	65歳以上	6,658人 26.3%
	75歳以上(再掲)	3,918人 15.5%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターしんまち
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・ヒューマンライフケア府中グループホーム ・セントケアホーム府中新町
	小規模多機能型居宅介護	・セントケア府中新町 ・パナソニックエイジフリーケアセンター府中栄町・小規模多機能
	看護小規模多機能型居宅介護	・セントケア看護小規模府中新町
障害のある人	日中活動系施設	・ワークショップさかえ ・ちえホーム
	障害児通所施設	・ドリームボックス浅間町 ・きぼうクラブ
	グループホーム	・調布寮 ・グループホームSunSun浅間町
子ども・子育て	市立保育所	・北保育所
	私立保育園	・めぐみ第二保育園
	認証保育所	・府中北プチ・クレイシュ ・田中保育所 ・きなり保育園 ・結hana保育園
	幼稚園	・私立明星幼稚園 ・私立府中新町幼稚園 ・私立三光幼稚園
	小学校	・市立府中第六小学校 ・市立府中第九小学校 ・市立新町小学校 ・私立明星小学校
	中学校	・市立府中第五中学校 ・市立浅間中学校 ・私立明星中学校
	学童クラブ	・第六学童クラブ ・第九学童クラブ ・新町学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・新町文化センター ・生涯学習センター ・府中市美術館 ・府中の森芸術劇場 ・新町図書館(新町文化センター内) ・生涯学習センター図書館(生涯学習センター内)
	上記以外の主な公共施設	・府中刑務所 ・栄町出張所(消防) ・府中浅間郵便局 ・府中学園通郵便局 ・府中栄町郵便局

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

住吉文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		2.91km ²
地域		南町、分梅町(2～5丁目)、住吉町
世帯 (全市に占める割合)		13,426世帯 10.2%
人口 (全市に占める割合)		27,058人 10.4%
3 区 分 人 口	0～14歳	3,219人 11.9%
	15～64歳	17,423人 64.4%
	65歳以上	6,416人 23.7%
	75歳以上(再掲)	3,988人 14.7%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターみなみ町
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・特別養護老人ホーム介護老人福祉施設「わたしの家 府中」
	短期入所生活介護	・特別養護老人ホーム介護老人福祉施設「わたしの家 府中」
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・たのしい家 武蔵府中 ・グループホーム みんなの家・府中南町 ・グループホーム きらら府中中河原
	特定施設入居者生活 介護(介護付き有料老人ホーム)	・ニチイケアセンター府中南町
障害のある人	地域生活支援センター (委託相談支援事業所)	・地域生活支援センターみ～な
	指定特定相談支援事業所	・地域生活支援センターみ～な ・わの会相談支援
	障害児相談支援事業所	・地域生活支援センターみ～な ・わの会相談支援
	日中活動系施設	・府中市立心身障害者福祉センター作業生活実習訓練事業所 ・集いの家 ・作業所スクラム ・梅の木の家共同作業所 ・フレンズファーム ・コットンハウス ・プロジェクトツツケやきのもり
	障害児通所施設	・リボン 第3教室
子ども子育て	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」すみよし
	市立保育所	・住吉保育所
	私立保育園	・南分倍保育園 ・府中保育園 ・キッズランド府中保育園 ・府中中河原雲母保育園 ・まなびの森保育園中河原 ・ヴィラまなびの森保育園住吉町
	幼稚園	・府中わかば幼稚園
	小学校	・市立住吉小学校 ・市立南町小学校
	学童クラブ	・住吉学童クラブ ・南町学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・住吉文化センター ・男女共同参画センター「フチャール」 ・郷土の森博物館 ・住吉図書館(住吉文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・分梅出張所(消防) ・都立多摩職業能力開発センター府中校 ・府中分梅郵便局 ・府中中河原郵便局 ・東京多摩郵便局

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

是政文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		3.44km ²
地域		小柳町(2・4～6丁目)、清水が丘(1・2丁目)、是政
世帯 (全市に占める割合)		11,603世帯 8.8%
人口 (全市に占める割合)		23,600人 9.0%
3 区 分 人 口	0～14歳	2,721人 11.5%
	15～64歳	15,447人 65.5%
	65歳以上	5,432人 23.0%
	75歳以上(再掲)	3,069人 13.0%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】

令和7年1月1日現在。

【出典】

住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターこれまさ
	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	・グループホームこもれび家族
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・グッドタイムナーシングホーム府中式番館
	住宅型有料老人ホーム	・ファミリー・ホスピス ライブクロス
障害のある人	障害児通所施設	・ハッピーテラス東府中 ・ちゃいくる2号館
子ども・子育て	市立保育所	・小柳保育所
	私立保育園	・是政保育園 ・是政保育園分園 ・にじのいろ保育園 ・山手保育園清水が丘分園 ・ソラスト府中保育園 ・ソラスト府中保育園分園
	認証保育所	・エーワン東府中駅前保育園 ・ごんべのお宿保育園 ・京王キッズプラッツ東府中
	幼稚園	・府中白百合第二幼稚園
	小学校	・市立府中第八小学校
	中学校	・市立府中第九中学校
	学童クラブ	・第八学童クラブ ・小柳学童クラブ
	教育センター	・教育センター ・学びの多様化学校「かがやき」(教育センター内)
その他	文化・コミュニティ	・是政文化センター ・郷土の森観光物産館(郷土の森観光情報センター) ・是政図書館(是政文化センター内)
	上記以外の主な公共施設	・是政出張所(消防) ・府中小柳町郵便局 ・府中清水が丘郵便局 ・府中是政郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

紅葉丘文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		4.14km ²
地域		多磨町、朝日町、 紅葉丘、若松町 (3～5丁目)
世帯 (全市に占める割合)		11,609世帯 8.8%
人口 (全市に占める割合)		23,213人 8.9%
3 区 分 人 口	0～14歳	2,791人 12.0%
	15～64歳	15,386人 66.3%
	65歳以上	5,036人 21.7%
	75歳以上(再掲)	2,949人 12.7%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】

令和7年1月1日現在。

【出典】

住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターあさひ苑
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・府中市立特別養護老人ホームあさひ苑 ・特別養護老人ホーム府中若松苑 ・特別養護老人ホーム明日に架ける橋
	短期入所生活介護	・府中市立あさひ苑高齢者在宅サービスセンター ・特別養護老人ホーム府中若松苑 ・特別養護老人ホーム明日に架ける橋
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・はなまるホーム紅葉丘
	特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	・ニチイホーム東府中
障害のある人	日中活動系施設	・障害者支援施設 みずき ・わかたけ作業所 ・府中生活実習所 ・Tomorrow
	障害者入所施設	・障害者支援施設 みずき
	障害児通所施設	・デイクアステーションカルテット
	グループホーム	・せんげん
	特別支援学校	・都立府中けやきの森学園
	生活実習所	・府中生活実習所
子ども・子育て	地域子育て支援センター	・地域子育て支援センター「はぐ」ひがし
	市立保育所	・東保育所
	私立保育園	・さくらんぼ保育園 ・さくらんぼ保育園分園 ・わらしこ保育園 ・キッズエイド武蔵保育園 ・やまびこ保育園 ・わらしこ第2保育園
	地域型保育事業	・保育ルームひよこっこわかまつ
	幼稚園	・私立府中つくし幼稚園 ・私立武蔵野学園ひまわり幼稚園
	小学校	・市立府中第十小学校 ・市立若松小学校 ・私立武蔵野学園小学校
	中学校	・市立府中第二中学校
	学童クラブ	・第十学童クラブ ・若松学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・紅葉丘文化センター ・紅葉丘図書館(紅葉丘文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・朝日出張所(消防) ・府中紅葉丘郵便局 ・府中若松町郵便局

【地域資源】

令和7年10月1日現在。

押立文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.31km ²
地域		押立町、車返団地
世帯 (全市に占める割合)		4,520世帯 3.4%
人口 (全市に占める割合)		9,450人 3.6%
3 区 分 人 口	0～14歳	967人 10.2%
	15～64歳	5,577人 59.0%
	65歳以上	2,906人 30.8%
	75歳以上(再掲)	1,642人 17.4%

※面積・世帯・人口は車返団地を含まない。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターおしたて
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ふれあいの里
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ふれあいの里
障害のある人	指定特定相談支援事業所	・つくしんぼう
	障害児相談支援事業所	・つくしんぼう
	日中活動系施設	・府中あゆみ園 ・府中ひまわり園
	グループホーム	・アメニティ府中
子ども・子育て	私立保育園	・押立保育園 ・押立第二保育園
	中学校	・市立府中第六中学校
	学童クラブ	・南白糸台学童クラブ
その他	文化・コミュニティ	・押立文化センター ・押立図書館(押立文化センター内)

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

四谷文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積		1.87km ²
地域		四谷
世帯 (全市に占める割合)		5,751世帯 4.4%
人口 (全市に占める割合)		13,127人 5.0%
3 区 分 人 口	0～14歳	1,831人 13.9%
	15～64歳	8,533人 65.0%
	65歳以上	2,763人 21.0%
	75歳以上(再掲)	1,637人 12.5%

【参考：市全体】

人口・世帯等		
面積		29.43km ²
世帯		131,330世帯
人口		260,998人
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高 齢 者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターよつや苑
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ウイング
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	・府中市立特別養護老人ホームよつや苑
	短期入所生活介護	・府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ウイング
	認知症対応型共同生活 介護(グループホーム)	・グループホーム みんなの家・府中 ・グループホーム よつや正吉苑
	小規模多機能型居宅介護	・小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑
子 ど も ・ 子 育 て	私立保育園	・第2府中保育園 ・明桜保育園
	認証保育所	・ヒューマンアカデミー中河原保育園
	幼稚園	・私立府中ひばり幼稚園
	小学校	・市立四谷小学校 ・市立日新小学校
	中学校	・市立府中第八中学校
	学童クラブ	・四谷学童クラブ ・日新学童クラブ
そ の 他	文化・コミュニティ	・四谷文化センター ・四谷図書館(四谷文化センター内)
	上記以外の 主な公共施設	・府中四谷郵便局

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

片町文化センター圏域 人口・世帯、地域資源データ

人口・世帯等		
面積	2.39km ²	
地域	矢崎町、本町、片町、宮西町(2～5丁目)、分梅町(1丁目)、日鋼町、美好町	
世帯 (全市に占める割合)	15,402世帯 11.7%	
人口 (全市に占める割合)	28,608人 11.0%	
3 区 分 人 口	0～14歳	3,334人 11.7%
	15～64歳	19,224人 67.2%
	65歳以上	6,050人 21.1%
	75歳以上(再掲)	3,296人 11.5%

【参考:市全体】

人口・世帯等		
面積	29.43km ²	
世帯	131,330世帯	
人口	260,998人	
3 区 分 人 口	0～14歳	31,080人 11.9%
	15～64歳	170,966人 65.5%
	65歳以上	58,952人 22.6%
	75歳以上(再掲)	34,022人 13.0%

【人口・世帯等の基準日】
令和7年1月1日現在。

【出典】
住民基本台帳より。

地域資源		
高齢者	地域包括支援センター	・府中市地域包括支援センターかたまち
	介護老人保健施設	・介護老人保健施設ピースプラザ
	短期入所療養介護	・介護老人保健施設ピースプラザ
	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)	・まどか府中 ・グッドタイムホーム 府中 ・ヘルス・ケア・ヴィラ府 ・チャーム府中番場
	介護予防推進センター	・介護予防推進センター「いきいきプラザ」
障害のある人	地域生活支援センター(委託相談支援事業所)	・地域生活支援センタープラザ
	指定特定相談支援事業所	・JPS相談支援センター ・相談室 たいよう ・地域生活支援センタープラザ ・相談室ウェル
	障害児相談支援事業所	・JPS相談支援センター ・相談室ウェル
	日中活動系施設	・毎日CAMP
	障害児通所施設	・放課後デイサービス プティ フォンティーン ・発達支援つむぎ府中ルーム ・こもれび ・放課後等デイサービスリアン府中美好教室 ・咲楽
	グループホーム	・グループホーム こんぺいとう ・チロリン村 ・森の時計 ・グループホームVif ・グループホームあさや
子ども・子育て	子ども発達支援センター	・府中市子ども発達支援センター「はばたき」
	市立保育所	・西保育所 ・本町保育所 ・美好保育所
	私立保育園	・高安寺保育園 ・分倍保育園 ・光明高倉保育園 ・光明府中南保育園 ・アスク府中本町保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園 ・ラフ・クルー分倍河原保育園分園 ・アスク府中片町保育園 ・トレジャーキッズぶばい保育園
	認証保育所	・グローバルキッズ府中本町園 ・こもれび保育園府中本町園
	幼稚園	・府中白百合幼稚園
	小学校	・市立府中第三小学校 ・市立矢崎小学校
	中学校	・市立府中第三中学校 ・市立府中第四中学校
	学童クラブ	・第三学童クラブ ・矢崎学童クラブ
	文化・コミュニティ	・片町文化センター ・片町図書館(片町文化センター内)
その他	上記以外の主な公共施設	・府中市役所 ・府中公共職業安定所(ハローワーク府中) ・府中本町二郵便局 ・府中片町郵便局 ・府中日鋼町郵便局 ・府中美好郵便局

【地域資源】
令和7年10月1日現在。

資料２ 府中市福祉のまちづくり推進審議会

(１) 委員名簿

任期：令和７年８月１日～令和９年７月３１日

	氏名	選出区分	団体名等
○	菱 沼 幹 男	学識経験者	日本社会事業大学
◎	横 倉 聡	学識経験者	東洋英和女学院大学
	阿 部 真 子	市民	府中市立小中学校ＰＴＡ連合会
	久保寺 治	市民	府中市自治会連合会
	野 本 和 久	事業者	府中市医師会
	宮 本 史	事業者	むさし府中商工会議所
	石 渡 章 浩	事業者(社会福祉事業)	府中市社会福祉協議会 【令和７年８月１日～令和８年３月３１日】
	花 岡 麻穂子	事業者(社会福祉事業)	府中市社会福祉協議会 【令和８年４月１日～令和９年７月３１日】
	田 中 陽 子	事業者(社会福祉事業)	府中地区保護司会
	原 田 まち子	事業者(社会福祉事業)	府中市民生委員児童委員協議会
	比 嘉 登美枝	事業者(社会福祉事業)	社会福祉法人 多摩同胞会
	山 寄 福	高齢者団体の代表者	府中市シニアクラブ連合会
	高 橋 隆 行	障害者団体の代表者	府中視覚障害者福祉協会
	高 橋 史	障害者団体の代表者	府中市肢体不自由児者父母の会
	中 村 純 子	障害者団体の代表者	府中市聴覚障害者協会
	若 松 正 子	公募市民	

(選出区分内で５０音順・敬称略)

◎会長、○副会長(団体名等は就任時)

(2) 検討経過

【令和7年度】

回	開催日	主な審議内容
第1回	令和7年 8月8日(金)	1 会議の公開等について 2 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定について 3 府中市地域福祉計画策定連携会議設置要領(案)について 4 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施する調査及びグループディスカッションの概要について 5 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュールについて
第2回	令和7年 9月12日(金)	1 第1回福祉のまちづくり推進審議会からの資料の変更・修正について 2 府中市地域福祉計画策定連携会議委員の推薦について 3 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施するアンケート調査について
第3回	令和7年 11月17日(月)	1 11圏域別グループディスカッションの実施結果について 2 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(令和3年度から令和8年度)の進行管理及び評価方法について 3 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の令和6年度実績について
第4回	令和8年 2月20日(金)	1 次期府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定のために実施した調査(一般市民調査)及び11圏域別グループディスカッションの集計結果について 2 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向について

【令和8年度】

回	開催日	主な審議内容
第1回	令和8年 5月15日（金）	1 次期計画策定に係る調査報告書について 2 次期計画の体系と基本的考え方について
第2回	令和8年 7月17日（金）	1 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案について
第3回	令和8年 8月14日（金）	1 次期地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画素案について
第4回	令和8年 9月11日（金）	

資料3 地域福祉計画策定連携会議

(1) 委員名簿

任期：令和8年2月12日～令和9年3月31日

	氏名	選出区分	肩書
◎	横 倉 聡	府中市福祉のまちづくり推進審議会	会長
	廣 瀬 圭 子	府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進等協議会	会長
	藤 原 佳 典	府中市保健計画・食育推進計画推進協議会	会長
	岡 本 直 樹	府中市障害者計画推進協議会	委員
	平 田 嘉 之	府中市子ども・子育て審議会	副会長

(敬称略)

◎会長（団体名等は就任時）

(2) 検討経過

【令和7年度】

回	開催日	主な審議内容
第1回	令和8年 2月12日（木）	1 地域福祉計画策定連携会議について 2 各計画における検討・進捗状況について 3 各分野アンケート調査及びグループディスカッションの結果報告 4 今後のスケジュールについて

【令和8年度】

回	開催日	主な審議内容
第1回	令和8年 6月16日（火）	1 次期計画の理念・体系・骨子について
第2回	令和8年 8月24日（月）	1 次期計画の理念・体系・骨子について

資料4 11 圏域別グループディスカッションでの意見

(1) 地域の課題（困っていること、課題を抱える人・世帯）

「自治会・町会等への加入者の減少、存続不安」、「高齢の単身者や高齢者のみ世帯の増加、見守りの必要性、身寄りのない方の増加」が全ての圏域であげられています。

◆各圏域で挙げられた意見の項目一覧

項目		中央	白糸台	西府	武蔵台	新町	住吉	是政	紅葉丘	押立	四谷	片町	圏域数
地域のつながりの不足	地域のつながりの希薄化	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	—	8
	地域の人がわからない、個人情報の壁あり	○	—	○	○	○	○	○	—	○	—	○	8
	居場所、交流の機会の不足	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	10
地域活動団体の課題	自治会・町会等への加入者の減少、存続不安	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	シニアクラブへの加入者の減少、存続不安	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	10
	地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）、無関心	○	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	9
	地域・活動の情報の収集と発信が困難	○	○	—	○	—	○	○	—	—	—	○	6
	地域活動団体、関係機関の連携不足	○	○	○	—	○	—	—	○	—	○	○	7
	活動者特有の課題	—	—	○	—	—	—	○	—	—	—	—	2
困りごとを抱えている人、世帯	孤独・孤立している人・世帯の存在	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	高齢の単身者や高齢者のみ世帯の増加、見守りの必要性、身寄りのない方の増加	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	認知症に対する理解不足、対応への不安	—	—	—	—	○	○	○	—	—	○	—	4
	障害者支援の課題	○	○	○	○	—	—	—	—	—	○	○	6
	子どもの居場所や遊び場の不足、見守りの必要性	—	○	○	○	—	○	—	○	○	—	—	6
	外国人の方への支援	—	—	—	—	○	—	—	—	○	—	—	2
	食に困っている方への援助	○	—	○	—	—	○	—	—	—	—	—	3
	複雑な課題、複合的な課題を抱える世帯の存在	—	—	—	—	—	○	○	○	—	—	○	4
	団地、集合住宅の課題	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	2
	相談先がない、わからない	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	3
情報の課題	情報格差がある	—	—	—	—	○	—	○	○	—	○	○	5
防災・防犯等の課題	防災対策、災害時要援護者の課題	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	防犯対策が必要（詐欺が多い等）	○	—	○	—	○	○	—	—	—	—	○	5
	ゴミ等のマナーが悪い	○	○	○	—	—	○	○	—	○	—	—	6
	交通マナーが悪い	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	○	5
地域資源、インフラの課題	空き家の増加	○	—	○	○	—	○	○	—	—	○	○	7
	地域資源不足（医療、福祉）	—	○	—	—	—	—	—	○	○	—	○	4
	買い物が不便、店が少ない	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	交通の便が悪い、移動困難	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	10
	道路の危険、整備が不十分（バリアフリーの課題）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11

◆各項目の具体的な内容（５圏域以上で出された意見）

項目		内容
地域のつながりの不足	地域のつながりの希薄化	・アパートやマンションの人たちとの交流が少ない ・転居してきた若い家族と交流がない ・近所であってもコミュニケーションが極めて少ない ・コロナ以降、近所付き合いが薄くなっている ・新旧住民間の隔たりがある
	地域の人がわからない、個人情報の壁あり	・知りあいが少なくなった（引っ越し） ・自治会入会時に家族構成が不明 ・自治会と民生委員で持っている個人情報が異なる ・活動するための情報がないって来ない、個人情報の壁 ・課題を抱えていそうな人がいても近所に状況を聞けない
	居場所、交流の機会の不足	・気軽に集まれる場が少ない ・誰もがふらっと立ち寄れる場がない ・暑いときに避難や学習（子ども）する居場所が欲しい ・文化センターが使いづらい ・子ども・若い人と大人・高齢者の交流機会がない
地域活動団体の課題	自治会・町会等への加入者の減少、存続不安	・自治会の加入者が少ない ・自治会加入のメリットがみえにくい ・自治会・町会への参加方法が分からない ・自治会の担い手不足（役員等）、後継者不足 ・若い世帯（転入）の未加入・高齢者世帯の退会
	シニアクラブへの加入者の減少、存続不安	・シニアクラブに入る人が少ない、後継者がいない ・シニアクラブの担い手不足（高齢化）、役員選出が困難
	地域の担い手不足、参加者が少ない（若い人等）、無関心	・集まり、行事・イベントへの参加者が少ない、出てくる人が毎回同じ ・担い手不足、地域ボランティアの限界 ・リーダーになる人が出てこない ・活動に若い人の参加が少ない ・男性の参加が少ない ・やる気のある人たちが地域活動に出てこれられない
	地域・活動の情報の収集と発信が困難	・地域活動の情報が取れない ・地域の施設の活用方法の知識が不十分 ・民生委員の名前と顔を覚えてもらえない ・誰が地域の支援者か分かりづらい
	地域活動団体、関係機関の連携不足	・民生委員と町会の連携が不十分 ・地域住民と学校とのつながりがない ・大学や高校と連携ができない
困りごとを抱えている人、世帯	孤独・孤立している人・世帯の存在	・他者の介入を拒否し、状態が悪化している人が多い ・困っていることを伝えられない人がいる（高齢者、子どもの保護者等） ・課題を課題として理解できない人がいる ・孤独な人が増えている、しかし対応方法がわからない
	高齢の単身者や高齢者のみ世帯の増加、見守りの必要性、身寄りのない方の増加	・高齢者のひとり暮らし、高齢夫婦のみ世帯が増えている、地域とつながらず孤立している世帯も多い ・身寄りのない高齢者が多い ・外出を控えている、外出が難しい高齢者が多い ・高齢者の見守り、声かけが難しい、急病時の対応等課題 ・老々介護が増えている
	障害者支援の課題	・障害が重いほど地域のつながりがない ・小さい頃から障害のある方と接する機会がない ・障害者への情報提供が課題、災害放送は聞こえない

項目		内容
困りごとを抱えている人、世帯	子どもの居場所や遊び場の不足、見守りの必要性	・子どもが少なくなっている ・子どもの生活が見えづらい ・子どもに声をかけると不審者と思われる ・共働き世帯が増え、放課後の子どもの居場所が必要 ・不登校の子どもが増えている
情報の課題	情報格差がある	・テレビしか見ない、インターネットができない人が多い ・スマートフォン、パソコンが使えないと情報が入らない ・情報を調べられるが正しい内容なのか判断が難しい ・情報が必要な人に届かない ・情報リテラシーが不足している
防災・防犯等の課題	防災対策、災害時要援護者の課題	・防災に対する意識が低い ・災害時の助け合いができるか不安 ・避難所に行けない、避難所が遠い ・水害への不安が大きい、避難場所への不安 ・要支援者の避難をどのように支援するのか
	防犯対策が必要（詐欺が多い等）	・詐欺が多く電話連絡ができない、ドアを開けてもらえない ・夜間は暗い通りが多い ・地域パトロール、警察の巡回がない
	ゴミ等のマナーが悪い	・ゴミのポイ捨てがある ・ペットのふんを取らない人がいる
	交通マナーが悪い	・自転車のマナーが悪い人がいる（歩道を走る、無灯火等） ・駐車違反が多い
地域資源、インフラの課題	空き家の増加	・空き家が多い ・不安な空き地がある
	買い物が不便、店が少ない	・買い物が不便（スーパー、商店、コンビニがない等） ・買い物に行くのが不安な人がいる
	交通の便が悪い、移動困難	・バス便がない、少ない ・公共交通不足、圏域が広い、高低差のため、拠点施設（駅、文化センター等）・活動場所までの移動が困難
	道路の危険、整備が不十分（バリアフリーの課題）	・横断歩道を渡る時間が短い ・標識が見えにくい ・駅のバリアフリー化が進んでいない ・歩道が狭くバリアフリーになっていない ・歩道と車道の境目の点字ブロック、音響信号、横断歩道へのエスコートゾーンの設置が必要 ・自転車道の整備が必要

◆各圏域の特徴的な意見

中央	・ 障害者の暮らしを支える人材が全く足りない ・ 重度重複障害者が最後まで暮らせるところが市内にはほぼない ・ 障害がある方の介護予防活動の場がない ・ 耳が聞こえにくい人へのサポートが必要 ・ 詐欺などが多くて不安・電話にでない ・ 高齢になっても、障害があっても住める場所が足りない ・ 食に困っている方への援助
白糸台	・ 学校と地域との協力・連携が少ない ・ 困っている人がどこに相談すればいいか分かりにくい ・ ターミナル駅がないため診療科目によっては医療機関が少ない
西府	・ 地域と学校のつながりががない ・ フードドライブを宣伝しているが集まらない ・ 交番がそばにない、防犯に不安 ・ 福祉サービス事業所の職員が集まらない ・ 小学校のグラウンドの土がぬかるみやすい
武蔵台	・ 道路整備の情報が入ってこない ・ 武蔵台２・３丁目には地域的課題がある（地形、避難所遠い等） ・ 障害を抱えている親子がサービスにつながっていない ・ 介護サービス（ヘルパー・ケアマネ等）が来てくれない地域がある
新町	・ 認知症高齢者に対する理解が進まない ・ 情報格差がある ・ 外国人支援の課題がある
住吉	・ 孤立から多様な課題が生まれている ・ 8050 問題の世帯が見られる ・ 生活拠点となる場所が少ない ・ 郷土の森の近くなので動物が多い（タヌキ、アライグマ、ハクビシンなど）
是政	・ 複合的な課題を抱えている世帯がいる ・ ひとり暮らし高齢者が日常での困りごとをどこに相談したらいいのか分からない ・ 必要な情報が届かない ・ 圏域の区割りが地域の実態と異なる
紅葉丘	・ 子どもの課題（居場所、ひきこもりの児童） ・ 8050 問題、ひきこもり（独居）の方など、課題を抱える世帯がいる ・ 福祉サービス、医療機関が少ない
押立	・ 子どもの課題（不登校）、子育て支援が必要 ・ 外国人世帯が課題を抱えている ・ 団地の階段に苦勞している方が多い、 ・ 集合住宅の管理費があがっていく ・ 医療機関が少ない
四谷	・ 小学校 P T A が機能していない ・ 障害者への連絡ツールが不十分
片町	・ 生活困窮者への対応に課題 ・ エレベーターのない建物に住んでいて外出が困難になる方がいる ・ 困りごと相談をどこにすればいいのか分からない方が多い ・ 駅周辺のハードに問題がある、再開発の情報が届かない ・ 地域の安心に不安がある ・ 医療機関が少ない

(2) 地域の“ちから”（人・場所・活動）を活かしてできること

「あいさつ、声かけ、関係づくり」、「行事・イベントの実施等」が全ての圏域であげられています。

◆各圏域で挙げられた意見の項目一覧

項目		中央	白糸台	西府	武蔵台	新町	住吉	是政	紅葉丘	押立	四谷	片町	圏域数
地域のつながりづくり	あいさつ、声かけ、関係づくり	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	行事・イベントの実施等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11
	交流・居場所づくり	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
	(個人) 情報の提供及び共有の仕組みづくり	○	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	8
地域活動の活性化	(地域) 情報の発信の工夫	○	○	－	○	○	○	○	○	○	○	－	9
	自治会・町会等の活性化(団体同士の連携)	○	○	○	－	○	－	○	○	○	○	○	9
	シニアクラブの活性化	○	－	○	－	－	－	○	－	○	－	○	5
	活動への参加	－	○	－	－	○	－	○	－	○	○	－	5
地域の担い手の充実	担い手の確保・育成、若い世代	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○	○	9
	民間施設、企業との連携、活用	－	－	－	○	－	－	○	○	－	－	○	4
	地域活動団体、関係機関同士、行政の連携強化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	10
	地域参加への意識啓発	○	－	○	－	○	－	－	－	－	－	－	3
	地域活動、ボランティア活動の有償化(ポイント)	－	－	－	－	－	－	○	○	－	－	○	3
困りごとを抱える人、世帯の支援	見守り・訪問・傾聴	○	○	○	○	○	○	○	○	－	○	○	10
	助け合い活動	－	○	－	○	○	○	○	○	－	○	－	7
	高齢者支援、認知症支援等	－	－	○	○	○	○	○	－	－	○	○	7
	障害者支援	○	○	○	－	○	－	－	－	－	－	－	4
	子ども支援	－	－	○	○	－	－	－	－	－	－	－	2
	買い物支援、移動販売の充実	○	○	－	○	－	○	－	○	○	○	○	8
	食の支援	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	2
	困りごと、地域課題を解決する仕組みづくり	－	○	○	○	－	○	－	－	○	○	○	7
防災・防犯等の対策	防災・災害時対応	－	○	－	－	○	○	○	－	○	○	○	7
	マナー対策	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－	○	4
	防犯対策	○	－	○	－	－	－	－	－	－	－	－	2
地域資源の活用	空き家・スペースの活用	－	－	○	○	○	－	○	－	○	○	○	7
	文化センター等の地域資源の活用(拠点化)	○	○	－	○	○	○	－	○	○	○	－	8
	公共交通の充実、移動支援	○	○	○	○	－	－	－	○	○	○	－	7
インフラ等整備	道路整備、バリアフリーの推進	○	○	－	－	○	○	－	－	－	○	－	5
	外出しやすい環境(休憩所・ベンチ・日よけ)整備	－	○	－	○	－	－	－	－	－	○	－	3

◆各項目の具体的な内容（５圏域以上で出された意見）

項目		中央
地域のつながりづくり	あいさつ、声かけ、関係づくり	・「笑顔であいさつ」からつながりの一歩を踏み出す ・集合住宅などの方、すれ違ったら、あいさつ ・となり三軒両隣で日頃より話す機会を増やして助け合う ・個人情報も大事だが気になる時は思い切って声をかける ・地域行事の参加を促し、交流する、誘い合う
	行事・イベントの実施等	・地域の盆踊り、もちつき会、運動会 ・地域のコミュニケーションを取るためのイベント ・参加しやすいイベントの企画（場所・時間帯） ・新しく入られた市民の力を活かしたい・盆踊り・若い方たちが気軽に参加できるイベント ・コアイベントに様々な工夫を追加して開催 ・文化センターまつり、子どもたち体験→地域への愛着
	交流・居場所づくり	・交流の場を作る（横のつながりに） ・集まれて、居場所となるところの創出 ・個人の悩みを吐き出せる場所をつくる ・世代間のコミュニケーション ・お茶会、サロン、カフェ（子ども、高齢者、多世代） ・集会所・空き家を活用した居場所づくり
	（個人）情報の提供及び共有の仕組みづくり	・個人情報の共有のルールを決める ・高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の情報共有（見守りなど）、サロンへのお誘い ・情報の共有化（民生委員・自治会・シニアクラブ・地域包括支援センター（個人情報関係のデータ）） ・情報を共有できる機会を増やす
地域活動の活性化	（地域）情報の発信の工夫	・各組織の活動内容をタイムリーに知らせる仕組みをつくる ・若い人に届くメディアを使う ・高齢者にもわかりやすい情報伝達（重要なお知らせはマンツーマンで） ・SNS 発信。時間と空間の不足をソーシャルメディア等で補う ・チラシ配布、活動の予定を知らせる
	自治会・町会等の活性化（団体同士の連携）	・自治会やシニアクラブ加入のメリットをつける ・自治会、管理組合（マンション）の連携、防災対策 ・自治会のイベントを増やす、誰でも参加できるよう配慮 ・町会活動の積極的広報活動
	シニアクラブの活性化	・60 歳を超えた人にシニアクラブ加入の案内状を出す ・シニアクラブで相互交流しながら、ひとり暮らし対応 ・シニアクラブでの輪投げ、健康マージャン等の活動
	活動への参加	・行事があったら参加する、協力する ・シニアクラブ活動が参加することで元気になった ・わがまち支えあい協議会に参加する ・身近な場所で活動できるようにする
地域の担い手の充実	担い手の確保・育成、若い世代	・できない、苦手な人とできる、得意な人をつなげる仕組み ・若い人を活用する（各種行事等） ・高校生・大学生を巻き込む、学生ボランティア ・若い人が参加しやすい行事、日程を考える ・退職直後の元気高齢者を地域活動に巻き込む ・ボランティアの有効な活動の検討（趣味や広報） ・新しく入られた市民の力を活かしたい・盆踊り・若い人が気軽に参加できるイベント

項目		中央
地域の担い手の充実	地域活動団体、関係機関同士、行政の連携強化	・ 地域団体の集約（コミ協、自治体、社協、ボランティア…） ・ わがまち支えあい協議会と地域の関係機関や活動団体が連携する ・ 文化センター中心に各活動団体が連携する、課題解決づくりができる仕組みを作る ・ 担い手の人たちの顔合わせ（情報共有）、地域パーティの開催 ・ デジタル化によるコミュニケーションの推進
困りごとを抱える人、世帯の支援	見守り・訪問・傾聴	・ 見守り活動（児童・学童・年配者）で声かけをする ・ 支援する人とされる人の時間のすり合わせ（訪問時間など） ・ ひとり暮らしの人の見守りをする ・ 見守りの仕組みづくり（自治会・シニアクラブ・ささえあいの会それぞれで取り組む）
	助け合い活動	・ ささえあいの会の活用 ・ ちょこっとお手伝い ・ お助け隊をつくる ・ share（シェア）の仕組みづくり（もの・こと）してあげ隊・してもらい隊
	高齢者支援、認知症支援等	・ 高齢期を迎えるリスク対策の啓発 ・ 高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者の情報共有（見守りなど）、サロンへのお誘い ・ 高齢者にもわかりやすい情報伝達 ・ 健康づくり活動、介護予防講座 ・ 認知症講座の開催 ・ 地域活動者に認知症の方への対応を伝える
	買い物支援、移動販売の充実	・ 移動販売車の充実、拡大 ・ 買い物支援 ・ ネットスーパーの利用の促進
	困りごと、地域課題を解決する仕組みづくり	・ コーディネーターに情報を集約する ・ 問題解決に向けたニーズを把握するための調査を実施する ・ 「助けてほしい」気持ちを表出できるような呼びかけを行う ・ ワンストップ相談窓口の設置、困りごと相談会の開催 ・ 困りごとを抱える人、世帯の支援について、関係者で検討できる仕組みづくり
防災・防犯等の対策	防災・災害時対応	・ 防災訓練等を通じて横のつながりを強める ・ 防災について（近所で）話し合える場づくり ・ マイ・タイムラインの作成 ・ 防災、避難所の情報の周知（団体への周知、講座、掲示板の活用等） ・ 避難行動要支援者への対応策の検討
地域資源の活用	空き家・スペースの活用	・ 空き家を活用し若い人を増やす ・ 空き家のリノベーションによる居場所、飲食店をつくる ・ 団地の空いている部屋の運用 ・ マンションの集会所の利用
	文化センター等の地域資源の活用（拠点化）	・ 文化センターを気軽に立ち寄れる場所にする（ふらっと集える） ・ 文化センター内に地域の人がいつでも使える部屋を設ける（雑談したり、相談したり、作業したり） ・ 公共施設（図書館、公会堂、市役所等）の空き室、空きスペースの活用
	公共交通の充実、移動支援	・ ちゅうバスの維持、本数増 ・ ちゅうバスのルートの見直し
インフラ等整備	道路整備、バリアフリーの推進	・ 道路の段差を滑らかにする ・ 自転車道の整備

◆各圏域の特徴的な意見

中央	・ 市民の意識を変える～受け身から能動へ ・ フードパントリー、子ども食堂など食への援助 ・ 今ある施設に障害者が入れるところを増やす ・ 耳が不自由な方のために QR コードを活用して通訳につなげる等の支援を行う ・ 自転車のマナー教室の開催
白糸台	・ 若い家族が増えてきているが、地域の人との話し合える場所を作り自治会等に入る人を増やす ・ 生活の困りごと発見と解決のしくみをつくる ・ 公民館、避難所にインターネットを整備する ・ 地域の障害者施設と地域がつながる ・ ゴミルールを決める ・ 買い物ルートに休憩できるスペースやベンチを設置
西府	・ 学校職員、PTA、自治会の合同パトロールを行う ・ 高齢期に向けたリスク予防・備えへの啓発をする ・ 聞こえない人のために「見える」形式で情報を出す ・ 子ども食堂への参加を増やす ・ 介護現場、福祉現場を改善する
武蔵台	・ 武蔵台 2・3 丁目の町会をつくる ・ スーパーの飲食スペースを活用する ・ 武蔵台地区にコミュニティバスを走らせる
新町	・ ささえあいの会のチラシを全戸ポスティング配布 ・ ささえあいの会に各団体から情報を流してもらう ・ 地域で高齢者支援できている自治会の情報を把握して、好事例を共有する ・ 町会・自治会のあり方を検討する ・ 学校で生徒たちにもメリットのなるイベントを作る・一緒に行う ・ 高齢者施設との連携、施設へのボランティア訪問活動
住吉	・ 個人、団体の発信できる力を育てる ・ 住吉スポーツクラブと地域イベントのコラボを行う（子ども 100 人弱） ・ 要介護、要支援高齢の担当者会議に地域の支援者が参加する仕組みを構築する
是政	・ 幼稚園へ中学校の防災訓練などで地域防災の役割を伝え、自治会への入会や PR をする ・ サロン、地域祭りなどに一般企業に入ってもらう ・ お助け隊をつくる、若い人が高齢者を助けるで、買物の手伝いをする、1 回 500 円など有料で行う
紅葉丘	・ 民間企業に協力いただく ・ ボランティア活動をするたびにスタンプを発行する（褒美は市や商店街の協力を得る）
押立	・ ちょっとした“できる”を活かして自主的活動を広める ・ 企業・施設を誘致して場所をつくる
四谷	・ 自治会と小中学校の連携を前向きに考える ・ コミュニティバス、乗合
片町	・ 地域で交通安全教室を学ぶ機会を設ける ・ ひとり暮らし同士でゆるくつながるコミュニティのしくみをつくる ・ 介護サポーター制度を導入する、導入によって地域のタイアップ、行政の負担軽減となる ・ コミュニティに所属したくない人が所属したり登録できるような仕組み、場づくり

資料5 用語集

ア行

■アセスメント 【P●】 ※高齢分野から

事前評価、初期評価。利用者が直面している生活上の困難を解決するために、必要な情報を収集し、情報の分析、解釈及び関連付けを行い、課題を明らかにすること。

■愛の手帳 【P●】

知的障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、児童相談所又は東京都心身障害者福祉センターの判定に基づいて、1度（最重度）、2度（重度）、3度（中度）、4度（軽度）の障害程度別に交付される。なお、愛の手帳は東京都独自の制度で、他道府県では国の制度として療育手帳がある。

■ICT【P●】 ※障害分野から

Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。ネットワーク通信を利用した情報や知識の共有、情報技術の活用という意味で用いられる。

■アウトリーチ 【P●】

支援者が積極的に地域に出向いていく援助のこと。生活上の問題・困難を有しているにもかかわらず支援を拒否するなどの人に対して、積極的に働きかけること。

■アプリ 【P●】 ※こども計画から

スマートフォンやタブレットなどの機器・端末で起動するアプリケーションソフトウェアのこと。

■医療的ケア【P●】 ※高齢分野から

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のこと。

■インフラ 【P●】

インフラストラクチャーの略。道路、橋りょう、公園、下水道、又はそれらに付属する施設（街路樹、街路灯、遊具、トイレ、ポンプなど）のこと（都市基盤施設）。

■SNS（Social Networking Service）【P●】

登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

■NPO（Non Profit Organization）【P●】

ボランティア団体や市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指し、株式会社などの営利企業とは違って、「利益追求のためではなく、社会的な使命の実現を目指して活動する組織や団体」のこと。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人という。

■M字カーブ 【P●】

女性の労働力率が結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する現象のこと。

力行

■介護職員初任者研修【P●】 ※高齢分野から

介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われる研修。以前は訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修や介護職員基礎研修などの様々な研修があったが、キャリアパスを分かりやすくするため、介護職員初任者研修に一本化された。

■介護予防 【P●】

高齢者が要介護状態等になることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うもの。特に、生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて、「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要であり、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった心身機能の改善だけを目指すものではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、それによって一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すもの。

■介護予防コーディネーター【P●】 ※高齢分野から

地域の介護予防活動の調整役。介護予防のネットワークづくりや介護予防講座、相談、自助グループの支援などを行っている。

■介護予防サポーター【P●】 ※高齢分野から

本市において、地域で行われる様々な介護予防活動を支える人材。介護予防の人材育成研修を修了した高齢者が介護予防サポーターとして認定される。

■介護予防推進センター【P●】 ※高齢分野から

本市における介護予防の中心拠点として平成18年4月に開設。介護予防の普及啓発、介護予防教室に加え、介護予防に関する人材育成や情報提供などを行い、地域の介護予防活動を支援している。

■学童クラブ（放課後児童健全育成事業）【P●】 ※障害分野から

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

■基幹相談支援センター 【P●】 ※障害分野から

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、（１）総合的・専門的な相談支援の実施、（２）地域の相談支援体制の強化の取組、（３）地域移行・地域定着の促進の取

組、(4) 権利擁護・虐待の防止を行う。本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置している。

■元氣いっぱいサポーター 【P●】

市に登録した健康ボランティア。健康づくりに前向きに取り組み、周りに伝え、地域をつなげ、市全体を元気にしてくれる人、と定義している。

■ケアマネジャー（介護支援専門員） 【P●】

介護保険制度で要介護者又は要支援者からの相談に応じると共に要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けた者。

■合計特殊出生率 【P●】 ※保健計画から

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率の合計を女性一人が生涯に産む子どもの数として表したもの。

■子育て世代包括支援センター 【P●】 ※こども計画から

児童福祉法上の名称はこども家庭センター。全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関で、妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応するとともに、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整などにより、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目のない支援を提供する施設のこと。

■子育てひろば 【P●】 ※こども計画から

子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供する事業のこと。

■子ども家庭支援センター 【P●】 ※こども計画から

子育て家庭からの育児などの相談や子ども自身からの相談に応じるほか、親子の交流の場を提供し、子育てをしている人の仲間づくりや子育てに関する情報提供など、子育て家庭への支援を行う施設のこと。本市には、「たっち」及び「しらとり」の2つの子ども家庭支援センターがある。

■子ども食堂 【P●】 ※保健計画から

民間発の自主的・自発的な取組で、子どもが一人でも行ける無料又は低額の食堂。

■子ども発達支援センターはばたき 【P●】 ※障害分野から

子どもの発達や学校生活などに不安等を抱える子どもとその保護者に対し、「ライフステージが変化しても途切れない支援」をコンセプトに、福祉と教育が連携した一体的かつ切れ目のない支援を行っている。発達に遅れや偏りがある0歳から18歳までの子どもとその家族、関係者を対象に、発達や教育に関する相談支援をはじめ、就学前の子どもに関

する通園指導（児童発達支援）や外来グループ指導等を実施している。

■個別避難計画 【P●】 ※障害分野から

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者一人ひとりについて、避難支援を行う人や避難先、避難方法などをあらかじめ定めた計画。平常時から本人や家族、地域住民、福祉関係者等が情報を共有し、災害発生時の円滑な避難につなげることを目的として作成される。

■困りごと相談会 【P●】

地域福祉コーディネーターが文化センターで実施している相談会。

■コミュニティ協議会 【P●】

各文化センター圏域に、自治会・町会等、シニアクラブ、自主グループなどの地域団体に組織される協議会。圏域住民のふれあいと交流を深め、連帯感を育み、豊かな近隣社会づくりを目指して、地域まつりなどのイベントを市との協働により実施する。

サ行

■事業継続計画（BCP） 【P●】

企業や行政組織が大規模な自然災害や火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇し、人や物、情報、ライフラインなど利用できる資源が制約される中で、中核事業の継続や早期事業の再開のため、平常時の活動や緊急時における事業継続のための方法、手段を取り決めておく行動計画。

■シニアクラブ 【P●】

本市における地域を基盤とする高齢者の自主的組織。クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する、おおむね60歳以上で、30人以上の会員から組織される。自らの生きがいを高め、健康づくりを進める活動とボランティア活動を始めとした地域を豊かにする各種活動との均衡を図りながら、多様な社会活動を総合的に実施する。

■児童館 【P●】 ※こども計画から

児童福祉法に定められた児童福祉施設で、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的として設置される施設のこと。地域の児童の健全育成及び子育て支援の拠点施設となっており、児童の遊びを指導する児童館指導員が配置されている。本市では、各文化センター内に設置されている。

■市民活動センター「プラッツ」 【P●】

自発的かつ継続的な市民活動を積極的に支援し、促進するとともに、協働のまちづくりを推進するために設置されたセンター。

■市民後見人 【P●】

弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた方で、家庭裁判所か

ら成年後見人等として選任された方。

■社会福祉協議会 【P●】

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織。昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、設置されている。

■社会福祉施設 【P●】

高齢者、子どもや障害のある人に福祉サービスを提供する施設であり、これらの方々が自立してその能力を発揮できるよう、必要な日常生活の支援、技術の指導などを行うことを目的としている施設。

■住宅確保要配慮者 【P●】 ※障害分野から

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の第2条において、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯と定められているほか、省令において、外国人、DV被害者などが定められている。

■障害者虐待防止センター 【P●】 ※障害分野から

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第32条に基づいて設置され、障害者虐待に係る通報及び届出の受理や、養護者による障害のある人への虐待の防止及び養護者による虐待を受けた障害のある人の保護、障害のある人及び養護者に対する相談、指導及び助言を行う。本市においては、市役所の障害者福祉課内に設置している。

■シルバー人材センター 【P●】

高年齢者雇用安定法に基づき、おおむね60歳以上の人を対象として、臨時的で短期的な仕事を無料で紹介する公益社団法人。都道府県知事の指定により、市町村に1か所設置されている。

■身体障害者手帳 【P●】

身体障害のある人が各種サービスを受けるための証明となるもので、指定医師の障害程度判定にもとづいて次の種類の等級（重い順に1級から6級まで）別に交付される。

- （1）視覚障害 1級から6級
- （2）聴覚又は平衡機能の障害 2級から6級
- （3）音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 3級・4級
- （4）肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）
1級から6級
- （5）肢体不自由（体幹機能障害） 1級から3級・5級
- （6）内部機能障害（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害）
1級・3級・4級
- 内部機能障害（免疫・肝臓の機能障害） 1級から4級

■心身障害者福祉センター 【P●】 ※障害分野から

心身障害者の文化教養の向上を図るとともに、その社会参加と自立を助長することによ

り、心身障害者の福祉を増進するための施設。医療、療育、生活、職業等の相談及び指導に関するもののほか、施設や図書の貸出し等を行うものである。

■生活支援コーディネーター【P●】 ※高齢分野から

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）、地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング機能を果たす方のこと。

■精神障害者保健福祉手帳【P●】

精神障害のある人が、社会復帰や社会参加のため各種サービスを受けるための証明となるもの。指定医師による診断書もしくは障害年金の診断書をもとに判定され、等級は重い順に1級から3級までである。

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステム【P●】 ※障害分野から

精神障害の有無に関わらず、だれもが安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育などを包括的に支援する仕組み。本市では、令和4年度から「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム連絡会議」を毎年度実施しており、精神障害のある方の生活に係る課題や地域資源に関する情報共有、意見交換を行っている。

■成年後見制度【P●】 ※障害分野から

認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない者について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ援助者を契約によって決めておく任意後見制度と、家庭裁判所が援助者を選ぶ法定後見制度がある。また、成年後見制度は今後、後見・保佐・補助の3類型を「補助」に一本化することや、終身制の見直し、後見人の交代の柔軟化など、利用者の状況に応じた制度改正が行われる予定である。

■ソーシャルキャピタル【P●】 ※保健計画から

人々の協調行動を活発化することにより強化される「信頼」、「規範」、「ネットワーク」等からなる社会的仕組みを指す概念。

夕行

■男女共同参画センター「フュール」【P●】

市民に男女共同参画社会に関する学習の機会並びに交流及び活動の場を提供し、男女共同参画社会の形成に寄与するために設置されたセンター。

■地域共生社会【P●】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ご

と』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことである。

■地域子育て支援センター 【P●】

市立保育所（基幹保育所）において、利用者支援事業や子育てひろば事業（地域子育て支援拠点事業）を行う施設。

■地域支援事業 【P●】

高齢者が要支援状態や要介護状態にならないように介護予防を行うとともに、地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するための事業。

■地域生活支援センター 【P●】

障害のある人からの総合的な相談支援を行う「相談支援事業」と、障害のある人の地域での生活や活動を支援する「地域活動支援センター事業」を受託している機関である。

本市の地域生活支援センターは、地域生活支援センター「み～な」、「あけぼの」、「プラザ」、「ふらっと」の4か所である。

■地域福祉活動 【P●】

地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む活動のこと。

■地域福祉コーディネーター 【P●】 ※障害分野と同様の内容に修正

制度の狭間にあるような困りごとを抱えている方の社会的孤立の解消を目的とした一人一人に寄り添った生活支援（個別支援）や、地域住民が一人一人の困りごとを地域全体の課題として捉え、地域住民が連帯意識を持って活動を作り出す支援（地域支援）を行う事業である。

■地域包括ケアシステム 【P●】

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

■地域包括支援センター 【P●】

高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置されたもの。主な業務として、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント及び地域のケアマネジャーに対する支援などがある。

■特定健康診査 【P●】 ※保健計画から

メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣を改善し、高血圧病や脂質異常症、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることを目的とした検査のことで、当該年度に

40歳から74歳になる府中市の国民健康保険被保険者を対象に実施。

■特別支援学校 【P●】 ※障害分野から

障害のある幼児・児童・生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を実施するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識・技能を授けることを目的とした学校である。

ナ行

■難病 【P●】

難病とは、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」（「難病の患者に対する医療等に関する法律」）をいう。以前は、厚生労働省が定めた「難病対策要綱（昭和47年）」に基づき、医療費の助成や在宅サービスの提供等が行われてきたが、平成25年4月から、障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの対象になった。

■認知症カフェ 【P●】

認知症の人やその家族が、地域住民や専門家等と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う集いの場。

■認知症サポーター 【P●】 ※高齢分野から

認知症を正しく理解して、認知症の人や家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動する人のことで、認知症サポーター養成講座を受けた人は誰でも「認知症サポーター」になることができる。本市では、ささえあいの地域が作れるように願いを込め、「ささえ隊」と呼んでいる。

■ノーマライゼーション 【P●】

1950年代、デンマークの知的障害のある子を持つ親たちの会が、巨大な障害者施設の中で多くの人権侵害が行われていることを知り、その状況を改善しようと始めた運動から生み出された考え方で、当初は一般市民と同じような生活条件を提供するという理念であったが、次第に完全参加・人権・平等理念へと発展してきた。国の障害者基本計画では、「障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方」と定義されている。

ハ行

■配偶者等からの暴力（DV） 【P●】

配偶者・パートナー等、親密な関係にある者から支配的に振るわれる暴力のこと。殴る蹴る等の身体的暴力だけではなく、精神的、経済的、性的な暴力等も含まれる。

■発達障害 【P●】

発達障害とは、脳の機能障害があり、それによって生活や学習に困難さを持つ障害。子

どもの頃に明らかになる場合が多いが、大人になってから気づかれることもある。

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

■バリアフリー 【P●】

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。また、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられている。

■PDCAサイクル 【P●】

典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（action）のプロセスを順に実施し、最後のactionではcheckの結果から、最初のplanの内容を継続（定着）・修正・破棄のいずれかにして、次回のplanに結び付ける。PDCAサイクルとは、このプロセスを繰り返すことによって、品質の維持・向上および継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法をいう。

■ひきこもり 【P●】

仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態。

■ピクトグラム 【P●】

言葉によらない、目で見るだけで案内を可能とする図記号のこと。

■避難行動要支援者 【P●】

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者。

■避難行動要支援者名簿 【P●】 ※障害分野から

平成25年の災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の改正により、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者について、市町村に作成を義務付けられた名簿。

■ファミリー・サポート・センター事業 【P●】

子どもの預かり等の提供会員と依頼会員による組織を設置し、相互援助活動に関する連絡・調整等を行う事業。

■福祉エリア（日常生活圏域） 【P●】

地域福祉を推進するために必要な仕組みや取組を効果的に展開するための地域の範囲のこと。高齢者福祉分野においては、本エリアを介護保険事業計画の日常生活圏域として位置付けている。市内にある11の文化センター圏域を基礎としたエリアであり、住民が主体的に地域の生活課題を把握し、解決に取り組むことができる身近な圏域である。

■福祉サービス第三者評価制度 【P●】

福祉サービスの利用者が事業所の内容把握やサービスを選択する際の目安とするために情報提供を図ること、福祉サービスを提供する事業者が、利用者の真のニーズを把握し、それに応える多様なサービスを提供するとともに、サービスの質の向上への取組を促進することを可能とすることを目的とした制度。

■福祉のまちづくり 【P●】

ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害のある人を含めた全ての人が、安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができるまちづくりを推進するための取組をいう。

■府中市福祉のまちづくり条例（福祉のまちづくり条例） 【P●】 ※障害分野から

高齢者や障害のある人を含めた全ての人（高齢者、障害のある人、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なる全ての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的として制定された条例。

■福祉避難所 【P●】

一次避難所及び二次避難所での生活が困難で、専門スタッフ等による看護及び医療的な支援が必要な方が生活する場所を指す。

※一次避難所：家の倒壊・焼失などにより自宅で生活できなくなった方が一時的に生活する場所（市立小中学校の体育館等）

二次避難所：「一次避難所」での生活が困難な避難行動要支援者（高齢者・障害のある人等）が避難生活をする場所（文化センター、ルミエール府中、生涯学習センター）

■ふれあいいきいきサロン 【P●】

地域住民が主体となって、地域の高齢者や障害のある人及び子育て中の親子等が住み慣れた地域のなかで孤立することなく、生きがいを持ち笑顔で安心して暮らすために日常的なふれあいや交流を行うことができる場。

■ふれあい会館 【P●】

市民及び市内の団体に福祉活動の場を提供することによって市民福祉の増進を図るために設置されている。社会福祉協議会、シルバー人材センターの2つの事務所がある。

■フレイル予防 【P●】 ※高齢分野から

フレイルとは、健常と要介護状態との中間的な段階であり、生活機能障害や死亡などの転帰に陥りやすい状態である。フレイルは身体機能問題のみならず、精神・心理的問題や社会的問題も含まれる包括概念である。健康長寿なまちづくりに当たって、フレイルをチェックし予防していくことが重要視されている。

■ボランティアセンター 【P●】

ボランティア活動をしたい人、ボランティア活動の情報がほしい人、ボランティアを探してほしい人のための相談窓口。

マ行

■民生委員・児童委員 【P●】

民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員。社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っている。全ての民生委員は児童福祉法によって「児童委員」も兼ねており、妊娠中の心配ごとや子育ての不安に関する様々な相談に応じ、支援をしている。

ヤ行

■有料老人ホーム 【P●】 ※高齢分野から

「入浴、排せつ又は食事の介護」、「食事の提供」、「洗濯、掃除等の家事」又は「健康管理」のうち少なくとも1つのサービスを供与する、老人福祉法に定義された高齢者向けの居住施設。施設が提供する特定施設入居者生活介護を利用する介護付有料老人ホーム、入居者自身の選択により外部の介護サービスを利用する住宅型有料老人ホーム、介護が必要となった場合には原則として退去となる健康型有料老人ホームの3類型に分類される。

■ヤングケアラー 【P●】 ※高齢分野から

家族の介護や世話、家事などを日常的に担っている子ども・若者。負担の大きさによって学業や生活に影響が生じることがあるため、適切な支援につなげることが重要とされている。

■ユニバーサルデザイン 【P●】

年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるよう生活環境その他の環境を作り上げることをいう。

■ユニバーサルデザインガイドライン 【P●】

ユニバーサルデザインを基本とした福祉のまちづくりを進めるため、5つの視点「公平（だれもが同じように）」、「簡単（容易に）」、「安全（危険なく）」、「機能（使い勝手よく）」、「快適（気持ちよく）」から、日常生活に密着している6つの整備場所（敷地内通路・駐車場、出入り口、廊下・階段・エレベーター、トイレ、子育て支援環境、公園）について、それぞれの施設整備における留意点を示したもの。

ラ行

■ライフコースアプローチ 【P●】

胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりのこと。

■ライフステージ 【P●】

出生から死亡に至るまでの人間の一生において、出生、入学、就職、結婚、出産、子育て

て、退職などの人生の節目となる出来事によって区分される生活環境の段階をいう。

ワ行

■ワークショップ 【P●】

専門家の助言を受けながら、参加者が共同で研究や創作を行う場。

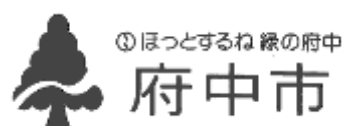
■わがまち支えあい協議会 【P●】

より身近な生活圏域で、地域住民や地域の様々な団体が地域の生活課題に気づき、共有し、共に解決していく仕組み。現在、市内11か所の文化センター圏域ごとに、地域の皆さんが中心となって仕組みづくりを行っている。

府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画
(令和9年度～令和14年度)

令和9年3月

発行：府中市 福祉保健部地域福祉推進課
〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
TEL 042-335-4161 (直通)



府中市地域福祉計画等策定スケジュールについて(令和7・8年度)

	令和7年度												令和8年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
地域福祉計画策定連携会議											①2/12				①6/16		②8/24							
【地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画】 福祉のまちづくり推進審議会					①8/8	②9/12		③11/17			④2/20			①5/15		②7/17	③8/14	④9/11	10/14			⑤1/13		
					・計画の位置づけ、枠組み ・地域別シグナルマップ概要 ・アンケート調査票	・アンケート調査票 ・地域別シグナルマップ概要 ・アンケート調査票		・地域別シグナルマップの進捗管理 ・アンケート調査票			・調査結果にあたっての課題と方向性			・計画の基本的考え方 ・理念・視点 ・計画の体系／骨子		・計画の体系／骨子案 ・実施案・事業	・実施案・事業 ・計画の体系／骨子案	・計画素案 ・パブリック・コメント	市長答申	パブリック・コメント		・計画素案 ・パブリック・コメント		
包括化支援推進会議		①5/30				②8/19				④1/19														
【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）】 高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進等協議会		①5/22		②7/17		③9/11			④12/25			⑤3/19		①5/28		②7/10		③9/10	10/14			④	⑤	⑥
		・計画の位置づけ、枠組み ・調査票		・市域の動向等、 ・アンケート調査票		・アンケート調査票 ・認知症の現状等、 ・アンケート調査票			・調査結果（速報） ・見学会からの報告等 ・評価			・調査報告書 ・課題と方向性		・計画骨子案 （第1章、第3章）		・計画骨子案 （第4章・第5章・第6章）		・計画素案 （高齢者保健福祉計画・認知症施策推進計画） ・介護保険事業計画	市長答申	パブリック・コメント		・計画素案 ・介護保険料確保策 ・計画素案		・計画素案 ・介護保険料
認知症施策推進計画 認知症部会				①7/28	②8/25	③9/1																		
【府中市障害者計画・障害福祉計画（第8期）・障害児福祉計画（第4期）】 障害者計画推進協議会				①7/4	②8/8		③10/3		④12/18		⑤2/26		①4/24	②5/29	③6/26	④7/28	⑤8/27	⑥9/29	10/14			⑦	⑧	
				・計画の位置づけ、枠組み ・調査票	・アンケート調査票		・アンケート調査票 （確定）		・市域の現状等、 ・アンケート調査票		・調査結果にあたっての課題と方向性		・報告書 ・計画の基本的考え方 ・計画の体系	・計画骨子案 ・計画の体系	・計画の進捗管理 ・計画の骨子案 ・計画の整理表	・計画骨子案 ・計画の進捗管理 ・計画の整理表	・計画素案 ・見込み量と確保策	・計画素案 ・確定	市長答申	パブリック・コメント		・計画素案 ・パブリック・コメント	・計画素案	